

平成27年度

川崎市包括外部監査の結果報告書

防災に関する事業についての事務

平成 28 年 2 月 3 日

川崎市包括外部監査人

公認会計士 青山 伸一

1. 端数処理

各事業の「過去3年間の事業費の推移」「事業費の主な内訳」「事業費の財源」については、千円未満を四捨五入で表示し、「事業費の主な内訳」において、合計が一致しない場合には端数を調整している。

報告書の他の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として川崎市が公表している資料、あるいは監査対象とした部局や団体から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出所は明示しない。但し、これらの数値を使いデータ等を算出し、監査人が分析等を行っている場合はその旨記載している。

報告書の数値等のうち、川崎市以外が公表している資料あるいは監査対象とした部局から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を「指摘事項」と「意見」に分けて記載する。「指摘事項」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、市として速やかに措置する必要があると判断した内容である。

また、「意見」は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘事項」として

目 次

第 1 包括外部監査の概要	4
1. 外部監査の種類	4
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	4
3. 外部監査対象期間	4
4. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	4
5. 外部監査の実施期間	5
6. 外部監査従事者	5
7. 利害関係	5
第 2 基本的な視点・監査の要点・監査手続	13
1. 基本的な視点	13
2. 防災、災害事業における有効性の検証	16
3. 防災、災害事業における適正性、経済性及び効率性の視点	22
4. その他	23
第 3 外部監査の対象	24
1. 国の防災、災害対策	24
2. 川崎市の防災対策	29
第 4 監査の対象とした局と事業	32
1. 川崎市の組織と防災事業	32
2. 局ごとの監査対象事業	33
第 5 総務局危機管理室	44
1. 災害予防対策事業費（防災対策管理運営事業）	44
2. 災害動員経費（防災対策管理運営事業）	50
3. 臨海部・津波防災対策推進事業費（臨海部・津波防災対策事業）	56
4. 防災行政無線管理費（防災施設整備事業）	62
5. 防災行政無線設備整備事業費（防災施設整備事業）	67
6. 総合防災情報システム整備事業費（防災施設整備事業）	77
7. 防災拠点管理費（防災施設整備事業）	85
8. 備蓄倉庫整備事業費（防災施設整備事業）	88
9. 避難所等機能強化事業費（防災施設整備事業）	104
10. 帰宅困難者対策推進事業費（帰宅困難者対策推進事業）	106
11. 危機管理対策事業費（危機管理対策事業）	112

1 2. 初動対応経費（危機管理対策事業）	117
1 3. 原子力災害対策事業費（危機管理対策事業）	121
1 4. 地域防災推進事業費（自主防災組織活動助成金）（地域防災推進事業）	127
第6 消防局	132
1. 消防団員報酬（消防団に関する事務）	132
2. 消防団員退職報償金（消防団に関する事務）	136
3. 消防団関連補助金（消防団に関する事務）	138
4. 消防団員貸与被服費（拡大分含む。）（消防団に関する事務）	140
5. 出張所改築事業費（消防署所の改築事業）	142
6. 消防施設改築事業費（消防署所の改築事業）	148
7. 緊急消防援助隊活動拠点整備事業費（庁舎等整備事業）	150
8. 千鳥町出張所棧橋改築事業費（庁舎等整備事業）	153
9. 消防車両等管理事業費（消防車両等管理業務）	155
1 0. 消防艇点検整備事業費（消防艇管理業務）	158
1 1. 耐震性貯水槽建設事業費（耐震性貯水槽建設事業）	160
1 2. 消火栓設置等負担金（警防活動事業）	163
1 3. 警防活動事業費（消火用具整備分）（警防活動事業）	166
1 4. メディカルコントロール活動事業費（救急救命士養成事業）	170
1 5. 消防救急無線デジタル化事業費（消防救急無線デジタル化事業）	175
1 6. 消防情報通信高度化事業費（消防指令体制の整備）	177
1 7. ヘリコプター定期整備事業費（航空関係業務）	179
1 8. ヘリコプター運航要員養成事業費（航空関係業務）	182
第7 健康福祉局	186
1. 健康福祉局における防災事業と地域防災計画等	186
2. 災害時医療救護対策事業費（災害時医療救護対策事業）	192
3. 災害時病院等医療救護対策事業補助金（災害時医療救護対策事業）	195
4. 救急医療・災害用医薬品整備事業等補助金（災害時医療救護対策事業）	198
5. 川崎 DMAT 編成事業費（災害時医療救護対策事業）	203
6. 災害時医療体制検討委員会事業費（災害時医療救護対策事業）	206
7. 災害時要援護者緊急対策事業費（災害救助その他援護事業）	208
8. 社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費（災害救助その他援護事業）	213
9. ひとり暮らし等高齢者見守り事業	219
第8 まちづくり局	222
1. 高層集合住宅震災対策指導事業費（高層集合住宅の震災対策施設整備推進事業）	222

2. 密集住宅市街地整備促進事業補助金（密集住宅市街地整備促進事業）	225
3. 民間マンション耐震対策事業費（民間マンション耐震対策事業）	230
4. 木造住宅耐震改修助成金（建築物防災対策事業）	233
5. 狭あい道路対策事業費（狭あい道路対策事業）	236
6. 狭あい道路拡幅整備助成金（狭あい道路対策事業）	238
7. ハザードマップ製作事業費（宅地防災対策事業）	241
第9 建設緑政局	245
1. 総論	245
2. 耐震対策等橋りょう整備事業費（耐震対策等橋りょう整備事業）	247
第10 港湾局	249
1. 総論	249
2. 港湾改修事業（国際戦略港湾）費	254
第11 教育委員会	258
1. 総論	258
2. 児童生徒安全情報配信事業費（学校安全事業）	262
第12 上下水道局	263
1. 総論	263
2. 水道事業の危機管理対策（水道事業の危機管理対策）	267
第13 区役所	269
1. 防災事業に関する区の役割	269
2. 過去の災害（ふりかえりと今後の課題）	272
3. 要援護者支援制度	277
4. 各区が実施している防災訓練	277
5. 自主防災組織推進事業（自主防災組織活動助成金）	286
6. その他	290
第14 公益財団法人川崎市消防防災指導公社	292
1. 監査の視点	292
2. 公社の概要	292
3. アクアライン消防活動支援事業	295
4. その他の事業	304
5. 役員、職員の状況	306
6. その他	308

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に定める川崎市との包括外部監査契約に基づく監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

防災に関する事業についての事務

3. 外部監査対象期間

原則として平成 26 年度(平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要に応じて上記以外の期間も対象に含める。

4. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

(1)内容

防災に関する事業について、関係部局を横断的に監査する。具体的には、「川崎市地域防災計画」に関連する事業について監査する。また、監査を実施するに当たっては部局間の連携や調整は十分か、事業の重複がないかといった観点からも現状把握を行う。防災という事業の特殊性より、本来事業の有効性は災害発生時に明らかになるものだが、可能な限り有効性についても検証する。さらに、平時において事業の実施目標がどのように設定され、実施手法の効率性、経済性がどのように達成されているかを検証する。消防防災の面で市の外郭団体である公益財団法人川崎市消防防災指導公社が関係するので、併せて監査対象とする。

(2)選定理由

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生や近年の水害の多発、感染症の拡大等は、災害対策の必要性を一層高めている。川崎市の災害対策は市内在住・在勤者のみならず、市内の繁華街や公共機関等を訪問する多くの人々にとっても関係の深いこと、羽田空港の再拡張・国際化により、また東京オリンピック・パラリンピックに向けてさらに多くの人々の受け入れが予想されるところから、特に重要なものと考えられる。

東日本大震災では、川崎市においても、主要駅で多くの帰宅困難者が発生したほか、臨海部における液状化現象やミュージアム川崎シンフォニーホールの天井崩落などの被害が生じた。これらの教訓と新たな地震被害想定調査結果を踏まえ、川崎市では、平成 25 年 4 月に「川崎市地震防災戦略」を改定し、これを反映させる形で平成 25 年 10 月に「川崎市地域防災計画(震災対策編)」の第 2 期見直しを行っている。

災害対策には、震災に限らず風水害や都市災害も含めて、街づくりという観点で行うハード的な面と、防災訓練の実施や地域コミュニティの形成といったソフト的な面の両方がある。時

系列的に見れば、「川崎市地域防災計画」に基づく災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等が含まれる。その各段階において自助・共助・公助の仕組みが適切な役割分担のもとでうまく機能することが求められている。さらに、神奈川県や国、インフラ事業者等との適切な役割分担も重要となる。今や、防災・災害対策の視点は、濃淡はあれ行政のあらゆる場面で必要とされるに至っており、それを反映して、関係する部局も多数に亘っている。

以上のことから、防災に関する事業の財務事務の執行について、その合法性に加え、経済性、効率性、有効性の観点から検討することは、川崎市の将来の市政運営にとって有用であると判断し、平成27年度の監査テーマとして選定した。

5. 外部監査の実施期間

平成27年6月25日から平成28年1月27日まで

6. 外部監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 青山 伸一

(2) 補助者

コンサルタント	石村 英雄	公認会計士	作本 遠
公認会計士	井上 光昭	公認会計士	谷川 淳
公認会計士	加藤 聡	公認会計士	宮本 和之
公認会計士	木下 哲	公認会計士	山口 剛史
公認会計士	金 志煥	公認会計士	山崎 愛子

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(本報告書で用いている防災に関する基本用語)

【基本概念】

用語	内容
災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害（災害対策基本法第2条第1項）
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること（災害対策基本法第2条第2項）。 災害予防、災害応急対策、災害復旧 の3つの概念が含まれる。監査テーマである「防災に関する事業」とは、3つの概念に直接的、間接的に関連する事業を言う。
災害予防	災害の発生を防止し、災害そのものの拡大を防止すること。防災関係者や住民等への教育の実施（自助）、自主防災組織による防災訓練の実施（共助）、無線等の整備・設備の設置・充実（公助）などがある。
減災	震災などによる被害、特に人的被害をできるだけ少なくするよう事前に対策を立てること、その取組み。津波や土石流などの衝撃を抑える緩衝帯としての機能をもつ海岸林や山林である減災林の整備、堤防・防潮堤など構築物の強化の他に、地域住民と行政の協働による災害情報の共有、避難方法の周知徹底、物資の備蓄などが行われる。
災害応急対策	災害が発生した場合に、応急的救助をおこなうなど、災害の更なる拡大を防止するための対策。災害対策本部等の設置による応急体制の確立、被害情報の収集伝達、災害に関する予警報の発令・伝達、市長等による避難の勧告・指示、災害危険区域の住民の避難誘導、物資の緊急搬送などがある。
災害復旧	災害による失われた施設等を復旧させ、被災者の生活の立て直しを図ること。
自助、共助、公助	防災対策を考える上での概念。自助とは、自ら（家族も含む）の命は自らが守り又は備えること。共助は、近隣が互いに助け合って地域を守り又は備えること。公助は、「総合的な防災対策の推進」という考えに基づき、行政・防災関係機関が個人、地域と連携した防災対策を実施し地域を守ること。 東日本大震災のように公的機関が麻痺するような大規模広域災害では、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと災害対策がうまく働かない。

【防災関連法】

用語	内容
災害対策基本法	国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として、昭和 34 年の伊勢湾台風を契機に昭和 36 年に制定された法律。災害対策の基本法。
その他の法律	内閣府は、「災害対策基本法」の他に、「原子力災害対策特別措置法」「大規模地震対策特別措置法」「地震防災対策特別措置法」「大規模災害からの復興に関する法律」「災害救助法」など、20 の防災所管法律を防災関連法の一覧としてあげている。

【防災会議】

用語	内容
中央防災会議	防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行う会議で内閣の重要政策に関する会議の一つ。災害対策基本法第 12 条、第 13 条に基づき設置される常設の会議。内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されている。
地方防災会議	災害対策に関する計画、情報収集、災害応急対応にかかわる機関の調整を行う会議で、災害対策基本法第 14 条から第 17 条に基づき設置される常設の会議。都道府県防災会議と市町村防災会議がある。
川崎市防災会議	災害対策基本法第 16 条第 1 項に基づき川崎市が設置した地方防災会議。

【防災計画】

用語	内容
防災基本計画	災害対策基本法第 34 条第 1 項の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画。 防災に関する総合的かつ長期的な計画や防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項その他が定められている。
地域防災計画	災害対策基本法第 40 条第 1 項及び第 42 条第 1 項に基づいて、地方防災会議が作成する計画。 国の防災基本計画に基づき、それぞれの地域の実情に即して、災害発生時の応急対策や復旧など、災害に係わる事務・業務に関して総合的に定められている。都道府県地域防災計画と市町村地域防災計画がある。

【防災計画】（続き）

用語	内容
川崎市地域防災計画	川崎市防災会議が作成する地域防災計画。震災対策編、都市災害対策編、風水害対策編、資料編に分かれている。また、編ごとに、防災対策を「予防計画」「初動対策計画」「応急対策計画」「復旧計画」の時系列的に配し、川崎市及び防災関係機関等の防災計画の策定、防災活動の実施等に係る基本指針を示している。
各区地域防災計画	川崎市地域防災計画との関連性を保ちつつ区の地域特性を踏まえた各区の地域防災計画。川崎市の7区それぞれに計画を作成している。
地区防災計画	市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画。平成26年4月1日に地区防災計画制度が施行された。

【発令基準】

用語	内容
避難準備情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況において発する情報。
避難勧告	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が明らかに高まった状況になった際に市町村長が発する避難の勧め。災害対策基本法第60条第1項に規定されている。
避難指示	前兆現象の発生等切迫した状況から、人的被害の発生が非常に高いと判断された状況や堤防の隣接地等地域の特性等から人的被害の発生が非常に高いと判断された状況になった際に、市町村長が発する避難の勧め。避難勧告と同様、災害対策基本法第60条第1項に規定されている。警察官等による避難指示は災害対策基本法第61条第1項に規定されている。

【警報等】

用語	内容
津波警報・注意報	気象庁は地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表している。
気象警報・注意報	気象庁は災害が発生するおそれのあるときに注意報、重大な災害が発生するおそれのあるときには警報を発表している。気象に関して7種類の警報（大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）と16種類の注意報（大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮、雷等）がある。

【警報等】(続き)

用語	内容
特別警報	気象庁は平成 25 年から従来の警報・注意報に加えて、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）を公表している。数十年に一度の大雨等が予想される場合であり、ただちに命を守るための行動をとることが求められる。なお、大津波警報や緊急地震速報（震度 6 弱以上）なども特別警報としている。
気象情報	気象庁は、警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために気象情報を発表している。大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報など。

【避難所等】

用語	内容
広域避難場所	震災及びその二次災害等により、広域にわたって大きな被害が予測される場合、被害から逃れるための必要な面積を有する公園、緑地、グラウンド等。川崎市では、多摩川河川敷、川崎競馬場、川崎競輪場、川崎富士見球技場など 20 箇所が広域避難場所となっている。
いっとき 一時避難場所	地域住民等が震災等（建物の倒壊、火災の延焼拡大、危険物の流出・漏えい、津波など）から身の安全を図るため、一時的に避難する場所。
避難所	避難勧告・指示の対象となる者が避難するところ。また、地震被害による家屋の倒壊、焼失などの被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者が避難するところ。 川崎市では、小・中学校など 175 箇所が避難所として指定されている。
二次避難所 (福祉避難所)	二次避難所（福祉避難所）とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、一般的な避難所では生活に支障をきたす方のための福祉施設等および市営施設である。開設することによって避難所となるので、最初から避難所として利用することはできない。 川崎市では、社会福祉法人等との協定または市の指定により、平成 27 年 3 月時点で 190 の社会福祉法人施設又は市営施設が二次避難所（福祉避難所）となっている。

【避難所等】（続き）

用語	内容
津波避難施設	<p>東京湾内に大津波警報・津波警報が発表された場合に、津波から身の安全を図るため一時的に避難するところ。市立学校等の公的施設で津波避難施設として指定された施設並びに国や県の施設及び民間施設で津波避難施設として協定を締結した施設。</p> <p>川崎市では、小・中学校や入江崎水処理センターなどの公共的施設さらにはJ X日鉱日石エネルギー(株)川崎事業所といった民間施設など 92 箇所の津波避難施設が指定されている。</p>
津波避難場所	<p>川崎区内にある津波浸水予測区域外の広域避難場所。</p> <p>川崎市では、大師公園、小田公園、川崎競馬場、川崎競輪場、川崎富士見球技場の 5 箇所が指定されている。</p>

【防災関連組織】

用語	内容
自主防災組織	<p>「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うことを目的としている。災害対策基本法の第 5 条第 2 項に規定されている。主に、町内会・自治会が母体となっている。</p> <p>川崎市では、自主防災組織の育成・指導に努め、自主防災組織を中心とした地域のコミュニティづくりを推進するとしており、具体的には、1) 自主防災体制の充実・強化、2) 自主防災組織の活動支援、3) 自主防災組織の普及・啓発等を行っている。</p>
消防団	<p>消防組織法に基づいて各市町村に設置される消防機関である。通常は、本業を別に持つ一般市民で団員が構成されており、自治体から装備および少額の報酬が支給される。</p> <p>消防団の活動内容は、消防団の根拠が自治体の条例であることから、自治体によって異なる。</p>

【地震関連】

用語	内容
耐震基準	建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準のこと。 一般の建築物については、昭和25年の建築基準法施行以降、建築基準法施行令改正（昭和46年、昭和56年、平成12年）にともない、基準が改められている。それ以前は大正9年に市街地建築物法が施行されたが建築基準法施行に伴い廃止された。
長周期地震動	大きい地震が発生した場合に生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れ（地震動）のこと。高層ビルの固有周期は低い建物の周期に比べると長いいため長周期の波と「共振」しやすく、長時間にわたり大きく揺れる。また、高層階の方が大きく揺れる傾向がある。
液状化現象	地下水位の高い砂の地盤が地震によって振動すると液体状になる現象。砂まじりの水が地表に噴き出し、段差や亀裂などが発生し、地表の構造物が傾いたり、地下埋設の水道管や下水管が浮き上がるなどの被害が出ている。
地震速報	気象庁は地震が発生するとただちに（第1報は1分半までに）各地の地震計のデータを解析して震源と規模、震度の情報を発表している。震源に近い地点での初期微動（P波）の観測をもとに主要動（S波）の到達時間や予測震度を速報するものが緊急地震速報である。
緊急活動道路	震災時の救出救助活動、救命救急活動、消火活動、救援物資の輸送等を効率的かつ円滑に実施するため、隣接都市との整合性を勘案して確保する道路。県公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制をする緊急交通路と関係自治体と協議し指定された緊急輸送道路がある。

【その他】

用語	内容
災害拠点病院	地域における災害時医療救護の中心的な役割を担う総合病院。 川崎市では、専用ヘリポート（屋上）を有する市立川崎病院など6病院が指定されている。
備蓄	自らの身の安全は自ら守るのが防災の基本であり、平常時から災害に備え、各家庭において3日分以上の飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を行う必要があるが、災害時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想される。 このため、川崎市は、自助・共助を基本としつつ、食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資器材等を備蓄している。

【その他】(続き)

用語	内容
帰宅困難者	地震発生時における駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等で職場や学校などの拠りどころがない者。
都市型水害	都市部では、近年、ヒートアイランド現象によっても考えられる局地的な集中豪雨が頻繁に発生する一方、地表がアスファルト等で舗装され、水を浸透、吸収できないため、水路や下水管に処理能力を超えた量の雨水が流れ込み、氾濫を引き起こしている。
広島土砂災害 (平成 26 年 8 月)	平成 26 年 8 月 20 日未明の局地的な短時間大雨によって広島市安佐北区、安佐南区などの住宅地でがけ崩れや土石流が同時多発的に発生した。死者 74 人、負傷者 69 人、全・半壊家屋 4,749 棟の被害が生じた。
土砂災害警戒区域	都道府県は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地を土砂災害警戒区域に指定している。そのうち建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地は土砂災害特別警戒区域とし、特定の開発行為の制限などが行われる。
ハザードマップ	住民の防災意識の向上や防災対策の推進、災害時の避難行動の支援などを目的として作成された地図であり、災害の影響の及ぶ範囲や程度が示されるとともに、避難経路、避難場所などの防災や避難に関する情報が記載されている。洪水や土砂災害、津波などのハザードマップがある。
防災行政無線	地方公共団体が地域防災計画に基づき、各地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として設置する無線設備のこと。平常時には一般行政事務にも使用できる。市役所から住民等に対して屋外拡声器や戸別受信機を介して情報を発信する同報系防災行政無線、市役所と車載型や携帯型の移動局との間で通信を行う移動系防災行政無線、市役所と区役所等との間で通信を行う多重系防災行政無線、市役所と他都市・都道府県・国との間で通信を行う衛星系防災行政無線などがある。

第2 基本的な視点・監査の要点・監査手続

1. 基本的な視点

防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、さらに災害の復旧を図る各種の取組みである。今まで、自治体は防災に関して各種の取組みを実施してきた。特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、各自治体は防災行政の見直しを行うとともに、防災事業に対して今まで以上に多くの資源(ヒト、モノ、カネ)が投入されている。

それとともに、包括外部監査においても防災関連の事業がテーマとして取り上げられる件数も徐々に増えている。平成24年度の埼玉県、船橋市、八王子市、平成25年度の三重県、大田区、大分市、平成26年度の福岡市、港区などである。一方で、防災事業を包括外部監査のテーマとして選定した場合、真に有効な事業となっているかなど本質的な問題点を捉えるためには、必然的に防災に関する専門的な知識が要求されるなど難しい面がある。さらに、人命に関係するという防災の性質上、有効性が最も重視され、経済性、効率性の観点は強く指摘し難いといった側面もある。このように、防災は包括外部監査のテーマとして扱うのは困難な分野ともなっている。

しかしながら、災害に備え、安心・安全なまちづくりを推進することは市の本質的な基本目標であることから、これらの事業について、不適切な財務事務を発見しつつ、3E(経済性・効率性及び有効性)の観点からも監査を実施することにより、今後の川崎市の防災事業の一助とすることは監査人の責任であると考え、敢えてテーマとして選定した。

なお、監査を実施した後で感じた点として、包括外部監査で防災をテーマとして選ぶことは非常に意義があるということであった。包括外部監査において防災をテーマとして選んだ場合、事業の有効性は直接人の命にかかわる場合があり、また経済性、効率性は直接触れにくいといった難しい面もある。このことから、包括外部監査で防災をテーマとすることに躊躇することは十分理解できるが、今後テーマとして選定する自治体が増えていくことを期待するものである。

今回の監査においては、短い期間で可能な限り事業を理解した上で意見等を述べるために、監査人自ら訓練、講習会、区などへ訪問し、現場の方々の意見を聴取することに努めた。現場への訪問の状況は、「2. 防災、災害事業における有効性の検証」にも記載している。

監査を実施するに当たっては、法規等準拠性(合規性)に加え、いわゆる3E(経済性・効率性及び有効性)も基本方針として監査を実施する。具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 法規等準拠性(合規性)(Regularity)の検証

法規等準拠性は、防災に関する事業の各種事務手続きは、各種規則や要綱等に定める手続きに沿って適切に行われているかという視点である。

まず、対象事業の、1) 過去数年間の当初予算額、決算額、2) 平成 26 年度決算額の財源構成の内容、3) 平成 26 年度決算額の節別金額、及びその明細(金額・摘要・契約名・相手先等の支出一覧)を入手して、その内容について分析的に監査を実施した。具体的には、予算額、決算額の推移の異常性や節別金額の大きな科目(報酬、需用費、委託料など)の内容についてヒアリング等により確認した。

次に、重要な科目については、平成 26 年度の支出根拠資料一式を入手することによって支出の適正性を確認した。具体的に入手した資料は、契約伺い、契約書、仕様書、設計書、予定価格調書、入札書・入札結果表、見積書、支出負担行為に関する伺い、実施計画、実施報告(支出報告書を含む)、成果物、納品書、請求書、検査調書、支出命令、その他実績(成果)に関する資料、データなどである。以上の手続きの結果、法規等に準拠していない不適正な処理がなされているか確認の上、市に改善策を提案した。

(2) 経済性(Economy)の概念

経済性とは、事務・事業の遂行に当たり、予算の執行がより少ないかどうかという視点であり、具体的には、一般財源の持ち出しがどの程度かが分析内容となる。監査の実施においては、過去数年間の行政収支差額の推移の分析によって、各事業における経済性の改善又は悪化の状況について確認することとなる。また、経済性が悪化している場合には、その原因についても分析した上で、改善策を提案する必要がある。財政がひっ迫している自治体においては、この視点が重要となってくる。

(例)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
行政支出	△100,000 千円	△110,000 千円	△115,000 千円
行政収入	20,000 千円	15,000 千円	30,000 千円
行政収支差額	△80,000 千円	△95,000 千円	△85,000 千円
経済性の判断	—	悪化	やや改善

なお、防災事業については金額に関係なく実施することが重要という場合が多く、事業の有効性に比べ経済性については重視されない傾向にあるが、今回の監査については、この点も十分に検討した。

(3) 効率性(Efficiency)の概念

効率性とは、成果に対して最少の経費・労力で事業が執行されているかという視点となる。具体的には、単位当たりコストについての分析となる。監査の実施においては、各防災事業

について、市が何を成果指標として考えているかについて確認した上で、その成果とコストとの関係を分析することによって、効率性が改善されたか又は悪化したかについて確認することとなる。

(例)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成果実績 (例)防災講座受講者数	40,000 人	50,000 人	40,000 人
成果実績 1 単位 当たりコスト	2,000 円 (80,000 千円/40,000 人)	1,900 円 (95,000 千円/50,000 人)	2,100 円 (85,000 千円/40,000 人)
効率性の判断	—	改善	悪化

なお、経済性と同様、防災事業においては、事業の有効性に比べ効率性については重視されない傾向にあると考えられるが、今回の監査については、この点も十分に検討する。

(4) 有効性(Effectiveness)の概念

有効性とは、事務・事業の成果が十分に発現されているかという視点となる。具体的には、市の防災計画の目的に沿った有効な成果指標が設定されており、その成果実績が十分にあるかについての分析となる。また、市が事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックしているかといった PDCA サイクルの観点も重要となる。

(例)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成果実績 (例)防災講座受講者数	40,000 人	50,000 人	40,000 人
防災に関する市民の認知度	60%	65%	70%

防災事業においては、東日本大震災以降、経済性、効率性を度外視してでも実施しなければならないケースがあり、この場合、有効性の観点は他の視点よりも重要となる。このような事業において有効性を検討する際には、国や県との関係において市の役割は適当か、事業開始当初の目的は情勢の変化を踏まえた現在においても有効であり続けているか、その成果を達成するためのより有効な代替案はないかといった視点が重要となる。

なお、今回の監査では、有効性を判断するための成果指標そのものを明確にする必要があるとの意見を述べた場合もあった。第 7 及び第 13 で記載した「災害時要援護者避難支援制度」などである。この制度は、災害時要援護者となる可能性のある方に対して、ダイレクトメールにより、災害時要援護者避難支援制度の広報及び登録勧奨を行うものであり、その目的は災害時要援護者本人が区役所に登録の申し込みを行い、その情報を元に区役所が名簿を作成しその名簿を地域の支援組織に提供し、さらに支援組織は要援護者宅に訪問することにより、災害時に避難誘導や安否確認等の支援に役立てることである。この事業の有効性

を測る成果指標は、支援組織に情報を提供した件数と考えることもできるが、情報提供だけではいざという時に活用できない場合も考えられることから、やはり本来支援組織が登録の申込みをした「要援護者宅へ訪問し支援方法を確認した件数」と考えられる。また、同様に、事業の効率性は、「要援護者宅へ訪問し支援方法を確認した 1 件当たりの事業費」と言うこともできる。以上は、あくまで概念上の話であり、指標を把握するためには運用上難しい面もあると思われるが、事業をより有効にまた効率的にするためにも、その前提となる指標を測る努力は必要であるというものである。

(該当箇所例)

○【指摘事項 7-1】事業の有効性の確認について(211 ページ)

2. 防災、災害事業における有効性の検証

前述のとおり、事業の有効性とは、事務・事業の遂行及び予算の執行の結果、事務・事業の成果が十分に発現されているか(所期の目的を達成しているか)という視点である。防災、災害事業においては、この有効性が最も重要視されなければならない。ここで、事務・事業の成果が十分に発現されているかどうかは、事業の実施によって、事業の体制が十分に整備され、その整備体制のもと実際に問題なく運用されているという 2 点が、ともに充足されていない。

通常の事務・事業であれば、現状の整備体制及び運用状況を確認することによって、所期の目的に対して事業年度ごとに定量的又は定性的な事業の達成状況を評価することができ、結果的に事業の有効性を検証することができる。

一方、防災、災害事業における事業の目的は、1) 災害の発生を未然に防止し、2) 実際に震災や風水害といった自然災害が発生した場合、その被害を最小限にとどめ、3) 災害発生後には、被害者の生活回復などにおいて最善の復旧措置をとることである。この場合の事業の有効性は、多くの場合、実際に災害が発生しなければ検証できない。つまり、防災事業においては、たとえ整備体制は確認できても、実際の災害時又は災害後でなければ運用状況は確認できない。一部の事業では、運用マニュアルを整備し、実際の災害時に備えている場合もある。しかしながら、マニュアル作成も整備体制の 1 つであり、マニュアルどおりに遂行できるかは、最終的には災害が発生しなければわからないのである。

もちろん、一部の事業においては、事業の整備体制を確認すれば、概ね事業の有効性を推測できる場合もある。たとえば、「備蓄倉庫整備事業」においては、必要な物資が、劣化せずに保管されていれば、概ね事業の有効性は問題ないと判断できる。

しかしながら、多くの事業は整備体制だけでは有効性を判断できない。そして、この点が、包括外部監査において、防災、災害事業の事業の有効性を検証する上で困難となっている理由である。

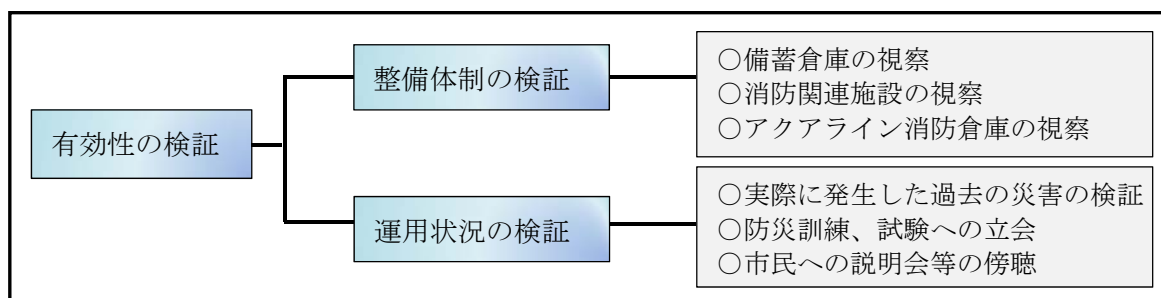
そこで、今回の包括外部監査においては、事業の有効性を検証するために、事業の整備

体制を確認することに加え、過去に実際に発生した災害への対応状況を検証することによって、可能な限り事業の運用状況も確認することとする。

また、災害は発生していなくても、防災訓練等によって運用状況が十分かどうかを推測することができる。そこで、防災訓練への立会や事業に関するシミュレーションテストを実施することによって、事業の運用状況を推測することとする。

以上より、有効性を構成する整備体制及び運用状況をできる限り検証するため、現場での実地確認を重視した監査を実施することとした。

図 1 有効性の検証方法



(1)〈有効性の検証 -整備体制の検証 1-〉 備蓄倉庫の視察

備蓄倉庫を視察し、必要な物資が劣化せずに保管されているか確認した。備蓄倉庫が十分に整備されていれば、「備蓄倉庫整備事業」の有効性は高いと判断できる。視察した備蓄倉庫は以下の 18 箇所である。

No	区	名称	種類	監査視察日	視察担当者
1	川崎	京町	中学校	10月19日(月)	加藤(補助者) 山口(補助者)
2	川崎	南部防災センター	備蓄倉庫		
3	川崎	大師公園	備蓄倉庫(集中)		
4	幸	南河原	中学校	10月20日(火)	青山(監査人)
5	幸	日吉	小学校		
6	中原	玉川	中学校	10月13日(火)	加藤(補助者)
7	中原	上丸子	小学校		
8	中原	中原区道路公園センター	備蓄倉庫(集中)		
9	高津	末長	小学校	10月15日(木)	加藤(補助者)
10	高津	坂戸	小学校		
11	高津	緑ヶ丘霊園	備蓄倉庫(集中)		
12	宮前	馬絹	備蓄倉庫(集中)	10月16日(金)	加藤(補助者)
13	宮前	菅生	中学校		
14	多摩	宿河原	小学校		
15	多摩	生田緑地ゴルフ場クラブハウス	備蓄倉庫(集中)	10月21日(水)	石村(補助者)
16	多摩	枅形	中学校		
17	麻生	百合丘	小学校		
18	麻生	麻生区道路公園センター	備蓄倉庫(集中)		

(該当箇所)

○【意見 5-25】 備蓄倉庫の視察結果について(98 ページ)

(2)〈有効性の検証 -整備体制の検証 2-〉 消防関連施設の視察

消防局の各施設等の整備状況を視察し、事業の有効性の程度を確認した。

視察場所	整備状況を確認した施設	現場視察日	視察担当者
消防指令センター	1)「消防救急無線デジタル化事業費」に関連し対象施設を視察 2)「消防情報通信高度化事業費」に関連し出場指令業務及び部隊の管制業務の概要を視察	8月24日(月)	木下(補助者) 山崎(補助者)
宮前消防署 犬蔵出張所	1)「出張所改築事業費」に関連し改修工事後の出張所を視察	9月8日(火)	木下(補助者)
消防総合訓練場 (犬蔵)	1)「消防施設改築事業費」に関連し改築対象施設(訓練塔)の現況を視察 2)「緊急消防援助隊活動拠点整備事業費」に関連し工事範囲、工事の概況を視察	9月8日(火)	木下(補助者) 山崎(補助者)
臨港消防署 千鳥町出張所	1)「千鳥町出張所棧橋改築事業費」に関連し改築対象施設(棧橋)の現況を視察	9月8日(火)	木下(補助者) 山崎(補助者)
臨港消防署千鳥 町出張所	1)「消防艇点検整備事業費」に関連し第5川崎丸の点検整備状況を視察	9月8日(火)	木下(補助者) 山崎(補助者)
東京ヘリポート (注1)	1)「ヘリコプター定期整備事業費」に関連しヘリコプターの点検整備状況、庁舎の工事予定箇所等を視察	9月8日(火)	木下(補助者) 山崎(補助者)

(注1) 東京ヘリポートへは、ヘリコプターの点検整備にかかる契約関係書類を確認するため、10月8日にも訪問している。

(該当箇所)

○第6 消防局(132 ページ以降)の各事業の該当箇所

(3)〈有効性の検証 -整備体制の検証 3-〉 アクアライン消防倉庫の視察

公益財団法人川崎市消防防災指導公社は、平成9年度より「アクアライン消防活動支援事業」すなわち、東京湾アクアライン消防活動車両・資機材の整備及び保守管理事業を実施している。アクアライン消防倉庫へ訪問し、当該事業の有効性を確認した。

視察場所	整備状況を確認した施設	現場視察日	視察担当者
アクアライン 消防倉庫	公益財団法人川崎市消防防災指導公社が実施する「アクアライン消防活動支援事業」に関連し、消防用車両資機材の管理状況を視察	9月17日(木)	青山(監査人) 金(補助者)

(該当箇所)

○【意見 14-2】消防用車両資機材の日々点検の問題点(301 ページ)

(4)〈有効性の検証-運用状況の検証1-〉実際に発生した過去の災害の検証

実際に発生した災害の内容を検証することが、防災、災害事業における事業の有効性を検証する最も直接的な方法となる。今回の包括外部監査では、総務局危機管理室だけではなく、各区の担当者にもヒアリングを行い、過去の災害の対応状況を検証した。検証した災害は以下のとおりである。

災害名	災害の内容
① 平成 26 年台風 19 号 (平成 26 年 10 月 3 日に発生)	2 府 20 県で避難勧告が出された。全国で複数の死者や負傷者のほか、半壊、一部破損、床上・床下浸水といった住宅被害が発生した。

災害名	災害の内容
② 平成 27 年台風 18 号 (平成 27 年 9 月 7 日に発生)	1 府 19 県で避難勧告が出された。全国で死者や負傷者のほか、半壊、一部破損、床上・床下浸水といった住宅被害が発生した。特に、多くの河川で堤防の決壊、越水や漏水、溢水、堤防法面の欠損・崩落などが発生し、鬼怒川の決壊により常総市では広範囲にわたり水没し、被害が拡大した。

① 平成 26 年台風 19 号について

平成 26 年の台風 19 号は、沖縄・奄美と西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に大雨や暴風となった台風である。川崎市においては人的被害や住家被害等はなかったが、川崎市としては初めて避難所を開設した事例となっている(開設箇所 84 か所、10 月 13 日 17 時に避難所を開設、14 日 5 時に全避難所を閉鎖)。包括外部監査においては、ポータルサイトやホームページを通じて市民への避難勧告や避難所開設の情報などが適時に発令されているか、避難所開設から閉鎖までの運用に問題点はなかったかなどについて確認した。

② 平成 27 年台風 18 号について

平成 27 年の台風 18 号は、台風に加え南から湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本から北日本にかけて広い範囲で大雨となり、特に関東地方と東北地方では記録的な大雨となり、鬼怒川の決壊など多くの被害が生じた台風である。川崎市においては、人的被害はなかったが、住家被害として床上浸水 1 棟、非住家被害として床上浸水 5 棟が発生した。また、この台風は、平成 26 年に発生した台風 19 号に続き、避難所を開設した 2 度目の事例となっている(開設箇所 79 か所、9 月 9 日 18 時に避難所を開設、10 日 16 時 30 分に全避難所を閉鎖)。

包括外部監査においては、平成 26 年の台風 19 号と同様、ポータルサイトやホームページを通じて市民への避難勧告や避難所開設の情報などが適時に発令されているか、避難所開設から閉鎖までの運用に問題点はなかったかなどについて確認した。

訪問した区と訪問日時等は以下のとおり。

区	訪問日	訪問時間	訪問者
幸区	10月6日(火)	10時～12時	青山(監査人)
	10月7日(水)	13時30分～15時30分	
中原区	11月4日(水)	13時30分～15時30分	青山(監査人)
川崎区	11月5日(木)	9時～11時	青山(監査人)
高津区	11月24日(火)	9時～11時	青山(監査人) 石村(補助者)
麻生区	11月25日(水)	15時～17時	青山(監査人)
宮前区	11月26日(木)	13時30分～15時30分	青山(監査人)
多摩区	11月30日(月)	9時～11時	青山(監査人) 石村(補助者)

(該当箇所例)

- 【指摘事項 11-1】避難所開設における区職員と学校関係者との連携(261 ページ)
- 【意見 13-1】避難所運営マニュアルの整備(274 ページ)
- 【意見 13-2】動員配備基準の変更について(274 ページ)
- 【意見 13-3】動員発令と実際の動員について(275 ページ)
- 【意見 13-4】避難勧告・避難指示と避難所開設の時期について(275 ページ)
- 【意見 13-5】避難勧告の時期について(276 ページ)
- 【意見 13-6】避難所の運営について(276 ページ)

(5)〈有効性の検証-運用状況の検証2-〉 防災訓練や試験への立会

実際に災害は発生していなくても、災害を想定した各種防災訓練に監査人が立会い、シミュレーション試験の実施により、防災に関する事業の有効性を推測することが可能となる。今回の包括外部監査では、以下の防災訓練や試験に立ち会った。

(防災訓練)

訓練名	主催	共催、参加者	実施場所	訓練実施日	視察担当者
幸区総合防災訓練	幸区自主防災連絡協議会、幸区	幸区自主防災組織及び関係機関約250名	河原町グラウンド・体育館	9月12日(土)	青山(監査人) 山口(補助者)
川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練	川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会	交通事業者、一時滞在施設、商業施設、民間事業者、警察、市及び区など	川崎駅周辺	11月18日(水)	山口(補助者)
津波避難訓練	川崎区、危機管理室	地域住民(池上新町地区等)、自主防、消防、市及び区など	市立桜本中学校	11月29日(日)	青山(監査人) 山口(補助者)

(試験)

試験名	主催	主な通信経路	実施日	立会担当者
防災用無線の一斉通信試験	健康福祉局高齢者事業推進課	健康福祉局高齢者事業推進課⇒各施設⇒各区・地区高齢障害課⇒健康福祉局高齢者事業推進課	11月5日(木)	青山(監査人)

(該当箇所例)

- 【指摘事項6-3】避難訓練視察を踏まえての有効性の検証(167ページ)
- 【意見7-12】事業の有効性について(試験の立会結果)(216ページ)
- 【意見13-8】幸区総合防災訓練(282ページ)
- 【意見13-9】川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練について(283ページ)
- 【意見13-10】津波避難訓練について(285ページ)

(6)〈有効性の検証-運用状況の検証3-〉市民への説明会等の傍聴

市が災害に有効な体制を整備し市民に利用を促しても、実際に市民が有効に利用できないのであれば、事業そのものの有効性は低い。たとえば、市が各種ハザードマップを作成しても、市民がその存在を知らなかったり、内容を理解できなかったりした場合には、「ハザードマップ製作事業」そのものの意義が問われることになる。そこで、以下のハザードマップの説明会に参加し、ハザードマップを市民に如何に理解させているか把握した。

説明会名	主催	実施場所	実施日	説明会傍聴者
土砂災害ハザードマップに関する説明会	まちづくり局指導部宅地企画指導課	宮前区役所4階大会議室	11月5日(木)	青山(監査人)

(該当箇所)

- 【意見8-10】有効性ある土砂災害ハザードマップに関する説明会の実施について(242ページ)

3. 防災、災害事業における適正性、経済性及び効率性の視点

防災事業は人命に関係するという性質上、経済性、効率性より有効性が最も重視される。かけがえのない市民の命や財産を守るため、危機管理体制の整備を図るとともに、自然災害への対策の推進、消防力の強化が川崎市の基本政策の1つである以上、当然のことである。しかしながら、有効性だけではなく、執行の適正性や経済性、効率性の観点を無視することはできない。

たとえば、平成26年台風19号や平成27年台風18号では、多くの職員が動員されている。市職員の動員に関しては、台風・集中豪雨に関する動員配置基準に従って、適宜配置されることになる。平成26年の台風19号では2日間で総計806名の職員が動員され、また平成27年の台風18号では3日間で964名の職員が動員された。(平成26年台風19号の動員数が日数の割に多いのは、10月13日(月)の祝日と重なったためと思われる。)

その結果、台風によって動員された職員の時間外勤務手当は、それぞれ約2,900万円(時間外勤務報告書の集計結果であり、決算額とは異なる。)、約3,200万円(同)となっている。災害発生時あるいはそのおそれがある場合に、市職員が早めにしかも十分な対応をとることによって市民やその資産への被害を最小限にとどめる、といった災害動員の目的を考えると、時間外勤務手当の執行にはできるだけ制限をなくし、必要な分だけ執行できるようにすることは基本的な考え方であろう。ただし、災害動員経費も市の歳出である限り、財政的な制約の中での執行となり、一定の統制が必要となることも確かである。

市の基準に従って動員された職員数の是非を議論することは難しいが、市としては定性的な災害対応のふりかえりだけではなく、執行の適正性や経済性、効率性の観点から災害対応に係った経費の妥当性の検証を事後的にでも行った上で、今後の動員基準の見直しに活かし、場合によっては検証結果や災害対応に係った経費を市民に公表することも必要である。このことは、災害を受け積極的に動員を行うべきとの考えのもとでは、さらに重要な視点になると考える。他の事業においては経済性、効率性の観点から事業を捉え、場合によっては縮小、廃止が求められる一方で、防災事業についてはこのような観点は必要ないということは決してないのである。また、効率性とは、同じ事業をより少ない予算で実施するというだけではなく、同じ予算でより幅広く事業が展開できる、つまりより多くの市民を救うことができると理解することもできる。

今回の監査においては、このような観点から執行の適正性、経済性、効率性の観点から、市が十分に事後的な検証を行っているか、また、合わせてPDCAの観点から定性的な視点に加え定量的な視点による検証結果を今後の事業に活かしているかといった観点でも監査を実施している。

また、契約手続きについても経済性、効率性の観点から確認を行っている。川崎市では、最低制限価格を設けて入札を実施している場合がある。最低制限価格制度とは、予定価格

の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で申込みをした者のうち最低の価格で申込みをした者を落札者とする制度である。最低制限価格制度の目的は、1)ダンピングを防止し、2)契約内容に適合した履行を確保することにある。今回監査した契約手続きの中に、入札に参加する者が予定価格及び最低制限価格を算出できる場合があった。その結果、複数者が最低制限価格と同額で入札したというものである。(今回確認した事例では、入札者14者の内、12者が最低制限価格と同額で入札し、くじ引きで1者が決定したなど)。この場合、手続きは、合規性の面では問題ないとしても、本来より低い価格で契約できたにもかかわらず最低制限価格を設けたためにそれができないのであれば、経済的、効率的な観点から運用上何らかの検討が望まれるというものである。

上記の可能性を否定できない以上、1)ダンピングを防止し、2)契約内容に適合した履行を確保するという、最低制限価格制度の趣旨に反しない範囲で、他の方法も検討の余地があるというものである。

(該当箇所例)

- 【意見 5-4】 災害動員時間外勤務手当の全市的観点からの執行管理の必要性(55 ページ)
- 【意見 5-31】 最低制限価格と一般競争入札の趣旨について(123 ページ)
- 【意見 6-16】 最低制限価格について(162 ページ)

4. その他

公益財団法人川崎市消防防災指導公社の監査においては、公社が実施する事業に加え、公社の組織自体も監査の対象としている。具体的には、法人の会計処理の妥当性、法人の組織体制の適正性、セキュリティ体制の妥当性などである。特に、会計処理については、公社が実施する搭載資機材の整備及び維持管理に要する40年分の経費を道路公団が公社に一括で支払っているが、当該経費について、公社の受入時及びその後の会計処理の妥当性について検証した。

(該当箇所)

- 【意見 14-1】 協定書に基づく受入金の財産区分(296 ページ)
- 【指摘事項 14-1】 組織体制の見直し(306 ページ)
- 【意見 14-8】 監事について(307 ページ)
- 【意見 14-9】 主体性のある決算書の作成及び報告(307 ページ)
- 【指摘事項 14-2】 セキュリティ体制の不備(308 ページ)
- 【指摘事項 14-3】 情報公開について(308 ページ)

第3 外部監査の対象

1. 国の防災、災害対策

(1) 日本の特徴と「災害対策基本法」

日本は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっている。

内閣府の資料によると、世界全体に占める日本の災害発生割合は、マグニチュード6以上の地震回数が20.8%、活火山数が7.0%、災害死者数が0.4%、災害被害額が18.3%など、世界の0.25%の国土面積に比して、非常に高くなっている。さらに、近年は、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が懸念される中、安心・安全に関する国民の関心はますます高まってきている。

このような特徴を有する日本の災害対策の基本法が、「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」である。災害対策基本法は、昭和34年の伊勢湾台風を契機に昭和36年に制定された法律で、この法律を中心に我が国の各種災害法制が展開されている。この災害対策基本法では、防災に関する「基本理念」や「責務」、中央防災会議等の「防災に関する組織」、防災基本計画等の「防災計画」について定めているほか、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧」、「財政金融措置」等について規定されている。

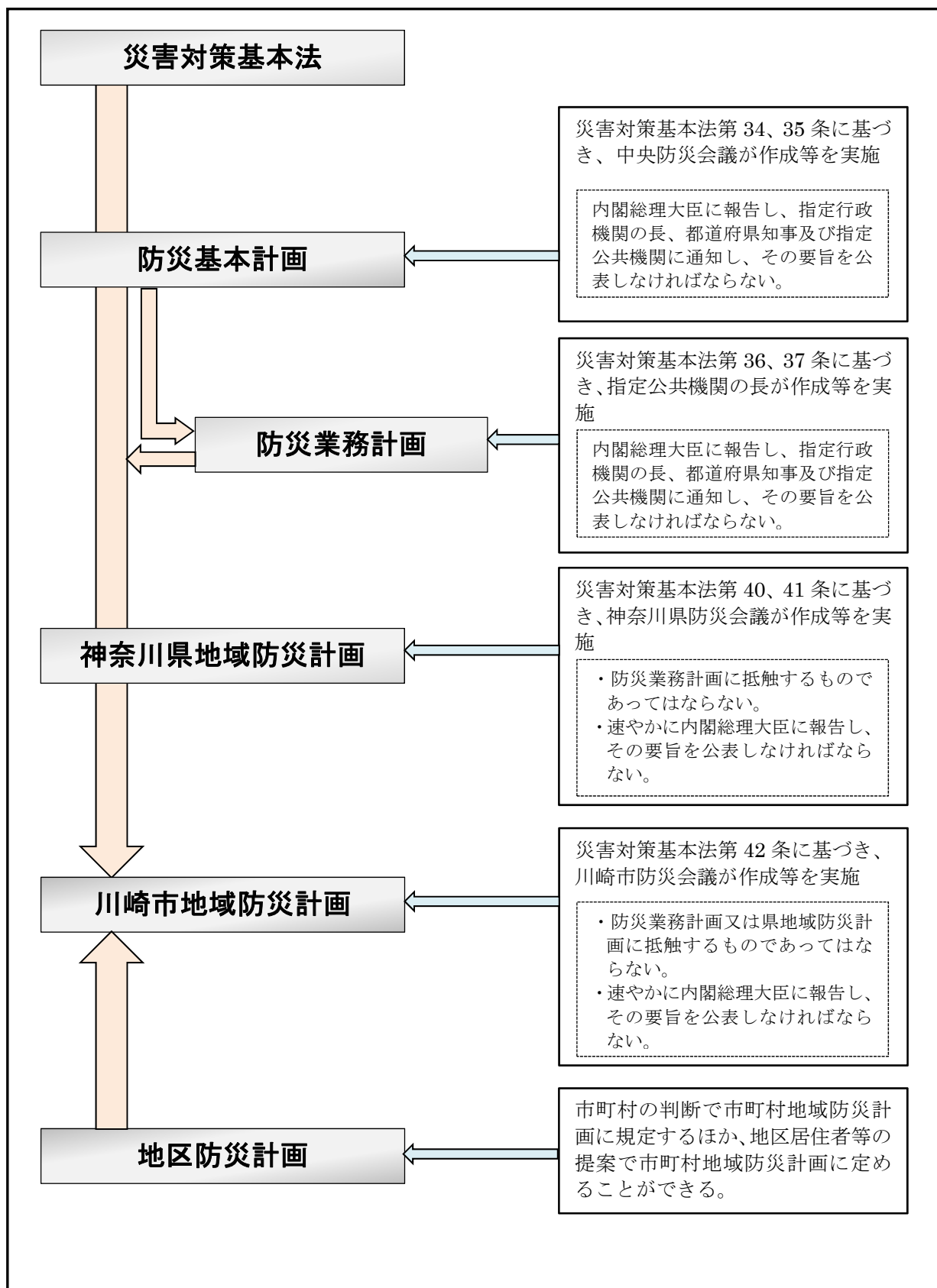
平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、改めて自助・共助の重要性が認識された。災害対策基本法はその度に改正されてきたが、特に、平成25年6月には、災害対策基本法の大きな改正がなされた。東日本大震災のように行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要であり(自助)、その上で、地域コミュニティでの相互の助け合いが重要になってくる(共助)。つまり、自助、共助及び公助がうまくあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かない。平成25年6月の災害対策基本法の改正は、この教訓を踏まえたものとなっている。

(2) 「災害対策基本法」の改正と防災計画

我が国の防災計画は、国レベルの総合的かつ長期的な計画である「防災基本計画」と、地方レベルの都道府県及び市町村の「地域防災計画」があり、それぞれのレベルで防災活動が実施されており、いずれも災害対策基本法に基づき作成される。

災害対策基本法と防災計画の関係は図2のとおりである。平成25年の改正によって、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設された。本制度は、市町村の判断で地区防災計画を市町村地域防災計画に規定するほか、地区居住者等が、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組み(計画提案)を定めている。

図 2 災害対策基本法と防災計画



なお、地区防災計画は、災害対策基本法の第 42 条第 3 項で新たに規定されたものである。この地区防災計画は、「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市町村の判断で市町村地域防災計画に規定できるほか、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者は、地区防災計画を市町村地域防災計画に定めることを市町村防災会議に提案することができることとしている。提案を受けた市町村防災会議は、必要に応じ、市町村地域防災計画に当該地区防災計画の内容について定めなければならない。

(3)「災害対策基本法」の改正と市町村の役割

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正のポイントは、前述の地区防災計画の導入など主に以下の 5 項目に分けられる(「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」(内閣府・消防庁・厚生労働省局長級通知、平成 25 年 6 月 21 日)参照)。

1. 大規模広域な災害に対する即応力の強化等
 - ・災害緊急事態への対処の拡充
 - ・国による被災地方公共団体の支援強化(法第 74 条の 3、第 78 条の 2 及び第 86 条の 13 関係)
 - ・法律に基づく規制の特例(法第 86 条の 2 から第 86 条の 5 まで等関係)
2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保
 - ・指定緊急避難場所の指定(法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで等関係)
 - ・避難行動要支援者名簿の作成(法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 まで関係)
 - ・避難指示等の具体性と迅速性の確保(法第 60 条から第 61 条の 3 まで関係)
 - ・防災マップの作成(法第 49 条の 9 関係)
3. 被災者保護対策の改善
 - ・指定避難所の基準の明確化(法第 49 条の 7 等関係)
 - ・被災者支援のための情報基盤の整備
 - ・被災者の広域避難のための運送の支援(法第 86 条の 14 関係)
 - ・災害救助法の一部改正
 - ・内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正
4. 平素からの防災への取組の強化
 - ・基本理念の明確化(法第 2 条の 2 関係)
 - ・各主体の役割の明確化
 - 一. 市町村の責務(法第 5 条関係)
 - 二. 民間事業者の責務等(法第 7 条第 2 項及び第 49 条の 3 等関係)
 - 三. 住民の責務(法第 7 条第 3 項関係)
 - ・地区防災計画(法第 42 条及び第 42 条の 2 関係)
5. その他(災害の定義の見直し、市町村災害対策本部員の構成 など)

特に、「4. 平素からの防災への取組の強化」においては、市町村、民間事業者さらには住民といった各主体の役割を明確にしている。ここで、川崎市も含め各市町村の役割は、災害対策基本法第5条に規定されているが、特に、第5条第2項において「市町村長は・・・住民の自発的な防災活動の促進を図り・・・」と新たに規定し、市町村の役割として、基本理念に盛り込んだ「共助」の観点から、住民に最も近い基礎自治体である市町村が、市町村の地区内の住民や自主防災組織等が行う自発的な防災活動を一層促進する責務を有する旨を明文化した。

(4)(参考)災害基本法における関連条文

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、**災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成**し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその**総合調整を行ない**、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、**当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し**、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、**その総合調整を行う責務を有する**。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、**関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し**、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、**住民の自発的な防災活動の促進を図り**、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

(注) 災害対策基本法の平成25年6月の改定前の条文では、下記のとおり、「住民の自発的な防災活動の促進を図り」という文言がない。

旧第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項及び第十五条第五項第八号において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

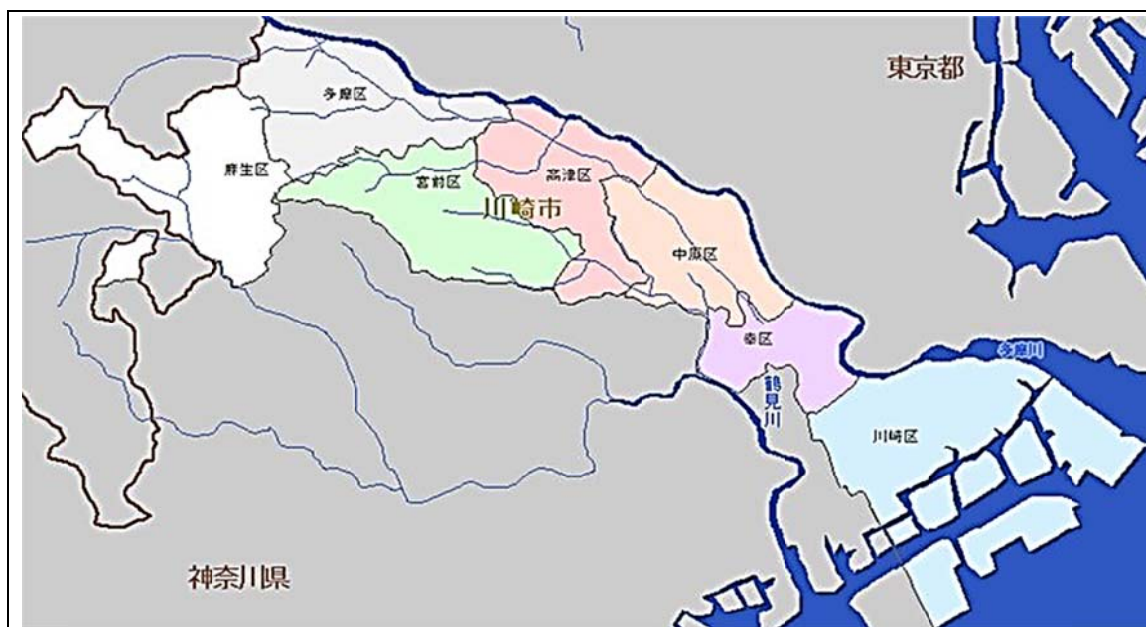
3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

2. 川崎市の防災対策

(1) 川崎市の特徴

川崎市は、神奈川県北東部に位置する政令指定都市で、人口は146万人(平成27年4月1日現在)である。地理的には、神奈川県北東部に位置し、東京都と横浜市にはさまれた細長い市域を持つ。市の北には多摩川が流れ東京都との境となっており、多摩川沿いには低地の他、多摩丘陵といった丘陵部もある。東部には東京湾が広がっており、臨海部には海拔の低い地域がある。埋立地の一部は、隣接する横浜市鶴見区沿岸部とともに大規模な重工業地帯となっている。

図3 川崎市の地図



(出典) 川崎市震度情報ネットワークシステム

(2) 川崎市の計画の体系と防災計画

○市の計画の中での防災の位置づけ

市は、平成17年3月に、市政に関する概ね10年間を目標年次とする計画である、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」(以下、「フロンティアプラン」と記載する。)を策定している。このフロンティアプランは、「基本構想」及び、これに基づく施策の具体的な取り組み内容や成果目標を明示した3年間を計画年次とする「実行計画」で構成されている。

この基本構想では、めざすべきまちづくりの基本目標として、①協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる、②川崎の特徴や長所を活かし、持続型社会の実現に貢献する、③自治と分権を進め、愛着と誇りを共有できるまちをつくる、ことを定めるとともに、取り組むべき基本政策として、7つの基本政策を定めており、基本政策の中に①安全で快適

に暮らすまちづくり イ) 災害や危機に備える という、防災に関する目標と政策の基本方向を定めており、実行計画では、これに整合するように具体的な取り組み内容及び成果目標を定めている。

○新たな計画の策定

「フロンティアプラン」については既に策定から概ね 10 年経過していることから、川崎市では現在、新たな総合計画の策定に取り組んでいる。

なお、平成 26 年度、平成 27 年度の実行計画としては、単年度の実行計画である「アクションプログラム」を策定し、実行している。同アクションプログラムは過年度の実行計画を踏襲したものとなっている。

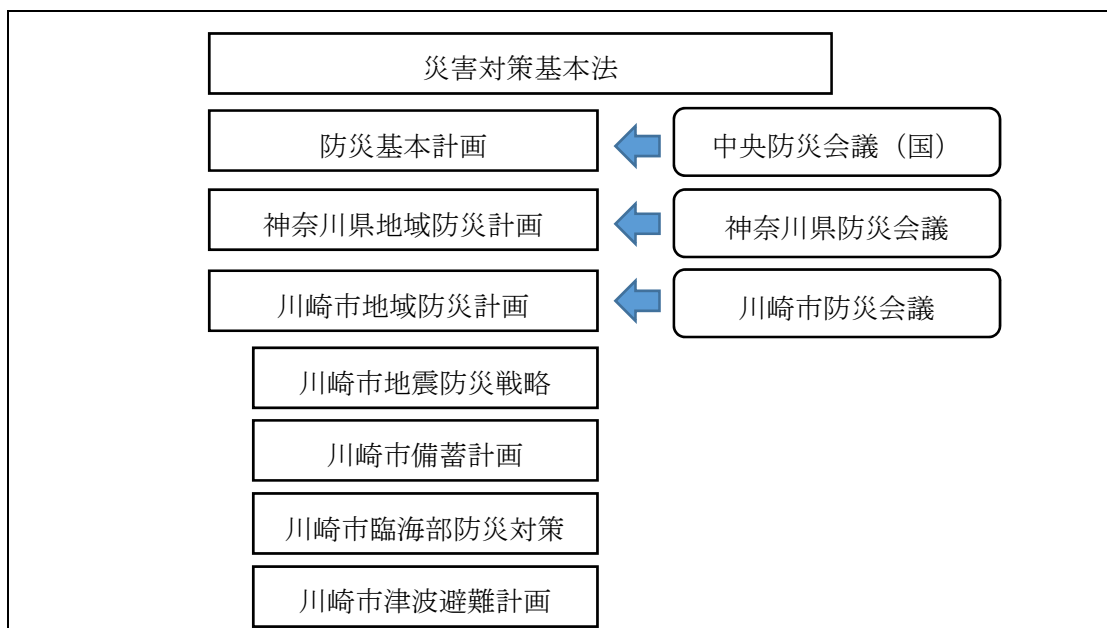
○川崎市の防災会議と防災計画の体系

地域防災計画とは、災害対策基本法第 40 条に基づき都道府県防災会議が、第 42 条に基づき市町村防災会議がそれぞれ作成する、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画である。川崎市には川崎市地域防災計画として、震災対策編、風水害対策編、都市災害対策編、資料編の 4 分冊で構成された計画が作成されている。

また、川崎市地域防災計画と整合するように、実行計画的な位置づけとして、川崎市地震防災戦略、川崎市備蓄計画、川崎市臨海部防災対策計画、川崎市津波避難計画が定められている。

ここまでの組織と計画に関する事項を次図に示す。

図 4 防災に関する法、計画と組織の体系



(3)川崎市地域防災計画の検討と修正

災害対策基本法第42条では、「市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。」と定めている。

川崎市における川崎市地域防災計画は、次表に示すとおり、法律の改正や国の防災基本計画の改正等、必要がある場合適時修正が行われており、近年は毎年修正が行われている状況にある。

表1 川崎市地域防災計画修正経過(平成元年以降分、○:修正実施)

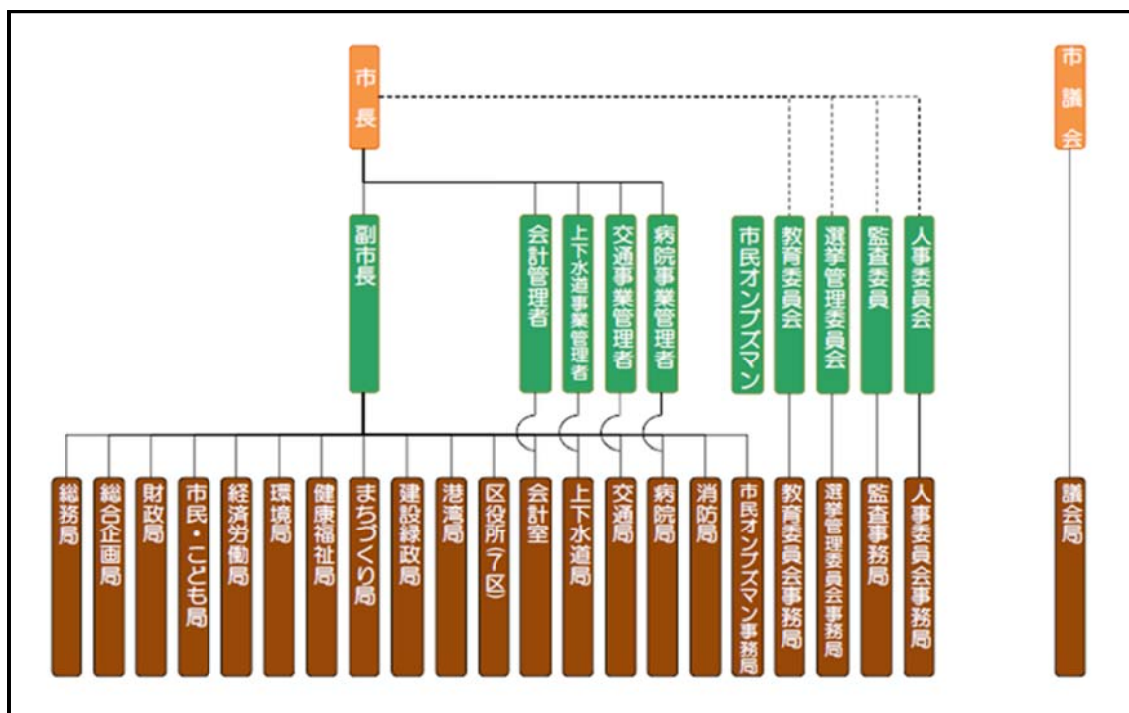
修正年	震災編	風水害編	都市災害編	資料編	修正年	震災編	風水害編	都市災害編	資料編
平成26年度	○	○	○	○	平成15年度	○	○	○	○
平成25年度	○			○	平成13年度	○	○	○	○
平成24年度	○			○	平成11年度	○	○		○
平成22年度				○	平成10年度	○	○	○	○
平成21年度			○	○	平成9年度	○			
平成20年度		○			平成7年度	○			
平成19年度			○	○	平成5年度	○	○	○	
平成18年度	○		○	○	平成4年度		○		
平成17年度		○			平成3年度	○	○	○	
平成16年度			○						

第4 監査の対象とした局と事業

1. 川崎市の組織と防災事業

今回の包括外部監査におけるテーマは、「防災に関する事業についての事務」である。従って、監査を実施するに当たっては、まず対象となる防災事業のリストアップが必要となる。しかしながら、防災に関する事業として明確に分類されたリストは存在しない。そこで、まず川崎市が作成している平成27年度局区別予算に記載されている局区毎の主な事業をレビューし、防災に関連する事業を実施しているであろう局区を選択した。川崎市の組織は、図5のとおりであるが、その内、この作業において防災に関する事業を実施しているとして選択した局区は、総務局(危機管理室)、消防局、健康福祉局、まちづくり局、建設緑政局、港湾局、教育委員会、上下水道局の8局と各区である。

図5 川崎市の組織図



次に、選択した局区の事務事業一覧から、局区ごとに防災に関連する事業をピックアップした。最後に、ピックアップした防災に関連する事業の中から、下記のとおり監査の対象とした事業を選択した。

2. 局ごとの監査対象事業

以下、監査対象局区の概要と監査対象事業一覧を記載する。

なお、監査対象事業一覧では、事業ごとに自助、共助、公助の分類をした。市が行う事業は行政が行う公助ではあるが、事業の中には自分の身は自分で守る自助や、地域でお互いを助け合う共助の取り組みをサポートする事業もある。一覧に記載した分類は、この考え方に基づき、以下の理念と事業の例示を示した上で市担当者に依頼して作成したものである。

表 2 監査対象事業の分類

区分	理念	事業の例示
自助	「自らの生命は自ら守る」という考えに基づき、市民一人ひとり、家族、企業・職員それぞれが自分自身の命や生活、営みを守る。	1) 個人個人の備えを万全にするため、行政が防災関連行事等を開催し、個人の参加を促す。 2) 行政が洪水に関するハザードマップ等を作成し、個人へ頒布する。 3) ホームページ等で、市民に防災に関する啓発を行う。 4) 個人への助成事業を行う。
共助	「地域のことは地域で守る」という考えに基づき、地域連携により地域を守る。また、市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る。そして、地域同士が連携して地域の安全を守る。	1) 市民連携組織、企業、自主防災組織へ各種助成や補助事業を実施する。 2) 行政の実施する防災関連行事等への参加を促したり、逆に自主防災組織へ行政職員が参加し、共助強化に協力する。
公助	「総合的な防災対策の推進」という考えに基づき行政・防災関係機関は個人、地域と連携した防災対策を実施し、地域を守る。	1) 防災に関する各種ハード事業に加え、防災に関する機器の運用強化の事業や、市職員への啓発・教育活動などソフト事業も含む。

(1) 総務局危機管理室

総務局危機管理室は、川崎市の防災施策を中心となり推進する部署である。その事務分掌は、1)危機に係る調査、計画及び調整に関すること、2)防災会議に関すること、3)地域防災計画に関すること、4)災害対策本部に関すること、5)国民保護協議会に関すること、6)国民の保護に関する計画に関すること、7)国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること、8)防災行政無線等に関すること、9)危機に係る訓練及び意識の啓発に関すること、10)国土強靱化に関する計画に関することとなっている。

主な事業として次の事業などを実施している。

1) 防災行政無線設備の再整備

- 防災行政無線設備の老朽化対策及び機能向上を図るため、災害情報等を一齐に音声で伝達する同報系無線戸別受信機を更新するとともに、災害時に市役所と区役所や他自治体等との間の双方向の通信手段となる多重系・衛星系無線の再整備に向けた実施設計を行う。
- 防災行政無線設備を円滑に運用するため、適切な保守、管理、補修等を実施する。

2) 防災拠点の整備

○ 災害時に避難所となる全ての市立小・中学校等に公的備蓄品を配置するため、備蓄倉庫を設置する。

包括外部監査では、防災に関連のない一部(新型インフルエンザ対策事業費など)を除き、総務局危機管理室が実施する事業は原則全て監査の対象とした。

表 3 監査対象事業(総務局危機管理室)

事務事業名	小事業名	分類(注1)	平成26年度	
			決算額 (千円)	予算額 (千円)
防災対策管理運営事業	災害予防対策事業費	①②③	16,612	18,426
	災害動員経費	③	98,229	21,528
	災害応急対策事業費	③	1,976	124
	防災対策管理運営事業費	③	16,131	17,765
臨海部・津波防災対策事業	臨海部・津波防災対策推進事業費	①②③	9,321	11,647
防災施設整備事業	防災行政無線管理費	③	99,764	109,713
	防災行政無線設備整備事業費	③	1,300,601	1,434,088
	総合防災情報システム整備事業費	③	131,969	148,198
	防災拠点管理費	③	93,117	90,063
	備蓄倉庫整備事業費	③	321,384	503,946
	南部防災センター施設整備費	③	126	780
	避難所等機能強化事業費	③	91,627	102,360
地域防災推進事業	地域防災推進事業費	②③	4,744	4,767
	地域防災推進事業費 (自主防災組織活動助成金)	②	39,994	48,764
	総合防災訓練事業費	①②③	14,940	15,631
帰宅困難者対策推進事業	帰宅困難者対策推進事業費	①②③	2,427	3,334
危機管理対策事業	危機管理対策事業費	③	1,382	2,147
	初動対応経費	③	26,900	28,832
	原子力災害対策事業費	③	78,883	89,910

(注1) 表2の考え方で分類。①:自助、②:共助、③:公助。

(2)消防局

消防局は、川崎市の消防行政を担う部署である。
主な事業として次の事業などを実施している。

1) 警防活動の推進

- 市内に設置している老朽化した街頭消火器に替え、消火栓に消火用ホースを直付けして使用する消火ホースキットを継続配備する。また、町内会や自治会等で構成される自主防災組織に対して訓練指導を行い、災害発生時、市民が消火ホースキットを有効的に使用して被害を軽減できるよう市民の自助力・共助力の向上を図る。

2) 消防団活動の充実強化

- 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行に伴い、消防団員の処遇を改善するため、報酬を改定し、消防団の充実強化を図る。
- 消防団員が災害現場において使用する資機材や、情報を収集し迅速に消防団本部と消防指揮本部との情報共有を可能にするMCAデジタル無線機を引き続き整備することなどにより、更なる連携体制の強化を図り災害対応力の向上を目指す。
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団員が災害・訓練・警戒活動や市民への訓練指導を行う際に着用する作業服等の個人装備品や、消火活動を行う際に必要となる装備品を貸与・配置することで、消防団活動の安全を図る。
- 地域の防災リーダーとして活動の場が増えることによる作業服の劣化や汚損に対応するため、予備の作業服を貸与し、処遇改善を図る。
- 災害及び訓練活動等において、安全確保を図るため、「耐切創性手袋」を消防団員全員に貸与し、装備の充実を図る。

3) 緊急消防援助隊活動拠点の整備

- 市内に大規模災害が発生した際の緊急消防援助隊の活動拠点として、消防総合訓練場(宮前区犬蔵)を改築するとともに、新たに自家用給油施設を設置するなど、消防施設の強化を図る。(平成27年度完成予定)

以上より、全ての事業が、直接的又は間接的に防災に関連している。

但し、今回の監査においては、局の庶務・経理・調査事務、局の人事・給与・勤務条件等に関する事務などの間接業務や消防広報事業、消防音楽隊等活動事業などの一部の業務は除いた。監査対象事業は以下のとおりである。

表 4 監査対象事業(消防局)

事務事業名	小事業名	分類(注1)	平成26年度	
			決算額 (千円)	予算額 (千円)
消防団に関する事務	消防団員報酬	③	25,875	26,665
	消防団員退職報償金	③	26,639	27,332
	消防団員出務費用弁償	③	59,187	62,554
	消防団関連補助金	③	10,578	10,579
	消防団員等公務災害補償等共済基金掛金	③	46,849	46,850
	消防団運営事業費	③	5,029	8,909
	消防団通信設備維持管理事業費	③	4,304	4,831
	消防団員貸与被服費	③	17,049	17,144
	消防団員貸与被服費(拡大分)	③	9,366	9,369
救急車両管理業務	救急車両管理事業費	③	11,352	8,796
	救急車両等購入事業費	③	125,609	131,888
消防署所の改築事業	出張所改築事業費	③	111,167	118,444
	消防施設改築事業費	③	9,396	16,753
庁舎等整備事業	施設維持管理事業費	③	313,878	296,788
	光熱水費増嵩対策事業費	③	0	10,126
	消防団施設運営費	③	7,639	7,629
	緊急消防援助隊活動拠点整備事業費	③	587,886	647,408
	庁舎等整備事業費	③	57,950	61,344
	千鳥町出張所棧橋改築事業費	③	0	106,963
	消防団施設整備事業費	③	45,333	52,861
消防車両等管理業務	消防車両等管理事業費	③	99,308	61,073
	特殊車両・高度救助資器材点検整備事業費	③	8,737	11,144
	燃料費増嵩対策事業費	③	0	36,764
	消防団車両管理事業費	③	3,144	3,016
	消防車両購入事業費	③	334,651	339,346
	消防団車両整備事業費	③	7,002	7,300
消防艇管理業務	消防艇点検整備事業費	③	31,526	40,759
耐震性貯水槽建設事業	耐震性貯水槽建設事業費	③	66,110	93,688
警防活動事業	消火栓設置等負担金	③	168,146	170,276
	警防活動事業費	③	6,042	6,323
	警防活動事業費(消火用具整備分)	②	18,216	20,772
救急救命士養成事業	救急救命士養成事業費	③	10,832	10,835
	デジタルコントロール活動事業費	③	41,322	43,599

事務事業名	小事業名	分類(注1)	平成26年度	
			決算額 (千円)	予算額 (千円)
出場指令業務	聴覚・言語障害者等緊急通報システム導入事業費	③	2,279	2,277
消防・救急無線デジタル化事業	消防救急無線デジタル化事業費	③	1,393,555	1,464,259
消防指令体制の整備	通信施設等維持管理事業費	③	17,537	19,986
	通信施設等維持管理事業費(指令システム分)	③	146,598	154,310
	県防災行政無線再整備事業費	③	311	312
	情報管理事業費	③	1,092	1,262
	消防情報システム運用事業費	③	37,987	38,866
	通信設備整備事業費	③	38,083	46,870
	消防指令システム運用事業費	③	154,406	154,449
航空関係業務	消防情報通信高度化事業費	③	16,956	19,959
	航空隊管理運営事業費	③	21,014	22,215
	ヘリコプター定期整備事業費	③	117,050	110,360
	ヘリコプター運航要員養成事業費	③	91,882	91,965
ヘリコプター整備事業	ヘリコプター整備事業費	③	1,716	15,639
査察活動事業	査察活動事業費	③	315	348
危険物施設等の規制業務	保安活動事業費	③	37,146	44,814

(注1) 表2の考え方で分類。②:共助、③:公助。

(3)健康福祉局

健康福祉局は、川崎市の健康、福祉行政を担う部署である。その中には、災害時における医療供給体制が確実に機能するよう取組を実施する災害時医療や災害救助その他援護事業など防災に関連する事業も含まれる。防災関連事業をピックアップした結果、監査対象事業を表5のとおりとした。

なお、1人暮らし等高齢者実態調査は、本来災害に備えた事業とは関係ない。しかしながら、見守り対象者の選定及び今後のひとり暮らし等高齢者に対する事業検討の基礎資料を得ることを目的とする本事業は、結果的に災害に備えた地域づくりのための事業とも考えられることから、あえて監査の対象に加えることとする。

表 5 監査対象事業(健康福祉局)

事務事業名	小事業名	分類(注1)	平成26年度	
			決算額 (千円)	予算額 (千円)
水道衛生事業	災害時飲料水供給源対策事業費	②	1,557	1,003
	災害時飲料水供給源対策事業費(補助金分)	②	0	60
災害時医療救護対策事業	災害時医療救護対策事業費	③	5,940	6,272
	災害時病院等医療救護対策事業補助金	③	118	118
	救急医療・災害用薬品整備事業等補助金	③	12,234	12,234
	川崎 DMAT 編成事業費	③	4,393	5,134
	災害時医療体制検討委員会事業費	③	225	210
災害救助その他援護事業	社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費	③	3,926	5,049
	災害時要援護者緊急対策事業費	②③	5,176	9,057
ひとり暮らし等支援サービス事業	ひとり暮らし等高齢者見守り事業	②	13,224	15,050

(注1) 表2の考え方で分類。②:共助、③:公助。

(4)まちづくり局

まちづくり局は、川崎市の都市計画、交通政策等を担う部署である。その中には、建築物の耐震化の支援、建築物等の防災、狭あい道路の拡幅整備、宅地の防災、宅地耐震化推進事業など防災に関連する事業も含まれる。具体的には、木造住宅や民間マンション、特定建築物について、耐震診断・改修工事等の助成を行うとともに、擁壁の築造等の宅地防災工事等への助成などの取組により、災害に強いまちづくりを推進する事業などを実施している。

防災関連事業をピックアップした結果、監査対象事業を表6のとおりとした。

表 6 監査対象事業(まちづくり局)

事務事業名	小事業名	分類(注1)	平成26年度	
			決算額 (千円)	予算額 (千円)
高層集合住宅の震災対策施設整備推進事業	高層集合住宅震災対策指導事業費	②	88	117
防災都市計画推進事業	防災都市計画推進事業費	①②③	999	1,200
地区まちづくり推進事業	地区まちづくり推進事業費	①②	5,003	6,327
密集住宅市街地整備促進事業	密集住宅市街地整備促進事業費	①	4,406	5,000
	密集住宅市街地整備促進事業補助金	①	7,100	8,400

事務事業名	小事業名	分類(注1)	平成26年度	
			決算額 (千円)	予算額 (千円)
川崎駅周辺防災対策事業	川崎駅周辺防災対策推進事業補助金	②	542,457	522,004
民間マンション耐震対策事業	民間マンション耐震対策事業費	①	134,817	205,842
公共建築物の耐震化事業	公共建築物耐震化推進事業費	③	13,040	4,793
建築物防災対策事業	木造住宅耐震改修助成金	①	113,255	232,855
	木造住宅耐震診断士派遣事業費	①	21,697	30,006
	被災建築物応急危険度判定士養成事業費	③	1,381	1,390
特定建築物耐震対策事業	特定建築物耐震改修等事業助成金	①	30,888	141,693
狭あい道路対策事業	狭あい道路対策事業費	③	13,007	13,400
	狭あい道路拡幅整備助成金	①	404	1,500
宅地防災対策事業	宅地耐震化推進事業費	①、③	19,614	30,408
	宅地防災工事助成金	①	10,572	9,000
	ハザードマップ製作事業費	①	3,013	6,852
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費	③	48,334	79,000

(注1) 表2の考え方で分類。①:自助、②:共助、③:公助。

(5)建設緑政局

建設緑政局は、川崎市の幹線道路、橋りょう、河川、公園緑地の整備等に関する行政を担う部署である。これらの整備の目的は、市民の利便性の向上だけでなく、地震災害に強い都市基盤を整備や水害に対する安全性の向上といった防災のための事業ともなっている。

防災関連事業をピックアップした結果、監査対象事業を表7のとおりとした。

表7 監査対象事業(建設緑政局)

事務事業名	小事業名	分類(注1)	平成26年度	
			決算額 (千円)	予算額 (千円)
大小公園整備事業	公園防災機能向上事業費	③	19,603	59,000
耐震対策等橋りょう整備事業	耐震対策等橋りょう整備事業費	③	376,434	441,000
五反田川放水路整備事業	五反田川放水路整備事業費	③	3,323,639	4,494,492

(注1) 表2の考え方で分類。③:公助。

(6) 港湾局

港湾局は、川崎市の港湾施設の維持管理、コンテナターミナルの利用促進・活性化などの行政を担っている。その中には、港湾の防災・減災対策の推進といった防災に関連する事業も含まれる。具体的には以下のとおりである。

1) 港湾の防災・減災対策の推進

- 災害発生時に帰宅困難者や緊急物資の輸送を担う港内巡視船が老朽化していることから、新造に向けた調査の実施。
- 災害発生時に緊急物資を取扱う千鳥町7号岸壁について、耐震改修を実施する。また、東扇島9号岸壁は、東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏で想定される最大級の地震発生時に備え、国直轄整備により耐震改修を実施する。
- 地震等の災害時に臨海部の各島と内陸部を結ぶ、帰宅困難者や緊急物資の輸送を目的とした曳航可能な小型浮き栈橋を整備する。
- 津波・高潮発生時の内陸部への浸水対策として、海岸保全施設の改良を実施する。
- 耐震強化岸壁から市街地までの緊急物資輸送路の確保に向け、液状化対策を実施する。

監査対象事業は、表 8 に記載の港湾における防災・減災対策の推進に関する事業とした。

表 8 監査対象事業(港湾局)

事務事業名	小事業名	分類(注1)	平成26年度	
			決算額 (千円)	予算額 (千円)
港湾施設改修(防災・減災)事業	東扇島地区-12m岸壁改良直轄工事負担金	③	24,300	45,000
	港湾改修事業(国際戦略港湾)費	③	626,857	747,765
	港湾改修事業(防災対策)費	③	95,825	344,595

(注1) 表2の考え方で分類。③:公助。

(注2) 港湾改修事業(国際戦略港湾)費については、防災・減災に関する事業を対象としている。当該事業以外の事業で、港湾改修事業(国際戦略港湾)に含まれているものには岸壁改良工事(千鳥町2号係船岸壁改良その5工事(決算額416,194千円))等がある。

監査対象事業として、上記の事業を抽出した。上記事業は前述の、②地域防災計画と港湾局に関連する事業である。

なお、「地域防災計画、港湾施設の安全対策、3. 港湾 BCP 協働体制の確立」で、「大規模地震発生時に、早期の機能回復を行い、海上から円滑に救援物資の受け入れができるよう川崎港連絡協議会を開催し、港湾関係者との連携協働体制を確立する。」とあることについては、川崎港連絡協議会は、国土交通省関東地方整備局が事務局として実施しているため、市の事業は無い。同協議会では平成27年3月に「川崎港における首都直下地震発生時の

震後行動計画」を策定している。

(7)教育委員会

教育委員会は、川崎市の教育行政を担っているが、その中には、以下のとおり、学校安全対策の推進と教育環境の整備といった防災に関する事業も含まれている。

1)学校安全対策の推進と教育環境の整備

- 地域社会全体で児童生徒の安全確保に取り組むとともに、学校の防犯力の向上や防災教育の充実等、学校の総合的な安全対策を推進する。また、災害時における校舎等の安全性や特に利用者のニーズの高い教育環境の確保に向けた整備を行う。
- ・教育施設の格技室天井改修工事等の非構造部材耐震対策や灯油式発電機整備等の各種防災機能の強化を行う。

監査対象事業は、表 9 のとおりである。

表 9 監査対象事業(教育委員会)

事務事業名	小事業名	分類(注1)	平成26年度	
			決算額 (千円)	予算額 (千円)
学校施設の維持管理事業	消防設備等改修事業費	③	28,864	33,017
安全で快適な教育環境整備事業	学校防災機能整備事業費	③	613,472	684,758
学校安全事業	災害用備蓄整備事業費	③	177	198
	学校防災教育実施事業費	①	4,387	5,000
	児童生徒安全情報配信事業費	①②③	8,333	8,334

(注1) 表 2 の考え方で分類。①:自助、②:共助、③:公助。

(8)上下水道局

上下水道局は、上下水道の布設及び管理等を担っている部署である。上下水道は老朽化に対応するため、維持・更新を行わなければならないが、その際には地震対策も踏まえた対策が求められる。具体的には、以下のとおりである。

1)水道施設の地震対策の推進

- 基幹施設である鷺沼配水池の耐震補強や末吉配水池の更新を進めるとともに、地震発生時の管路被害を抑制するため、市内の老朽化した管路の更新工事を耐震管で実施する。

○応急給水拠点の利便性を高め、より迅速な応急給水の実現を図るため、供給ルートの耐震化が完了した小中学校等の水飲み場と配水池・配水塔を活用し、開設作業が不要な応急給水拠点の整備を計画的に進める。

2) 水道施設の再整備・再構築の推進

○水道事業の再構築計画に基づき、浄水場の統廃合による施設能力の増強と耐震化を目的とした長沢浄水場第2期工事を引き続き進めるとともに、災害時の飲み水の確保を図るため、生田配水池の貯水容量を増強して更新を進める。

3) 下水道施設の地震対策等の推進

○大規模地震発生時においても下水道機能の確保が必要となる重要な管きよの耐震化や施設の再整備・再構築に合わせた耐震化を進めるとともに、被害の最小化を図る減災対策も合わせ、計画的かつ効率的に下水道施設の地震対策を進める。

監査対象事業は、表 10 のとおりである。

表 10 監査対象事業(上下水道局)

事務事業名	小事業名	分類(注1)	平成26年度	
			決算額 (千円)	予算額 (千円)
水道事業の危機管理対策	水道事業の危機管理対策	①②③	13,393	16,075
水道施設の整備・再構築事業	水道施設の整備・再構築事業	③	11,458,273	11,113,049
工業用水道施設の整備・再構築事業	工業用水道施設の整備・再構築事業	③	2,114,780	3,324,583
水処理センター・ポンプ場施設の整備・再構築事業	水処理センター・ポンプ場施設の整備・再構築事業	③	7,881,842	9,555,122

(注1) 表 2 の考え方で分類。①:自助、②:共助、③:公助。

なお、表 10 のいずれの事業も防災に関連する事業ではあるが、工事件数が多いことから、契約を絞ってその内容を検証した。

(9) 区役所

各区の危機管理担当は、各地域の防災事務を担っている。具体的には、区独自の地域防災に関する推進事業を実施するほか、市各局の防災に関する事業の実施部門としての役割も有している。

監査対象事業は、各区の危機管理担当が所管している以下の事業である。

監査対象は、表 11 のとおりである。

表 11 監査対象事業(区役所)

事務事業名	小事業名	分類(注1)	平成26年度	
			決算額 (千円)	予算額 (千円)
安全・安心まちづくり事業(川崎区)	地域防災活動支援事業費(局区連携事業)	①	224	663
	川崎区危機管理対策事業費(局区連携事業)	②③	1,448	1,805
	川崎区危機管理対策事業費	②③	3,095	4,924
安全・安心まちづくり事業(幸区)	地域防災活動の推進事業費	①	535	717
	幸区災害対策推進事業費(局区連携事業)	②③	6,436	7,134
	幸区災害対策推進事業費	①②③	656	1,064
安全・安心まちづくり事業(中原区)	地域防災力強化事業費(局区連携事業)	③	2,965	3,076
	地域防災力強化事業費	②	80	312
安全・安心まちづくり事業(高津区)	高津区防災まちづくり推進事業費 (局区連携事業)	①②③	3,405	3,754
	高津区防災まちづくり推進事業費	①②③	1,963	1,969
安全・安心まちづくり事業(宮前区)	地域防災力向上事業費(局区連携事業)	②③	4,548	4,869
	地域防災力向上事業費	③	1,102	1,198
	防災意識普及啓発事業費	①②	2,655	2,722
安全・安心まちづくり事業(多摩区)	市民防災活動支援事業費	①②	527	700
	多摩区危機管理機能強化事業費 (局区連携事業)	②③	3,205	3,422
	多摩区危機管理機能強化事業費	②	21	31
安全・安心まちづくり事業(麻生区)	地域防災力の向上事業(局区連携事業)	②③	4,428	5,329
	地域防災力の向上事業	①③	350	509

(注1) 表2の考え方で分類。①：自助、②：共助、③：公助

第5 総務局危機管理室

1. 災害予防対策事業費(防災対策管理運営事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

災害予防対策事業は、災害対策基本法に基づき地域防災計画の修正を行うこと、市民、企業に対して災害に対する正しい知識の習得と防災意識の向上を図り災害時の防災体制の強化を図ることを行う事業である。

事業目的は、防災対策の諸施策に関する検討・研究を行い地域防災計画に反映することにより、災害に立ち向かう地域防災体制の充実に向けた取組を進めること、啓発活動を推進することにより、市民一人ひとり、及び企業(事業所)の防災対応力の向上を図ることである。

本事業で行われた具体的な事業と、その成果として、次のものがあげられる。

- ぼうさい出前講座、防災フェスタ等の啓発活動を推進することにより、市民一人ひとり、及び企業(事業所)の防災対応力の向上を図っている。
- 小学生を対象に、災害体験や防災関係機関の防災対策についての施設見学などを行い、早期からの防災意識高揚を図っている。
- 東日本大震災の発生による市民の防災意識高揚に対応するため、地域防災計画の見直し等も踏まえ、「備える。かわさき」等の防災啓発印刷物を発行している。
- 防災協力連絡会や防災協力事業所登録制度を通じ、地域と企業との連携による地域防災力の強化を図っている。
- 災害時要援護者避難支援制度を推進している。
- 実働訓練や図上訓練等を通じて、災害対応力の更なる向上を図っている。
- 防災対策の諸施策に関する検討・研究を行い地域防災計画に反映することにより、災害に立ち向かう地域防災体制の充実に向けた取組を進めている。

② 事業費

災害予防対策事業費は、主として報酬、役務費、委託料で構成されている。平成 26 年度決算額は 16,612 千円であった。

表 12 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	93,788	59,485	18,426
決算額(千円)	61,063	48,241	16,612

表 13 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	3,082	防災企画専門員月額報酬及び市防災会議委員月額報酬等
職員手当等	915	職員時間外勤務手当
役務費	2,097	地域情報誌への広告掲載等
委託料	9,251	「備える。かわさき」等作成委託料、図上訓練委託料等
使用料及び賃借料	902	防災フェスタ会場使用料
その他	365	備品購入費等
合計	16,612	—

表 14 事業費の財源

国	—	—
県	—	—
市一般財源	16,504 千円	99.3%
その他(諸収入)	108 千円	0.7%

③ 災害対策基本法と川崎市防災会議

災害対策基本法では、防災に関する組織として、国が組織するものとして中央防災会議(同第 11 条)、都道府県が組織するものとして都道府県防災会議(同第 14 条)、市町村が組織するものとして市町村防災会議(同第 16 条)が定められている。

川崎市には川崎市防災会議が組織されている。

④ 川崎市防災会議の活動

川崎市防災会議は昭和 38 年 3 月に設置された。会長は市長とされている。

委員数は市長を含めて 68 名(平成 26 年度現在)であり、市防災会議条例第 3 条第 6 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は 2 年とされている。会議は毎年開催されており、直近平成 26 年度は 10 月に 1 回開催されている。開催は不定期であるが、毎年 1 回は開催されている。

所掌事務は、

- (1) 川崎市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務とされている。

⑤ 川崎市地域防災計画

川崎市では、川崎市地域防災計画として、震災対策編、風水害対策編、都市災害対策編、資料編の 4 分冊で構成された計画が作成されている。

また、川崎市地域防災計画と整合するように、実行計画的な位置づけとして、川崎市地震

防災戦略、川崎市備蓄計画、川崎市臨海部防災対策計画、川崎市津波避難計画が定められている。

⑥ 川崎市地域防災計画の検討と修正

災害対策基本法第 42 条では、「市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。」と定めている。

川崎市地域防災計画は、法律の改正や国の防災基本計画の改正等、必要がある場合適時修正が行われており、近年は毎年修正が行われている状況にある。詳細は、表 1(31 ページ)参照。

⑦ 川崎市地域防災計画と各局区の取組状況に差異が生じた場合等の対応

防災に関する全般的な取りまとめは、総務局危機管理室が担っている。個別の取組については、地域防災計画等で定める所管局区が中心となり取組を進めており、必要となる予算措置についても所管局区が中心となり進めている。所管局区がそれぞれ行う防災に関する取組(ハード整備など)については、防災に関する全般的な取りまとめを担う総務局危機管理室や所管局区が、関係局区を交えた検討会議や打ち合わせを行っており、それらの機会を通じ地域防災計画と整合していない点などがあれば、総務局危機管理室から意見を出すなどして調整している。地域防災計画に定めのない新たな課題などが発生した場合には、関係局区と連携して課題などの検証やその対策などを検討している。

⑧ 川崎市地域防災計画と各局区の取組状況の整合性の確認

川崎市地域防災計画と各局区の取組状況の整合性を確認するために、次の手続が行われている。

- 各局区の取組状況については、地域防災計画の実行計画に位置付けられている「川崎市地震防災戦略」の進捗確認や全庁に関わる防災の取組状況等を、「川崎市危機管理推進会議」等に報告している。
- 上記以外の項目については、防災関連会議等の場を活用し、情報共有等を行っている。また、各局区で、防災関係計画の策定及び修正を行う場合は、地域防災計画と整合性を図るよう総務局危機管理室から依頼するとともに計画内容の確認等を行っている。

<主な防災関連会議>

1)川崎市危機管理推進会議

開催頻度:年 3~4 回程度 会議メンバー数:33 名(会長:市長の指名する副市長)

2)川崎市国土強靱化地域計画策定推進会議

開催頻度:年 2~3 回程度 会議メンバー数:34 名(会長:市長) など

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

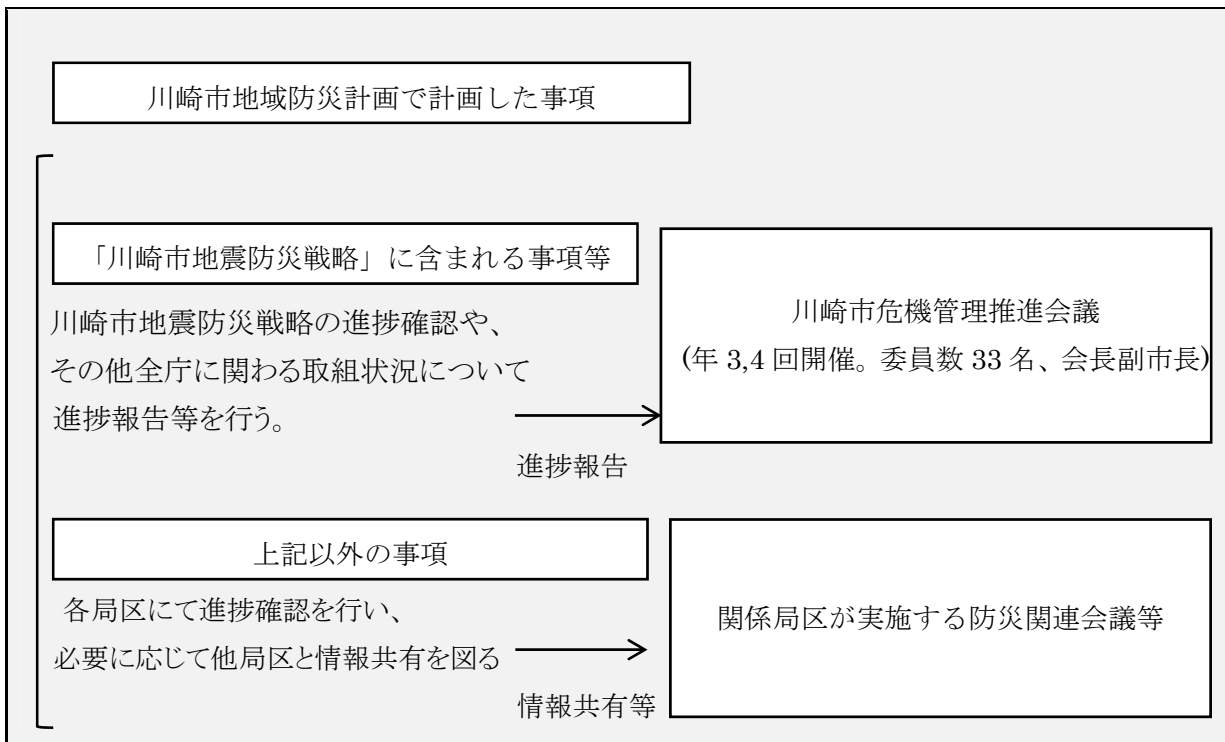
【意見 5-1】川崎市地域防災計画と各局区の取組状況の整合性の確認

川崎市地域防災計画は、各局区における防災計画及び諸活動を実施する際の基本的総合的な計画としての役割を果たすものであり、各局区は地域防災計画と整合するように具体的な事業の取組を進めていく必要がある。

この計画と取組状況の整合性の確認については、地域防災計画の実行計画に位置付けられている「川崎市地震防災戦略」にも含まれる事項や全庁に関わる防災の取組状況の結果等は、川崎市危機管理推進会議に報告されているため、関連部局で横断的に行われる庁内事務の仕組みの中に取り入れられていると思われるが、それ以外の事項については、事務事業点検や各局区の自主的な進捗確認と、各種防災関連会議等の場を活用した情報共有等にゆだねられている状況にある。

このため、川崎市地域防災計画のうち、川崎市地震防災戦略に含まれていない事項等についての進捗確認については、関連部局で横断的に行われる庁内事務の仕組みには取り入れられておらず、個別的対応が必要になるとと思われる。

図 6 川崎市地域防災計画と各局区の取組状況の整合性の確認（進捗確認）



現状、所管局区がそれぞれ行う防災に関する取組(整備事業など)については、防災に関する全般的な取りまとめを担う総務局危機管理室や所管局区が、関係局区を交えた検討会議や打ち合わせを行っており、それらの機会を通じ地域防災計画と整合していない点などがあれば、総務局危機管理室から意見を出すなどして調整していることから、一定の整合性の確認は行われているものと思われるが、川崎市地震防災戦略に含まれていない事項については、事務事業点検や各局区の自主的な進捗確認と、各種防災関連会議等の場を活用した情報共有にゆだねられている状況にあることから、十分な配慮が必要であると考え。

【意見 5-2】 地区防災計画の地域防災計画への反映について

平成 25 年の災害対策基本法の改正により、地区防災計画が新たに規定された。この地区防災計画は、市町村の判断で市町村地域防災計画に規定できるほか、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者は、地区防災計画を市町村地域防災計画に定めることを市町村防災会議に提案することができることとしている。

川崎市地域防災計画においても、この改正を受け「都市災害対策編」の「第 2 部 予防計画 第 3 章 防災力の向上 第 4 節 地区防災計画の提案等」において以下の文章を記載し、対応を図っている。

第 4 節 地区防災計画の提案等

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成し、市防災会議へ提案出来る。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、この計画に反映させるものとする。

但し、地域防災計画に当該文章を記載したのみでは、地区防災計画の目的は果たすことができない。市としては、結果として地区防災計画が地域防災計画に反映されないとしても、市民に対して意見の募集を行うなどして積極的に地区防災計画の作成を促す運用を行う必要がある。

【意見 5-3】 自助、共助の推進について

東日本大震災では、地震・津波によって市町村の行政機能が麻痺してしまい、地域住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が避難所運営等において重要な役割を果たした。東日本大震災での経験を踏まえ、今後、発生が危惧されている首都直下地震等の大規模広域災害に備え、自助・共助の役割の重要性が高まっている。

東日本大震災を踏まえ平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正されたが、改正のポイントの 1 つは「4. 平素からの防災への取組の強化」である。そこでは、市町村、民間事業者さらに

は住民といった各主体の役割を明確にしているが、川崎市も含め市町村の役割として、基本理念に盛り込んだ「共助」の観点から、住民に最も近い基礎自治体である市町村が、市町村の地区内の住民や自主防災組織等が行う自発的な防災活動を一層促進する責務を有する旨を明文化した。

以上のような我が国の動きや災害対策基本法の改正は、川崎市地域防災計画さらには各局区の取組みに反映されることになる。

そこで、今回の監査では、表3から表11に示したとおり、監査対象とした防災事業を、自助、共助、公助に分類した。その中で、自助、共助の状況は以下のとおりである。

表15 各局区の防災事業とその内の自助、共助に関する事業

	防災事業数	(内) 自助に関する事業	(内) 共助に関する事業
総務局危機管理室	19	4	6
消防局	50	0	0
健康福祉局	10	0	4
まちづくり局	18	13	4
建設緑政局	3	0	0
港湾局	3	0	0
教育委員会	5	2	1
上下水道局	4	1	1
区役所	18	8	12

建設緑政局及び港湾局は、いずれも自助、共助に関する事業はない。これはいずれの局もインフラ整備を中心とした事業を実施しているためである。

これらを考慮しても、自助、共助に関する事業は未だ多くはない。事業数だけで、自助、共助に関する事業の推進の状況を測るべきではないものの、災害対策基本法で市町村の地区内の住民や自主防災組織等が行う自発的な防災活動を一層促進する責務を有する旨を明文化した以上、川崎市としても今後自助、共助に関する事業をより一層推進する必要がある。

2. 災害動員経費(防災対策管理運営事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

川崎市地域防災計画では、災害が発生した場合、あるいは災害が発生するおそれのある場合の市職員の動員体制について定めている。

川崎市地域防災計画(風水害対策編)の第3部初動対策計画、第4章災害対策要員の動員・配備では、「台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市警戒体制、市警戒本部・区本部又は市本部・区本部が配備或いは設置されたときは、本章あるいは関係機関で別に定める動員計画に基づき災害対策の要員を配備し、警戒又は応急活動を実施する。」としている。具体的な動員の指示や対象者、動員基準は表 16 及び表 17 のとおりである。

本事業は、主に地震や風水害等の際に動員される市職員の時間外勤務手当等の職員手当を予算化し、執行するものである。各局区の災害動員により発生する時間外勤務手当等を一元的に処理するという理由から、危機管理室で事業化している。

執行額は災害の発生状況に左右されることから、事前の適正な予算化は困難であるため、ここ3年間は2千万円程度の当初予算を計上し、災害動員の状況に応じて予算が不足した場合は予備費で対応している。

平成25年度や平成26年度は平成24年度に比べ、台風や集中豪雨等の風水害対応の増加から執行額が増えており、決算額で見ると、平成24年度の39,897千円から平成26年度は98,229千円に達している。また、直近では平成27年9月8日～10日の台風18号の際に2号(一時3号)配備の動員発令が行われている。全市で延べ964名の職員が動員されており、決算額ではないが時間外勤務手当は約3,200万円(時間外勤務報告書の集計結果)となっている。

平成25年10月の東京都大島町や平成26年8月の広島市での大規模な土砂災害発生による甚大な被害を踏まえ、国からは早めの避難行動の実施等について災害対応体制の強化が求められており、避難所開設など被害の抑制に向けた対応の強化なども執行額増加の要因となっている。

なお、本事業費には、市内の災害動員による時間外勤務手当等だけではなく、東日本大震災の被災地に派遣された市職員の現地での時間外勤務手当等や派遣先への移動に要する旅費なども含まれており、被災地派遣に要したこれらの経費については、年度末にまとめて派遣先自治体に求償している。

表 16 川崎市地域防災計画(風水害対策編)における動員に係る記載の抜粋

項目	内容
第1節 市職員の動員体制【総務局危機管理室、各局室区】	
1 動 員 の 指 示	<p>(1) 警戒体制 ア 総務局危機管理室は、危機管理室員を警戒体制に従事させ、関係局区に警戒体制にあることを周知し、関係局区は、それぞれ警戒体制を確立する。また、危機管理室は、市長等に逐一報告・具申し、災害応急対策活動の実施に備え必要となる人員を、原則として「災害対策動員基準」に定める1号配備または2号配備の動員体制をとるよう指示を伝達する。</p>
	<p>(2) 市警戒本部 ア 市警戒本部長は、災害の状況に応じて関係局区に対し動員体制を発令し、災害応急対策活動の実施に必要な人員を、原則として「災害対策動員基準」に定める2号配備以上の動員体制をとるよう指示する。また、区本部長は、災害の状況に応じて所属の職員に対して動員体制を発令し、災害応急対策活動の実施に必要な人員を動員する。 イ 動員の指令を受けた関係局長及び区本部長は、原則として「災害対策動員基準」に定める2号配備以上の動員体制をとるものとする。また、災害が発生するおそれ、災害の規模、被害の程度等に応じて人員を増強又は縮小できるものとする。なお、動員状況については、市警戒本部長に逐一報告するものとする。</p>
	<p>(3) 災害対策本部 ア 市本部長は、市本部を設置したときは、災害の状況に応じて関係局及び区長に対し動員体制を発令し、災害応急対策活動の実施に必要な人員を動員するよう指示する。 イ 動員の指令を受けた関係局長及び区長は、原則として「災害対策動員基準」に定める3号配備、4号配備又は5号配備により動員体制をとるものとする。また、災害が発生するおそれ、災害の規模、被害の程度等に応じて人員を増強又は縮小できるものとする。なお、動員状況については、市本部長に逐一報告するものとする。</p>
2 動 員 の 対 象 者	<p>市職員(本市以外の関係機関・団体等への出向職員を除く)を動員対象者とする。ただし、次に掲げる場合を除く。 (1) 病中・病後等で応急対策活動を実施することが困難であると所属長が認めた場合 (2) その他市本部長又は区本部長あるいは市警戒本部長又は区本部長が認める場合</p>

表 17 川崎市地域防災計画(風水害対策編)における動員基準

種別	動員体制	発令基準
1号 配備	局地的な被害の発生が予想される場合、又は発生した場合に対応するため、情報収集及び伝達を行うことができる体制とする。	大雨、洪水、強風、大雪等の気象注意報の1以上が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合
2号 配備	局地的な被害が予想される場合又は、災害が発生し、更に被害地域の拡大が予想される場合で、応急対策活動を行うことができる体制とする。	大雨、洪水、暴風、大雪等の気象警報の1以上が発表され、台風又は集中豪雨等により、災害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合
3号 配備	災害の発生が複数の区(又は区域)に渡り、更に拡大の可能性が強く、災害の拡大を防止するために必要な応急対策活動ができる体制とする。	台風又は集中豪雨等により、複数の区で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合
4号 配備	複数の区(又は区域)において被害が甚大となり、更に拡大する可能性が強く、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制とする。	台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合
5号 配備	市(区)内全域に発生した被害に対し、市の総力をあげて対処する体制とする。	台風又は集中豪雨等により、市内全域に被害が発生している場合

② 事業費

表 18 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	20,000	21,528	21,528
決算額(千円)	39,897	75,503	98,229

表 19 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
職員手当等	95,107	災害動員に伴う時間外勤務手当、被災地派遣職員の時間外勤務手当等
旅費	2,979	東日本大震災被災地派遣職員に係る旅費
負担金補助及び交付金	143	
合計	98,229	

表 20 事業費の財源

国	—	—
県	—	—
市一般財源	89,746 千円	91%
その他(諸収入)	8,483 千円	9%

(災害動員時間外勤務手当の決算額の状況)

災害動員経費の中心となるのが職員手当等であるが、その中には、時間外勤務手当だけ

ではなく、特殊勤務手当や管理職員特別勤務手当なども含まれる。表 21 は、職員手当等の中で大部分を占める時間外勤務手当について、各区局別の決算額の推移を整理したものである。平成 26 年度の時間外勤務手当は 91,233 千円である。そのうち 6 割は区職員の動員によるものであり、高津区や多摩区は 1 千万円前後(全体の 1 割程度)となっている。局では上下水道局の 16,135 千円が最も大きくなっており、全体の 17.7%を占めている。平成 24 年度から平成 26 年度までの推移をみると、全体では 3 倍程度に増えてきており、特に、財政局や教育委員会などももとの金額が小さい局での伸びが目立っているが、高津区や消防局も 4 倍以上に拡大している。また、消防局の平成 25 年度は前年度の 8 倍と突出した数値を示している。なお、各局区の動員体制は、災害の規模や各局区における災害対応業務の内容により異なり、それに伴う時間外勤務手当も災害対応の曜日や時間、職員の職位、時間外単価等によって異なってくるため、単純に各年度の執行額だけを見て、各区局間や経年の動員実績比較をすることができないことに留意する必要がある(以下、同様)。

表 21 災害動員時間外勤務手当決算額の推移

	災害動員時間外勤務手当(千円)				指数(H24=100)		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 26 年度 構成比	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
川崎区	2,507	4,970	6,822	7.5%	100	198	272
幸区	2,252	3,938	4,441	4.9%	100	175	197
中原区	2,482	5,684	7,138	7.8%	100	229	288
高津区	2,399	7,746	10,258	11.2%	100	323	428
宮前区	2,462	5,513	9,001	9.9%	100	224	366
多摩区	3,026	6,096	9,689	10.6%	100	201	320
麻生区	2,293	7,405	8,164	8.9%	100	323	356
区小計	17,420	41,352	55,513	60.8%	100	237	319
総務局	692	1,226	1,380	1.5%	100	177	200
市民・子ども局	0	0	51	0.1%	—	—	—
子ども本部	0	0	11	0.0%	—	—	—
財政局	66	151	886	1.0%	100	228	1,337
環境局	0	283	145	0.2%	—	—	—
健康福祉局	61	56	58	0.1%	100	91	95
まちづくり局	2,364	3,337	6,070	6.7%	100	141	257
建設緑政局	2,684	4,457	5,400	5.9%	100	166	201
港湾局	607	545	441	0.5%	100	90	73
上下水道局	5,639	8,280	16,135	17.7%	100	147	286
交通局	0	0	219	0.2%	—	—	—
病院局	0	0	41	0.0%	—	—	—
消防局	1,121	9,517	4,698	5.1%	100	849	419
教育委員会	45	144	185	0.2%	100	322	413
合計	30,699	69,346	91,233	100.0%	100	226	297

(出典)平成 26 年度構成比及び指数(H24=100)は決算額に基づいて監査人が算出。

(災害動員時間外勤務に対する危機管理室の関わり)

時間外勤務の命令は、川崎市職員服務規程第 18 条において、「所要の手続をとり所属長の命令を受けなければならない」とされており、職員情報システムで各局区の所属長が命令をしている。災害動員に関する時間外勤務の命令も同様であり、その際の費目を災害動員経費の時間外勤務手当とすることだけが異なっている。個々の時間外勤務手当の計上に危機管理室は関与していないが、災害動員に係る時間外勤務手当について給与システムの試算により執行予定額が配当残額を上回り配当不足となった場合は危機管理室が所要の手続きを行う。

また、危機管理室では、豪雨や台風、大雪等に際し、各区局に対して動員発令及び動員解除を行うが、災害対応が終了したのち、その状況を各区局から報告させている。報告は、動員人数と時間外勤務の延べ時間・金額を記載する時間外勤務報告書、及び個人別に時間外勤務の時間、単価、金額を整理した時間外集計表、そして時系列で活動内容を記載した活動状況表の 3 点からなっている。ただし、危機管理室としては、これらを時間外勤務手当の決算額の根拠の確認や、災害動員の事後的な検証、あるいは第三者への説明などのための資料として位置付けていない。そのためデータの精度も高くなく、時間外勤務手当の決算額とは一致していない。

(災害動員時間外勤務の特性)

災害動員は、川崎市地域防災計画等において一定の基準が設けられているものの、実際には各区や各局の状況に応じて、それぞれの判断で動員体制が決められている。

それは通常的时间外勤務を命ずる場合と基本的には変わらないが、大きく違うのは災害の状況に左右され、判断次第で必要となる動員人数が大きな幅を持つてくるということである。必要な動員体制に正解はなく、動員不足で被害が拡大するよりも、安全サイドで判断して多めに職員を動員することは一般的に行われていると推測される。また、動員発令前に各区局の判断で必要となる災害対応に伴い発生する時間外勤務手当を災害動員経費とすることも認められている。

予算面で見ると、災害動員の時間外勤務手当は、動員による予算執行に伴って、予備費により増額されるものである。他の予算に比べると、必要であれば制限なく執行できるといった性格を帯びていることも通常的时间外勤務手当と異なる点である。

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 5-4】 災害動員時間外勤務手当の全市的観点からの執行管理の必要性

災害発生時あるいはそのおそれがある場合に、市職員が早めに十分な対応をすることによって市民やその財産への被害を最小限にとどめる、といった災害動員の目的を考えると、時間外勤務手当の執行にはできるだけ制限をなくし、必要な分だけ執行できるようにすることは基本的な考え方であろう。

ただし、災害動員経費も市の歳出である限り、財政的な制約の中での執行となり、一定の統制が必要となることも確かである。

その意味では、災害動員経費の予算の取りまとめを行っている危機管理室にも果たすべき役割がある。個々の時間外勤務の命令は通常的时间外勤務と同様に各区局の判断に任されるが、危機管理室としても災害動員時間外勤務の特性を踏まえて、全市的な観点、あるいは危機管理や防災の観点から一定の管理機能を持つことである。

たとえば、既に、危機管理室としては動員体制を含めた災害対応を事後的に検証することを始めているとのことであり、動員の人数や時間、活動内容などの妥当性を検証することを通して、結果的に時間外勤務手当の執行をチェックしていくことである。そのためには、一定の精度を持ち、検証や説明に使用できる災害動員の実績情報を各区局から入手することが前提となる。各区局に対して災害動員状況について説明を求めることにより、災害対応時には制約なく職員を動員できる代わりに事後的には説明責任を果たしてもらおう。それが予算執行に対しても一定の統制になるものと考ええる。

今後、危機管理室は、災害動員の事後的な妥当性の検証を通じて、災害動員時間外勤務手当の執行管理について一定の役割を担っていくことが必要である。

3. 臨海部・津波防災対策推進事業費(臨海部・津波防災対策事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

臨海部・津波防災対策事業は、平成 25 年 4 月に策定した「臨海部防災対策計画」に基づき、臨海部に立地する企業、市民、関係機関等と連携しながら、臨海部における防災・減災対策を推進する事業である。また、津波対策について、ハード面及びソフト面から総合的な対策を推進する事業である。

本事業で行われた具体的な事業と、その成果として、次のものがあげられる。

- 津波避難施設に標識を設置することにより、災害発生時の避難誘導に資するとともに、市民等に対する周知啓発を行い防災意識の向上を図っている。
- 川崎臨海部における防災・減災対策の取組を網羅的に掲載した防災対策パンフレットを作成し、市民や事業者等への周知啓発を行っている。
- 津波避難訓練を実施し、市民や事業所の防災意識の向上を図り、津波避難計画の検証を行っている。
- 地域の身近な場所に津波情報看板や海拔表示板等を設置することにより、津波に対する危機意識を高め、防災対応力の向上を行っている。
- 川崎臨海部防災協議会を平成 24 年度に設置し、構成員である市、臨海部に所在する企業、地元協議会、商工会議所等により、防災対策に関する課題等の協議や情報共有を行い、協力関係の維持向上を図っている。

② 事業費

臨海部・津波防災対策事業費には、ハザードマップの作成、標識等の設置、避難計画作成、避難訓練実施、災害影響評価調査に要する支出等が計上されている。

表 22 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	16,305	17,421	11,647
決算額(千円)	11,616	15,306	9,321

(注) 平成 24 年度、平成 25 年度は災害予防対策事業費に計上

表 23 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
委託料	9,321	津波情報看板等の作成・設置委託等
合計	9,321	—

表 24 事業費の財源

国	—	—
県	—	—
市一般財源	9,321 千円	100%
その他(諸収入)	—	—

③ 抽出した小事業

平成 26 年の事業費を構成する下記 5 件の小事業を検討した。これら 5 件が平成 26 年度の事業の全支出である。

表 25 抽出した小事業

(単位:千円)

項目	小事業名	平成 26 年度	
		決算額	予算額
A	臨海部防災訓練(津波避難訓練)の実施	491	1,352
B	津波避難施設標識等の作成・設置	2,160	2,221
C	津波ハザードマップの更新	3,672	4,262
D	津波情報看板等の作成・設置	2,786	3,260
E	臨海部防災パンフレットの作成	212	552
	合計	9,321	11,647

④ 小事業の概要

A 臨海部防災訓練(津波避難訓練)の実施(平成 26 年度決算額 491 千円)

ここには区と共同で実施される臨海部防災訓練(津波避難訓練)に関する支出が計上されている。主なものは、会場の設営委託、保険加入である。

訓練は毎年 1、2 校のペースで実施しており、初年度平成 24 年度では臨港中、大島小学校、平成 25 年度ではさくら小、平成 26 年度では渡田小における実施実績がある。

今後も同様の訓練を、臨海部である川崎区を中心に実施することが予定されている。

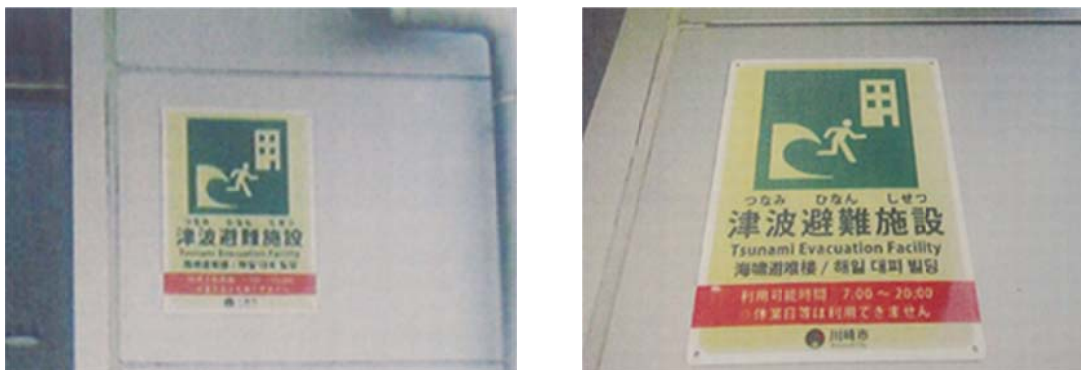
B 津波避難施設標識等の作成・設置(平成 26 年度決算額 1,674 千円)

臨海部への津波到達に備え、市では津波避難施設を指定している。この津波避難施設とは、臨海部に立地する3階建て以上の堅牢な建造物を、津波災害発生時には避難施設として活用するためのものであり、民間施設については当該建造物を所有する民間事業者の協力のもと、市と事業者間で津波避難施設として協定が結ばれている建造物である。これにより生じる金銭的關係は無く、協力による取り決めである。

そして、当該建造物が津波避難施設であることを市民および市来訪者に周知するとともに、避難時の誘導に資することを目的として、各種標識を作成し設置することが本事業である。

標識の設置は対象施設が増えることに応じて行われており、平成 26 年度には 9 施設 75 か所の標識設置が行われた。契約は一般競争入札により 5 者による入札が行われた。

写真 1 津波避難施設標識



C 津波ハザードマップの更新(平成 26 年度決算額 3,672 千円)

神奈川県では、平成 23 年に東日本沿岸で発生した大規模な津波災害を踏まえ、津波についてのシミュレーションを行い平成 24 年 3 月に公表している。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/life/6/27/144/>)

このシミュレーションは過去の 12 の地震をモデルとして、それぞれについて浸水域を予想したものである。川崎市ではこの「12 の津波浸水予測の中から、本市において最大の被害をもたらす津波地震の想定」(「川崎市津波避難計画」より。)として、「慶長型地震」(同。)を想定モデルとして選定した。

慶長地震は、江戸時代初期の 1605 年 2 月 3 日(慶長 9 年 12 月 16 日)に起こった地震である。発生場所には諸説があり南海沖(南海トラフ)単独地震説と南海沖と房総沖の連動地震説などがあり、M7.9 前後と推定されている。市ではこの慶長型地震で生じた津波が到達した場合の影響について検討し、対策を進めてきている。

なおその後、神奈川県では相模トラフ沿いを震源とする最大クラスの地震で生じる津波災害についてもシミュレーションを行い平成 27 年 2 月に公表している。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300010/p879211.html>)

相模トラフ沿いを震源とする地震として分類される地震にはいくつかあるが、よく知られたものとしては、1923 年 9 月 1 日に発生した大正関東地震(M7.9(M8.1±0.2 の範囲内で諸説あり。))がある。

この型の地震では、一部の地域で地盤の沈降が生じた例があり、大正関東地震では東京都南西部から神奈川県北部にかけて地盤が数十センチメートル沈降したとされる。このため、同様の沈降が市域で生じた場合には、津波の影響だけではなく、沈降の影響も伴うため、浸水域が増加することとなる。

【相模トラフ沿いのM8クラスの地震】(大正関東地震)

1923年9月1日に相模湾、神奈川県全域、房総半島の南部を含む相模トラフ沿いの広い範囲を震源域とする地震(M7.9)があり、関東地方の南部の広い範囲で当時の震度階級で震度6が観測されたが、家屋の倒壊状況などから相模湾沿岸地域や房総半島南端では、現在の震度7相当の揺れであったと推定されている。各地で家屋の倒壊、山崩れ、崖崩れなどが生じたほか、沿岸部を津波が襲い、津波の高さは静岡県の熱海で12m、房総半島の相浜で9.3mとなり、震源域に近い熱海では地震発生後約5分で津波が到達した。さらに東北地方から九州地方にかけての太平洋沿岸でも津波が観測された。この地震に伴って、小田原付近から房総半島先端にかけての地域で、地盤が最大約2m隆起し、南東方向へ2~3m移動したことが観測された。また、それより内陸の東京都南西部から神奈川県北部にかけては、地盤が数十cm沈降した。

(出典)「文部科学省研究開発局地震・防災研究課 地震調査研究推進本部事務局 地震調査研究推進本部」ホームページ、相模トラフ沿いの地震の過去の発生状況と被害」より抜粋)

このような神奈川県の調査と結果公表を受け、市では、平成24年3月に公表された慶長型地震に対する備えを進めているところである。

津波ハザードマップは以前、平成24年度に津波が到達すると想定(慶長型地震を想定)された地域に全戸配布したことがあり、今回はその更新となる。更新箇所は新たに指定した津波避難施設等の最新情報の追加である。なお今回の配布方法は、市役所窓口、区役所窓口等に備え置き、希望者に配布することとしている。印刷枚数は37,000枚であった。

契約は一般競争入札により3者による入札が行われた。

D 津波情報看板等の作成・設置(平成26年度決算額2,786千円)

神奈川県から公表された慶長地震型津波のシミュレーションに基づき、津波の到達が想定される地域外にある広域避難場所等の公園に、津波情報看板を設置している。初年度平成24年度に1か所設置を行い、平成26年度に4か所追加設置を行ったものである(津波情報看板等の作成・設置(平成26年度決算額1,817千円))。

契約は一般競争入札により7者による入札が行われた。

また、津波の到達が想定される地域には、道路にある市が管理する照明灯に、海拔表示シートを貼る事業を平成26年度に行っている(海拔表示シートの作成および設置業務委託(平成26年度決算額972千円))。設置枚数は101枚であった。

契約は一般競争入札により9者による入札が行われた。

写真 2 津波情報看板



写真 3 海拔表示シート



E 臨海部防災パンフレットの作成(平成 26 年度決算額 212 千円)

臨海部における防災減災対策の取組、災害時の情報伝達方法等をわかりやすく提供するため、「臨海部の概要、臨海部における防災減災対策の取組、津波対策、帰宅困難者対策・孤立化対策、災害時の情報入手方法、市県国等の取組」について、イラストや表などを交えて記載したものを 1 万部作成したものである。なお今回が初めての製作であり、市役所窓口、区役所窓口等に備え置き、希望者に配布することとしている。印刷枚数は 1 万枚であった。

契約は見積もり合わせにより行われている。

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 5-5】 想定する地震の型について

現在、市が津波対策を講じる際に前提としているものは慶長型地震である。

これは神奈川県が東日本沿岸で発生した大規模な津波災害を踏まえ平成 24 年 3 月に公表した 12 の津波浸水予測の中から、川崎市において最大の被害をもたらす津波地震の想定として選択したものである。そして、平成 24 年度以降、この前提に基づき多くの事業が行われているところである。

しかし、その後、神奈川県では相模トラフ沿いを震源とする最大クラスの地震で生じる津波災害についてもシミュレーションを行い平成 27 年 2 月に公表している。この型の地震では、一部の地域で地盤の沈降が生じた例があり、同様の沈降が市域で生じた場合には、津波の影響だけではなく、沈降の影響も伴うため、浸水域が増加することとなる。このため、現在の慶長型地震による浸水対策では不十分である可能性も考えられるところであるが、このような地震モデルにはいくつもの想定があり、また発生間隔が 2,000 年から 3,000 年あるいはそれ以上との想定もあることから、市の財政的にも対策には限界があることも現実としてある。

このため、市が公助として現在取り組んでいる施策には、前提と限界があることを認識するとともに、市民に様々な形で周知していくことが重要であると考えます。

周知により、市の限界と、自助共助の重要性を市民それぞれが認識することで、市民の生命と財産の安全性の向上を図っていくことが期待される。

また、長期的課題として、相模トラフ沿いを震源とする最大クラスの地震で生じる津波災害について検討していくことを要望する。これについては現在、神奈川県と沿岸市町との間で協議が行われているとのことである。

4. 防災行政無線管理費(防災施設整備事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

川崎市地域防災計画(震災対策編)の第3部初動対策計画、第4章災害情報の収集・伝達において、防災行政無線について次のように記載されている。

「市民に対する地震情報等の伝達、市及び防災関係機関等相互間の気象警報・注意報の伝達、災害対策の指示及び要請、災害関連情報の伝達等については、市防災行政無線等を有効に活用し運用するものとする。」

本事業は、防災行政無線に関連する設備・機器や各種防災情報に関連するシステム・機器など、災害時に不可欠な設備等を、常時、円滑に活用できるよう適切な保守、管理、運用等を行うものである。また、防災行政無線に関連する設備を運用するために必要な有資格者の育成や、各種協議会、研究会等を通じて、他都市等との連携、職員の知識向上などを図っている。

市防災行政無線は次表のように多重系、デジタル移動系、衛星系、同報系など7つの無線系で構成されている。ちなみに平成27年3月末現在、全国市町村の防災行政無線の整備率は同報系77.7%、移動系77.3%である(総務省ホームページより)。

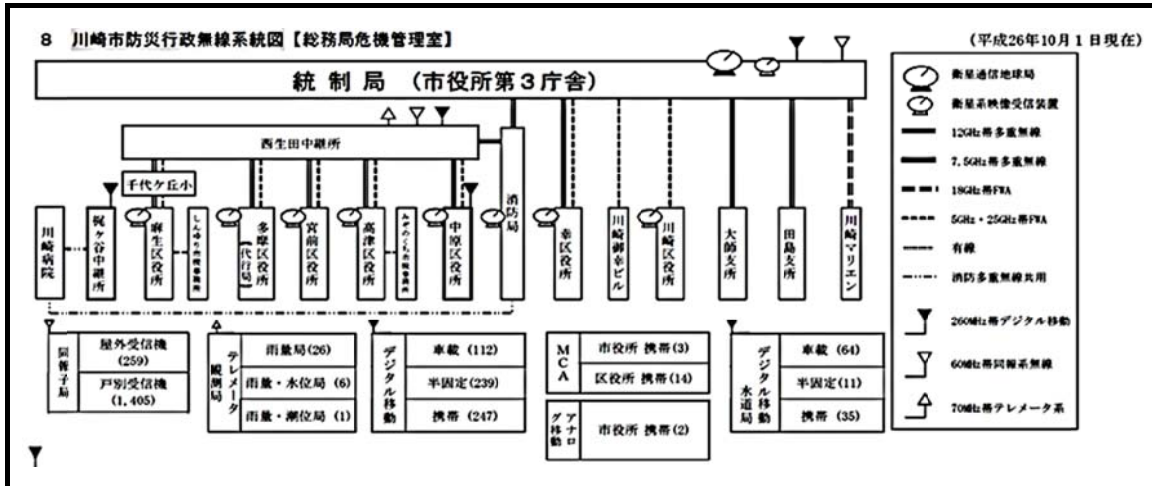
また、市防災行政無線の系統図は次図のとおりである。市役所第3庁舎を統制局、多摩区役所を代行局として、各区役所等との間で通信が行われることになる。

表 26 防災行政無線の無線系

無線系	運用概要	統制
多重系	市役所、区役所、支所等との間で、音声及びファクシミリによる通信を行う。	第3庁舎7階無線統制局
デジタル移動系	市役所、区役所、支所、指定避難所、防災関係機関等との間で、半固定型無線機、車載型無線機及び携帯型無線機により、音声、ファクシミリによる通信を行う。	
衛星系	本市と国や他自治体との間で、音声、ファクシミリ、データ及び映像による通信を行う。	
同報系	屋外受信機及び戸別受信機に対し、音声による一斉通報を行う。	
テレメータ系	雨量、水位及び潮位の観測データの通信を行う。	一般財団法人移動無線センター
MCA	市災害対策本部長、区本部長、市災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で、音声による通信を行う。	
アナログ移動系	他自治体等の応援無線局及び防災関係機関所属の無線局との間で、防災相互通信用無線として音声による通信を行う。	

(出典)「川崎市地域防災計画(震災対策編)」第3部初動対策計画、第4章災害情報の収集・伝達

図 7 川崎市防災行政無線系統図



(出典)「川崎市地域防災計画資料編」(平成 27 年 4 月)川崎市防災会議

② 事業費

表 27 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	102,462	111,819	109,713
決算額(千円)	97,973	103,246	99,764

表 28 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
需用費	4,487	消耗品購入、修理修繕費、電気水道料金
役務費	5,240	電話使用料、回線使用料、MCA 無線利用料
委託料	85,171	防災行政無線システム定期点検業務委託、防災行政無線システム運用・保守支援業務委託等
使用料及び賃借料	3,190	防災行政無線西生田中継所土地使用料、関東広域情報ネットワークシステム用端末等賃貸借・保守等
工事請負費	319	西生田中継所耐雷トランス用避雷器補修工事
負担金補助及び交付金	1,357	電波利用料、地域衛星通信ネットワーク分担金等
合計	99,764	

表 29 事業費の財源

国	—	—
県	—	—
市一般財源	95,450 千円	96%
その他(分担金、諸収入)	4,314 千円	4%

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 5-6】 運用・保守、定期点検等の契約における経済性の追求について

防災行政無線管理費では、「防災行政無線システム定期点検業務委託」(H26 決算額 35,208 千円)や「防災行政無線システム運用・保守支援業務委託」(同 30,240 千円)をはじめとして、防災行政無線システムの運用・保守や定期点検、部品交換、あるいは機器の賃貸借などの契約を締結している。これらは防災行政無線システムがある限り、毎年度必要となる契約であり、その支出は固定費的な性格を有している。賃貸借契約では 1 回の契約で複数年の支出が決まってしまうことも多い。そこで、経済性の観点から各契約の状況を確認するため、次表では主な委託契約や賃貸借契約を取り上げて、入札の状況や設計金額の設定について整理している。

取り上げた 5 つの契約とも最近 3 年間はすべて一般競争入札を実施して契約相手を決めている(表 30 参照)。ただし、必ずしも応札者は多くなく、1 者のみの場合が 8 回あり、入札回数合計 13 回のうち 6 割に達している。その他の入札も 2 者あるいは 3 者の応札にとどまっている。結果的に落札価格は予定価格(設計金額)よりも一定程度下回った金額となっているが、より入札の競争性を向上させる余地があるものとする。

一方、市は各契約の予算や設計金額の算定の際に、あらかじめ特定の業者から参考見積を徴している。特に、防災行政無線関係の運用・保守や点検業務などの設計金額については、本市設計単価表や国土交通省の「電気通信関係積算基準」などを参考にして積算すると契約実績額や予算額を上回る金額となるため、参考見積によって実勢価格を把握し、それをもとに設計金額を算定することになる。

各契約について参考見積を徴した相手先(参考見積提出者)を確認したところ、ほとんどのケースでは 1 者のみから参考見積を徴し、その参考見積提出者と落札者が同一となるケースが目立っている(表 30)。延べ落札者 13 者のうち、10 者が事前に参考見積を提出していた者である。さらに、参考見積提出者と落札者が同一のケースのうち、3 ケースでは参考見積額と同額で設計金額が設定されている。

表 30 主な委託及び賃貸借・保守の契約に係る入札、参考見積、設計金額の状況 (単位:千円)

契約名	年度	業者選定方法	応札者数	落札者	参考見積提出者	参考見積額(税込)	設計金額(税込)	落札価格(税込)	指数(参考見積額=100)		
									参考見積	設計金額	落札価格
同報系防災行政無線屋外受信機定期点検及び蓄電池交換業務委託	H24	一般競争入札	1	田中電気(株)	同左	4,841	4,841	4,673	100	100	97
	H25		2	同上	同左	4,741	4,281	3,670	100	90	77
	H26		5	同上	同左	486	486	486	100	100	100
非常用発電装置点検整備業務委託	H24	一般競争入札	1	(株)マハエンジニアリング	西日本発電機(株)、田中電気(株)	3,639	2,957	2,310	100	81	63
	H25		1	同上	前年度契約	2,310	2,184	1,838	100	95	80
	H26		1	同上	同左	3,240	1,795	1,728	100	55	53
防災行政無線システム運用・保守支援業務委託	H24	一般競争入札	1	(株)東芝	同左	34,125	34,125	31,500	100	100	92
	H25		2	同上	同左	37,800	34,860	29,400	100	92	78
	H26		2	田中電気(株)	同左	38,988	35,986	30,240	100	92	78
防災行政無線システム定期点検業務委託	H24	一般競争入札	1	(株)東芝	同左	36,859	35,406	29,400	100	96	80
	H25		1	田中電気(株)	(株)東芝	39,690	37,475	34,650	100	94	87
	H26		1	同上	同左	42,870	40,506	35,208	100	94	82
関東広域情報ネットワークシステム用機器等の賃貸借及び保守に関する契約	H24 H29	一般競争入札	3	富士通リース(株)	同左	8,123	8,123	5,763	100	100	71

(出典) 指数(参考見積額=100)は監査人により算出。

(注1) 「非常用発電装置点検整備業務委託」の参考見積書は 2 者で項目を分担しているため、見積額は 1 種類である。また、「関東広域情報ネットワークシステム用機器等の賃貸借及び保守に関する契約」の履行期間は平成 24 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日の 5 年間(60 か月)である。

参考見積提出者は自らの見積額と市の設計金額や予定価格の関係を知らされるわけではないが、事前に業務内容を把握し、金額を積算する機会を得ているため、入札に参加しやすいことは確かであろう。

参考見積書の提出や入札への参加は業者の意向に左右されるが、市の登録業者の数からみると、特定の業者に限定されるものではないはずである。例えば、「施設維持」の「電気機械」で登録されている業者は、「市内」と「準市内」だけでも 240 以上あるとのことである。

結果的に各契約の入札参加者数の増加となるなど、競争性を向上させ、より経済的な金額で執行できるように工夫する余地がある。

たとえば、すでに実施している取組もあると思われるが、次のような点に留意して設計金額の算定や入札を行うことである。

- 過去の契約について相手先、金額、入札参加者、落札率などの状況を分析し、相手先や金額が固定的となっていないか確認する。
- 参考見積をできるだけ複数の者から徴する。一者のみの場合は前年度と異なる業者から徴する。
- 参考見積書を徴する場合、より詳細な内訳を記載させて、内容の確認や調査、比較検討をしやすいとする。継続的に同じ書式の参考見積書を提出させると前回との比較が可能になる。
- 予算時の参考見積から時間が経過している場合や状況の変化が想定される場合は設計金額の算定時にも改めて参考見積を徴する。
- 設計金額は参考見積額をそのまま採用せずに、経済性を勘案した金額とする。
- 各契約に対応可能な業者に対して、入札説明などを通じ、業務への理解を深めさせ、入札への参加を促す。

固定費的な性格を有する運用・保守や定期点検、部品交換、あるいは機器の賃貸借などの契約に際しては、より一層、経済性に留意して工夫していくことが求められる。

5. 防災行政無線設備整備事業費(防災施設整備事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

川崎市では災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するための手段の一つとして、昭和62年からアナログ方式による同報系防災行政無線を運用してきたが、運用開始から25年以上が経過し、機器の老朽化と故障の散発、保守部品の入手困難な状況が生じていた。

さらに、総務省の防災行政無線デジタル化推進などを背景として、表31のとおり、平成25～26年度に「同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事」が行われている。同時に同工事の監理を目的とする「同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事監理業務委託」が行われている。

表 31 防災行政無線設備整備事業費の主な契約の概要

契約名	同報系防災行政無線設備 デジタル化再整備工事	同報系防災行政無線設備 デジタル化再整備工事監理業務委託
契約日	平成25年6月26日	平成25年8月12日
契約期間	平成25年6月26日～平成27年3月31日	平成25年8月12日～平成27年3月31日
契約金額	1,295,427,000円(税込) (うちH26支払限度額1,133,427,000円)	30,450,000円(税込) (うちH26支払限度額19,213,950円)
契約相手	日本電気株式会社	一般財団法人高度映像情報センター
契約方法	総合評価一般競争入札(5者応札)	随意契約(1者見積)
予定価格	1,474,000,000円(税込)	31,239,600円(税込)
変更契約	平成26年10月17日 契約金額129,446,640円(税込)増額 (変更後契約金額1,424,873,640円)	—

② 事業費

表 32 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	33,254	224,538	1,434,088
決算額(千円)	30,254	222,306	1,300,601

表 33 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
委託料	25,412	同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事監理業務委託、多重系・衛星系防災行政無線設備及び附帯設備再整備基本設計委託他
使用料及び賃借料	12,315	地域衛星通信ネットワーク映像デジタル機器等賃貸借、衛星系防災行政無線用無停電電源装置賃貸借
工事請負費	1,262,874	同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事
合計	1,300,601	

表 34 事業費の財源

国	—	—
県	—	—
市一般財源	18,601 千円	1%
市債	1,282,000 千円	99%
その他	—	—

(2) 監査の結果

【指摘事項 5-1】 変更契約時の設計金額の算定誤りについて

「同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事」は、平成 25 年 3 月に総合評価一般競争入札で契約者が決定され、同年 6 月に工事請負契約が締結されている。工期は平成 25 年 6 月 26 日から平成 27 年 3 月 31 日までで、当初契約金額は 1,295,427 千円である。予算は総務局で所管しているが、工事の設計、監督等はまちづくり局が行っている。

その後、平成 26 年 10 月に、当初、設置を予定していたトランペット型スピーカーの一部を防災用スリムスピーカーに変更することなどを理由として、仕様や金額に係る変更契約が締結されている(表 35 および写真 4 参照)。契約金額は当初契約より 129,447 千円の増額となる 1,424,874 千円となっている。

表 35 変更契約の変更理由

項目	内容
1) トランペット型スピーカーを防災用スリムスピーカーに変更(40 箇所)	従来型スピーカーの約 2 倍(600~800m 程度)の音達距離が期待でき、音声の明瞭度も向上したスピーカーが販売され、情報伝達エリアの拡充が図れることから、トランペット型スピーカーを防災用スリムスピーカーに変更する。屋外受信機の仕様を防災用スリムスピーカー対応型に仕様変更を行う。
2) 3 素子受信アンテナを 5 素子受信アンテナに変更(6 箇所)	屋外受信設備の設置場所受信レベルが受信環境の変化等により、予測した受信レベルより低い地点があり、より確実に受信できるように受信用アンテナを 3 素子から 5 素子に変更を行う。

(出典) 工事請負変更調書

写真 4 屋外受信設備の設置例



トランペット型スピーカー：麻生区麻生中学校



防災用スリムスピーカー：多摩区菅小学校

監査時に、変更契約金額の根拠となる変更設計金額の内容を確認したところ、その算定過程に誤りが見られた。改めてまちづくり局に正しい変更設計金額及び変更契約金額の算定を依頼した結果が表 36 である。

表 36 「同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事」変更契約の状況 (単位:千円)

		当初契約	変更契約					
			執行済		監査時訂正		監査時訂正額	
			金額	同増減	金額	同増減		
設計金額	税抜金額	1,474,000	1,617,200	143,200	1,628,000	154,000	10,800	
	消費税等	5%	73,700	73,700	0	73,700	0	0
		8%	0	11,456	11,456	12,320	12,320	864
	税込金額	1,547,700	1,702,356	154,656	1,714,020	166,320	11,664	
落札率		83.7%	83.7%	0	83.7%	0	0	
契約金額	税抜金額	1,233,740	1,353,598	119,858	1,362,638	128,898	9,040	
	消費税等	5%	61,687	61,687	0	61,687	0	0
		8%	0	9,589	9,589	10,312	10,312	723
	税込金額	1,295,427	1,424,874	129,447	1,434,637	139,210	9,763	

(出典) 監査時訂正額は、監査時にまちづくり局に依頼して得られた正しい変更後設計金額・契約金額から執行済の変更後設計金額・契約金額を差し引いて監査人が算出。

(注1) 落札率は小数点以下を一部のみ表示している。また、算定過程の一部で千円未満切捨処理が行われている。

訂正により、変更設計金額は 11,664 千円、変更契約金額は 9,763 千円それぞれ増えている。当初契約からの増額分も 129,447 千円から 139,210 千円に訂正されている。変更設計金額はその分過少であったことになる。

当初契約に係る設計金額は予定価格を設定する根拠となるが、予定価格の範囲内で契約金額が決定されるため、必ずしも設計金額(予定価格)と契約金額は一致しない。それに対し、変更契約時の設計金額は、当初契約時の落札率を掛けられてそのまま変更契約金額となるため、その算定にあたっては慎重な取り扱いが求められる。

また、今回の変更契約は 1 億円を超える整備費の追加により、従来のトランペット型スピーカーの一部を最新の防災用スリムスピーカーに変更しようとするものであり、変更の是非や変更箇所数など一定の政策的な判断が求められる内容である。判断にあたってはその効果、有効性だけではなく、正確な追加整備費の提示もセットで必要であり、その意味でも設計金額の正確な算定は重要となる。変更契約時の設計金額の算定は正確に行う必要がある。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 5-7】 設計金額の正確性を確保するための仕組みについて

表 37 は、前述した「同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事」の変更設計金額の算定誤りについて、主な内容を示したものである。

設計書から直接工事費の通信設備工事・屋外受信設備のみを抜粋している。屋外受信設備の変更設計金額(訂正前)は 1,201,119 千円(税抜)であり、変更設計金額全体(訂正前) 1,617,200 千円(税抜)の 74.3%を占めており、金額的に重要な部分である。同時に、変更契約の理由となっているスピーカーや空中線は屋外受信設備であり、今回の設計金額の変更箇所である。表中では、監査時に訂正のあった箇所を網掛けで示している。主な算定誤りの内容を整理すると次のようになる。

(防災用スリムスピーカーに係る算定誤り)

- a. 防災用スリムスピーカーの導入を 160 個(40 箇所×4 個)とすべきところ、168 個とし、8 個多く算定していた。
- b. 防災用スリムスピーカー用のコントローラー 40 個の算定が漏れていた。
- c. 防災用スリムスピーカー用の屋外受信機を 40 個とすべきところ、46 個とし、6 個多く算定していた。

(防災用スリムスピーカー等に代替されて算定不要となる設備に係る算定誤り)

- a. トランペットスピーカーのレフレックス型 50W の除外数は 5 個少なく、ストレート型 50W、100W は 3 個と 1 個、それぞれ多く除外していた。
- b. トランペットスピーカー用の屋外受信機を 6 個多く除外していた。

(取付金具に係る算定誤り)

- a. 空中線取付金具の金額の算定が誤っていた。
- b. 鋼管柱及びマストへのスピーカー取付金具の金額の算定が誤っていた。

表の項目で数えると、数量の誤りが 9 箇所(コントローラーの算定漏れを含む)、金額の内訳となる下位明細レベルでの誤りが 3 箇所である。数量の誤りが多いが、単価の高いものが多いため、金額の誤りも大きくなっている。屋外受信設備の合計では差し引き 9,628 千円の誤り(過少算定)であるが、絶対値でみると、延べ 56,667 千円(監査人により算出。税抜設計金額全体の 3.5%)の誤りとなっている。もともと、本工事の設計金額の算定については内訳明細を含めて設備数、項目数が多く、それぞれで専門的・技術的な判断も要求されるが、上記の算定誤りについては比較的単純なミスである。

表 37 直接工事費細目別内訳 の通信設備工事(屋外受信設備)の設計変更の訂正状況 (単位:千円)

名称	摘要	単位	設計変更(訂正前)			設計変更(訂正後)			訂正数・金額			
			数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	絶対値
屋外受信機	240W アンサーバック機能付	台	33	3,040	100,320	33	3,040	100,320	0	0	0	0
	120W アンサーバック機能付	台	2	2,410	4,820	3	2,410	7,230	1	0	2,410	2,410
	240W アンサーバック機能無	台	154	2,220	341,880	159	2,220	352,980	5	0	11,100	11,100
	120W アンサーバック機能無	台	5	1,600	8,000	5	1,600	8,000	0	0	0	0
	全方位型高性能スピーカー用、アンサーバック機能付	台	1	2,410	2,410	1	2,410	2,410	0	0	0	0
	全方位型高性能スピーカー用、アンサーバック機能無	台	1	1,600	1,600	1	1,600	1,600	0	0	0	0
	防災用スリムスピーカー用アンサーバック機能付	台	4	3,460	13,840	3	3,460	10,380	△1	0	△3,460	3,460
	防災用スリムスピーカー用アンサーバック機能無	台	42	2,760	115,920	37	2,760	102,120	△5	0	△13,800	13,800
外部接続箱	連絡通話機付	台	40	288	11,520	40	288	11,520	0	0	0	0
	連絡通話機無	台	202	168	33,936	202	168	33,936	0	0	0	0
電源接続箱		台	242	120	29,040	242	120	29,040	0	0	0	0
文字表示盤		台	24	2,760	66,240	24	2,760	66,240	0	0	0	0
空中線	3素子送受信用	本	39	88	3,432	39	88	3,432	0	0	0	0
	3素子受信用	本	196	48	9,408	196	48	9,408	0	0	0	0
	5素子受信用	本	6	88	528	6	88	528	0	0	0	0
	5素子送受信用	本	1	96	96	1	96	96	0	0	0	0
全方位型高性能スピーカー		個	2	2,880	5,760	2	2,880	5,760	0	0	0	0
同上用増幅器		台	2	1,760	3,520	2	1,760	3,520	0	0	0	0
トランペットスピーカー	レフレックス型 30W	個	26	44	1,144	26	44	1,144	0	0	0	0
	レフレックス型 50W	個	576	78	45,158	571	78	44,766	△5	0	△392	392
	ストレート型 30W	個	3	64	192	3	64	192	0	0	0	0
	ストレート型 50W	個	124	69	8,531	127	69	8,738	3	0	206	206
	ストレート型 100W	個	33	80	2,640	34	80	2,720	1	0	80	80
防災用スリムスピーカー		個	168	665	111,720	160	665	106,400	△8	0	△5,320	5,320
同上用コントローラー		個	0	0	0	40	478	19,120	40	478	19,120	19,120
鋼管柱		本	44	88	3,872	44	88	3,872	0	0	0	0
マスト		本	33	680	22,440	33	680	22,440	0	0	0	0
マスト建柱費		式	1	9,240	9,240	1	9,240	9,240	0	0	0	0
鋼管柱補修		本	9	18	166	9	18	166	0	0	0	0
空中線取付金具		式	1	5,826	5,826	1	5,332	5,332	0	△494	△494	494
鋼管柱支持取付金具		式	1	5,504	5,504	1	5,504	5,504	0	0	0	0
スピーカー取付金具	鋼管柱用	式	1	2,322	2,322	1	2,503	2,503	0	181	181	181
	マスト用	式	1	2,369	2,369	1	2,366	2,366	0	△4	△4	4
同軸ケーブル		式	1	3,523	3,523	1	3,523	3,523	0	0	0	0
スピーカーケーブル		式	1	1,722	1,722	1	1,722	1,722	0	0	0	0
電源ケーブル		式	1	1,713	1,713	1	1,713	1,713	0	0	0	0
接地工事		式	1	293	293	1	293	293	0	0	0	0
配管配線材料		式	1	3,289	3,289	1	3,289	3,289	0	0	0	0
施行費		式	1	217,184	217,184	1	217,184	217,184	0	0	0	0
計			—	—	1,201,119	—	—	1,210,747	—	—	9,628	56,567

(出典) 訂正数・金額は監査人が算出。

(注 1) 表中の網掛部分が今回の訂正箇所。但し、単位が「式」となっている部分の訂正は、他の訂正の結果、金額が変わったものである。また、表中の絶対値は監査人が延べ訂正金額を算出するために訂正金額の負号を取り除いたものである。

契約変更理由に、40 箇所の屋外受信設備についてトランペット型スピーカーを防災用スリムスピーカーに変更するとあるため、40 箇所分のスピーカーと受信機、コントローラーの増減数を確認するだけで誤りが発見できるレベルである。特に専門的、技術的な知識は必要なく、変更箇所について最低限の確認やチェックが行われていなかった可能性が高い。

まちづくり局によると、設計金額は担当者による算定後に課長等上長の決裁を受けて確定することだが、その流れの中で細かい内容のチェックが行われていなかったことになる。また、当初設計では設計に係るチェックリストが使用されて確認が行われていたとのことであるが、変更設計時にはチェックリストが使用されていない。

特に、本工事のように金額的な重要性が高い場合や頻繁に行われるような工事ではない場合、あるいは判断を要する箇所が多い場合など、設計金額の算定上、誤るリスクが高く、かつ誤った場合の影響が大きいケースについては、変更設計であっても、十分なチェックが行われ、設計金額の正確性を確保できるような仕組みが必要となる。

【意見 5-8】 工事監理業務委託の執行に対する市の監督、指導について

「同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事」(以下、「工事」という。)の工事監理のために、工事と同時期の平成 25 年 8 月～平成 27 年 3 月に「同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事監理業務委託」を発注している。工事と同様に監理業務委託の設計、監督等はまちづくり局が行っており、前年度に工事の実設計を行った業者に随意契約で委託している。特記仕様書によると監理業務の内容は、施工監理・工程表の検討・指導、施工図・材料仕上見本・機器類の検討・確認、工事の指導・立会、現場監理業務などからなる。また、建築工事監理業務委託共通仕様書にも則って監理業務を行う必要がある。特記仕様書で定められ、市に提出された監理業務計画書や工事監理報告書(月報)、打合せ議事録の一部を閲覧したところ、工事の工程表やそれに沿った進捗状況などの記録が分かりづらく、議事録にも詳細な記載がなかった。たとえば、月報等で各現場における機器類の確認や安全管理・品質管理などの立会状況までは分かるが、工事の進捗や課題の管理など監理業務で重要となる記録が十分ではなかった。

また、平成 26 年 10 月に 40 箇所の屋外受信設備のスピーカーを防災用スリムスピーカーとするなどの設計変更があり、監理業務でも必要な検討等が行われるはずであるが、それらの記録もほとんど見られなかった。監査時に依頼したところ、委託業者による防災用スリムスピーカー設置案に係る検討資料のあることは確認されたが、設計変更が工事に及ぼす影響の大きさを考えると、もっと報告書や議事録に記載があってしかるべきであろう。

市担当課によると、共通仕様書の中では「設計内容の変更」に関する記載があり、前述の変更契約時の設計金額の算定誤りについては、監理業務の一環として業者もその内容を確認する必要があったとのことである。工事監理業務で求められている工事の工程表の検討や進捗管理、課題管理、設計内容の検討などに関して、発注者である市に対する報告や情報

提供が適切な形で十分に行われていたとは言い難い。

市は監理業務委託の発注者として、委託業者を適切に監督し、指導する必要がある。

【意見 5-9】防災行政無線設備の整備検討時におけるメンテナンスコストの把握について

災害時に市役所と区役所等との間の通信を確保するための多重系防災行政無線、及び他の自治体等との間の通信を確保するための衛星系防災行政無線、そして、これらに付帯する監視装置、集中管理装置、電源装置、構内交換機、TV 共聴システム等の設備は、経年劣化による機器の故障の散発や機器メーカーの保守部品の製造打ち切りによる機器の修理不能などの状況が発生している。また、電波法改正への対応もあり、市は多重系及び衛星系の防災行政無線設備と付帯設備の再整備に向けて、取組を行っている。

平成 26 年度には「多重系・衛星系防災行政無線設備及び付帯設備再整備基本設計委託」(決算額 4,644 千円)により基本設計を行い、平成 27 年度に実施設計、そして平成 28～30 年度に再整備の工事を行う予定である。

平成 26 年度の委託業務の成果物である基本設計書では、現状調査を踏まえて、システムや機器の設計が行われ、実施設計発注仕様書案がまとめられている。その中で整備工事費の概算費用も積算されている(表 38 参照)。

表 38 「多重系・衛星系防災行政無線設備及び付帯設備再整備基本設計委託」により提出された工事費積算書の概要

項目	工事費(千円)	備考
機器単体費	2,309,540	
工事原価	921,062	純工事費＋現場管理費＋機器間接費
純工事費	642,645	直接工事費＋共通仮設費
直接工事費	585,500	
共通仮設費	57,145	
現場管理費	158,091	
機器間接費	120,327	
一般管理費	78,659	
工事費	3,309,261	機器単体費＋工事原価＋一般管理費

概算の工事費は機器単体費と工事原価、一般管理費を含めて約 33 億円に達すると見込まれている。平成 25～26 年度に施工された「同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事」の整備費約 14 億円の倍以上である。

防災行政無線設備の整備費は多額となるが、それだけではなく、整備と同時にその運用・保守等のコストについても一定額が毎年度、固定的に発生してくることになる(「【意見 5-6】運用・保守、定期点検等の契約における経済性の追求について」(64 ページ)参照)。

前述の同報系防災行政無線設備デジタル化再整備の際には整備後の運用・保守等のコストについても算出して検討されていたが、多重系・衛星系防災行政無線設備及び付帯設備再整備ではこれまでのところ算出されていない。危機管理室によると、多重系・衛星系の場

合は、デジタル化を行った同報系とは異なって現行機器の老朽化対策がメインであり、機器構成が大きく変化しないため、現行の運用・保守費用から大きく変動することを想定していないからであるとのことである。

運用・保守等のコストは機器等が整備されたあとで低減しようとしても限界がある。今後、実施設計及び整備工事の施工へと進む中で、機器やシステムの設計内容がより具体的に検討されることとなるが、その際、機器の仕様・性能と調達・整備費用の検討だけではなく、継続して運用・保守や点検、修繕などのメンテナンスのコストについても意識することが必要である。それは現行の運用・保守費用から大きく変動しないことを確認することも含まれる。

新たな機器は運用・保守に費用がかかりすぎないか、従来よりもどの程度コストアップとなるのかなどについて、常に留意し、可能な範囲で運用・保守等のコストを概算で算定するなど、メンテナンスコストを把握する取組が求められる。

【意見 5-10】 防災行政無線整備の基本的な方針について

市より、「同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事」の契約変更(スピーカー)に係る経緯について、表 39 のような説明があった。屋外受信設備のスピーカーについては、市民や議会からの「放送が聞こえにくい」との意見や要望を踏まえて、基本設計段階から複数の種類のスピーカーを比較検討していることがわかる。

その中で、平成 26 年度に新たに高性能の防災用スリムスピーカーが販売されたため、工事開始後であったが、すぐに従来スピーカーとの比較デモを実施している。

市民等からの要望と、当初の「屋外受信機の音達範囲を広げるために、スピーカーの数、出力、種類及び向きを最適化する」という再整備方針を基に、近隣に他の屋外受信機が設置されていないような場所のスピーカーを防災用スリムスピーカーに変更することを決定している。また、変更箇所は当初 46 箇所を選定したが、費用削減と効果の向上を考慮して 40 箇所選定し直している。それぞれの段階で必要な情報収集やデモを行って検討が行われており、最終的には市長決裁までの手続きを踏んでいる。前述した変更設計金額(変更契約金額)の算定誤り以外には、特に事務手続き上に重要な問題は見られない。

ただし、このような経緯の中で、多様な情報伝達手段における防災行政無線の位置づけや、防災行政無線における同報系の位置づけについては、監査時に閲覧した資料から判断する限り、常に説明されてきたとは言い難い。

市では、平成 22 年 4 月に、「同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事」の基本構想の策定に向けて、「同報系防災行政無線再整備に向けた考え方」をまとめている。その中で防災行政無線の状況については次のように記載している。

「同報系防災行政無線を取り巻く環境は、情報伝達手段の多様化や市民の防災意識の変化、建築物の高層化、住宅の気密性向上などによる音達特性及び電波伝搬特性の劣化、機器のデジタル化による電波伝搬範囲の変化など、現行のアナログ同報系防災行政無線導入

の当時から大きく変化しており、機器の更新だけでは対応が難しくなっている。」

「同報系防災行政無線の再整備では、昨今の情報伝達手段の多様化を考慮し、複数の手段を組み合わせることで効果的、効率的に、防災に関する情報を市民に迅速かつ的確に伝達することが重要となっている。」

表 39 同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の契約変更(スピーカー)の経緯

年度等	経緯
従来から	<ul style="list-style-type: none"> ○以前より、市民や議会から同報系防災行政無線の放送が聞こえにくいとの意見や屋外受信機を増設してほしいとの要望があった。 ○市としては、「同報系防災行政無線の放送については、住宅の高層化、過密化及び遮音性の向上により、音声の伝達が困難になってきている。また、屋外受信機については、設置基準を定め、整備している。については、災害に関する情報については、市ホームページ、電子メール、テレホンサービス等様々な情報伝達手段を活用しているため、併せて活用してほしい。今後については検討する。」と、回答している。
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○基本設計において、市民や議会からの要望を踏まえ、屋外受信機の設置基準の中で音達範囲を可能な限り広げるために、スピーカーの数、出力、種類及び向きを最適化を検討した。 ○スピーカーの種類については、既存のレフレックススピーカーやストレートスピーカーに加え、他都市での採用実績又は採用予定があるホーンアレイスピーカーR-HA4 (TOA 社製) 及び LRAD360X (LRAD 社製) についても、データシートにより性能を確認した。
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ホーンアレイスピーカーR-HA4 (TOA 社製) 及び LRAD360X (LRAD 社製) の放送デモを行い、音声を確認した。
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○6 月議会において、再整備工事契約の議会議決を得る際に、総務委員から「聞こえにくい場所への対応を行ってほしい」との要望があった。 ○再整備工事契約後に、TOA 社から、ホーンアレイスピーカーの廉価版である防災スリムスピーカーを開発中であるとの情報を入手し、データシートにより性能を確認した。
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○防災スリムスピーカーと通常スピーカーとの比較デモを行い、音声を確認した。 ○6 月に防災スリムスピーカーの販売が開始された。 ○市民等からの要望と、当初の「屋外受信機の音達範囲を広げるために、スピーカーの数、出力、種類及び向きを最適化する」という再整備方針を基に、「近隣に他の屋外受信機が設置されていないような場所のスピーカーを防災用スリムスピーカーに変更することとし、地図上で防災スリムスピーカーを設置する場所を検討した結果、46 箇所を選定した。 ○局長に説明し、了承を得た。 ○追加費用の削減と音達範囲の確保を考慮して、再度設置場所を検討し、40 箇所とした。 ○副市長、市長に説明し、了承を得た。 ○契約変更の最終的な決裁手続きとして、平成 26 年 10 月 2 日起案の「支出負担行為更正書」及び平成 26 年 10 月 8 日起案の「変更契約執行伺書」が該当する。 ○12 月議会において変更契約を報告した。

そして、同報系防災行政無線はデジタル化再整備を行って継続利用していくこととしているが、同時に他の様々な情報伝達手段の活用や屋外受信機の設置基準の見直しなどの方向性も示されている。設置個所の設定を変えながら、音が聞こえると想定される範囲や整備

費、メリット、デメリットなどを比較検討した結果、屋外受信機を 211 箇所を設置する案が、効果的に情報伝達を行いながら屋外受信機の数量を削減できるとしている。すなわち、同報系防災行政無線の課題や情報伝達手段の多様化の流れを踏まえて、市内全域で等しく音が聞こえるように屋外受信機を設置することは困難であるので、経済性を考慮しつつ、より効果が高く、必要な場所に限定的に設置するという、当時としての考え方が示されている。

しかし、市によると、平成 23 年 3 月の東日本大震災をきっかけに同報系の防災行政無線の重要性が見直され、さらに平成 26 年 8 月の広島の大規模土砂災害を受けて、土砂災害危険箇所への対応を優先するようになったということであり、その内容については、総合計画やアクションプログラムなどに反映させ、主要課題調整会議等で調整を行ったということである。

現在進められている多重系・衛星系の防災行政無線設備の再整備や戸別受信機の更新をはじめとして、今後も防災行政無線あるいは他の情報伝達手段の整備や更新が行われるが、その前提として、防災や災害時の情報伝達手段全体、及び防災行政無線全体の整備に関する基本的な方針を継続的に整理し、更新しておくことが必要である。そして、個々の整備が基本的な方針に沿った内容であるかについて、確認しながら進めることが重要である。

【意見 5-11】 賃貸借契約における経済性の追求について

防災行政無線設備整備事業費では、工事だけでなく、機器等の賃貸借に係る費用も支出している。賃貸借契約では 1 回の契約で複数年の支出が決まってしまうため、固定費的な性格を有している。

そこで、経済性の観点から各契約の状況を確認したところ、多くの場合、賃貸借契約の入札においては数社以上が参加しており、落札率を見ても競争が行われている様子が見えるが、中には一者や二者による入札も見られる(表 40)。また、参考見積額と設計金額が同額となっている例も見られた。

これらについては、結果的に入札参加者数の増加に結びつくなど、競争性を向上させ、より経済的な金額で執行できるように工夫する余地があると考えられる。

これに関する意見は、「【意見 5-6】 運用・保守、定期点検等の契約における経済性の追求について」(64 ページ)と同様であるため、以下の記載を省略する。

表 40 主な賃貸借契約に係る参考見積、設計金額、入札の状況

(単位:千円)

契約名	年度	業者 選定 方法	応札 者数	落札者	参考 見積 提出者	参考 見積額 (税込)	設計 金額 (税込)	落札 価格 (税込)	指数(参考見積額 =100)		
									参考 見積	設計 金額	落札 価格
地域衛星通信ネットワーク映像デジタル機器等の賃貸借に関する契約	H19 - H27	一般 競争 入札	1	財団法人自治体衛星通信機構	同左	45,313	45,313	45,313	100	100	100
衛星系防災行政無線用無停電電源装置の賃貸借契約	H24 - H32	一般 競争 入札	1	JA 三井リース(株)	(株)GS ユアサ	42,434	37,128	33,768	100	87	80
帰宅困難者一時滞在施設用無線機の賃貸借契約	H25 - H30	一般 競争 入札	1	田中 電気(株)	-	-	9,700	7,270	-	-	-
帰宅困難者一時滞在施設用無線機の賃貸借契約	H26 - H31	一般 競争 入札	2	日立キャピタル(株)	田中 電気(株)	5,028	5,028	2,242	100	100	45

(出典) 指数(参考見積額=100)は監査人により算定。

(注1) 年度はそれぞれ契約期間を示し、最初の年度に入札が行われている。また、「衛星系防災行政無線用無停電電源装置の賃貸借契約」の応札者数は1者であるが、4者が辞退している。

6. 総合防災情報システム整備事業費(防災施設整備事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

川崎市地域防災計画(震災対策編)では、「総合防災情報システムは、災害に関する情報の収集・蓄積・共有・受伝達・集計、災害対策の指示、臨海部事業所や市民への情報伝達等を迅速かつ的確に行うためのシステムであり、災害発生時又は災害発生のおそれがある時に、市民、本市及び各防災関係機関の情報共有の中核となる。」としている。

そして、総合防災情報システムは災害時における地域及び行政内部での情報共有基盤として、次表の3点の基本方針を実現するための機能を備えて平成21年度から運用している。

その後も J-ALERT^{注1)}連携機能やエリアメール／緊急速報メール配信機能の追加等機能改修を行ってきているが、平成26年度には稼働開始から5年を超えた本システムの老朽化対策としてサーバ機器等の更新を行うほか、川崎市の指定するインターネットデータセンター(川崎市 iDC)にシステムの管理機能及び配信機能等の重要機能を移行している。

注1) 全国瞬時警報システムのこと。国が弾道ミサイルや津波、緊急地震速報などの情報を人工衛星経由で発信するシステム。

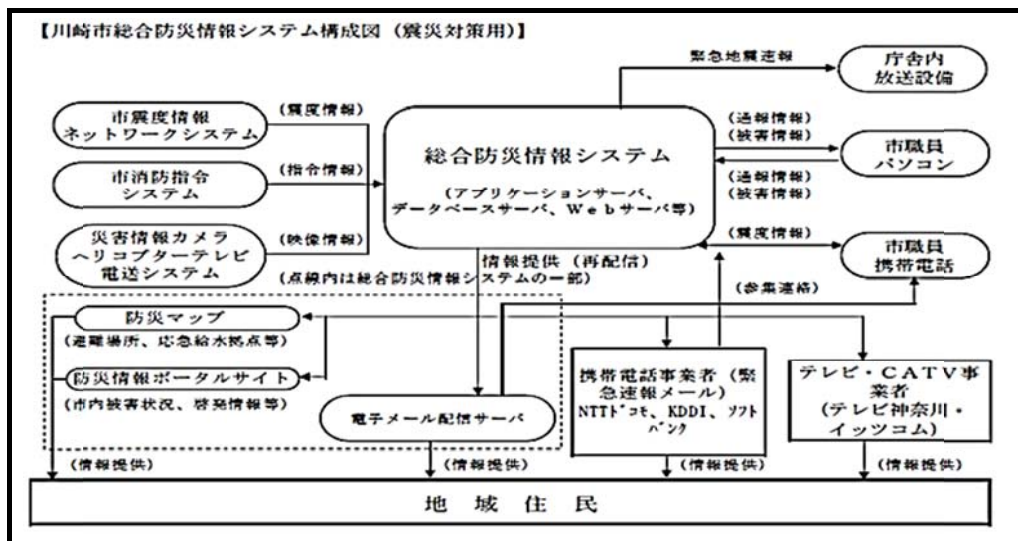
表 41 総合防災情報システムの基本方針

基本方針	内容
1 情報空白期を埋め、初動対応力を高める取組	災害情報カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像情報を本市で広く活用することで迅速に被害状況を把握できるほか、震度情報ネットワークシステムから送信される震度情報を職員に即座に伝達し、本市の災害対応における迅速かつ確な意思決定を支援する。
2 過去の教訓を活かすとともに防災情報を共有し、被害を軽減する取組	市民からの通報、被害情報、本市の災害対応に係る活動内容や進捗、避難所の開設状況等の情報を川崎市総合防災情報システムによって管理する。また、必要に応じて市民、本市及び各防災関係機関で共有できるよう、川崎市防災情報ポータルサイト等を通じて情報提供する。 なお、川崎市総合防災情報システムによって過去の災害や訓練の災害情報や活動内容等を履歴として管理することで、その後の災害対応における改善点の検討に活用するなど、ノウハウの蓄積を行う。
3 災害情報を確実に伝える取組	市内の被害概況や震度情報など、本市の災害情報を一元的に管理するとともに、必要に応じて、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、防災行政無線、Twitter 等、それぞれの情報伝達手段の特性に応じて幅広く市民に情報提供を行う。

本事業では、上記のサーバ機器等の更新・保守や iDC への移設に係る「川崎市総合防災情報システム機器更改・移行改修及び運用保守業務委託」及び「川崎市 iDC(インターネット・データ・センター)業務委託契約(H26 総合防災情報システム分)」をはじめとして、総合防災情報システムの整備、運用、管理に関する次のような業務を行っている。

- 総合防災情報システム及び関連システム並びに関連機器の運用、管理、修繕、改修など
 - 市災害対策本部及び区本部の映像装置並びに災害情報カメラの運用、管理など
 - 防災気象情報提供業務委託、浸水被害予測情報提供業務委託ほか
- なお、総合防災情報システムの構成は図 8 のとおりである。

図 8 川崎市総合防災情報システム構成図(震災対策用)



(出典)「川崎市地域防災計画震災対策編(平成 26 年度修正)」川崎市防災会議

また、サーバは次のとおりである。

- ・各種情報通信システムとの連携サーバ
- ・通報情報や被害情報等を収集するアプリケーションサーバ、データベースサーバ
- ・市民、職員及び各防災関係機関に情報提供するためのWebサーバ
- ・震度情報や市内の被害概況等を携帯電話やパソコンにメール配信するための電子メール配信サーバ等

② 事業費

表 42 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	108,977	110,208	148,198
決算額(千円)	106,390	109,377	131,969

表 43 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
役務費	950	神奈川県水防情報管理システム回線使用料、気象庁防災情報提供システム回線使用料等
委託料	104,258	防災行政無線園内放送のための公設保育園放送設備改修業務委託、川崎市総合防災情報システム機器更改・移行改修及び運用保守業務委託、総合防災情報システム運用保守業務委託、川崎市 iDC 業務委託契約(H26 総合防災情報システム分)等
使用料及び賃借料	26,761	大型映像装置等の賃貸借及び保守、震度情報ネットワークシステムの賃貸借及び保守等
合計	131,969	

表 44 事業費の財源

国	—	—
県	—	—
市一般財源	131,969 千円	100%
その他	—	—

(2) 監査の結果

【指摘事項 5-2】 契約保証金免除時の履行保証保険契約の被保険者について

「防災行政無線園内放送のための公設保育園放送設備改修業務委託」(平成 26 年度決算額 45,360 千円)では、市公設保育園の既設のアナログ方式の同報系防災行政無線戸別受信機を、デジタル方式の戸別受信機に更新し、各保育園の放送設備と接続する業務を委託している。これにより、保育園の園児及び職員に対して園内放送設備により緊急地震速報をはじめとする防災情報の提供が可能となる。委託業務の執行にあたっては、一般競争入札

により業者を決定し、契約を締結している。その際、川崎市契約規則第 33 条に基づき、業者（契約者）から市への契約保証金の納付を免除している。

地方自治法施行令によると、普通地方公共団体と契約を締結する者は契約保証金を納めなければならないが、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実と認める担保の提供で代えることができるとしている。それを受けて、市は契約規則で契約保証金の全部または一部を納めさせないことができる場合を定めている。今回の契約の場合、「(1)の契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約(定額てん補特約条件付)を締結したとき」に該当するとして契約保証金の納付の免除を行っている。ただし、委託業者(契約者)から市に提出された履行保証保険証券では、委託業者が被保険者となっており、川崎市を被保険者とする上記規定に反している。

本来、契約保証金は、契約金額の一定割合をあらかじめ市に納付させることによって、委託業者に対して契約の確実な履行を促すとともに、契約の履行がなされない場合等に市が被った損害の一部を補てんする効果が期待されている。契約保証金の代わりとなる履行保証保険契約にも同様の効果が求められるが、委託業者を被保険者とした場合、契約が不履行となった場合の保険金は委託業者が受け取ることになり、契約履行の促進や市の損害補てんの効果は直接的なものではなくなる。

市は、委託業者による履行保証保険契約の締結をもって契約保証金を免除する場合、契約規則及び保険対象契約の内容に適合する、適正な履行保証保険契約であることを確認した上で行う必要がある。

(地方自治法施行令)

第 167 条の 16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。
第 167 条の 7 2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

(川崎市契約規則)

第 33 条 令(地方自治法施行令)第 167 条の 16 の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 (1) <u>契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約(定額てん補特約条件付)を締結したとき。</u> (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 (3) 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。 (5) 契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (6) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(注) 規則の原文に、監査人がカッコ書きや下線等を付している。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 5-12】 保守契約や賃貸借契約における経済性の追求について

総合防災情報システム整備事業費では、「川崎市総合防災情報システム機器更改・移行改修及び運用保守業務委託」(H26～H31 契約額 191,160 千円)や「川崎市総合防災情報システム運用保守業務委託」(H26 決算額 26,968 千円)をはじめとして、システムや設備、機器の保守や改修等の業務を委託している。また、総合防災情報システムを構成する機器等の賃貸借に係る費用も支出している。

これらは総合防災情報システムを維持管理し、運用していくためには毎年必要となる支出である。1 回の契約で 5～10 年間の支出が決まってしまうものも多く、固定費的な性格を有している。そこで、経済性の観点から各契約の状況を確認したところ、一部で応札者が 1、2 者にとどまっている例や、落札者と参考見積提出者が同一となっている例、参考見積額と設計金額が一致している例が見られた(表 45 参照)。これらについては、結果的に入札参加者数が増えるなど、競争性を向上させ、より経済的な金額で執行できるように工夫する余地があると考ええる。

これに関する意見は、「【意見 5-6】 運用・保守、定期点検等の契約における経済性の追求について」(64 ページ)」と同様であるため、以下の記載を省略する。

表 45 主な保守委託契約及び賃貸借契約に係る参考見積、設計金額、入札の状況 (単位:千円)

契約名	年度	業者選 定方法	応札 者数	落札者	参考見積 提出者	参考 見積額 (税込)	設計 金額 (税込)	落札 価格 (税込)	指数(参考見積額 =100)		
									参考 見積	設計 金額	落札 価格
川崎市iDC(インターネット・データ・センター)業務委託契約(H26 総合防災情報システム分)	H26	随意 契約	1	富士通(株)	同左	4,439	3,043	3,043	100	69	69
川崎市総合防災情報システム機器更改・移行改修及び運用保守業務委託	H26 — H31	一般競 争入札	2 (3)	日本電気(株)	同左	207,360	195,113	191,160	100	94	92
川崎市総合防災情報システム運用保守業務委託	H20 — H25	一般競 争入札	4	日本電気(株)	—	—	169,066	169,028	—	—	—
	H26	随意契 約	1	日本電気(株)	同左	27,205	27,205	26,968	100	100	99
防災行政無線圏内放送のための公設保育園放送設備改修業務委託	H26	一般競 争入札	1 (4)	アイ通信工 事(株)	同左	53,100	51,615	45,360	100	97	85
災害対策用電子黒板等の賃貸借及び保守	H21 — H26	一般競 争入札	3 (5)	日立キャピ タル(株)	—	—	34,965	17,123	—	—	—
震度情報ネットワークシステムの賃貸借及び保守	H23 — H28	一般競 争入札	2 (4)	NECキャピ タルソリューシ ョン(株)	同左	51,440	37,485	36,868	100	73	72
川崎市役所第3庁舎災害情報カメラ等の賃貸借契約	H23 — H33	一般競 争入札	4 (6)	東京セン チュリーリス (株)	三菱電 機(株)	42,735	48,794	47,986	100	114	112
川崎市立井田病院災害情報カメラ等の賃貸借	H24 — H34	一般競 争入札	4	IBJL 東 芝リス(株)	キャンシ ステムアド サポ ート(株)	73,332	62,349	30,741	100	85	42
大型映像装置等の賃貸借及び保守契約	H21 — H28	一般競 争入札	6 (8)	日本電子 計算機(株)	—	—	161,427	53,437	—	—	—

(出典) 指数(参考見積額=100)は監査人により算定。

(注 1) 年度はそれぞれ契約期間を示し、最初の年度に入札等が行われている。

(注 2) 参考見積書が確認できなかった場合は「—」としている。参考見積の金額については設計金額等と比較できるように月額を総額に換算したり、税込とするなどの処理を行った上で記載しているが、「川崎市iDC(インターネット・データ・センター)業務委託契約(H26 総合防災情報システム分)」のように設計金額とは前提条件が異なるが、そのまま参考見積額を記載している場合もある。

(注 3) 「川崎市iDC(インターネット・データ・センター)業務委託契約(H26 総合防災情報システム分)」は既存の市のデータセンターへの移設であり、また、平成 26 年度の「川崎市総合防災情報システム運用保守業務委託」は既存の委託契約の延長であるため、改めて契約相手先を選定せずに随意契約となっている。

(注 4) 応札者数は、競争性を確認するため、落札への意向を示していない辞退者数を入札参加者数から除いて示している。()内は、入札日に入札箱に「辞退届」を投入した辞退者数を含む入札参加者合計の数である。

【意見 5-13】 仕様書の明確化と契約相手への周知について

「川崎市総合防災情報システム機器更改・移行改修及び運用保守業務委託」の仕様書では業務の目的について次のように記載されている。

「本委託業務では、稼働開始から 5 年を超えた本システムの老朽化対策として、サーバ機器等の更新を行うほか、川崎市の指定するインターネット・データ・センター(以下、「川崎市 iDC」という。)^{※1}にシステムの管理機能及び配信機能等の重要機能を移行することにより、市役所第 3 庁舎の電気設備点検や他のシステムのメンテナンスの実施に停止するという現行の本システムの問題点の解消を図る。」(下線部は監査人付与)

※1) 川崎市 iDC は高耐震性、高度な空調設備、高度なセキュリティ設備などを備え、市のネットワーク機器やサーバなどを設置して 24 時間 365 日連続で安定運用が可能。川崎市情報システム全体最適化計画(平成 20 年 3 月)で 24 時間 365 日稼働が求められる市民利用システムは iDC への集約を行うとしている。

ところが、市と委託先とのやりとりを記録した議事録の中で、外部配信機能に係る専用回線用中継サーバと周辺機器の iDC への移設が問題になっていることがわかった。

市によると、仕様書の理解について委託先と齟齬が生じたため、平成 27 年 3 月の履行開始までには外部配信機能関係の機器を iDC に移設できなかったとのことである。委託先との協議の結果、当該契約期間内(平成 27 年 3 月～平成 32 年 2 月)である、平成 28 年 2 月までに移設が完了する予定である。実際に影響があるのは平成 28 年 2 月に実施予定の電気設備点検であり、それまでに iDC への移設を完了するため、問題は発生しないとのことである。

電気設備点検等によるシステムの停止という課題を解消することが目的であったが、一部機能の移設については運用保守開始日(平成 27 年 3 月 1 日)から 1 年近く遅れることになっている。市は外部配信機能を含めて iDC 移設の対象としていたが、確かに仕様書だけでは対象範囲が明確になっているとは言えない。委託先との間で齟齬が生じないように、仕様書の内容をより分かりやすく記載するとともに、委託先への周知を徹底するなど、改善する余地があったと考える。

今後の委託業務においては仕様書の明確化とその内容の委託先への周知について、十分留意して進めることが必要である。

【意見 5-14】 総合防災情報システムの備蓄支援物資管理機能の活用について

総合防災情報システムでは備蓄倉庫に備蓄される備蓄品や支援物資の管理のための機能が整備されている。平成 26 年度の「川崎市総合防災情報システム機器更改・移行改修及び運用保守業務委託」の仕様書においても、意思決定支援系機能の一つとして備蓄支援物資管理機能の整備が盛り込まれている。

具体的には、表 46 のように倉庫内に保管する備蓄物資・資材の在庫管理を行うものとして、在庫管理や物資検索、ローテーション管理、物資要請管理などの要件が定められている。ただし、この機能は整備されているものの現在は活用されておらず、市は別途、表計算ソフト等で台帳を作成して備蓄品を管理している。その理由は、現在の備蓄物資の種別や配備状況、購入方法等が、システム導入時から変化していったため、現状に合致するようデータベース構造を改修したり、より使いやすくするための機能改修が必要であり、さらに、日々のデータメンテナンスを行うための事務体制など運用面の検討が必要となるためとのことである。

通常時においては、備蓄品の納品や使用、在庫の管理、あるいは賞味期限・使用期限の管理を行う際に表計算ソフトによる台帳でも特に大きな問題は生じていないが、全市的な情報の一元管理や更新の適時性の面では課題が残っている。

表 46 備蓄支援物資管理機能の概要と要件

項目	内容	
概要	倉庫内に保管する備蓄物資・資材の在庫管理を行うものである。特に飲食物については、賞味期限等の管理を徹底し入替時期を明確にする。	
機能要件	備蓄倉庫の登録	すべての備蓄倉庫を登録する。登録項目は所在地や電話番号などであるが、緯度経度の情報も含め地図上へマッピングするものとする。
	物資の在庫管理	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫単位にどの物資がどのくらいあるかを一覧表にて表示する。 物資単位の内訳として、いつ、何箱納入したかが分かり納入年月単位に物資の賞味期限や資材の使用期限等を入力できること。 物資はシステム全体として全種類をあらかじめ登録しておくものとする。物資の項目は追加/編集可能なこと。 在庫状況は CSV 形式等でダウンロードが可能なこと。
	物資の検索	全市又は地域単位で物資の検索が行えるものとする。物資単位にその総数が把握でき、さらにその物資がどこの倉庫にどのくらいあるかを表示することができる。
	ローテーション管理	何年何月(何日)時点で賞味期限切れのものがどのくらいあるかを一覧表示できるものとする。
	物資要請の管理	<ul style="list-style-type: none"> 避難所毎の要請物資の明細を登録及び表示できること。 避難所への応援物資の明細を登録し管理が行えること。 避難所単位などで不足物資の総数を集計できること。 全避難所の不足物資の集計表が表示/印字できること。 視覚的に分かりやすいよう必要数等を表示できること。 必要物資の名称は任意に追加・編集できること。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 物資要請は避難所毎に何回も繰り返し発生するので、応援物資の入出荷履歴等を時系列に管理できるものとする。 各区及び避難所等からの要請に対してどのように措置がされたか時系列で表示できるようにすること。 	

(出典)「川崎市総合防災情報システム機器更改・移行改修及び運用保守業務委託」仕様書

備蓄品の所管が総務局危機管理室だけでなく、環境局(組立式仮設トイレ等)や消防局(消火ホースキット)、教育委員会(児童・教職員用備蓄品等)など複数の部門にまたがってお

り、必ずしも危機管理室の表計算ソフトの台帳で網羅的に管理されているわけではない。また、各局区との間で表計算ソフトデータのやりとりは行われているが適時性や効率性の面で改善の余地がある。このような課題は総合防災情報システムの備蓄支援物資管理機能を使用することによって解消することができるはずである。

一方、災害時には備蓄品の管理だけでなく、各避難所からの物資要請の管理や届けられた支援物資・応援物資の管理が新たに必要となってくる。この場合には避難所別の要請物資と支援物資の両方を管理してマッチングさせる必要があり、備蓄品のように単純ではない。また、部門横断的に一元管理が必要となり、情報更新の即時性も求められる。

以上から、今後は、総合防災情報システムの備蓄支援物資管理機能を活用する方向で進めることが望ましい。例えば、データベース構造の改修や表計算ソフトのデータを取込む機能の追加などを行うとともに、同機能の周知や使用方法の習熟をかねて、各区、各局単位で既存の表計算ソフトデータを少しずつ総合防災情報システムに入力していくなど、運用体制の整備を含めて計画的にデータや運用の移行を進めることが考えられる。

7. 防災拠点管理費(防災施設整備事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

本事業の内容は、「川崎市備蓄計画」に基づき、災害時に必要な物資の購入等を行い、また避難所標識の補修等を行うことである。

表 47 事業の具体的な内容

備蓄物資の整備	備蓄食料品等の賞味期限切れに伴う購入・回収及び廃棄、備蓄生活用品(毛布)の購入及びリパック(真空パック)を行う。 主な購入品は以下のものである。 ・ ペットボトル飲料水 ・ アルファ化米 ・ 哺乳瓶 ・ 粉ミルク また、災害対策用の大容量蓄電池をリースして区の施設や老人福祉施設などに設置している。
避難場所標識維持管理業務委託	広域避難場所標識、避難誘導標識及び避難所標識の点検・補修を行う。
避難場所標識補修工事	車両衝突等の外的要因により破損した標識の補修工事を行う。

避難した住民等へ緊急に備蓄物資を供給するには、避難所に近接する備蓄庫を確保した上で、災害応急活動及び復旧活動に必要な資機材の整備備蓄を行う必要がある。また、こ

のような物資の備蓄によって、大規模な震災等が発生した際の多数の罹災者に対する早急な人命救助とスムーズな物資の供給が可能になる。さらに、避難所標識等の適正な維持管理に努め、「平常時から、地域住民に対し避難場所の位置を確認していただく」等、継続的な啓発を行っていくものである。

② 事業費

表 48 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	155,647	182,737	90,063
決算額(千円)	164,269	179,318	93,117

表 49 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
需用費	25,999	備蓄飲料水、備蓄食料品購入費用等
役務費	18	
委託料	11,427	備蓄生活用品リパック委託料等
使用料及び賃借料	45,360	大型蓄電池賃借料
工事請負費	9,740	避難所標識補修工事費
備品購入費	573	
合計	93,117	

表 50 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	93,117	100%
その他	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 5-15】消費期限切れ備蓄物資の回収廃棄業務委託について

各防災拠点に備蓄されている物資も、当然に消費期限があり、これを経過したものについては、消費あるいは使用することができなくなる。防災拠点管理費の中には、このような物資の処分に要する費用も計上されている。平成 26 年度における当該業務では 5,190Kg(実績)を処分し、委託費用として 504 千円を要した。廃棄した物資の内容は表 51 のとおりである。

表 51 平成 26 年度に処分された備蓄物資の内容(数量は予定)

品種	アルファ米 (個食)	アルファ 米(大袋)	おかゆ (箱)	梅干 (箱)	食料品 (缶)	粉ミルク	哺乳瓶	長靴	その他 廃プラ	その他金属 くず廃油
種類(中身)	汚泥	汚泥	汚泥	汚泥	汚泥	汚泥	廃プラ	廃プラ	廃プラ	金属くず 廃油
種類(容器)	廃プラ	廃プラ	廃プラ	廃プラ	金属くず	金属くず				
1 単位当たり 重量(概算)①	6.5Kg	6.5Kg	6.5Kg	8.0Kg	6.5Kg	7.0Kg	6.0Kg	7.0Kg	—	—

排出数量②								排出数量③	
アルファ 米(個食)	アルファ 米(大袋)	おかゆ (箱)	梅干 (箱)	食料品 (缶)	粉ミルク	哺乳瓶	長靴	その他 廃プラ	その他 金属くず 廃油
71 箱	237 箱	116 箱	30 箱	3 箱	84 箱	71 箱	29 箱	200Kg	760Kg
461.5Kg	1,540.5Kg	754Kg	240Kg	19.5Kg	588Kg	426.0Kg	203Kg		

汚泥/廃プラ	汚泥/金属くず	廃プラ	その他廃プラ	その他 金属くず・廃油	合計
2,996Kg	607.5Kg	629Kg	200Kg	760Kg	5,192.5Kg

(出典)市提供データを加工して監査人作成

処分に要した金額自体は大きなものではないが、物資を廃棄することについては、不経済であると同時に環境負荷も大きいと言わざるを得ない。

市では、防災訓練などのイベントで配布しているとのことであるが、廃棄する量を一定程度減少する効果はあるものの依然として廃棄する分が発生しているのが現状であり、さらに廃棄する物資の量を減らすべく努力する必要がある。

8. 備蓄倉庫整備事業費(防災施設整備事業)

(1)概要

① 川崎市備蓄計画

平成 22 年度に策定された「川崎市備蓄計画」は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 4 月に改定された。内容としては、平成 21 年度と平成 24 年度の「川崎市地震被害想定調査」を比較し、安全性を考慮して検討するとともに、公的備蓄物資の品目・数量の見直しや各区への配分数量の明確化、帰宅困難者用備蓄や児童生徒用備蓄の新規位置づけ等を行い、全市的な備蓄体制を強化する観点からの改定となっている。

改定のポイントは、1) 公的備蓄物資の品目・数量の見直し、2) 各区への配分数量の明確化、3) 帰宅困難者用備蓄の新規位置づけ、4) 児童生徒用備蓄の新規位置づけの 4 点である。この改定ポイントの 4 点の概略は以下のとおり。

1) 公的備蓄物資の品目・数量の見直し

<p>【備蓄の基本的な考え方】</p> <p>○自助・共助を基本とし、各家庭や各企業・事業者等において、最低 3 日分以上の飲料水や食料、生活必需品や災害用トイレの備蓄を行う。</p> <p>○しかし、震災時には、家屋の倒壊や焼失に伴い、多数の避難者や負傷者の発生が予想されることから、必要な物資について、公的備蓄を行う。</p>			
<p>【公的備蓄物資交付対象者】</p> <p>○平成 21 年度と平成 24 年度の「川崎市地震被害想定調査」を比較し、被害の大きい数値を算定基礎とする。</p> <p>○「家屋の全壊、焼失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」を対象とする。(改定前から変更なし)</p> <p style="text-align: center;"> 改定前 135,240 人 ⇒ 改定後 137,778 人 </p>			
<p>【公的備蓄物資の見直し】</p> <p>○アレルギーへの対応や避難所機能の強化等を図るため、品目を見直す。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(食料・飲料水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食物アレルギーに配慮した変更 ・ 飲料水の追加 <p>(生活必需品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ用ペーパーを追加 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(資器材)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カセットコンロ、非常用ガソリン缶詰の追加 ・ 避難所機能強化のため、バルーン型LED投光器の配置 ・ 太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用を推進 </td> </tr> </table> <p>(災害用トイレ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用トイレの備蓄に併せ、マンホールトイレの整備について追加 		<p>(食料・飲料水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食物アレルギーに配慮した変更 ・ 飲料水の追加 <p>(生活必需品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ用ペーパーを追加 	<p>(資器材)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カセットコンロ、非常用ガソリン缶詰の追加 ・ 避難所機能強化のため、バルーン型LED投光器の配置 ・ 太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用を推進
<p>(食料・飲料水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食物アレルギーに配慮した変更 ・ 飲料水の追加 <p>(生活必需品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ用ペーパーを追加 	<p>(資器材)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カセットコンロ、非常用ガソリン缶詰の追加 ・ 避難所機能強化のため、バルーン型LED投光器の配置 ・ 太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用を推進 		

2) 各区への配分数量の明確化

【各区への配分計画】

○ 区別の公的備蓄物資交付対象者数や避難者数、避難所に基づき、各区への配分計画数を定める。

※詳細は「② 備蓄物資の状況」を参照

3) 帰宅困難者用備蓄の新規位置づけ

【帰宅困難者用備蓄とは】

○帰宅困難者用一時滞在施設の利用者に対し、物資を配布するため備蓄を行う。

【帰宅困難者用備蓄物資交付対象者】

○市内主要 5 駅(川崎駅、武蔵小杉駅、武蔵溝ノ口駅、登戸駅、新百合ヶ丘駅)と宮前区内の帰宅困難者用一時滞在施設利用者

対象者数計 35,243 人

【帰宅困難者用備蓄物資】

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
対象駅等	川崎駅		武蔵小杉駅	武蔵溝ノ口駅	宮前区内	登戸駅	新百合ヶ丘駅	
対象者数	19,128 人		4,745 人	6,364 人	627 人	1,847 人	2,532 人	35,243 人
飲料水	14,000 本	5,000 本	5,000 本	6,000 本	500 本	2,000 本	2,500 本	35,000 本
防寒シート	14,000 枚	5,000 枚	5,000 枚	6,000 枚	500 枚	2,000 枚	2,500 枚	35,000 枚

4) 児童生徒用備蓄の新規位置づけ

【児童生徒用備蓄とは】

○震災時、市立学校で児童生徒を一時的に保護するため、必要な物資を備蓄する。

【児童生徒用備蓄物資交付対象者】

○小・中、特別支援学校 ⇒ 全児童生徒の 3 割

○高等学校 ⇒ 公共交通機関利用者

対象者数計 33,800 人

【児童生徒用備蓄物資】

学校種別	アルファ化米	栄養補助食品	氷砂糖	飲料水	非常用ランタン	防寒用アルミシート
市立小学校	23,600 食	23,600 食	2,615kg	47,200l	825 個	23,600 枚
特別支援学校			13kg		105 個	
市立中学校	8,400 食	8,400 食		16,800l		8,400 枚
市立高等学校	1,800 食	1,800 食		3,600l		1,800 枚
計	33,800 食	33,800 食	2,628kg	67,600l	930 個	33,800 枚

② 備蓄物資の状況

備蓄物資の各区への配分計画数は下表のとおりである。

計画数の内、2割から3割程度を集中備蓄倉庫に、残りを各避難所の備蓄倉庫に配置する予定である。

表 52 各区への配分計画数

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計		
想定避難者数	79,168 人	56,439 人	82,980 人	71,133 人	58,661 人	36,469 人	29,868 人	414,718 人		
公的備蓄物資交付対象者数	31,371 人	20,822 人	34,511 人	21,720 人	12,278 人	9,574 人	7,502 人	137,778 人		
避難所数	33 箇所	22 箇所	28 箇所	21 箇所	25 箇所	21 箇所	25 箇所	175 箇所		
食料・飲料水	わかめご飯	53,100 食	35,300 食	58,400 食	36,800 食	20,800 食	16,200 食	12,700 食	233,300 食	
	白粥	9,100 食	6,100 食	10,000 食	6,300 食	3,600 食	2,800 食	2,200 食	40,100 食	
	粉ミルク	152 缶	104 缶	168 缶	104 缶	64 缶	48 缶	40 缶	680 缶	
	飲料水	31,392 本	20,832 本	34,512 本	21,720 本	12,288 本	9,576 本	7,512 本	137,832 本	
生活必需品	毛布	31,380 枚	20,830 枚	34,520 枚	21,720 枚	12,280 枚	9,580 枚	7,510 枚	137,820 枚	
	紙おむつ(乳幼児用)	28,600 枚	19,000 枚	31,400 枚	19,800 枚	11,200 枚	8,800 枚	6,900 枚	125,700 枚	
	紙おむつ(大人用)	5,800 枚	3,900 枚	6,400 枚	4,000 枚	2,300 枚	1,800 枚	1,400 枚	25,600 枚	
	生理用品	56,100 枚	37,300 枚	61,800 枚	38,900 枚	22,000 枚	17,200 枚	13,500 枚	246,800 枚	
	哺乳瓶	1,000 個	700 個	1,100 個	700 個	400 個	300 個	300 個	4,500 個	
	トイレットペーパー	14,160 ロール	9,480 ロール	15,600 ロール	9,840 ロール	5,640 ロール	4,320 ロール	3,480 ロール	62,520 ロール	
資器材	シャベル	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本	
	つるはし	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本	
	掛矢(両口ハンマー)	33 本	22 本	28 本	21 本	25 本	21 本	25 本	175 本	
	脚立	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台	
	防水シート(ブルーシート)	99 枚	66 枚	84 枚	63 枚	75 枚	63 枚	75 枚	525 枚	
	ロープ	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本	
	トランジスタメガホン	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本	
	発電機	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台	
	投光器	66 基	44 基	56 基	42 基	50 基	42 基	50 基	350 基	
	コードリール	66 台	44 台	56 台	42 台	50 台	42 台	50 台	350 台	
	折畳式リヤカー	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台	
	斧(手斧)	33 本	22 本	28 本	21 本	25 本	21 本	25 本	175 本	
	炊事器具セット 又は鍋又は釜 +コンロセット	33 セット	22 セット	28 セット	21 セット	25 セット	21 セット	25 セット	175 セット	
	バール	33 個	22 個	28 個	21 個	25 個	21 個	25 個	175 個	
	カセットコンロ (ボンベ3本付属)	33 個	22 個	28 個	21 個	25 個	21 個	25 個	175 個	
	ガソリン携行缶 (10L容器)	66 個	44 個	56 個	42 個	50 個	42 個	50 個	350 個	
	非常用ガソリン缶 詰(11×10缶)	33 箱	22 箱	28 箱	21 箱	25 箱	21 箱	25 箱	175 箱	
	バール型LED ED投光器	33 基	22 基	28 基	21 基	25 基	21 基	25 基	175 基	
	災害用 トイレ	組立式仮設トイレ	836 基	578 基	902 基	703 基	481 基	307 基	240 基	4,047 基
		簡易トイレ(ボックストイレ)	1,260 個	870 個	1,360 個	1,060 個	730 個	470 個	370 個	6,120 個
汚物処理袋		37,800 枚	26,100 枚	40,800 枚	31,800 枚	21,800 枚	13,900 枚	10,900 枚	183,100 枚	

③ 備蓄倉庫の状況

市では、発災直後から必要な公的備蓄物資を予め各避難所に備蓄するため、地域防災拠点(市立中学校)と併せ、各避難所についても備蓄倉庫を整備していく方針である。

また、これまで、公的備蓄物資を集中的に備蓄していた備蓄倉庫については、補完的な役割を果たす倉庫と位置づけ、今後も活用を図る。

1) 備蓄倉庫の区分

【分散型備蓄倉庫】

災害時、速やかに物資を交付できるよう地域防災拠点(市立中学校)や各避難所(市立小学校等)に整備される倉庫(一時的余裕教室を含む)である。

平成 27 年 8 月 5 日現在、市内全部で中学校が 44 校、小学校が 48 校、その他の施設が 9 施設、全部で 101 施設ある。

平成 27 年 8 月 5 日現在の施設数

区	施設の内容
川崎区	中学校:8校、小学校:6校、その他:3施設
幸区	中学校:5校、小学校:9校、その他:4施設
中原区	中学校:8校、小学校:10校、その他:2施設
高津区	中学校:5校、小学校:6校
宮前区	中学校:6校、小学校:1校
多摩区	中学校:7校、小学校:14校
麻生区	中学校:7校、小学校:2校

【集中備蓄倉庫】

避難者の多い避難所への物資補充や救援物資等を一時保管する目的で使用する倉庫である。市内全部で下記の 17 施設ある。

平成 27 年 8 月 5 日現在の施設数

区	名称
川崎区	大師公園集中備蓄倉庫
川崎区	川崎区道路公園センター集中備蓄倉庫
幸区	御幸公園集中備蓄倉庫
幸区	幸区道路公園センター集中備蓄倉庫

平成 27 年 8 月 5 日現在の施設数(続き)	
区	名称
中原区	中原区道路公園センター集中備蓄倉庫
中原区	中原区役所集中備蓄倉庫
中原区	等々力公園集中備蓄倉庫
中原区	国際交流センター集中備蓄倉庫
高津区	緑ヶ丘霊園集中備蓄倉庫
高津区	高津区道路公園センター集中備蓄倉庫
高津区	高津スポーツセンター集中備蓄倉庫
宮前区	馬絹集中備蓄倉庫
宮前区	宮前区道路公園センター集中備蓄倉庫
多摩区	稲田公園集中備蓄倉庫
多摩区	明治大学地域産学連携研究センター集中備蓄倉庫
多摩区	生田緑地ゴルフ場クラブハウス集中備蓄倉庫
麻生区	麻生区道路公園センター集中備蓄倉庫

2) 備蓄倉庫の整備計画及び補修計画

【分散型備蓄倉庫】

地域防災拠点(市立中学校)及び各避難所(市立小学校等)に独立型備蓄倉庫を整備し、その間、一時的余裕教室や空きスペース等を活用した備蓄スペースを確保する。

また、校舎の増改築等がある場合には、校舎の一部に倉庫を整備する。

【集中備蓄倉庫】

集中備蓄倉庫については、都市基盤整備や公共施設の再整備等にあわせ、被害量や避難所へのアクセス、分散備蓄倉庫の整備状況等を踏まえ、整備を行う。

また、長寿命化を図るため、屋上防水など、老朽化した倉庫の補修を進める。

3) 備蓄倉庫に配備する品目

【分散型備蓄倉庫】

備蓄する公的備蓄物資については、原則として同一品目・同一数量を備蓄する。

ただし、分散備蓄倉庫が未整備の地域防災拠点(市立中学校)や各避難所(市立小学校等)については、整備するまでの間、校舎内や体育館の空きスペースを活用し、緊急性が特に高いトイレや毛布、アルファ化米を備蓄する。

【集中備蓄倉庫】

備蓄倉庫が未整備の避難所に対応するとともに、避難者の多い避難所へ物資を補充するため、備蓄する公的備蓄物資の品目については、分散備蓄倉庫に備蓄する品目と同一品目とする。

(2) 監査手続**① 視察対象倉庫**

監査対象とした倉庫は18箇所である。倉庫の抽出方法は、各区の規模に応じて2箇所又は3箇所を任意で抽出した。ただし、原則として各区における集中備蓄倉庫を1箇所は含むこととした。詳細は、「(1)〈有効性の検証 -整備体制の検証 1-〉 備蓄倉庫の視察」(17ページ)を参照。

② 視察において検証した事項

視察において検証した点は下表のとおりである。

	検証事項
1	鍵はいつでも出せるように工夫して管理されているか。
2	発災時には誰がどのような行動をするか文書で決められているか。
3	地理的あるいは地形的要因によって倉庫自体が被害に遭う可能性はないか。
4	老朽化等により倉庫自体が被害に遭う可能性がある構造のものではないか。
5	当該倉庫が何らかの損傷を受けた場合、代替りの物資をどこから運んでくるか決められているか。
6	倉庫及び内装調度に明らかなオーバースペックや使っていない機能はないか。
7	倉庫の備蓄物資はどこに避難所に供給されるか決まっているか。
8	倉庫内の整理整頓はできているか、また保管方法などに劣化を促進しないための工夫はあるか。
9	倉庫と兼用しているなどして備蓄物資以外のものがある場合、明確に区別されているか。
10	備蓄物資は劣化(錆、カビ、ほこりなど)していないか。
11	賞味期限・消費期限(食料、飲料、消火器、電池など)が迫っているものがある場合、その後の予定は立てられているか。
12	リストから、任意のサンプルを抽出し、テストカウントを実施した結果、在庫記録と現物の量が一致しているか。逆に、任意で抽出したサンプルは正しくリストに記載されているか。

(3) 監査の結果

本項目の指摘及び意見では、備蓄倉庫及び備蓄物資全般に関わること、又は視察対象とした備蓄倉庫のうち複数の倉庫に該当する事項を記載しているが、視察対象とした各備蓄倉庫について当該倉庫のみに該当する事項については、「【意見 5-25】 備蓄倉庫の視察結果について」(98 ページ)に記載している。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 5-16】 備蓄物資の消費期限について

備蓄物資の中には、紙おむつや生理用品などがある。これらの物資には、食品のような消費期限があるわけではないと思われるが、中には 20 年近く経過しているものも散見された。このような状態のものが本当に使えるかどうかは、実際に使うまでわからないと考えられる。必要に応じて、サンプルで確認してみるか、あるいはメーカーに問い合わせ使用可否を検討する必要がある。

【意見 5-17】 簡易トイレの組み立て訓練

簡易トイレには何種類かがあるが、その中には組立に 30 分程度、また収納にもそれ以上の時間を要するものがある。発災時にはマニュアルを見ながら組み立てるゆとりがあるか不明であり、さらには故障や部品不備の検査、組み立てに必要な工具の確認の意味でも学校等における防災訓練時に組み立て練習を今後とも継続的に励行すべきである。

【意見 5-18】 物資や備品の組み合わせについて

備蓄されている物資や機器は、それ単体では用をなさないものがあることに意外と気づかないことがある。今回の視察では、備蓄倉庫にトランジスタメガホンはあったが、それ用の電池が用意されていない例があった。この場合、LED ライト用電池で代用できるのであるが、これは偶々である。様々なケースを想定して備蓄物資の組み合わせを日ごろから考える必要がある。

【意見 5-19】 備蓄計画と備蓄の進捗状況について

各備蓄倉庫に保管されている物資は川崎市備蓄計画(平成 25 年 4 月改定)に従って、その種類や量が決められている。平成 27 年 8 月現在における各区の備蓄物資の備蓄状況は表 53 のとおりである。なお、品目は一部の種類の物資及び備品のみを抜粋して記載している。

表中の「計画(A)」は、川崎市備蓄計画(平成 25 年 4 月改定)上の計画備蓄数量であり、また「実績(B)」は平成 27 年 8 月 21 日現在危機管理室で管理している台帳上の数量であ

る。

この表から、大よその品目において計画どおりの備蓄がなされていることがわかる。しかし、仮設トイレとボックストイレについては、計画数量を大きく下回っている区が多い。

表 53 各区の備蓄物資の備蓄状況(平成 27 年 8 月 21 日時点)

品目	川崎区			幸区			中原区		
	計画 (A)	実績 (B)	(B)/(A)	計画 (A)	実績 (B)	(B)/(A)	計画 (A)	実績 (B)	(B)/(A)
わかめご飯	53,100	68,600	129.2%	35,300	39,300	111.3%	58,400	71,650	122.7%
飲料水	31,392	37,584	119.7%	20,832	23,904	114.7%	34,512	38,232	110.8%
毛布	31,380	29,450	93.8%	20,830	23,160	111.2%	34,520	28,590	82.8%
トイレトーパー	14,160	13,296	93.9%	9,480	10,008	105.6%	15,600	15,840	101.5%
トラメガ	99	86	86.9%	66	61	92.4%	84	89	106.0%
発電機	33	39	118.2%	22	26	118.2%	28	32	114.3%
コードリール	66	81	122.7%	44	49	111.4%	56	83	148.2%
仮設トイレ	836	284	34.0%	578	244	42.2%	902	354	39.2%
ボックストイレ	1,260	453	36.0%	870	285	32.8%	1,360	468	34.4%
品目	高津区			宮前区			多摩区		
	計画 (A)	実績 (B)	(B)/(A)	計画 (A)	実績 (B)	(B)/(A)	計画 (A)	実績 (B)	(B)/(A)
わかめご飯	36,800	50,800	138.0%	20,800	27,000	129.8%	16,200	33,250	205.2%
飲料水	21,720	26,448	121.8%	12,288	14,376	117.0%	9,576	12,500	130.5%
毛布	21,720	12,570	57.9%	12,280	11,920	97.1%	9,580	16,325	170.4%
トイレトーパー	9,840	9,648	98.0%	5,640	3,120	55.3%	4,320	7,588	175.6%
トラメガ	63	66	104.8%	75	72	96.0%	63	59	93.7%
発電機	21	22	104.8%	25	32	128.0%	21	25	119.0%
コードリール	42	51	121.4%	50	64	128.0%	42	42	100.0%
仮設トイレ	703	168	23.9%	481	469	97.5%	307	294	95.8%
ボックストイレ	1,060	375	35.4%	730	430	58.9%	470	270	57.4%
品目	麻生区			合計					
	計画 (A)	実績 (B)	(B)/(A)	計画 (A)	実績 (B)	(B)/(A)			
わかめご飯	12,700	24,950	196.5%	233,300	315,550	135.3%			
飲料水	7,512	12,648	168.4%	137,832	165,692	120.2%			
毛布	7,510	15,250	203.1%	137,820	137,265	99.6%			
トイレトーパー	3,480	4,188	120.3%	62,520	63,688	101.9%			
トラメガ	75	77	102.7%	525	510	97.1%			
発電機	25	29	116.0%	175	205	117.1%			
コードリール	50	62	124.0%	350	432	123.4%			
仮設トイレ	240	238	99.2%	4047	2051	50.7%			
ボックストイレ	370	465	125.7%	6,120	2746	44.9%			

(出典) 市提供データを加工して監査人作成。

(注 1) 実績には、保存期間切れも含む。また、わかめご飯には五目御飯も含む。

これらトイレについては環境局の所管になるため、備蓄倉庫以外にも保管されているトイレがある。これらを含めると表 54 のようになる。

表 54 各区のトイレの備蓄状況

品目		川崎区			幸区			中原区		
		計画 (A)	実績 (B)	(B)合計 / (A)	計画 (A)	実績 (B)	(B)合計 / (A)	計画 (A)	実績 (B)	(B)合計 / (A)
仮設 トイレ	倉庫	836	285	81.8%	578	244	101.2%	902	354	68.5%
	環境局		399			341			264	
	合計		684			585			618	
ボックス トイレ	倉庫	1,260	453	46.4%	870	285	34.5%	1,360	468	34.4%
	環境局		132			15			0	
	合計		585			300			468	
品目		高津区			宮前区			多摩区		
		計画 (A)	実績 (B)	(B)合計 / (A)	計画 (A)	実績 (B)	(B)合計 / (A)	計画 (A)	実績 (B)	(B)合計 / (A)
仮設 トイレ	倉庫	703	168	24.0%	481	474	105.2%	307	294	104.9%
	環境局		1			32			28	
	合計		169			506			322	
ボックス トイレ	倉庫	1,060	375	35.4%	730	430	58.9%	470	270	68.3%
	環境局		0			0			51	
	合計		375			430			321	
品目		麻生区			合計					
		計画 (A)	実績 (B)	(B)合計 / (A)	計画 (A)	実績 (B)	(B)合計 / (A)	計画 (A)	実績 (B)	(B)合計 / (A)
仮設 トイレ	倉庫	240	238	126.3%	4,047	2,057	78.7%			
	環境局		65			1,130				
	合計		303			3,187				
ボックス トイレ	倉庫	370	465	141.9%	6,120	2,746	49.1%			
	環境局		60			258				
	合計		525			3,004				

(出典) 市提供データを加工して監査人作成。

上表から、トイレに関しては、麻生区を除いて計画どおりの備蓄が進んでいない状況であることがわかる。特に、高津区についてはトイレが全く充足していない状況である。

実際の避難所用トイレについては、計画よりむしろ置くことができるスペースがあるかどうかで備置する台数及び備置する場所を決めているように見受けられる。仮設トイレやボックストイレなどが非常に嵩張るものであることは理解できるが、各備蓄倉庫に全くスペースがないわけではないことは視察でも確認できているところである。各区の計画数量に見合うトイレの確保を進めていく必要がある。

【意見 5-20】川崎市南部地域における防災倉庫について

川崎区を中心とした川崎市南部地域は、津波災害の際の浸水予想区域に該当する地区であり、各備蓄倉庫も浸水のおそれがある。今回川崎区において視察した倉庫は、いずれも地上1階部分に物資の大部分を備蓄しているため、津波災害時には備蓄物資が毀損してしまうことも想定される。このため、津波災害時における備蓄物資の使用可否とその対応を今後

検討していく必要がある。

考えられる対応としては、例えば、同一倉庫内でも浸水に耐える物資はより下の棚へ、そうでないものはより上の棚へと分けて保管する。あるいは、より標高の高い倉庫に浸水に弱い物資を集中的に保管する等の対応が考えられる。

【意見 5-21】 他部局所管の物資及び機器

小学校や中学校に整備された備蓄倉庫には、消火ホースキットが備えられているものも少ない。消火ホースキットは消防局が所管する備品であるため、倉庫への備置に関する情報が危機管理室に届いた時点で危機管理室の台帳に記載されることになっている。他部局が所管するもので管理者が分かりづらいものについては所管部局の情報も記載しておくことが望ましい。

【意見 5-22】 保管棚の設置

備蓄倉庫は東日本大震災後に立てた計画に沿って整備されている。したがって、特に最近では備蓄倉庫の整備事業に予算が集中して配分されている。しかし、これも一段落して、今後は備蓄倉庫の内部の環境整備について検討しなければならない。特に、備蓄物資を保管する棚がないと自重や湿気により劣化速度が上がるのが懸念される。備蓄物資をなるべく長期間保管できるよう工夫する必要がある。

【意見 5-23】 避難所へのトイレの備置

備蓄倉庫には、それぞれ避難所用のトイレ（仮設トイレやボックストイレなど）が備置されている。しかし、現状では、当該避難所での想定避難者数から逆算してトイレの個数を算出しているのではなく、置くことができるスペースがあるかどうかで備置する台数を決めているように見受けられた。

仮設トイレやボックストイレなどが非常に嵩張るものであることは理解できるが、それゆえ運搬は極めて難しいものであることも考慮しなければならない。すなわち、学校などの避難所施設にはトイレがあるため、軽度の災害の場合にはこれらを使えば事足りる。したがって、この場合には仮設のトイレは不要である。一方で、災害の規模が大きく、学校などのトイレも使用不能になった場合には、仮設のトイレが必要になるが、この場合には道路などの破損も激しく、交通は通常どおりにならないおそれがある。そのような場合に、遠方から重いトイレを運搬することができるのかどうか、もっと厳しい状況を想定する必要がある。

このように考えるとトイレはなるべく避難所の近くに置くべきであり、また、この点に留意して学校等へのトイレの備置を進めていく必要がある。

【意見 5-24】 受け払いに関する情報について

東日本大震災以降、防災に対する市民の関心は高まっていると思われ、新たな避難所の開設や防災訓練等が実施されている。その際、備蓄物資を試みに使用する機会も増えてきており、備蓄物資の移動も従前に比して頻繁である。このような状況であるため、備蓄物資に関する台帳管理の必要性は大いに増しており、今後は在庫の有り高に関する情報だけでなく、出入庫に関する情報の項目も設け、受払簿的な機能の追加も検討していく必要がある。

【意見 5-25】 備蓄倉庫の視察結果について

各備蓄倉庫に関する指摘事項又は意見は以下のとおりである。写真はいずれも視察実施日において監査人が撮影したものである。なお、表中の No.は、「(1)〈有効性の検証 一整備体制の検証 1-〉 備蓄倉庫の視察」(17 ページ)で示した表中の備蓄倉庫番号である。

No.	区	名称	視察実施日
1	川崎	京町中学校	平成 27 年 10 月 19 日
【意見】リヤカーの故障			
リヤカーを 1 台倉庫に備え置いているが、パンクしているため現状利用できない状態にある。当該倉庫にはリヤカーは 1 台しかなく代替が利かないことから、早急に修理を行う必要がある。			

写真 5 京町中学校備蓄倉庫内



No.	区	名称	視察実施日
2	川崎	南部防災センター	平成 27 年 10 月 19 日
【意見】古い消火器の廃棄			
南部防災センターには分けられた部屋が 7 つあるが、使用できないと思われる古い消火器(※検査実施年が昭和 62 年のものもある。)がいくつかの部屋に分散して置いてあった。特に、古い消火器は危険である。使用できないものは廃棄する必要がある。(写真 7)			

写真 6 南部防災センター倉庫



区分された部屋のドア

写真 7 南部防災センター倉庫内



古い消火器①



古い消火器②

No.	区	名称	視察実施日
3	川崎	大師公園(集中)	平成 27 年 10 月 19 日
【意見】ハロゲンライトの廃棄 使用可能かどうか不確かなハロゲンライトが 10 点ほど箱に入れられて置かれているが、使用不能なものであれば廃棄する必要がある。			

写真 8 大師公園集中備蓄倉庫内



No.	区	名称	視察実施日
4	幸	南河原中学校	平成 27 年 10 月 20 日

【意見】発電機の保管場所

発電機が備蓄倉庫内ではなく、別の場所に保管されている。備蓄物資等は災害時に必要なものであり、災害時には混乱が発生すると考えられる。発電機は試運転の利便性を考え備蓄倉庫以外に保管されているとのことであるが、例外は可能な限り避ける必要がある。また、原則は備蓄倉庫に保管すべきであるが、例外がある場合には、その旨リストに明記する必要がある。

No.	区	名称	視察実施日
6	中原	玉川中学校	平成 27 年 10 月 20 日

【意見】学校独自の備蓄

備蓄倉庫には、基本的に危機管理室が所管する物資等が保管されている。しかし、一部倉庫のスペースにゆとりがあることにより、その学校が児童及び生徒・職員のための物資を保管している場合がある。本校にもそのような物資が保管されていた。今後も、危機管理室が所管する物資と学校が管理する物資の区分けが不明確とならないようにする必要がある。

No.	区	名称	視察実施日
8	中原	中原区道路公園センター(集中)	平成 27 年 10 月 13 日

【意見】廃棄予定物資等

倉庫内に廃棄予定のソファー及び石油ストーブなどが置いてあった。現状では、通路を塞ぐほどの量ではないため、緊急の問題ではないと思われるが、これ以上積み上げると、発災時に倒れてきて倉庫内の通路を塞ぐおそれもある。したがって、このような廃棄予定の粗大ごみは適時に廃棄すべきである。(写真 9)

【意見】備品の利用可能性

保管されている備品の中に、平成 8 年に購入した大釜があった。購入して約 20 年が経過し、埃まみれ、サビまみれの状態である。現実問題として、これで作ったご飯はとでも食べられないものである。様々な用途を考えれば必ずしも即廃棄という結論にはならないかもしれないが、利用可能という前提で保管しているといざというとき使えないことが判明した場合、現場が混乱するおそれがある。年に 1 回でも利用可能性を検証し、台帳に使用可否を記載して管理すべきである。(写真 10)

写真 9 中原区道路公園センター集中備蓄倉庫内



写真 10 中原区道路公園センター集中備蓄倉庫内



平成 8 年購入の大釜

No.	区	名称	視察実施日
12	宮前	馬絹倉庫(集中)	平成 27 年 10 月 15 日
【意見】重量物の平積みについて			
<p>本倉庫には、簡易トイレ等の重量物が多く平積みされている。下の方に積まれている備品には大きな負荷が掛かるため劣化速度も速いと考えられる。また、震災が発生した場合、これが崩れてきて危険であると同時に、破損して結局使えなかったなどの懸念がある。あまり高く平積みしないように工夫すべきである。(写真 11)</p>			

写真 11 馬絹集中備蓄倉庫内



No.	区	名称	視察実施日
16	多摩	枹形中学校	平成 27 年 10 月 21 日
<p>【意見】発電機の保管場所とその鍵について</p> <p>発電機とガソリン缶が備蓄倉庫内ではなく、別の倉庫に保管されている。また、その別の倉庫の鍵は学校が保持しているだけであるため、区役所や地域の人には直接開けることができない状態になっている。備蓄物資等は災害時に必要なものであり、災害時には混乱が発生すると考えられる。したがって、例外は可能な限り避けるべきであり、原則は備蓄倉庫に保管すべきであるが、例外がある場合には、その旨リストに明記する必要がある。</p> <p>(南河原中学校と同様)</p>			
<p>【意見】備品番号のシール</p> <p>保管されているリヤカーについて、台帳に記載されている備品番号と現物貼付シールに記載されているものとで異なっていた。正しく記載する必要がある。</p>			
<p>【意見】ガソリン缶の台帳記載</p> <p>ガソリン缶は 2 缶使用済みとなっているが、その旨の記載が台帳になされていない。ガソリンは危険物であるため、特に慎重に管理する必要がある。</p>			

No.	区	名称	視察実施日
18	麻生	麻生区道路公園センター(集中)	平成 27 年 10 月 21 日
【意見】整理整頓について			
<p>倉庫内はある程度整理されているが、品目や数量が多く、同じ品目のものがまとめて置かれていない場合も散見される。また、賞味期限切れで廃棄予定の飲食料品や、使用済みでリパック予定の毛布なども何箇所かに分散して保管されているので、第三者が台帳をみて現物をすぐに見当てることは困難である。視察のタイミングが完成した備蓄倉庫への物資の入替中や、台風による避難勧告発令後の事情はあったが、引き続き整理整頓を徹底する必要がある。</p>			
【意見】不用な備蓄物資			
<p>倉庫には空気入れが 3 本あったが、現在本倉庫内にある車いすやリヤカーはノーパンクタイヤである。したがって、空気入れは必要ないし、また当然台帳にも記載がない。良かれと思って物資を追加したものと思われるが、勝手に置くのではなく、備蓄物資として管理すべきかどうかを判断した上で、必要であれば台帳に記載して保管すべきである。</p>			
【意見】トイレトペーパーの台帳記載			
<p>トイレトペーパーのひと箱が開けられており、一部中身が使用されていたが、台帳にその旨の記載がなかった。適切に記載しておく必要がある。</p>			
【意見】リパック待ちの毛布の台帳記載			
<p>10 月に使用した毛布でリパック待ちのものが台帳に反映されていなかった。視察のタイミングが台風後という事情もあるが今後も引き続き適切に記載しておく必要がある。</p>			
【意見】つるはしの利用可能性			
<p>つるはしは先端のみ 7 本が保管されているが、それを取り付ける棒(取っ手)がセットで保管されておらず、したがって利用できない状態である。備蓄物資や機器等については総合的に利用可能性を考慮しなければならない。</p>			

9. 避難所等機能強化事業費(防災施設整備事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

平成 22 年度から中原区以南の広域避難場所にマンホールトイレを整備してきたが、東日本大震災における状況を勘案し、大震災時における避難所等の果たす役割は大きく、特に避難所生活におけるトイレ等の衛生面を高めるなど避難所等機能の強化を図る必要性が強く求められている。

また、避難所等には地域の避難住民だけでなく、帰宅困難者等がトイレを求めてくることも想定されるため、幹線道路沿いや駅近隣の地域防災拠点である中学校を優先的に整備することとした。

表 55 マンホールトイレの整備状況の経過

平成 22 年度～平成 25 年度	大師公園、中原平和公園、富士見公園、小田公園に整備
平成 25 年度	中学校 15 校に対してマンホールトイレ整備の基礎調査を実施
平成 26 年度	日吉中学校、南加瀬中学校、今井中学校、西高津中学校、宮崎中学校、麻生中学校の 6 校に整備
平成 27 年度 (予定)	南大師中学校、臨港中学校、南河原中学校、御幸中学校、平間中学校、宮内中学校、橋中学校、高津中学校、稲田中学校の 9 校に整備を予定

後述するように事業費は、『マンホールトイレ整備実施設計委託負担(15 校分)(当初予算額 12,360 千円)』と『マンホールトイレ整備工事負担金(6 校分)(当初予算額 90,000 千円)』からなっているが、いずれも総務局危機管理室から上下水道局への負担金である。マンホールトイレは総務局、環境局、上下水道局、教育委員会などが関係しており、これらの関係局で調整の上進められている。

② 事業費

表 56 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	—	15,120	102,360
決算額(千円)	—	8,190	91,627

(注) 表中の数字は、中学校への設置にかかる金額である。この他に、富士見公園について、平成 23 年度に 5,000 千円の予算がつき、これを平成 24 年度に繰り越し、平成 24 年度に 1,166 千円の決算となった。また、小田公園について、平成 24 年度に 2,000 千円の予算がつき、これを平成 25 年度に繰り越し、平成 25 年度に 728 千円の決算となった。

表 57 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
負担金	11,598	15校分のマンホールトイレ整備実施設計委託負担金(上下水道局に対する負担金)
工事負担金	80,029	6校分のマンホールトイレ整備工事負担金(上下水道局に対する負担金)
合計	91,627	

表 58 事業費の財源

国	—	
県	—	
市一般財源	1,627 千円	2%
市債	90,000 千円	98%
その他	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 5-26】マンホールトイレの備置について

本事業はマンホールトイレの整備を行うものであり、その整備工事自体には特に問題となる事項は見られなかった。したがって、『避難所等機能強化事業費』に対する監査上の指摘事項や意見はない。一方で、マンホールトイレが災害時に使う機器として効果の発揮が期待される形で整備されつつあるかという点には課題があると思われる。マンホールトイレは下水道に直結する穴(マンホール)を作るだけで機能するわけではなく、その上に専用のマンホールトイレ用機器を設置して初めてトイレとして稼動するものである。その意味では、マンホールトイレ用機器の整備をもって初めて整備完了ということになる。表 59 は、そのようなマンホールトイレ用機器の備置状況である。

表 59 マンホールトイレ用機器の備置状況(平成 27 年 10 月現在)

区	備蓄倉庫(工事完了年度)	個数
川崎区	大師公園集中備蓄倉庫(～平成 25 年度)	8 台
高津区	西高津中学校(平成 26 年度)	9 台
宮前区	宮崎中学校(平成 26 年度)	10 台
多摩区	稲田中学校(平成 27 年度)	10 台
麻生区	麻生中学校(平成 26 年度)	10 台

(出典) 市提供データを加工して監査人作成。

本事業の概要にも記載したとおり、マンホールトイレは平成 25 年度までに、大師公園、中原平和公園、富士見公園、小田公園の 4 箇所を整備され、さらに平成 26 年度に、日吉中学校、南加瀬中学校、今井中学校、西高津中学校、宮崎中学校、麻生中学校の 6 箇所、そして、平成 27 年度には、南大師中学校、臨港中学校、南河原中学校、御幸中学校、平間中学校、宮内中学校、橘中学校、高津中学校、稲田中学校の 9 箇所について、整備工事が行われている。然るに、マンホールトイレ用機器はそのうちの 5 箇所にしか備置されていない。

特に、平成 25 年度までに整備工事が行われている中原平和公園、富士見公園、小田公園の 3 箇所と平成 26 年度に整備工事が行われた日吉中学校、南加瀬中学校、今井中学校の 3 箇所については、整備工事からかなりの時間が経過している。早期にマンホールトイレ用機器を備置し、マンホールトイレとして稼動可能な状況にする必要がある。

10. 帰宅困難者対策推進事業費(帰宅困難者対策推進事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

帰宅困難者対策推進事業は、帰宅困難者の滞留が想定される市内主要駅周辺において、関係機関が連携して帰宅困難者対策を進め、地域防災力の向上を図ること、特に川崎駅については、内閣府及び国土交通省が進める都市再生安全確保計画作成制度を活用し、国と連携した安全確保対策の推進を図ること、川崎臨海部の帰宅困難者対策として、各地区での事業所等との連携体制や一時滞在施設の確保を進め、公園や湾岸線利用者の安全確保等を図り、九都県市で共同して進めている災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた取り組みの着実な推進を図ること、徒歩帰宅者への支援、各種の帰宅困難者対策を広く啓発することや、帰宅困難者の発生抑制、地域における帰宅困難者支援策の徹底を図り、災害に強いまちづくりを目指すものである。

本事業で行われた具体的な事業と、その成果として、次のものがあげられる。

- 帰宅困難者用備蓄物資購入による防災対策
- 一時滞在施設マップ作成による情報提供
- 都市再生安全確保計画作成による防災対策立案
- 川崎駅周辺の備蓄倉庫整備による防災対策
- 川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会を平成 24 年度に設置し、構成員である市、運輸事業者、一時滞在施設の事業者、商業施設事業者、警察、通信事業者、地元協議会、商工会議所等による協議を行い、協力関係の維持向上を図っている。

② 事業費

帰宅困難者対策推進事業費は、主として需用費、委託料、負担金で構成されている。平成 26 年度決算額は 2,427 千円であった。なお、25 年度の事業費が 11,761 千円となっているのは、都市再生安全確保計画作成委託料 5,355 千円、帰宅困難者対策リーフレット作成委託料 461 千円等を支出したためである。

表 60 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	24,533	11,761	3,334
決算額(千円)	6,981	10,961	2,427

※ 平成 24 年度、平成 25 年度は災害予防対策事業費に計上

表 61 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
需用費	1,620	備蓄品購入等
委託料	480	一時滞在施設マップの作成委託等
使用料及び賃借料	64	川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会会場使用料
負担金補助及び交付金	263	九都県市災害時帰宅支援ステーションのぼり旗負担金
合計	2,427	—

表 62 事業費の財源

国	—	—
県	—	—
市一般財源	2,427 千円	100%
その他(諸収入)	—	—

③ 帰宅困難者対策に関する国や周辺自治体の動向

帰宅困難者とは、勤務先や外出先等に於いて地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者のことをいう。大量の帰宅困難者が発生した例として、平成 23 年に発生した東日本大震災の際には、鉄道やバスなど多くの交通機関がストップし、首都圏を中心に約 515 万人の帰宅困難者が発生する事態となったとされる。震災発生当日に首都圏の JR 線各駅構内から利用客などを外に締め出す対応がとられたこともあった。

内閣府では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による首都圏における大量の帰宅困難者による混乱等の教訓を踏まえ、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会を設置し、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告を平成 24 年 9 月 10 日に公表している。

同最終報告では、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等への情報提供、駅周辺等における混乱防止、徒歩帰宅者への支援、帰宅困難者の搬送といった方針が示され、例えば企業等における施設内備蓄や、大規模集客施設の利用者保護、駅等の利用者

保護、一時滞在施設の確保などの方針が示されている。

また、都市再生安全確保計画制度として 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる都市再生特別措置法の一部を改正する法律が平成 24 年 7 月 1 日から施行されている。

同制度の概要は、首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合、建物損壊、交通機関の麻痺等により、甚大な人的・物的被害が想定され、官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要であることから、都市再生安全確保計画の作成、計画に記載された事業等の実施に対する予算支援と、備蓄倉庫等の整備、耐震性向上等を促進すること等を行うこととされている。

一方、東京都では、平成 23 年 3 月の東日本大震災の際に、鉄道等の運行停止により、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や道路が大変混雑したこと、首都直下地震等大規模災害が発生し、鉄道等の公共交通機関が当分の間、復旧の見通しが無い中、多くの人が帰宅を開始しようとするれば、火災や建物倒壊等により、自ら危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施しなければならない救助・救援活動等に支障が生じる可能性があることから、「自助」、「共助」、「公助」の考え方にに基づき、帰宅困難者対策を総合的に推進する条例である東京都帰宅困難者対策条例を平成 25 年 4 月から施行している。

東京都帰宅困難者対策条例では、例えば事業者に対して、従業員の施設内での待機を維持するために、従業員の 3 日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない(第 7 条)こと、鉄道事業者その他公共交通事業者は、管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない(第 8 条第 1 項)こと、百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者も同様に、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない(第 8 条第 2 項)ことを定めている。

帰宅困難者対策の基本的考え方(東京都帰宅困難者対策条例)

(1) 一斉帰宅の抑制について

協議会では、災害時の一斉帰宅抑制について、都民や事業者、行政が取組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定。

(主な内容)

- ・企業等従業員の施設内待機

- ・施設内待機に必要な3日分の備蓄
- ・大規模な集客施設や駅等における利用者保護
- ・学校等における児童、生徒等の安全確保
- ・安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備

(2) 一時滞在施設の確保

都は、都庁舎をはじめとした都立施設や都関連施設を一時滞在施設として指定するとともに、国、区市町村、民間事業者に対しても施設の確保について協力要請し、施設の量的拡大を図る。

(3) 迅速な安否確認と正確な情報提供体制

鉄道の運行状況や安否に関する情報提供体制を充実するとともに、家族等との安否確認手段の周知、利用啓発を進めていくために、官民一体となって情報通信基盤の整備や情報提供のために必要な体制を確保していく。

(4) 帰宅支援

都は、事業者や関係機関等と連携協力して、代替輸送を円滑に行うための体制整備等を行うとともに、徒歩帰宅者が帰宅する際に、水、トイレ、情報の提供を受ける災害時帰宅支援ステーションの拡充等を行う。

④ 川崎市における帰宅困難者対策の方針

川崎市においては前述① **事業の目的、内容及び成果**に記載したとおり、市内主要駅周辺において、関係機関が連携して帰宅困難者対策を進め、地域防災力の向上を図ること、特に川崎駅については、内閣府及び国土交通省が進める都市再生安全確保計画作成制度を活用し、国と連携した安全確保対策の推進を図っているところである。そして、川崎駅周辺の災害時における行動ルールとして、平成26年3月、川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会より「川崎駅周辺の災害時における行動ルール」(以下、「行動ルール」と記載する。)が公表されている。平成23年の東日本大震災発生時には、川崎市内でも、約5,500人の帰宅困難者を施設で受け入れ、川崎駅では3,000人超が市要請施設に避難し、その他の施設でも、帰宅困難者を受け入れる事態となった(行動ルール p.4)。このため、今後の対応として、川崎市直下の地震(M7.3)により、川崎市内の主要駅周辺に約35,000人、うち川崎駅周辺には約19,000人の帰宅困難者が発生するとの想定により(行動ルール p.2)、各種対策を図っているところである。このM7.3という想定は、平成24年度に川崎市直下地震被害調査を実施した際のもので、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)や東京湾北部地震と同等(M7.3)である(川崎市地震被害想定調査報告書(平成25年3月)p.3-1)。また約19,000人の帰宅困難者が発生するとした想定も、同報告書によるものである。なお、首都圏各駅の利用者数の参考資料として、JR 東日本ホームページより資料を入手し表にしたものを下表に示す。市内最大の川崎駅は1日の乗車人数が平成26年度平均で204,153人であるとのことであった。

表 63 首都圏 JR 各駅の 1 日平均乗車人数 (単位:人)

番号	駅名	乗車人数	番号	駅名	乗車人数
1	新宿	748,157	6	品川	342,475
2	池袋	549,503	7	新橋	253,874
3	東京	418,184	8	大宮	244,556
4	横浜	403,905	9	秋葉原	241,063
5	渋谷	371,789	10	川崎	204,153

(注) JR 東日本ホームページ、各駅の乗車人数より作成。
乗車人員は、乗車の人員のみであり、降車の人員等は含まれていない。

⑤ 市における帰宅困難者対策の具体的施策(備蓄)

帰宅困難者用備蓄としては、想定人数 1 名につき飲料水(500ml)1 本、防寒シート 1 枚として市内各駅周辺に備え置いている。数量については、帰宅困難者の場合の想定滞在時間が避難所等に比べて短時間であると想定されるため、避難所等に備え置く備蓄品とは異なる考え方によっている。

今後の整備方針としては、食料や簡易トイレについて段階的な調達を検討している。調達の事務手続は総務局危機管理室が一括して調達している。

表 64 帰宅困難者用備蓄 (単位:本、枚)

駅名等	飲料水	防寒シート
川崎駅	19,000	19,000
武蔵小杉駅	5,000	5,000
武蔵溝ノ口駅	6,000	6,000
宮前区内	500	500
登戸駅	2,000	2,000
新百合ヶ丘駅	2,500	2,500
臨海部	3,640	3,640
合計	38,640	38,640

⑥ 市における帰宅困難者対策の具体的施策(一時避難施設)

帰宅困難者用の一時滞在施設として、民間団体の協力のもと川崎駅周辺に 10 か所、全市で 44 か所の施設を確保している。多くは駅周辺の民間団体の協力によるものである。例えば川崎駅周辺では 10 か所の一時避難施設があるが、3 か所は市管轄の施設であり残り 7 か所は民間事業者が所有管理する施設である。

収容者数については、前述の内閣府が公表した「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告」第 3 章一時滞在施設の確保に記載されている「3.3 平方メートルにつき 2 人の収容を目安とする」とした目安に準じて、各施設への想定収容数としている。最大の収容施設では 1 か所で 3,000 人の収容を見込んでいる。

⑦ 市における帰宅困難者対策の具体的施策(訓練)

川崎駅周辺に帰宅困難者が生じたとする想定で平成 26 年 11 月に、また、臨海部広域防災訓練の中で帰宅困難者対策訓練を平成 27 年 3 月に実施し、平成 27 年 11 月に、川崎駅周辺を含む市内主要駅周辺 4 か所で実施している。

駅周辺訓練は、鉄道事業者、一時滞在施設、民間事業者等、協議会等、警察署、市が参加して行われ、駅での訓練、情報伝達、一時避難施設への誘導と移動等が行われた。

臨海部広域防災訓練は、民間事業者等、協議会等、警察署、海上保安庁、市が参加して行われ、帰宅困難者対策訓練として、一時滞在施設の開設と受け入れ、ヘリコプターや船舶による輸送、一部地区が一時的に孤立した場合の対応訓練が行われた。

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 5-27】 帰宅困難者対策条例について

市における帰宅困難者対策については、国の首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告、都市再生安全確保計画制度に沿い、対応すべき各事項について具体化し、また訓練を実施することでその実効性を確認していることから、順次、想定される事態に対する対応は図られつつあると評価できる。

その一方で、周辺自治体の動向では、東京都において帰宅困難者対策条例が平成 25 年 4 月から施行されている状況にある。この条例では、帰宅困難者が生じた場合の住民の行動、運輸事業者の義務、周辺施設事業者の義務について規定しており、平成 23 年東日本大震災時に生じた混乱等の教訓を踏まえたものとなっている。

市におけるこのような事項についての周知は、平成 26 年 3 月に川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会より公表された「川崎駅周辺の災害時における行動ルール」がある。この内容は、同条例と概ね同様のものとなっているが、現状では行動ルールの公表であるため、形式上、依頼することにとどまるものである。

市の最大の乗客利用数となっている川崎駅は、東京都下の駅に比べれば少ないともいえ、また、駅周辺の民間事業者の善意により、一定水準の一時施設の確保ができていないこと、また、鉄道事業者や民間事業者も川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会の一員となり、また防災訓練に参加していること、行動ルールは事業者の要望で結成された協議会で作成されたものであること、企業の社会的責任への対応等から、現状は一定水準の協力は得られている状況にあると考えられるため、東京都が行った条例制定までの必要性は現状、必ずしも高いとは言えないと考えられるが、その一方で、民間事業者の多くは株式会社という営利法人で

あり、必ずしも協力する義務があるわけではないこと、また、市民および一時的に訪れた乗客の行動について、行動ルールとして定めることにとどまるもので十分であるか否かについては、検討の余地があると考えます。

帰宅困難者が生じた場合の行動ルールについての条例化の必要性について、長期的な課題として検討することが望ましい。

11. 危機管理対策事業費(危機管理対策事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

危機管理対策事業は、平成16年に成立した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下、「国民保護法」と記載する。)を受けて策定された川崎市国民保護計画に基づく、川崎市国民保護避難実施マスターマニュアル、各区避難マニュアル、事務処理フロー、避難実施要領等の検証、職員研修等を行う事業である。

この事業により、迅速かつ的確な国民保護措置の実施に備えること、市国民保護計画の検証、関係機関(団体)等との連携、体制整備を図ること、図上訓練等を行い、危機事象発生時の対応力を高めること、また、川崎市国民保護避難実施マスターマニュアル等の改訂の要否検討が行われている。

② 事業費

危機管理対策事業費は、主として委託料で構成されている。平成26年度決算額は1,385千円であった。なお、25年度の事業費が5,065千円となっているのは、危機管理アドバイザーに対する報酬2,139千円を支出したこと等によるものである。

表 65 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	6,959	6,288	2,147
決算額(千円)	3,604	5,065	1,382

表 66 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	120	川崎市国民保護協議会委員日額報酬
委託料	1,210	川崎市国民保護計画に基づく事業実施支援業務の委託(後述)
負担金補助金及び交付金	40	市町村職員中央研修所受講経費等
その他	12	旅費等
合計	1,382	—

表 67 事業費の財源

国	—	—
県	—	—
市一般財源	1,359 千円	98.3%
その他(諸収入)	23 千円	1.7%

③ 国民保護法と川崎市国民保護計画

国民保護法は平成 16 年に成立した法律であり、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。

国民保護法第 3 条第 2 項には、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。」と定められている。

同第 32 条に、政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)を定めること、同第 34 条、第 35 条に都道府県知事、市町村長は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成することを定めている。「基本指針」は平成 17 年 3 月に閣議決定された。

これを受けて川崎市では、川崎市国民保護計画を平成 19 年 3 月に策定し、計画に基づく組織の整備と訓練による計画の実効性の確認を毎年度行っている。また、国の関係機関や県、市内の地域自治会の代表者等(平成 26 年度 37 名、例年概ね同程度)と市職員で構成される会議である川崎市国民保護協議会(平成 26 年度 53 名、定員 55 名)が開催されている。

④ 国民保護法が想定している事態、影響

国民保護法は、「第 1 条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」と定められているとおり、武力攻撃事態等を想定したものであり、自然

災害による影響とは異なるものである。

⑤ 川崎市国民保護計画

川崎市国民保護計画では、神奈川県国民保護計画において想定された、次の武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象としている。

川崎市国民保護計画が対象とする事態（川崎市国民保護計画第1部第5章）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 武力攻撃事態<ul style="list-style-type: none">(1) 着上陸侵攻(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃(3) 弾道ミサイル攻撃(4) 航空攻撃2 緊急処理事態<ul style="list-style-type: none">(1) 攻撃対象施設等による分類<ul style="list-style-type: none">危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態(2) 攻撃手段による分類<ul style="list-style-type: none">多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 |
|--|

このような事態を対象として、それに対する組織体制の整備、関係機関との連携体制の整備、通信の確保、情報収集、国民の権利利益の救済にかかる手続、研修及び訓練、物資及び資器材の備蓄、啓発等が計画され、川崎市国民保護計画として定められている。

また、具体的想定事例に対する対応計画を定めた、川崎市国民保護避難実施マスターマニュアル、各区避難マニュアル、事務処理フロー、避難実施要領等が作成されている。これには 100 を超える具体的想定事例ごとに、市職員の行動について事前検討されたものが記載されている。

そして、これらの計画等の実効性を確かめるため、毎年度、図上訓練（地図を用いて、災害が発生する事態を想定し、事態をシートの上書き込んで訓練を行うもの。）もしくは実働訓練が行われている。

⑥ 備蓄

国民保護計画における備蓄については、A 防災のための備蓄との関係、B 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材に分けて対応が図られている（川崎市国民保護計画第2部第4章）。このため、現状は防災のための備蓄を行うことで、国民保護計画における備蓄としている。

A 防災のための備蓄との関係

市民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の災害発生時のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能なものについては、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることとされている。

B 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資器材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じ、備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応するとされている。

⑦ 抽出した小事業

平成 26 年の事業費を構成する下記 1 件の小事業(決算額 1,210 千円)を検討した。

抽出した小事業

項目	小事業名	平成 26 年度	
		決算額	予算額
A	川崎市国民保護計画に基づく事業実施支援業務の委託	1,210 千円	1,287 千円
	合計	1,210 千円	1,287 千円

④ 小事業の概要

A 川崎市国民保護計画に基づく事業実施支援業務の委託(平成 26 年度決算額 1,210 千円)

本委託事業は、川崎市国民保護避難実施マスターマニュアルの更新や避難に関する図上訓練等の実施を行うものである。この目的は、マスターマニュアルを更新するとともに、図上訓練等による検証を行うことで、国民保護に関する知識、対応能力の向上を図ることである。

マスターマニュアルの更新として、

- 組織改編及び資料編の基礎データなどの経年変化による更新
- 図上訓練の検証結果を反映した更新
- 必要なデータの収集支援
- 組織改編や収集したデータに基づくマスターマニュアルへの反映業務支援

が行われた。また、図上訓練として、

- 区ごとに大規模集客施設に対するテロを想定し、現地調整所の開設や関係機関による

情報共有などについて検討するとともに、避難実施要領を作成する訓練が行われている。

契約は一般競争入札により2者による入札が行われた。

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 5-28】川崎市国民保護計画に係る情報提供

川崎市国民保護計画は、平成16年に成立した国民保護法に対応して作成されたものであり、想定する事象が武力攻撃事態等であるため主として自然災害による影響等を想定した川崎市地域防災計画とは異なるものである。

事態が生じた際の対応は、例えば特定の施設や地域で生じた場合などの局所的事態の場合、当該施設や地域から退避することで当面の安全は確保できる等、避難方法や備蓄資器材、避難所の確保等も差が生じることとなる。

ここで、武力攻撃事態等が生じていることを市域の人々が認識するには、自然災害による影響とは異なり、当該施設や地域にいる場合でなければ行い得ないと考えられるため、事態が生じていることと事態への対応方法を、どのように市域の人々に伝達するかが重要であると考える。

この点、川崎市国民保護計画では、通信体制の整備や通信体制の確保、通信訓練、情報収集・提供等の体制整備等が定められ、運用されているところであるが、地域防災計画の整備運用と重複するものも多く、また、自然災害、武力攻撃事態のどちらも情報収集、提供等は重要であるため、設備等の整備は同等とする方法も考えられるが、武力攻撃事態等が生じていることを市域の人々が認識するには情報が適時適切に伝達されることが必要であることから、川崎市国民保護計画については、市域の人々への情報提供を如何に適切に行うことができるかという点に特に留意して、運用を行われたい。

【意見 5-29】川崎市国民保護計画に係る市民の備蓄

川崎市国民保護計画第2部第4章には、物資及び資器材の備蓄、整備が定められている。ここでは市における備蓄の他に、市民における備蓄が定められており、「武力攻撃災害等の発生時には、多数の罹災者、負傷者の発生が予想される。そこで、もしもの場合に備え、市民は、3日分以上(安心のため7日分以上)の飲料水や食料品及び生活必需品等の非常持出品の蓄財に努める。」としている。

市における備蓄も行われているところであるが、危機への対応としては、市民にお

ける備蓄は重要な役割を果たすと考えられるため、市民における備蓄が定着するよう、また、日常の備えとして備蓄が無理なく行えるような意識づくり環境づくりを、今後とも啓蒙活動等を通して行われたい。

12. 初動対応経費(危機管理対策事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

平成 23 年度から非常勤嘱託員による当直体制を実施するとともに、危機管理室管理職と本庁勤務管理職との宿日直勤務を実施している。また、近隣居住職員による参集体制や幹部職員の代理者の指定、訓練や研修(演習)による個々の職員の危機管理意識の向上など、総合的な職員参集体制を構築することにより、大規模災害発生時における市の災害時初動体制の強化を図っている。

1) 初動体制の実施

第 3 庁舎 7 階危機管理室において、危機管理情報員(非常勤嘱託員 7 名のローテーション)による当直勤務と、危機管理室管理職及び本庁勤務管理職それぞれ 1 名ずつの宿日直勤務を加えた合計 4~5 名の体制により、大規模災害の発生に備えた初動体制を実施している。

表 68 初動体制

初動体制での位置づけ	対象者	対象人数	勤務内容
危機管理リーダー	危機管理室管理職	7 名	近隣ホテルまたは職場待機の宿日直勤務
危機管理宿日直員	本庁勤務管理職	約 350 名	同上
危機管理情報員	非常勤嘱託員	7 名 (1 日 2~3 名のローテーション勤務)	第 3 庁舎 7 階にて当直勤務

当直及び宿日直の体制については、川崎市地域防災計画(震災対策編)の第 3 部初動対策計画で、「予測することができない地震の発生に対して、発災時の対応を早急に行うため、危機管理室内に事務局を常設し、事務局内にて当直及び宿日直体制を敷き、災害発生時の対応に備える」と規定されている。具体的には、災害対策本部実施要綱第 16 条や危機管理宿日直勤務に関する実施要領で体制や運用内容が定められている。

2) 初動対応支援体制の確立

毎年度、動員名簿を作成する中で、本庁及び各区役所の近隣に居住する本庁勤務職員を初動対応支援職員及び区初動対応支援職員として指定している。区初動対応支援職員については、発災時に区役所へ駆けつけた際に、電話の対応や情報収集等の応急活動の業務にすばやく取り組めるように、区役所施設の概要や執務室の状況についてあらかじめ把握することを目的として、研修を実施している(平成 26 年度は各区 1 回ずつ実施)。

3) 災害対策本部(市本部、区本部)機能の継続性確保のため、災害対応に当たる職員用の備蓄品の更新(平成 26 年度は該当なし)

4) 宿日直等危機管理業務への参加や訓練、研修(演習)の実施等による職員の危機管理意識の向上

② 事業費

表 69 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	38,573	60,238	28,832
決算額(千円)	37,159	56,962	26,900

(注) 平成 25 年度は職員用備蓄品(簡易トイレ、毛布)購入等により、予算・決算額が大きくなっている。

表 70 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	14,280	危機管理情報員の報酬
職員手当等	3,960	管理職の宿日直手当
共済費	4,804	危機管理情報員の社会保険料
役務費	32	
使用料及び賃借料	3,824	宿直勤務のためのホテル宿泊料
合計	26,900	

表 71 事業費の財源

国	—	—
県	—	—
市一般財源	24,515 千円	91%
その他(諸収入)	2,385 千円	9%

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 5-30】 宿日直勤務機会の効果的な活用について

宿日直勤務体制は、危機管理室の管理職1名と本庁勤務の管理職1名の計2名により、毎日の夜間の宿直と土日祝日の昼間の日直からなる。

危機管理宿日直勤務に関する実施要領では、次のとおり、宿日直勤務を命ぜられた管理職は、宿直の場合は近隣ホテル(宿直)、日直の場合は危機管理室で待機するように定められている。

危機管理宿日直勤務に関する実施要領の抜粋

(指定待機場所)

第6条 宿日直勤務に従事する職員は、次の指定場所において待機するものとする。

(1) 宿直待機場所は、危機管理室が指定する市庁舎近隣ホテルとする。

(2) 日直待機場所は、危機管理室とする。

(服务等)

第10条 2 宿日直勤務を命ぜられた職員は、危機管理室が指定する場所において待機し、当該宿日直勤務の途中でみだりに当該指定場所を離れてはならない。

実際の運用では、本庁勤務の管理職の場合、宿直、日直ともに、管理職の所属部門において危機管理以外の通常の執務を行うことも認められている。宿日直勤務を行う管理職にはあらかじめ携帯電話や無線機が支給されており、災害発生時にすぐに危機管理室に駆けつけることができる環境にあれば問題がないためである。また、管理職であるため時間外勤務手当の支給はなく、休日勤務に対する管理職員特別勤務手当も宿日直時には支給されない。所属部門で執務を行ったとしても宿日直手当以外に重複して手当が支給されることはない。

本庁勤務の管理職が宿日直勤務を行う場合、特に、災害等が発生しないかぎり、所属部門で執務を行い、その後、ホテルに宿泊して宿日直勤務を終了するケースが多いと推測されるが、日頃、危機管理に携わらない管理職にとって、年に1~2回の宿日直勤務は市の危機管理や防災に接する貴重な機会となっている。

管理職に対しては、年1回は危機管理や防災に関する研修が行われている。また、宿日直勤務に際しては、携帯電話等とともに宿日直員対応マニュアル、初動対応マニュアル、市長緊急登庁マニュアルといったマニュアル類を渡しており、危機管理や初動対応に関する研修や情報提供は行われている。

しかし、防災に関する計画やマニュアル、体制、設備・機器などの更新は頻繁に行われており、各局・各区の防災に対する取組も日々進められているところ、災害が発生する毎に新たな課題が生じてくる可能性もあることから、改めて、宿日直勤務の機会を利用して、防災や危機管理に関する最新の情報提供を行うことも意義があると考えられる。

危機管理室にとっては、本庁勤務管理職の所属部門における、防災・危機管理の取組と課題に関する、最新情報の収集・意見交換の場とすることも可能である。

そして、このような機会を設定することによって、本庁勤務管理職に危機管理や初動対応についての理解を深めてもらうだけでなく、所属部門で執務を行いながらも、災害発生時には市の初動体制を担わなければならないという、より高い意識を持って待機してもらうようにすることが何より重要である。

初動対応強化の目的達成のために、宿日直勤務の機会をより効果的に活用することが望まれる。

13. 原子力災害対策事業費(危機管理対策事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

本事業の目的は、市内で発生する放射性物質を含んだ下水汚泥焼却灰などの廃棄物等を適切に保管することである。東日本大震災による東京電力福島第一原発事故に伴い、川崎市にも放射性物質の影響が及んだが、これら放射性物質を含んだ一般廃棄物焼却灰(ばいじん)・下水汚泥焼却灰などのうち、処理ができないものについては、埋立地である浮島1期地区を整備し、保管を続けてきている。

その後、一般廃棄物焼却灰(ばいじん)については、平成25年9月より全てのごみ焼却施設で発生する灰の処理が進められており、新たに保管するものは発生していない。しかし、下水汚泥焼却灰については、再利用及び処分等の実現ができないことから、現在の浮島1期地区内の保管場所が平成26年7月頃に満杯となってしまう状況にあった。このため、平成26年度において、下水汚泥焼却灰などの新たな保管場所として仮置場の整備を行ったものである。

予算は総務局で所管しているが、工事の設計、監督等は港湾局が行っている。なお、本事業の財源については、東京電力株式会社への損害賠償請求を前提に、総務費弁償金を見込むものとしている。

『川崎市東日本大震災に伴う放射性物質に関する安全対策指針(改正版)平成27年4月』

(3)一般廃棄物焼却灰、下水汚泥焼却灰等の安全な処分等(所管:環境局、上下水道局)

事故由来放射性物質が検出された一般廃棄物焼却灰(ばいじん)や下水汚泥焼却灰などの廃棄物等については、特措法に規定する埋立基準を大幅に下回っていますが、本市では水面埋立による処分やセメント材料への再利用を行っていたため、海域や再利用品への影響を考慮し、浮島I期埋立地に安全に一時保管しているところです。こうした中、平成24年3月30日に環境省から「特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立てを行う水面埋立地の指定について」通知があり、水面埋立に関する指定の要件の考え方が示されましたが、安全・安心の観点から、慎重に処分等の実現に向けた取組を進め、平成24年11月に確認した基本的な方向性の概要は、次のとおりです。

- 管理型埋立地の内水濃度については、10Bq/Lを本市の管理目標値として設定(国の目安75Bq/L)。
- 平成25年4月以降に新たに発生する一般廃棄物焼却灰(ばいじん)については、専門的知見に基づく管理型埋立地の安全対策を施した上で、平成25年4月から試験的に水面埋立を実施する方向で取組を進める。

- 現在保管中の焼却灰については、今後も継続して保管する。
- 下水汚泥焼却灰については、当面保管を継続しながら、再利用・処分の安全対策等について更なる検討を進める。

現在の取組としましては、新たに発生する一般廃棄物焼却灰(ばいじん)については、ゼオライト処理を実施した上で原発事故前の埋立方法により、埋立処分を実施し、埋立処分場周辺の空間放射線量、埋立処分場の内水、魚介類等のモニタリングを行うとともに、下水汚泥焼却灰については、安全な再利用や処分の具体化に向けた取組を進めているところです。

浄水発生土については、放射性物質濃度が低いいため、再資源化施設に搬入しセメント材料及び埋戻し用材料として有効利用しています。

本事業における過去3年間の実施状況は表 72 のとおりである。

表 72 原子力災害対策事業費の過去3年間の実施状況

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
委託料	557	工事請負費	125,168	工事請負費 (繰越明許費)	48,097
工事請負費	40,830	工事請負費(繰越明許費)	61,251		
備品購入費	2,266				

② 事業費

表 73 過去3年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	117,000	—	89,910
補正予算額(千円)	106,000	—	—
繰越明許費(千円)	61,251	48,097	—
決算額(千円)	186,418	48,097	78,883

表 74 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
工事請負費	78,883	浮島 1 期埋立地内仮置場整備工事
合計	78,883	

表 75 事業費の財源

国	—	
県	—	
市一般財源	—	
その他	78,883	100%

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 5-31】 最低制限価格と一般競争入札の趣旨について

本事業は、浮島 1 期埋立地に下水汚泥焼却灰などを保管する仮置場を整備する工事であり、主な工種は、砕石の締固め・敷均、フェンスの設置、敷鉄板設置等である。この工事の入札に関する概要は下表のとおりである。

表 76 浮島 1 期埋立地内仮置場整備その4工事の概要

方式	一般競争入札
入札日	平成 26 年 3 月 13 日
件名	浮島 1 期埋立地内仮置場整備その4工事
予定価格	83,140,000 円
最低制限価格	72,922,094 円

上記入札では、14 者が入札に応じたが、そのうち 12 者が最低制限価格である 72,922,094 円で応札している。なお、他 1 者は 83,060,000 円、さらにもう 1 者は 71,853,154 円で応札しており、後者は最低制限価格を下回ったため無効となった。そして、入札の最終的な結果は最低制限価格で入札した 12 者のうちの 1 者がくじ引きで落札し、市は当該事業者と契約するに至っている。本事業における問題の一つは、最低制限価格を複数の事業者が言い当てるのが可能なのかという点と、仮にそれが可能であったとしても現状に納得できるのかという点である。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算出し、予定価格の 10 分の 8 から 10 分の 9 の範囲内で設定するものとする。

(1) 「直接工事費の額に 100 分の 95 を乗じて得た額」、「共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額」、「現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額」及び「一般管理費の額に 100 分の 55 を乗じて得た額」の合計額を工事価格で除した割合(以下「算出基礎割合」という。)を算出し、当該算出基礎割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の割合を乗じて得た額とする。

なお、算出基礎割合が 10 分の 9 を超える場合にあつては、当該算出基礎割合を 10 分の 9 とし、算出基礎割合が 10 分の 8 に満たない場合にあつては、当該算出基礎割合を 10 分の 8 とする。

(2) 工事等の性質上、前号の規定により難いものについては、同号の規定にかかわらず、予定価格の 10 分の 8 から 10 分の 9 の範囲内で適宜設定するものとする。

(注 1) 川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱(※平成 26 年 3 月時点で適用されていたもの)より抜粋。下線は監査人が記載した。

上記は、『川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱』(以下、「取扱要綱」という。)の一部である。

ここで、取扱要綱中の計算要素については、次のように解される。

「直接工事費」は、一般に工種ごとに歩掛かり(注)、単価、数量を掛け合わせて算出しており、歩掛かりは公開されている土木工事標準積算基準書に、単価は公開されている公共工事設計労務単価表及び土木工事資材等単価表もしくは設計図書に記載され、数量は設計図書にそれぞれ記載されている。

「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」は、公開されている土木工事標準積算基準書に記載されているそれぞれの費率分の算定方法に基づき、「直接工事費」から算出している。「工事価格」と「予定価格」は等しいもので、「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」を足し合わせたものとなっている。

これにより積算を行えば、工事価格(予定価格)を算出することが可能であり、取扱要綱が公表されていることから最低制限価格も算出することが可能となる。

(注) 歩掛かりとは、ある作業を行う場合の単位数量または、ある一定の工事に要する 作業手間ならびに作業日数を数値化したもの。

一方で、このように最低制限価格を算出することが可能であっても、事実上くじ引きで契約者を決定していることに変わりはない。本来、最低制限価格制度は、1)ダンピングを防止し、2)契約内容に適合した履行を確保するために設けられている制度であるが、それが容易に算出可能となった場合には、適正な競争原理を働かせるという一般競争入札の趣旨を損なう結果となりかねない。今回の契約手続きは規則上問題がないとしても、最低制限価格で入札した 12 者のうちの 1 者がくじ引きで落札という事実から、今後運用上何らかの対応が必要と考える。

この点、予定価格に対する最低制限価格の設定率を毎年度変更することも一法である。また、低入札価格調査制度(注 1)の適用範囲を拡大し当該制度を採用することも検討の余地がある。これは、予定価格とともにあらかじめ調査価格を定めておき、入札価格がこれを下回ったときは、契約が適正に履行されるかどうかを調査した上で相手方と契約するかどうかを判断する制度である。最低制限価格制度と低入札価格調査制度とは類似しているが、自動的に排除するか、調査した上で契約の可否を判断するかという点で異なる。低入札価格調査制度が、事務量の問題で全ての案件に適用することが困難であれば、案件を選別した上で適用することの検討も必要である。

なお、「第6 消防局」の「【意見 6-16】最低制限価格について」(162 ページ)でも同様の意見を述べている。

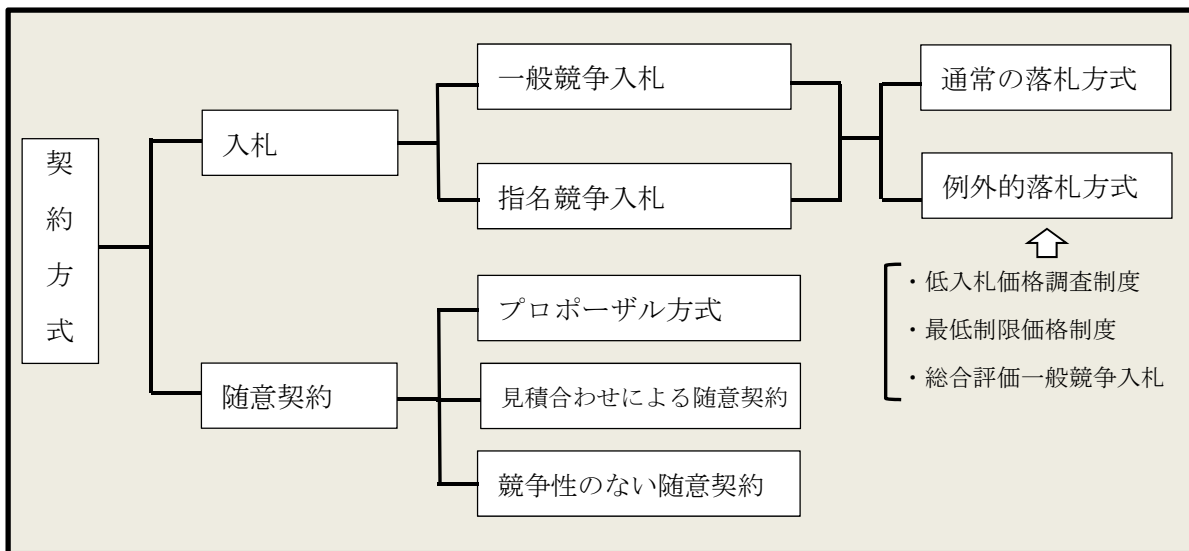
(注 1) 低入札価格調査の適用範囲

<p>(対象工事)</p> <p>第 2 条 低入札価格調査の対象工事は、次のものとする。</p> <p>(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。）の規定が適用されるもの</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 の 2 の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）によるもの</p> <p>(3) <u>予定価格 6 億円以上の、入札時 V E 方式、設計施工一括方式及び性能発注方式によるもの及び工場・施設等の主要な設備をあらかじめ製作し、現場で組立てる電気工事及び機械器具設置工事のうち、設計金額の積算内訳書（総括）において「機器費」が計上されているもの</u></p> <p>(調査基準価格)</p> <p>第 3 条 競争入札に付そうとするときは、契約ごとに、低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 調査基準価格は、予定価格の 1 0 分の 8 を下らない範囲内で定めるものとする。</p>
--

(注) 川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領より抜粋(※下線は監査人による。)

(参考) 契約方式

図 9 一般的な契約方式



(出典) 監査人作成

一般競争入札及び指名競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとなっている(地方自治法第 234 条第 3 項)。但し、例外的に、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で最高又

は最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることが認められている(地方自治法第 234 条第 3 項但書)。

第1に、競争入札により契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と契約を締結した場合当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる(地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項、地方自治法施行令第 167 条の 13)。これを「低入札価格調査制度」という。

第2に、競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる(地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 13 条)。これを「最低制限価格制度」という。

最後に、普通地方公共団体の長は、競争入札により契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる(地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項、第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 13)。つまり、この方式は、価格と価格以外の要素(企業の技術力、社会性及び地域性等)を総合的に評価した上で、総合的に優れた者と契約を行うものである。これにより、入札に参加する企業の技術面での競争を促すことや、ダンピング受注の排除、談合防止など公正な取引秩序が確保される可能性が高くなると考えられている。この方式を「総合評価一般競争入札」という。

14. 地域防災推進事業費(自主防災組織活動助成金)(地域防災推進事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

地域防災推進事業(自主防災組織活動助成)は、市及び各区自主防災組織連絡協議会(概要を③で記載する。)の地域防災活動を促進し、自主防災組織及び避難所運営会議等の連携・強化を図るものである。また、地域住民の連携を高め、地域全体の防災意識の高揚を図り、自主防災組織が行う防災訓練、啓発活動に係る経費および防災資器材の購入に係る費用の一部を補助、助成し、地域の防災体制の拡充を図るものである。

事業目的は、自主防災体制の拡充・連携・強化を図り、住民自らの災害に対する自助・共助の意識を高め、地域防災力の向上を図ることである。

② 事業費

地域防災推進事業費(自主防災組織活動助成金)は、主に、自主防災組織が防災資器材の購入時に市の補助対象となる品目について市に補助申請を行った場合に市が支出するもの、自主防災組織が防災訓練を実施した際に助成金申請が行われた場合に市が支出するもの、及び、自主防災組織連絡協議会の運営費助成金で構成されている。

表 77 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	42,293	46,416	48,764
決算額(千円)	35,009	36,242	39,994

表 78 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
負担金補助金 (内訳)	39,994	
	21,896	自主防災組織防災資器材購入補助金(注 1)
	8,793	自主防災組織活動助成金(注 2)
	9,304	地域防災活動促進助成金(注 3)
合計	39,994	—

(注 1) 自主防災組織が防災資器材を購入する際に、補助金申請が行われた場合に市が支出する補助金である。

補助対象品目は「川崎市地域防災計画(資料編)」に定められている。

(注 2) 自主防災組織が防災訓練を実施した際に、助成金申請が行われた場合に市が支出する助成金である。

(注 3) 自主防災組織連絡協議会の運営費助成金である。

表 79 事業費の財源

国	—	—
県	—	—
市一般財源	39,994 千円	100%
その他(諸収入)	—	—

③ 各区で組織されている自主防災組織、避難所運営会議、自主防災組織連絡協議会

川崎市には自主防災組織が平成 27 年 4 月 1 日現在で 724 団体ある。各区の状況を次表に示す。

表 80 各区の自主防災組織数(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
団体数	106	74	103	109	75	134	123	724

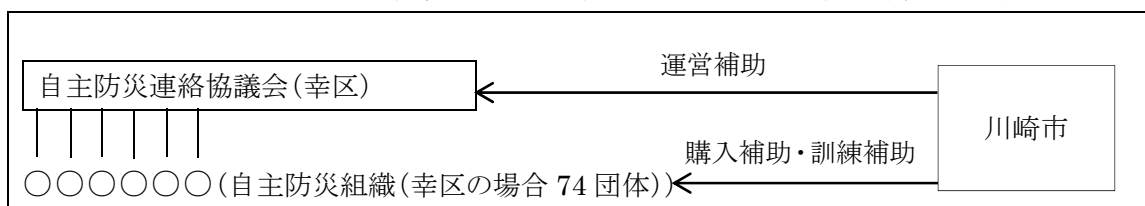
表 81 各区の避難所運営会議数(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
団体数	33	22	28	21	25	21	25	175

そして、各区の自主防災組織を取りまとめる組織として、自主防災組織連絡協議会(以下、「協議会」と記載する。)が構成されている。

市は自主防災組織に対しては、防災資器材の購入補助、防災訓練の補助を行い、協議会に対しては、運営助成を行っている。

図 10 自主防災組織、自主防災組織連絡協議会と市の関係(幸区の例)



協議会には、各区の協議会の他に、川崎市自主防災組織連絡協議会という組織がある。

市内の協議会

川崎区自主防災組織連絡協議会	幸区自主防災組織連絡協議会	中原区自主防災組織連絡協議会
高津区自主防災組織連絡協議会	宮前区自主防災組織連絡協議会	多摩区自主防災組織連絡協議会
麻生区自主防災組織連絡協議会	川崎市自主防災組織連絡協議会	—

④ 協議会の活動と市の関係

各区の協議会は、区内の自主防災組織により構成され、避難所運営会議に関する協議、防災啓発や訓練等を行うために、各区で組織・運営されている。

各区には上図(幸区の例)で示すとおり多数の自主防災組織があり、市としては、市との連絡役として協議会が組織されていることで、連絡と調整が円滑に行うことができることとなる。

なお、協議会は、市の助成金のみで運営されている。助成額は、市全体の予算もあることから、一定程度市において金額を算出している。算出に当たっては、避難所数、世帯数等を基礎として算出している。助成金の支出は年度当初(概ね5月)に協議会からの予算額に基づく額(市の算出額と同額)を協議会に支出し、年度終了後に協議会が提出する収支決算書に基づき、不用額の精算が行われる。

区の協議会の支出内容は、防災訓練、防災啓発広報、資器材購入、会議費、通信費等となっている。

表 82 協議会への助成額(平成26年度)

名称	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	川崎市	合計
金額(千円)	1,607	983	1,452	1,106	1,302	1,043	1,210	599	9,304

⑤ 区の協議会と市の協議会

区の協議会はそれぞれの地域における個別具体的な避難所運営会議や防災訓練等の取組を進めている。一方でこのほかに、川崎市自主防災組織連絡協議会がある。

現状、市の協議会は、区の枠組みを超えた全市的な自主防災組織の活動に関する調整や、市との連絡窓口の役割を担っている。また、災害時要援護者支援、避難所へのペット同行避難や公園への防災資器材保管庫設置基準の変更など、全市にまたがる制度に対する市との意見交換や、防災に関する事業を開催するなどの役割がある。このほか、市の協議会構成員は、防災会議や国民保護協議会の委員及び幹事を務めており、市の防災計画修正にも参画している。

市の協議会の支出内容は、研修費、防災シンポジウム開催費、啓発物品購入費、会議費、通信費等となっている。

⑥ 協議会に対する市の関与

協議会の活動内容に対しては、各区の地域事情は様々であることや、何よりも防災活動は地域の住民が自主的に、かつ継続して行うことが重要であることから、自主性を尊重したいと市は考えている。

その一方で、各協議会の事務局を市又は区が担っているため、活動内容について助言することは可能であり、土砂災害に対する訓練や、ペット同行避難、避難所の運営等、時勢に応じた防災上の課題を市、区から投げかけ、取組を支援している。

⑦ 協議会による避難所用の資器材購入と自主防災組織による資器材購入

避難所で必要となる物品については、個別の避難所運営会議が市の補助金を受けて購入することは無く、区の協議会において、共通的に必要と判断されたものについて、協議会運営費の中で協議会が購入している。ここで、危機管理室で購入する備蓄物資については、区及び避難所運営会議も把握しており、これ以外にさらに必要と考える物を協議会において購入しているため、重複は無い。

なおこれとは別に、自主防災組織は自主防災組織防災資器材購入補助金(一部実費負担)により、それぞれで必要な資器材を購入しているが、各自主防災組織の資器材については各組織で保管場所を確保しており、避難所の備蓄倉庫には保管していないため、この点についても重複は無い。

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 5-32】 協議会の活動と市の関係

各区の協議会は、区内の自主防災組織により構成され、避難所運営会議に関する協議、防災啓発や訓練等を行うために、各区で組織・運営されているものであるが、運営は全額市の助成金により行われている。助成額は市において、避難所数、世帯数等を基礎として算出しているが、各区協議会が作成した収支決算書によると、通信費(切手等)に差があることや(川崎区 103 千円、幸区 27 千円等)、資器材購入費に差があること(川崎区 459 千円、幸区 65 千円、中原区 489 千円)等、活動内容に差があるようである。

確かに、地域の実情や過年度の活動を踏まえた物品の購入や配布物のあり方等、協議会の自主性を重視し、その活動を見守ることも重要ではあるが、その活動費は100%公費であり、またその役割の一つは、市と各自主防災組織との連携も含まれることから、その活動内容、支出内容については数年単位で見れば、一定程度の地域差もあるが概ね平準化されるものと考えられる。このため、市は、各協議会からの収支決算書について、特異な事項についてはその内容を把握し、その原因を調査し、助言や翌年以降の助成額算定の際に反映させることが望ましい。

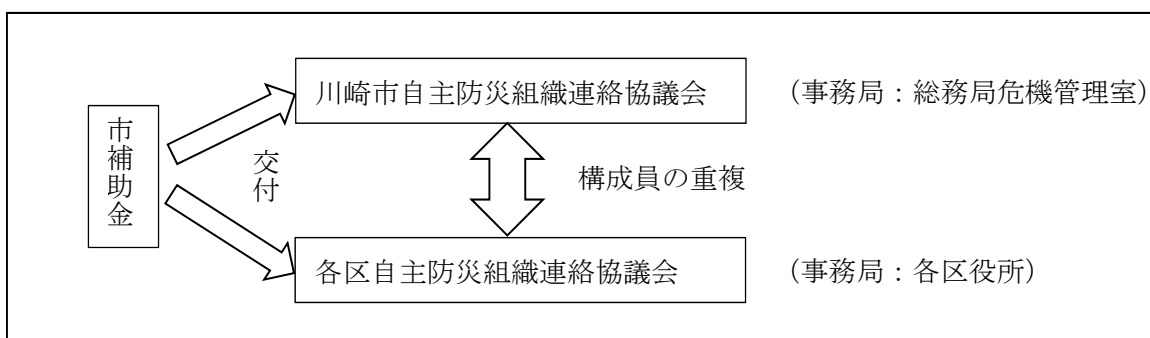
(なお、今回の包括外部監査において、全区に訪問し、平成 26 年度の事業及び決算が記載されている平成 27 年度定期総会の議案書入手し内容を確認した。)

【意見 5-33】川崎市自主防災組織連絡協議会の意義の整理について

川崎市内の自主防災組織連絡協議会は、各区の協議会に加え、市全体の連絡協議会があり、一種の多重構造となっている。前述のとおり、市の協議会は、区の枠組みを超えた全市的な自主防災組織の活動に関する調整や、市との連絡窓口の役割、さらには災害時要援護者支援等、全市にまたがる制度に対する市との意見交換や、防災に関する事業を開催するなどの役割があるとしている。協議会の目的や協議事項、活動については、『川崎市自主防災組織連絡協議会』設置に関する要綱に記載されている。

多くの自主防災組織は町内会等と表裏一体の関係にあり、町内会等については各区町内会連合会、川崎市全町内会連合会があることから、自主防災組織についても川崎市自主防災組織連絡協議会があるものと思われる。市では、市の協議会の活動を通じて、各区の自主防災組織が互いを知り、目指すべき方向性や取り組むべき課題を共有し、可能な限りの自主的な活動を促していくことに意義があるとするが、前述した市の協議会の役割の多くは、協議会を通さなくても市自体が直接各区の協議会と調整できるとも考えられる。

市協議会の事業は補助対象として適正か、構成員による主体的な運営とされているか、区協議会ではなく市協議会が行うことの意義はあるかについて整理した上で、川崎市自主防災組織連絡協議会の意義を再度明確にする必要がある。



第6 消防局

1. 消防団員報酬(消防団に関する事務)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

消防団は、消防組織法に基づき制定している「川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例」により設置されている。消防団員は非常勤の特別職公務員であり、消防団長(団員の互選により選出)は市長により任命され、各消防団員は消防団長に任命される。消防団員は、召集により出動し服務するものとされ、召集の命を受けない場合にも、水火災の発生その他非常災害等の発生を知ったときは、あらかじめの指定に従い、直ちに出動し服務しなければならないものとされている。

川崎市では各消防署の単位に設置され、8 消防団 28 分団にて構成されている。平成 27 年 4 月 1 日現在の人員は全市で 1,181 人であり、条例定員 1,345 人に対し充足率は 87.8% である。

消防団	分団
臨港消防団	第 1 分団、第 2 分団、第 3 分団
川崎消防団	第 1 分団、第 2 分団、第 3 分団、第 4 分団、第 5 分団
幸消防団	第 1 分団、第 2 分団、第 3 分団、第 4 分団
中原消防団	中原分団、大戸分団、住吉分団、玉川分団、丸子分団
高津消防団	高津分団、橘分団、作延分団
宮前消防団	宮前分団、野川分団、向丘分団
多摩消防団	稲田分団、生田分団
麻生消防団	麻生東分団、東柿生分団、柿生分団

消防団員には年額の報酬と職務に応じた報酬が支給される。報酬額は川崎市消防団給与条例に定めており、年額の報酬は役職に関わらず年間 22,000 円(平成 26 年度までは 21,000 円)を上半期・下半期に分けて支給している。また、次表に定める職務に従事する団員に対しては、別途、報酬を加算の上、支給している。

【職務に応じた報酬】

職務	報酬額
消防団書記	月額 1,000 円
消防自動車機関員	月額 1,000 円
小型動力ポンプ機関員	月額 400 円

② 事業費

表 83 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	27,001	27,127	26,665
決算額(千円)	25,900	25,553	25,875

表 84 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
報酬	25,875	消防団員年報酬、書記・機関員報酬
合計	25,875	

表 85 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	25,875 千円	100.0%
その他(市債)	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見6-1】 定員の見直しについて

ア. 各団の出場状況等

平成26年度中における各消防団の定員、現員、充足率及び出務状況は表86のとおりである。全市での条例定員に対する団員の充足率は86.7%であるが、団ごとに見ると、最も充足率の高い多摩消防団の98.8%と最も低い川崎消防団の77.7%の間には21.1%ポイント程度の差がある。また、実際の出場状況も、地域性等を反映して差異があり、出場した延人員数を現員数で除した「1人あたり出場回数」を算出し比較すると、全市平均では団員1人あたり年間13.9回の出場があったが、最も多い臨港消防団では19.1回であったのに対して、最も低い多摩消防団では10.0回であった。

表 86 平成 26 年 4 月 1 日時点の各団の定員、現員、充足率及び出場状況 (単位:人/回)

区分	定員	現員	充足率	出場状況					
				演習訓練		火災/風水害等		総合計	
				延人員	1人あたり 出場回数	延人員	1人あたり 出場回数	延人員	1人あたり出 場回数
臨港	130	126	96.9%	1,368	10.9	1,038	8.2	2,406	19.1
川崎	166	129	77.7%	1,237	9.6	698	5.4	1,935	15.0
幸	183	156	85.2%	1,101	7.1	593	3.8	1,694	10.9
中原	265	224	84.5%	1,953	8.7	970	4.3	2,923	13.0
高津	141	123	87.2%	1,116	9.1	745	6.1	1,861	15.1
宮前	147	115	78.2%	1,270	11.0	765	6.7	2,035	17.7
多摩	160	158	98.8%	1,214	7.7	369	2.3	1,583	10.0
麻生	153	135	88.2%	818	6.1	907	6.7	1,725	12.8
合計	1,345	1,166	86.7%	10,077	8.6	6,085	5.2	16,162	13.9

(出典)充足率、1人あたり出場回数については、消防年報に基づいて監査人が算出。

(注)「1人あたり出場回数」は、延人員数を現員数で除したものの。

イ. 平成 27 年度消防力の整備方針における定員及び充足率

現行の「消防力の整備指針」(消防庁告示第一号 以下、「整備指針」という。)においては、消防団員の総数は、業務を円滑に遂行するため、地域の実情に応じて必要な数とすることと定められているが、従前の整備指針においては、動力ポンプ(消防用ポンプ)の種類ごとの人員数と大規模災害時等に必要となる人員数を算定の上、合算して求めることが定められていた。川崎市では、毎年度、消防力の整備指針に基づいて「消防力の整備方針」(以下、「市の整備方針」という。)を取り纏めているが、この中で、従前の基準に基づいた所要数を算定している。市の整備方針によると、平成 27 年 4 月 1 日現在を基準として、消防団員の総数は 1,519 人と算定され、充足率は 77.7%となる。

表 87 川崎市消防団に整備する消防力の必要数及び現有数 (単位:人)

区分	必要数		現有		充足率	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
動力ポンプ	484	484	484	484	100.0%	100.0%
大規模災害等	1,035	1,035	682	697	65.9%	67.3%
合計	1,519	1,519	1,166	1,181	76.8%	77.7%

ウ. 定員の見直しについて

現在の条例定員 1,345 人については、昭和 38 年当時の消防団在籍者数がそのまま踏襲

されているものであり、特段、現在の諸環境を踏まえた必要数を積み上げたものではない。また、消防団ごとの定員については、川崎市消防団の消防団員の定員を定める規則にて定めている。平成 26 年末に見直しが行われ、一部の団の間で増減させているものの、1,345 人という条例定員の内訳としての調整にとどまっており、前掲のとおり、充足率や団員 1 人あたりの出動回数等には大きな差があるところである。

一方、消防局によれば、団員の確保は重要な課題であると認識しているものの、全市の条例定員については、現状でも未充足の状況である以上、現段階では変更する必要性は無いとの見解である。しかし、本来、定員は各地域の実情を踏まえた上で必要とされる消防力として定義されるものであり、人員や機器等の整備にあたり目標水準となるべきものである。全国的に団員確保が課題となっている現状において、川崎市においても、その確保策を検討しているとのことであるが、その前提として、各団において、本来、どの程度の消防力を消防団に求めるのかあらためて整理し、所要人員数としての定員を見直す必要がある。大規模災害時における地域の自主防災組織と消防団との役割分担等を確認し、消防団に求められる役割を整理した上で、あらためて人員面での必要数としての定員を設定することが望まれる。

【意見 6-2】消防団に期待される役割の整理について

消防団員の充足率の低下は、川崎市に限らず全国的な課題であるが、一方で、大規模災害時等においては、消防局の態勢だけでは対応が困難なため、災害対策基本法に基づく自主防災組織の拡充が行われている。一方、消防団と自主防災組織の間には、専門性や身分の違いがあるものの、ともに地域住民等が母体となって構成されることから、消防団員と自主防災組織の中核的な構成員のなり手との間には、競合関係が生じるおそれがある。今後、消防団と自主防災組織との役割分担をより明確にするとともに、その連携を強化する必要があるものと考えられる。その際、例えば、あらかじめ定めた特定の活動・役割に従事する消防団員である機能別消防団員の制度を導入し、自主防災組織のリーダーを、大規模災害のみに任務を特定した団員を採用する大規模災害団員として採用することが考えられる。また、愛媛県松山市でみられるように、郵便局に勤務する日本郵便株式会社の社員を機能別消防団に採用し、大規模災害時における防災情報通報・住民への避難情報提供・避難誘導の支援・負傷者の救出及び応急救護等を期待するとともに、平常時には交通事故等を発見した場合の応急救護及び通報や防災訓練及び研修等の受講をさせるといった取り組みも考えられる。

市民の生活や職場環境等が変化するにつれて消防団に求められる役割も変わってくるものと考えられる。現行の定員の充足自体も重要であるが、併せて、自主防災組織との関係も含めて消防団に期待される役割を整理し、機能別消防団の制度等も含めて、その対応策を検討する必要がある。

【意見 6-3】 休団制度等の検討について

今般の監査において、退職した団員の「消防団員出務状況票」を閲覧した。その結果、出務状況には団員間で相当の差があることが判明した。1 年間に相当数の出務(出場)の実績がある団員もいれば、年間 1～数回程度の出務にとどまる団員も少なくない。確かに、消防団員は有償であるとは言え、これを生活の基盤とする水準の報酬は支給されておらず、実質的にボランティアの性格が強いと言わざるを得ない。このため、各団員の家庭や仕事の状況等によっては、出務回数等に制約が生じることも当然にあり得ることである。

しかし、中には、団員として登録は継続されているものの、数年にわたり出務実績が無い期間がある団員も存在し、そのような団員に対しても、年報酬が支給され、退職報償金の算定対象年数からも除算されていない。必ずしも高いものとは言えない報酬であるが、市の一般財源より支出される公金であるとともに、他の団員との間の公平性の点から見た場合、出務が無い団員に報酬を支給することに合理性を見出すことは困難である。今後、例えば、家庭や仕事の事情等により、一定期間の出務が困難な団員に対しては、退職ではなく無給の休団を制度化する等、団員をつなぎとめながらも、報酬支給の公平性を担保する制度を検討する必要がある。

2. 消防団員退職報償金(消防団に関する事務)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

消防組織法において、消防団員が退職した場合には、条例で定めるところにより退職報償金を支給することが定められており、川崎市消防団員退職報償金支給条例が定められている。その支給額は階級及び勤務年数によって、表 88 のとおり定められている。なお、この内容は、加入している消防団員等公務災害補償等共済基金の補償内容と同一であり、川崎市は、毎年、同基金に共済掛金を納付するとともに、退職報償金の支給事案が発生した場合には、同額が基金から川崎市に交付される。平成 26 年度は退団した全団員のうち、要件に合致した 68 名に対して退職報償金を支給している。

表 88 退職報償金支給額表

(単位:円)

階級	勤務年数					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

② 事業費

表 89 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	26,607	26,607	27,332
決算額(千円)	27,322	16,827	26,639

表 90 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	26,639	消防団員退職報償金
合計	26,639	

表 91 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	—	
その他	26,639 千円	100.0%

(2) 監査の結果

【指摘事項 6-1】一定期間勤務しなかったことが明白である場合の明確化について

消防団員退職報償金支給条例第 4 条の 2 においては、消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない旨を定めているが、その一定期間について具体的に定めていない。

今般、退職報償金の支給対象者について消防団員出務状況票を閲覧したところ、前掲のとおり、その出務状況には団員間で相当の差がある。1 年間に相当数の出務(出場)の実績がある団員もいれば、年間 1~数回程度の出務にとどまる団員も少なくないが、そもそも、平成 26 年度末に退団した者であっても平成 26 年度の出務実績が無い者や、在籍年数の中に数年間出務実績が含まれていない者が存在する。例えば、在籍年数が 20 年 10 ヶ月として退職報償金が算定されている元団員について、消防団に出務状況票上は、直近の 3 年(平成 24 年度~平成 26 年度)も含めて延べ 10 年の間、出務実績が確認できない者が存在した。消防団員等公務災害補償等共済基金のホームページにおいては、一定期間勤務しなかったことが明白である場合の例として、居住地を離れて不在だったため、消防団員として活動できなかった期間を挙げているが、例示として挙げているものであり、必ずしもこれだけに限定されるものではないと考えられる。

他の団員との間の公平性の点から見た場合、「一定期間勤務しなかったこと」をより明確に定義し、具体例を示すことが必要である。消防団員等公務災害補償等共済基金から平成 26 年度分の共済金を受領していることから、その適正性をあらためて見直すとともに、除算期間

の定義をより明確化する必要がある。

(3)監査対象に関する意見

特になし。

3. 消防団関連補助金(消防団に関する事務)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

川崎市では、市内の各消防団の育成及び健全な運営を図ることを目的とし、消防団に対して補助金を交付している。補助金は、消防団運営補助金と消防団操法大会等運営補助金の2つがあり、消防団運営補助金は、消防団を運営していく上で必要な経費を補助対象とするものであり、事務用品、表彰及び器具置場の維持経費等に充当される。消防団操法大会等運営補助金は、各地区で開催される消防(操法)大会、川崎市消防団統一操法大会等にかかる経費を補助対象とするものである。

消防団運営補助金は市内全 8 消防団に対して交付されており、消防団操法大会等運営補助金は、市内全 8 消防団と川崎市消防団連合会に対して交付されている。

表 92 補助金の内訳

種別	補助金額
消防団運営補助金	8,473,500 円
消防団操法大会等運営補助金	2,104,415 円

② 事業費

表 93 過去3年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	10,579	9,291	10,579
決算額(千円)	10,578	9,290	10,578

表 94 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
負担金補助及び交付金	10,578	消防団補助金、消防団操法大会等運営費補助金
合計	10,578	

表 95 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	10,578 千円	100.0%
その他	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 6-4】 積算方法の見直し及び補助金の統合について

消防団運営補助金及び消防団操法大会等運営費補助金ともに、各消防団に対する補助金額は、定員 1 人あたり消防団運営補助金が 6,300 円、消防団操法大会等運営補助金が 607 円として積算されている。しかし、前掲のとおり、各消防団の現員は定員を下回っており、かつ、その充足率にも差がある状況である。消防団の実際の活動に対する補助金であれば、定員ではなく現員を基礎として積算すべきである。今後、補助金の積算方法を見直し、消防団の活動実態を反映した積算方法とする必要がある。

また、消防団運営補助金と併せて消防団操法大会等運営費補助金も交付されているが、別個の補助金であることから、消防団運営補助金とは別に交付申請書及び実績報告書等の提出を求めている。各消防団においては例年操法大会等が開催されており、事務処理の効率化の面から補助金の統合を検討することも検討の余地がある。

表 96 消防団運営補助金

(単位:人、円)

区分	臨港	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
定員	130	166	183	265	141	147	160	153
現員	126	129	156	224	123	115	158	135
補助金額	819,000	1,045,800	1,152,900	1,669,500	883,000	926,100	1,008,000	963,900
A	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
B	6,500	8,107	7,390	7,453	7,222	8,053	6,380	7,140

(出典) 定員 1 人あたり補助金額、現員 1 人あたり補助金額については、消防局提供資料に基づいて監査人が算出。

(注 1) A: 定員 1 人あたり補助金額、B: 現員 1 人あたり補助金額

(注 2) 定員及び現員は、平成 26 年 4 月 1 日現在。

表 97 消防団操法大会等運営補助金

(単位:人、円)

区分	臨港	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
補助金額	78,910	100,762	111,081	160,855	85,587	89,229	97,120	92,871
A	607	607	607	607	607	607	607	607
B	626	781	712	718	696	776	615	688

(出典) 定員 1 人あたり補助金額、現員 1 人あたり補助金額については、消防局提供資料に基づいて監査人が算出。

(注) A: 定員 1 人あたり補助金額、B: 現員 1 人あたり補助金額

4. 消防団員貸与被服費(拡大分含む。)(消防団に関する事務)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

消防団員に対しては、川崎市消防団員の服制等に関する規則に基づき、各種の被服等を貸与している。新入消防団員に対しては、被服を入団ごとにその都度、調達し貸与するとともに、既存消防団員に対しては、貸与している被服の経年劣化又は破損等があった場合に、申請に応じて調達し新たに貸与することとしている。

貸与された被服の管理は各消防団が行うこととされており、消防団長は、所属消防団員が貸与品を貸与された場合には、速やかに貸与品貸与簿に記録し整理することが定められている。

表 98 貸与品の一覧

男子用	女子用
冬帽、盛夏帽、作業略帽、盛夏略帽、安全帽、防火帽	冬帽、盛夏帽、作業略帽、夏作業略帽、安全帽
冬服、盛夏服、作業服、防寒衣、雨衣、防火衣	冬服、盛夏服、作業服、夏作業服、防寒衣、雨衣、ブラウス
短靴、作業靴、編上靴	短靴、作業靴
ネクタイ、作業バンド、盛夏バンド	ネクタイ、作業バンド、夏作業バンド、かばん
襟章、階級章(金属)、階級章(布)、消防団長章	襟章、階級章(金属)、階級章(布)、消防団長章

② 事業費

表 99 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	17,342	25,983	26,513
決算額(千円)	17,177	25,419	26,415

表 100 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
需用費	26,415	消防団員に貸与する制服、作業服、短靴、防火衣、冬作業服等
合計	26,415	

表 101 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	26,415 千円	100.0%
その他	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 6-5】 退団時の貸与品の取扱いの明確化について

消防団員が退団した場合には、貸与品については、消防団長を経由して、速やかに消防局長に返納する旨が定められており、貸与品と併せて、貸与品返納報告書を提出することとされている。今般、平成 26 年度中に退職した団員の中からサンプルを抽出し、貸与品返納報告書及び貸与品貸与簿の提出を求めたところ、貸与品の返納自体がなされていないため返納報告書の提出はないとのことであった。また、貸与品貸与簿上も、返納がある場合には貸与品ごとに返納年月日を記載することとされているが、貸与品貸与簿上も貸与年月日の記載はあるものの、返納年月日の記載は確認できなかった。消防局によれば、退職者が発生した場合、まだ使用に耐えうるような貸与品がある場合には、他の団員に譲渡することが通例となっており、サンプルとした団員の貸与品についても、譲渡がなされているため市への返納は生じていないとのことであった。消防局としても、一旦、返納の形を採るよりは同じ団の中で有効活用してもらえれば良いと考えているとのことである。

確かに、同一の消防団の中において、貸与品が本来目的の用途で有効活用されるのであれば、市に一旦返納する必要性は薄いものと考えるが、あくまで市からの貸与品である以上、貸与を受けた者の管理責任を明確にする必要がある。現状、貸与品貸与簿上、譲渡の事実は記録されておらず、退団した者に貸与した事実が記載されているだけであることから、今後、退団時に譲渡することを可能とする旨を規則上明示するとともに、退団時に譲渡した者の貸与品貸与簿には譲渡の相手先を明示するとともに、譲渡を受けた者の貸与品貸与簿には、新たな貸与品として記載する必要がある。

また、現在の貸与品の再貸与や利用の実態によっては、事務管理上の効率性を考慮し、今後、何らかの規則及び運用の見直しを図ることが望ましい。

5. 出張所改築事業費(消防署所の改築事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

現在、川崎市内には8消防署と28出張所が設置されているが、このうち老朽化した出張所の改築を行う事業である。平成26年度においては、宮前消防署犬蔵出張所改修工事と宮前消防署菅生出張所改築工事を実施している。

② 事業費

表 102 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	38,938	268,520	118,444
決算額(千円)	24,145	279,829	111,167

表 103 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
役務費	159	構造計算適合性判定料等
委託料	21,474	犬蔵出張所改修工事、菅生出張所改築工事にかかる基本・実施設計委託料、工事監理委託料等
工事請負費	89,534	犬蔵出張所改修工事、菅生出張所改築工事にかかる工事費
合計	111,167	

表 104 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	15,167 千円	13.6%
その他(市債)	96,000 千円	86.3%

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見6-6】設計業務及び工事監理業務の一体発注について

ア. 犬蔵出張所車庫新築その他工事にかかる設計業務及び工事監理業務の概要

犬蔵出張所車庫新築その他工事は、宮前消防署犬蔵出張所に、出張所配置の消防車両及び敷地内に隣接する消防音楽隊の車両を留置する車庫を新設する工事である。工事は、

設計業務、工事監理業務、実際の工事請負業務の 3 つに区分され発注されており、このうち設計業務と工事監理業務委託の概要は次表のとおりである。

【設計業務及び工事監理業務にかかる委託契約の概要】

区分	契約金額	契約先	契約先選定方法
設計業務	3,564,000 円	株式会社ポロスデザインシステム	指名競争入札
工事監理業務	2,160,000 円	株式会社ポロスデザインシステム	随意契約

イ. 設計業務及び工事監理業務の一体発注の検討について

設計業務は指名競争入札により業者選定が実施され、5 社が応札した結果、株式会社ポロスデザインシステムが落札している。予定価格に対する落札金額の比率である落札率も 70%程度であり、十分に競争性が発揮されたものと判断できる。一方、設計が完了した後、実際の工事を設計図書と照合・確認する工事監理業務については、設計業務を担った株式会社ポロスデザインシステムを相手方とした随意契約としており、予定価格に近似する金額での契約金額となっている。

随意契約理由としては、本件管理業務が、「まちづくり局委託等業務審査委員会付議案件における随意契約ガイドライン」に基づき、「設計を行った業者でなければ、意匠上、機能上等の一貫性の確保が図れず工事の施工に支障が生ずる事が想定される工事監理業務」であることを挙げている。本来、工事監理業務についても競争入札に付すことが原則であり、随意契約とすることは慎重な検討が必要であるが、仮に設計業者以外の者が工事監理業務を行うことが困難となることが想定される場合には、設計業務と工事監理業務とを一体として発注し、工事監理業務についても競争性を発揮させることを検討する必要があるものとする。今後、工事監理業務について設計業者に委ねることが想定される業務については、一体発注の適否を検討することが望まれる。

【意見 6-7】 消防力の整備目標の明確化について

ア. 消防署及び出張所の配置にかかる基本的な考え方

市内の消防署所の配置については、整備指針が基本となる。川崎市では、毎年度、整備指針に基づいて市の整備方針を作成し、①常備消防に整備する消防力の必要数及び算定根拠、②消防団に整備する消防力の必要数及び算定根拠、③消防職員の職務能力等、④防災・危機管理対応を取り纏めている。

平成 27 年度の市の整備方針によれば、消防署所を含む常備消防に整備する消防力の必要数及び現有数は下表のとおりであり、消防署所については、平成 27 年 4 月 1 日現在を基準として、現有 36 署所(8 消防署、28 出張所)に対して必要数は 38 署所と算定され、充足率は 94.7%である。また、車両等に関しては、ポンプ車(充足率:93.5%)及び救急自動車(同

84.4%)が必要数に対して充足しておらず、実際に消火もしくは救急活動に従事する警防要員も89.0%の充足率となっている。

表 105 常備消防に整備する消防力の必要数及び充足率等(署所)

区分	必要数		現有		充足率	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
本署	37	38	8	8	97.3%	94.7%
出張所			28	28		

表 106 常備消防に整備する消防力の必要数及び充足率等(車両等)

区分	必要数		現有		充足率	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ポンプ車	45	46	43	43	95.6%	93.5%
はしご自動車	8	8	8	8	100.0%	100.0%
化学消防車	6	6	7	7	116.7%	116.7%
消防艇	1	1	1	1	100.0%	100.0%
救急自動車	27	32	27	27	100.0%	84.4%
救助工作車	8	8	8	8	100.0%	100.0%
指揮車	8	9	9	9	112.5%	100.0%
特殊車等	13	13	13	13	100.0%	100.0%

(注) 特殊車等には、ヘリコプターを含む。

表 107 常備消防に整備する消防力の必要数及び充足率等(非常用消防自動車等)

区分	必要数		現有		充足率	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
消防自動車等	13	13	13	13	100.0%	100.0%
救急自動車	8	8	8	8	100.0%	100.0%

表 108 常備消防に整備する消防力の必要数及び充足率等(要員)

区分	必要数		現有		充足率	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
警防要員	1,244	1,241	1,111	1,104	89.3%	89.0%
予防要員	176	175	132	136	75.0%	77.7%
庶務要員	128	129	140	142	109.4%	110.1%

イ. 消防力の整備方針における署所必要数の算定方法

市の整備方針によれば、消防署所の必要数は、国勢調査で設定される人口集中地区の人口密度(DID 人口密度)に応じて署所の担当面積を設定し、市街地面積をこれで見積もることにより算出される。平成 27 年度の必要数は、平成 27 年 4 月 1 日現在の市街地人口と平成 22 年度に実施された国勢調査による DID 人口密度を基礎として、次のとおり算出される。

【消防署所の必要数】

項目	数量	
市街地人口(H27.4.1 現在)	1,436,821 人	①
DID 人口密度	10,650.4 人/k㎡	②
市街地面積:①÷②	134.90 k㎡	③
必要数:③÷3.57 k㎡(注)	38(≒37.8)	

(注) DID 人口密度 11,000 人/k㎡に応じた署所担当面積は 3.57 k㎡。

ウ. 消防力の整備目標の明確化について

消防局によれば、消防署所の適正配置については、国の定める整備指針に加え、効率的な部隊運用による執行体制の見直しなどによるスリム化も考慮しつつ、効率的な整備を実施してきたものとしている。最近における配置の見直しは、次表のとおり行われてきたところである。

【消防署所等配置の見直し事例】

年度	概要	署所数の変動
平成 17 年度	鋼管通出張所を小田出張所に統合し、指揮情報隊を設置 (菅生救急隊の増隊)	8 署 31 出張所 ⇒8 署 30 出張所
平成 19 年度	大師出張所・富士見出張所を統廃合し、藤崎出張所を設置 (新作救急隊の増隊)	8 署 30 出張所 ⇒8 署 29 出張所
平成 20 年度	玉川出張所・宮内出張所を廃止し、中原消防署を移転	8 署 29 出張所 ⇒8 署 27 出張所
平成 23 年度	(向丘救急隊の増隊)	—
平成 24 年度	(南河原救急隊の増隊)	—
平成 26 年度	栗木出張所を設置 (栗木救急隊の増隊)	8 署 27 出張所 ⇒8 署 28 出張所

消防局が市内の人口動態や道路の整備状況等を勘案しながら、消防署所の適正配置に努めてきたことは十分に認められるところであるが、一方で、整備指針に基づいて毎年度作成される市の整備方針によれば、消防署所の配置数は必要数である 38 署所を充足していない。消防局によれば、現在の 36 署所体制で常備消防力は充足しているとの認識であるが、この差異は、市の整備方針における必要数が、市街地面積を DID 人口密度で除するという手法により算定されており、人口や道路整備状況の偏在等といった地域差を反映していないこと等に起因するもので、市としては、現状では地域差を考慮した配置を行っているという認識である。

各自治体消防にて作成される整備方針は、各自治体の置かれた環境に応じた消防力の整備方針を示すものであることから、消防庁の示す整備指針により算定される消防力の水準

を基礎としながらも、実態に応じた整備水準の目標を指し示すことが重要なものとする。現在の川崎市における整備方針上の必要数が、消防局の実態認識と異なっているということであれば、例えば、市域全体ではなく地区を細分化した上で、ポンプ車の現着時間が消防力の整備指針の求める範囲内に収まるよう署所数を設定する等、より実態を反映する目標水準を設定すべきである。

つまり、消防局の整備方針に掲げる署所数 38 については国の指針に合わせて一律的に算出した署所数をあくまで参考値として記載しているものであり、署所の統廃合の際には、現状の消防力の充足状況を検証するとともに、システム工学的手法を用いた検証を行った上で推進しており、その結果としての署所数 36 は適正であるとするなら、市の特殊性や地域特性を勘案した過程を丁寧に示すことにより、市の整備方針において、消防局が考える必要数を明確にするべきである。

【意見 6-8】 消防署所の長寿命化計画の早期策定等について

ア. 消防署における老朽化の現状

市内 8 消防署における竣工年月及び経過年数は次表のとおりである。特に、宮前、多摩及び麻生の 3 消防署は竣工から 20 年以上が経過しており、施設の老朽化対応への必要性が高まっている。

【消防署の竣工年月及び経過年数】

署名	竣工年月	経過年数(平成 27 年 3 月末時点)
臨港	平成 24 年 2 月	3 年 2 ヶ月
川崎	平成 14 年 3 月	13 年 1 ヶ月
幸	平成 22 年 3 月	5 年 1 ヶ月
中原	平成 20 年 3 月	7 年 1 ヶ月
高津	平成 17 年 4 月	10 年 0 ヶ月
宮前	昭和 60 年 7 月	29 年 9 ヶ月
多摩	平成 3 年 3 月	24 年 1 ヶ月
麻生	昭和 60 年 3 月	30 年 1 ヶ月

イ. 出張所における老朽化の現状

市内 28 出張所のうち、特に、昭和 56 年 6 月以前に建築設計された旧耐震基準におけるものは 12 ヶ所あり、全体の 4 割程度を占める。その竣工年月及び経過年数は次表のとおりである。いずれも耐震診断及び補強工事等の結果、耐震性には問題が無いとのことであるが、全て 30 年以上が経過しており、最も古い宮崎出張所では 45 年が経過している。いずれも老朽化対策の必要性が高いものである。

【出張所の竣工年月及び経過年数】

所名	竣工年月	経過年数(平成27年3月末時点)
宿河原	昭和46年5月	43年11ヶ月
宮崎	昭和45年2月	45年0ヶ月
平間	昭和49年9月	40年7ヶ月
王禅寺	昭和52年3月	38年1ヶ月
栗谷	昭和49年9月	40年7ヶ月
子母口	昭和54年5月	35年1ヶ月
犬蔵	昭和55年3月	35年1ヶ月
新作	昭和56年3月	34年1ヶ月
荻宿	昭和57年3月	33年1ヶ月
久地	昭和57年3月	33年1ヶ月
小田	昭和58年3月	32年1ヶ月
井田	昭和58年5月	31年11ヶ月

ウ. 消防署所の長寿命化計画の早期策定について

平成26年3月に取り纏められた「かわさき資産マネジメントカルテ〈資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針〉」によれば、消防署のような「大規模施設については、2013(平成25)年度実施の工事の優先度判定等に基づき、2014(平成26)年度以降、計画的な修繕・更新を実施」するものとされており、出張所のような「小規模施設については、2014(平成26)年度から保全計画の検討・策定を進めるとともに、2014(平成26)年度実施の工事の優先度判定等に基づき、2015(平成27)年度以降、計画的な修繕・更新を実施」するとされている。

【計画保全取組スケジュール】

区分	取組項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
大規模施設	保全計画の策定	→		
	施設点検に基づく工事の優先度判定	→		
	計画的な修繕・更新の実施		→	
小規模施設	保全計画の策定		→	
	施設点検に基づく工事の優先度判定		→	
	計画的な修繕・更新の実施			→

(出典) かわさき資産マネジメントカルテより抜粋

現状、多摩消防署や幸消防署加瀬出張所など一部の施設について、中長期保全計画を策定しているが、長期使用による経年劣化部位が多くあり、これらへの対応のため、計画どおりの「予防保全」を実施している状況ではない。消防局としては、消防署については平成27

年度中に予防保全計画を策定するものとしているが、今年度に策定したとしても、実際の計画的な修繕・更新の実施は平成 28 年度以降になるものと想定される。

また、出張所については、今後、改築するのか大規模改修による長寿命化を図るべきかの検討を行うための調査を実施するとしている。平成 27 年度には王禅寺及び栗谷の 2 出張所をモデル庁舎として建物の劣化状況等の調査を実施し、改築又は大規模改修による長寿命化を実施した場合の概算費用等を比較検討するための材料を得るためのものであるが、監査実施時点においては、当該調査結果が出ておらず不明である。

いずれにしても消防署及び出張所ともに、より早期に予防保全計画を策定し、適切な長寿命化対策を実行に移すことが望まれる。

6. 消防施設改築事業費(消防署所の改築事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

消防総合訓練場は、消防職員や団員が教育訓練等を行なうために設けられたもので、宮前区犬蔵に設置されている。消防総合訓練場は宮前消防署犬蔵出張所に隣接し、体育館の他、訓練塔が 3 棟設置されている。訓練塔は、消防隊及び救助隊が各種訓練を実施するための訓練施設であるが、東日本大震災後の平成 25 年度に消防総合訓練場の各施設の耐震診断を実施したところ、訓練塔について「耐震強度不足」と判定された。このため耐震補強設計を検討したが、訓練機能を残した形での補強は困難であることが判明したことから、建替えを行うこととしたものである。

今回の建替えに伴い、主訓練塔、補助訓練塔(A棟、B棟、C棟)の計 4 棟で構成する予定である。整備スケジュールとしては、平成 26 年度に基本構想を取り纏めた上で、平成 27 年度に基本・実施設計を行い、平成 29 年度に全訓練塔の工事が完了する予定である。

【訓練塔整備スケジュール】

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基本構想	基本・実施設計	補助訓練塔工事 既存訓練塔解体	主訓練塔工事

② 事業費

表 109 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	12,774	8,757	16,753
決算額(千円)	8,400	—	9,396

表 110 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
委託料	9,396	消防総合訓練場の訓練塔改築工事に伴う基本構想調査実施委託料等
合計	9,396	

表 111 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	9,396 千円	100.0%
その他(市債)	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 6-9】 訓練塔利用実績の把握単位について

現行の消防総合訓練場の訓練塔の利用実績は、全市単位で把握されており、各署所の単位では把握されていない。消防総合訓練場にて訓練を行う場合、各隊の単位にて実施することとなるが、その際には、消火救急活動に即応することが困難となるため、隣接する署所の部隊に応援協力等を要請する必要がある。特に、川崎市は市域が細長いため、南部の署所に所属する隊にとっては、相対的に北部地域にある消防総合訓練場に出向くための時間が長くなることから、調整の程度が高くなる。

現状では、各消防署を単位として、毎年度、「警防訓練実施計画」を策定し、部分的な訓練については、所属の署庭にて訓練を実施し、訓練塔を使用しなければならない応用訓練や、他部隊との連携を図るような総合的な訓練を実施する際には、消防総合訓練場に出向して訓練を実施しているとのことである。このため、市内全署所の部隊においては、消防総合訓練場にて実施することが必要と判断される訓練は出向して実施しており、宮前消防署を始めとする近隣消防署については、それ以外にも、より頻繁に出向して訓練を行うことがあるとのことであるが、署所別の実績数が把握されていないことから、客観的な判断は困難である。

今後、訓練塔が建替えられるが、全市的に有効活用が図られていることを示す上でも、各

署所もしくは部隊別の訓練実績を把握し、その実態を明確にする必要がある。

7. 緊急消防援助隊活動拠点整備事業費(庁舎等整備事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

川崎市では、東日本大震災で被災した宮城県及び福島県に、緊急消防援助隊として隊員を災害派遣し、長期にわたる活動を実施してきたところである。仮に、川崎市が被災地となった場合には、川崎市消防総合訓練場が緊急消防援助隊の活動拠点の1つとなることが想定されているが、実際に自ら活動を実施した結果を踏まえると、活動拠点としての各種機能が、川崎市消防総合訓練場内には欠けているとの認識を持つにいたった。このため、川崎市が被災地となった場合の受け入れ体制を整えることとし、平成28年2月を目標として、緊急消防援助隊活動拠点を川崎市消防総合訓練場内に新設することとしたものである。

緊急消防援助隊活動拠点は、他都市から応援に来る緊急消防援助隊を受け入れるための拠点の1つであり、300人が宿泊できるスペースを確保するとともに、応援部隊に作戦指示を出すための作戦・情報収集室、その作戦の指示を受けるための活動指示スペース、応援部隊への燃料補給施設、資機材及び食料の備蓄等の機能を有することが想定されている。

【緊急消防援助隊活動拠点施設の整備概要】

階数	内容
1階	受付(ミーティングルーム) 救護室 救急用資機材備蓄倉庫 災害活動用資機材備蓄倉庫 食料飲料水生活用品等備蓄倉庫 体育室 等
2階	作戦情報収集室 活動指示スペース 等
屋外	自家用給油取扱所(ガソリンスタンド) 空気充填所 仮設マンホールトイレ 等

【整備スケジュール】

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
各種調査	基本構想	基本・実施設計 本体工事	既存体育館解体 本体工事

② 事業費

表 112 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	—	13,315	647,408
決算額(千円)	—	8,709	587,886

表 113 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
委託料	21,805	解体・新築工事に伴う設計委託料、工事監理委託料
工事請負費	566,081	緊急消防援助隊活動拠点の新築工事費
合計	587,886	

表 114 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	6,886 千円	1.2%
その他(市債)	581,000 千円	98.8%

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 6-10】 設計業務及び工事監理業務の一体発注について

ア. 緊急消防援助隊活動拠点新築その他工事にかかる設計業務及び工事監理業務の概要
緊急消防援助隊活動拠点新築その他工事は、川崎市消防総合訓練場内に、川崎市が被災地となった際、他都市から応援に来る緊急消防援助隊の受け入れ拠点を建設する工事である。工事は、設計業務、工事監理業務、実際の工事請負業務の 3 つに区分され発注されており、このうち設計業務と工事監理業務委託の概要は次表のとおりである。

【設計業務及び工事監理業務にかかる委託契約の概要】

区分	契約金額	契約先	契約先選定方法
設計業務	20,769,000 円	株式会社田辺設計	指名競争入札
工事監理業務	20,844,000 円	株式会社田辺設計	随意契約

イ. 設計業務及び工事監理業務の一体発注の検討について

設計業務は指名競争入札により業者選定が実施され、7 社が応札した結果、株式会社田辺設計が落札している。予定価格に対する落札金額の比率である落札率も 50%程度であり、

十分に競争性が発揮されたものと判断できる。一方、設計が完了した後、実際の工事を設計図書と照合・確認する工事監理業務については、設計業務を担った株式会社田辺設計を相手方とした随意契約としており、予定価格と同額での契約金額となっている。

なお、以後の意見は、前掲した「【意見 6-6】設計業務及び工事監理業務の一体発注について」(142 ページ)に記載したものと同様であるため、記載を省略する。

【意見 6-11】適切な予算科目(事業)での執行について

ア. 緊急消防援助隊活動拠点新築その他工事にかかる受変電設備改修その他工事の概要
 緊急消防援助隊活動拠点は川崎市総合訓練場内に新設されるものであるが、敷地に隣接して宮前消防署犬蔵出張所が設置されている。本件工事は、緊急消防援助隊活動拠点の新築に伴い、従前から設置されていた受変電設備を更新するとともに、犬蔵出張所の電灯・電力電源を高圧自家用区分から低圧需要家に切り替える工事であり、緊急消防援助隊活動拠点に用いるための受変電設備を新設することが主目的である。

その入札から支出までの業務処理の流れは、次のとおりである。

【入札から支出までの流れ】

年月日	項目	
平成 26 年 3 月 5 日	入札実施	一般競争入札(16 社応札)
平成 26 年 4 月 1 日	契約の締結	契約額:44,634,240 円 工期:H26.4.1~H26.9.30
平成 26 年 9 月 9 日	変更契約の締結	労務単価の上昇に伴い、261,360 円増額。
平成 26 年 9 月 16 日	工事完成検査、引渡	
平成 26 年 10 月 10 日	工事代金の請求・支払	工事代金残額 27,045,600 円支出 出張所改築事業費として支出
平成 26 年 11 月 25 日	予算支出科目の更正	出張所改築事業費から緊急消防援助隊活動拠点整備事業費に更正

イ. 適切な予算科目(事業)での執行について

川崎市の予算においては、款項目の下位区分として大事業、中事業及び小事業が設定されている。本件工事は、本来、中事業(緊急消防援助隊活動拠点整備事業費)に区分され執行されるべきものであったが、執行委任を受けたまちづくり局が、同一敷地内にある犬蔵出張所の改築事業の一環として認識し、中事業(出張所改築事業費)にて執行されたとのことである。

結果的に、正しい予算科目に更正されているものの、予算管理の実効性を担保し、適正な財務事務を執行するためにも、今後、類似事案の再発を防止する必要がある。

【正誤対比】

予算区分	更正元	更正先
款	消防費	消防費
項	消防費	消防費
目	消防施設費	消防施設費
大事業	庁舎等増改築事業費	庁舎等増改築事業費
中事業	出張所改築事業費	緊急消防援助隊活動拠点整備事業費
小事業	出張所改築事業費	緊急消防援助隊活動拠点整備事業費
節	工事請負費	工事請負費
細節	工事請負費	工事請負費
細々節	増改築工事	工事請負費

【意見 6-12】 平時の活用計画の明確化について

緊急消防援助隊活動拠点は、川崎市が被災地となった際に、他都市から応援に来る緊急消防援助隊を受け入れるための施設であるため、平時においては、その活用が課題となる。消防局としては、緊急消防援助隊活動拠点の新築とともに取り壊される予定である現行の体育館の代替として、体育室及び研修室等を中心に活用を図ることや自主防災組織や小・中学校生を対象とした体験学習に活用する他、地震体験、煙体験、初期消火体験等を可能にすることを検討しているとのことである。

いずれにしても、これだけの規模の施設であり、被災した時だけではなく、平時においても有効に活用することが必要である。今後、被災時における機能や役割についても、より検討を進めるとともに、平時の活用計画についても、併せて明確にすることが望まれる。

8. 千鳥町出張所棧橋改築事業費(庁舎等整備事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

臨港消防署千鳥町出張所には消防艇が配備されていることから、当該消防艇を留置するための棧橋が設置されている。当該棧橋は、昭和 37 年に竣工したものであり、建設から 50 年余りが経過したところである。平成 24 年度に調査を実施した結果、将来予想される大規模な地震や地震に起因する津波等にも対応できるよう棧橋の改築を行うことを予定したものである。

本来は、平成 26 年度に工事を実施し完成に至る想定であったが、2 度の入札がいずれも不調に終わったことから、平成 27 年度にあらためて工事を実施することとした。その後、平成 27 年度にも 2 度入札を実施したが、いずれも不調に終わっている。

【整備スケジュール】

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現況調査	基本・実施設計	入札不調(2回)	入札不調(2回)

② 事業費

表 115 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	—	14,700	106,963
決算額(千円)	—	10,926	—

表 116 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
	—	執行額無し。
合計	—	

表 117 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	—	
その他(市債)	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 6-13】 棧橋改築工事の必要性の再検討について

ア. 千鳥町出張所棧橋改築工事の整備スケジュール

千鳥町出張所棧橋改築工事は、平成 24 年度の現況調査から始まっており、本来は平成 26 年度中に工事が完成する予定であったが入札の不調が続き、結果として、現時点(平成 27 年 11 月監査時点)においても、契約先が決まらず工事が開始できない状況にある。

【過去 4 回にわたる入札の経過】

年度	回数	概要	結果
平成 26 年度	1 回目	港湾局の他事業と合併して実施	入札者無し(利益幅が少ない)
	2 回目	事業費を見直した上で実施	入札者無し(工期が短い)
平成 27 年度	3 回目	単独工事として実施	入札者無し(人手不足、利益幅が少ない)
	4 回目	工事単価及び工期等を見直した上で実施	入札者無し(人手不足、利益幅が少ない)

(注) 「結果」の()内は、設計書を購入した事業者より聞き取った入札辞退の理由。

イ. 棧橋改築工事の必要性の再検討について

消防局より執行委任を受けている港湾局によれば、事業者への聞き取り調査にある「利益幅が少ない」といった声を受け、標準設計単価と市場単価との乖離の有無等を検討し、次回の入札に反映したいとのことである。

消防局は、これを機会として、棧橋改築工事の緊急性、補修工事による長寿命化の適否及び改築工事とのコスト比較等を実施し、その必要性を再検討されたい。

9. 消防車両等管理事業費(消防車両等管理業務)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

事業の目的は、消防車両等(消防車、救急車、非常用車両その他)について法定車検、定期点検、修繕等を行うとともに消耗品、燃料を購入することにより、常に災害に備えることである。具体的な事業の内容として主に、法定車検整備、12ヶ月点検、6ヶ月点検、3ヶ月点検を実施し、故障等の場合には修繕を行い、災害出場に必要な消耗品、燃料を購入している。平成26年度の主な実績は下表のとおりである。

表 118 平成26年度の管理実績

実施項目	実績数値
修繕等	
法定車検	73件
12ヶ月点検	74件
6ヶ月点検	67件
3ヶ月点検	153件
修繕	144件
燃料等の購入	
ガソリン	353,029リットル
軽油	122,000リットル
免税軽油(消防艇用)	24,000リットル

② 事業費

表 119 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	59,240	59,444	61,073
決算額(千円)	86,890	91,609	99,308

表 120 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
需用費	99,240	消耗品費 3,753 千円、燃料費 75,645 千円、修繕料 19,842 千円
役務費	68	消防車登録変更、抹消登録等手数料
合計	99,308	

表 121 表 事業費の財源

国	—	—
県	—	—
市町村	83,303 千円	83.9%
その他	16,005 千円	16.1%

(2) 監査の結果

【指摘事項 6-2】 燃料費の契約方法について

消防車両等が使用する燃料については、各消防署に地下タンクが設置されており、地下タンクから各消防車両等に給油される。地下タンクの残量が約半分になった時点で所管課から発注し、業者からタンクローリー(ミニローリー)にて納入される。各署のタンク容量が 4,000～5,000 リットル(中原署のみ 9,500 リットル)であることとミニローリーの容量から、発注単位はおおむね 2,000 リットルとなっている。1 リットルあたりの購入単価については市契約課が実勢価格をもとに全市で統一的に決定しており、毎月更新される。所管課における 1 回の発注額は約 300 千円前後となる。そこで、所管課では地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び市契約規則第 24 条の 2 第 1 項第 6 号により、随意契約としている。この場合、随意契約理由書の作成は不要である。

(地方自治法施行令)

第 167 条の 2(随意契約)

第 1 項 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

第 1 号 売買、貸借その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(市契約規則第 24 条の 2(随意契約によることができる場合の限度額)

第 1 項 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。

第 6 号 前各号に掲げるもの以外のもの 1,000,000 円

納入業者は、市内の石油類取扱業者 17 社の中から配送距離等を考慮して消防局では下記の 3 社と継続的に契約することになっている。なお、消防艇に使用する免税軽油については契約課が納入業者を決定しており、毎年変更がある。

表 122 消防局への燃料納入業者

業者名	所在地	石油元売業者
(株)アセント	川崎区東田町	JX日鉱日石エネルギー株式会社
(株)今関商会	川崎区宮本町	東燃ゼネラル石油株式会社
(株)木所	高津区下作延	東燃ゼネラル石油株式会社

これら3社を選定する理由として所管課では、有事の際の燃料確保のため1社に集中させず3社に分散していること、表に示す元売業者の代理店でありメーカーレベルでも分散を図っていることをあげている。

平成26年度の歳出伝票データからこれら3社への支払額を集計したところ次のようであった。1回あたりの支払が少額であっても、回数が多いため年間を通してみると1社あたりの支払額は、契約規則に定める随意契約が可能な1,000千円を大きく超過している。ここで、契約規則の僭脱になっているのではないかとの疑問が生じる。

表 123 平成26年度の燃料費支払額 (単位:千円)

業者名	支払額
(株)アセント	28,040
(株)今関商会	18,157
(株)木所	28,851
3社合計	75,049
燃料費合計	75,645

(出典)歳出伝票データより監査人集計

市としては、当該取引が、契約規則に定める随意契約に該当するか確認を行い、業者選定の公平性の確保に努める必要がある。

(3) 監査対象に関する意見

特になし。

10. 消防艇点検整備事業費(消防艇管理業務)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

事業の目的は、消防艇2隻について年1回の上架整備、修繕を行うとともに消耗品を購入することにより、常に災害に備えることである。

消防艇とは、水上や沿岸において発生した火災の消火や災害への対応を行う船舶である。川崎市では臨港消防署千鳥町出張所(川崎区千鳥町)に第5川崎丸、第6川崎丸の2隻が配備されている。総務省消防庁「消防力の整備指針」第12条に基づく必要数は1隻であるが、もう1隻は非常用であるため現有数は1隻となる。

写真 12 千鳥町出張所棧橋に係留中の第5川崎丸



上架整備とは、船舶を水面から上げて、ドックの船台に載せた状態で行う整備である。通常水面下にある船底の付着物の除去等も含まれる。平成26年度の上架整備は第5川崎丸が1月から3月にかけて、第6川崎丸が10月から12月にかけて実施された。

② 事業費

表 124 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	40,735	40,739	40,759
決算額(千円)	24,043	34,071	31,526

表 125 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
旅費	19	
需用費	31,426	上架整備
委託料	81	
合計	31,526	

表 126 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	31,526 千円	100%
その他	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 6-14】 契約方法について

消防艇の上架整備は 1 隻ごとの一般競争入札により発注している。入札業者は市内に限定されてはいない。直近 3 年度における入札状況は下記のとおりとなっている。

表 127 表 過去 3 年度の応札者数

消防艇名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 川崎丸	4	1	1
第 6 川崎丸	4	3	1

この表のとおり、平成 25 年度は第 5 川崎丸、平成 26 年度は第 5 川崎丸及び第 6 川崎丸が一者応札となっている。

一者応札となってしまう理由として所管課では、官公庁の船舶の上架整備は例年秋から冬にかけて集中するため、業者側は船台に空きがないと入札に参加できないことをあげている。いずれにしても、平成 25 年度 26 年度の落札業者は同一であり、業者が固定化する傾向が伺える。平成 27 年度は、第 5 川崎丸及び第 6 川崎丸ともに二者による応札となっており、第 5 川崎丸は 3 年連続、第 6 川崎丸は 2 年連続の一者応札とはならなかったが、今後も、競争性を確保するため一者応札とならないような努力の継続は必要である。

11. 耐震性貯水槽建設事業費(耐震性貯水槽建設事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

事業の目的は、整備計画にもとづき市内の適地に耐震性貯水槽 5 基を設置し、消防力の強化を図ることである。消防水利は消火活動の根幹をなすものであるが、平成 5 年阪神・淡路大震災においては断水により消火栓が利用できず、消火活動の大きな妨げとなってしまった。これを契機に、震災時に消防水利を確保する必要性が強く認識されるようになった。

川崎市では断水時における市内全域の消防水利を確保するため、市域を一辺 500 メートルの網目状に区画した上で(市内総メッシュ数 546)、耐震性貯水槽を中心とした半径 280 メートルの円で一区画の 50%以上を包含できるよう、耐震性貯水槽を計画的に整備している。半径 280 メートルはポンプ車による送水の限界に対応する。また貯水槽の容量は 1 基あたり 60 立方メートルで、ポンプ車 1 台が毎分 500 リットルで 2 時間放水可能な水量に相当する。

耐震性貯水槽の設置は、原則として市内の公園・緑地(公有地)を候補地とし、建設時には地質調査、周辺家屋調査、本体工事を行う。本体工事のごくおおまかに言って、貯水槽を地下に埋設する工事である。消防局の予算で実施するが、執行は各区の道路公園センター管理課に委任されている。平成 26 年度は 5 基を設置する計画であったが、国庫補助金が不採択となったため 1 基について 27 年度以降に延期され、4 基が設置された。市内の充足率 100%を目指して、平成 27 年度以降も毎年度 4 基ないし 5 基を設置していく計画である。

表 128 平成 26 年度末における耐震性貯水槽の設置状況

メッシュ数	充足数	未充足数	充足率
546	504	42	92.3%

表 129 平成 26 年度における耐震性貯水槽の設置実績

区域	設置場所
中原区	今井公園
高津区	千年新町公園
宮前区	初山公園
多摩区	菅北浦緑地

耐震性貯水槽の設置による消防力の強化は、平成 26 年度、27 年度の川崎市消防行政重点施策の一環をなしている。

(平成 26 年度川崎市消防行政重点施策)(抜粋)

2 災害対応力の向上

(3) 震災時など断水時における市内全域の消防水利を確保するため、平成 26 年度は市内の適地に耐水性貯水槽 5 基を設置し、消防力の強化を図ります。

(平成 27 年度川崎市消防行政重点施策) (抜粋)
 2 災害対応力の向上
 (3) 震災時など断水時における市内全域の消防水利を確保するため、平成 27 年度は市内の適地に耐水性貯水槽 4 基を設置し、消防力の強化を図ります。

② 事業費

表 130 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	100,489	106,288	93,688
決算額(千円)	77,687	81,548	66,110

表 131 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
委託料	3,218	地質調査
工事請負費	62,892	耐震性貯水槽設置工事
合計	66,110	

表 132 事業費の財源

国・県	8,783 千円	30.4%
地方債	52,000 千円	61.9%
市	5,327 千円	7.7%
その他	—	

(2) 監査の結果

【意見 6-15】 契約変更について

中原区今井公園、宮前区初山公園、多摩区菅北浦緑地の 3 基については、次のように契約変更が行われている。

表 133 契約変更の状況

区域	設置場所	変更金額	増額/減額	変更の理由
中原区	今井公園	336,700 円	減額	車両搬入方法を精査した結果、公園構造物の取壊し復旧範囲を縮小して施工することが可能となり、該当部を中止したため工種及び数量に増減が生じたことから、内容変更及び減額変更を行う
宮前区	初山公園	201,107 円	増額	工事発注後に現地を精査したところ、数量が増が生じたため、内容変更するとともに、併せて増額変更を行う
多摩区	菅北浦緑地	9,461 円	増額	精査の結果、張芝の施工面積について、耐震性貯水槽設置による影響箇所の復旧を行うと、数量の増量が生じるため、内容及び増額変更を行う

いずれも工事の開始後に現地を精査した結果、変更が必要となったものである。現地の精査は発注前、仕様書作成の段階で十分に行っていれば、仕様書に必要事項を盛り込むことで契約変更を避けることが可能となるはずである。

所管課としては、施工段階において予期しえぬ事象が生じたため、設計変更はやむを得ないと判断したもののことである。

仕様書作成の段階で予期できたかできないかについては、今回の監査での確認は困難であるが、所管課としては今後もより精度の高い実地調査のもとに設計書を作成し、契約方法の妥当性にも影響を与える契約変更をできるだけ避けることが必要である。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 6-16】 最低制限価格について

耐震性貯水槽の設置工事請負業者は一般競争入札により決定している。平成 26 年度に設置した 4 基についてそれぞれ入札の参加状況は次のとおりである。

表 134 平成 26 年度の入札参加状況

区域	設置場所	辞退(者)	無効(者)	有効(者)
中原区	今井公園	3	0	3
高津区	千年新町公園	0	1	4
宮前区	初山公園	1	2	6
多摩区	菅北浦緑地	2	1	9

(出典) 市ホームページ、落札結果詳細

このうち中原区今井公園、宮前区初山公園、多摩区菅北浦緑地の 3 基について、落札額が市の定める最低制限価格と円単位で一致していた。さらに、多摩区菅北浦緑地の 1 基については、有効な入札 9 社のうち 7 社が同額で、最低制限価格と円単位で一致した。そこで「川崎市電子入札運用基準」に基づき、電子くじによって落札者を決定している。

最低制限価格制度は、入札に当たって予定価格とともにあらかじめ最低制限価格を設け、この価格を下回る入札者を自動的に排除するものである。川崎市では最低制限価格について「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」が公表されており、算出方法が定められている。（「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」の内容については、【意見 5-31】 最低制限価格と一般競争入札の趣旨について（123 ページ）を参照。）

本来、複数業者の入札額が円単位で一致することは、偶然以外にはありえないはずであるが、この点につき所管課から、複数者が最低制限価格で応札するに至る、一般的な理由として次のような説明があった。

「本市建設緑政局では、公共工事における工事積算価格の透明性、客観性及び妥当性をより一層確保する観点から、以前より、設計資材単価表、労務単価表及び標準積算基準書を公表しております。また、予定価格の基礎資料となる、工事設計書の工事価格の積算につきましては、入札参加希望者のより適切な積算と迅速化を図るため、平成21年度から設計書とは別に、当該設計書の積算条件を記した積算参考資料を添付することとし、設計図書の改善を図っております。以上のことにより入札参加希望者は、工事価格を正確に算出することが可能な状況となっております。」

また、1基ごとの発注に代えて複数をまとめて1件の契約とすることで、公示価格を変更するとともに規模の経済が働くようにする方策について可能性がないか質問したところ、各区の道路公園センター管理課に執行委任されているもとでは現状の発注単位を変更することは難しいとの回答であった。

最低制限価格制度は、1)ダンピングを防止し、2)契約内容に適合した履行を確保するために設けられている制度であるが、それが容易に算出可能となった場合には、適正な競争原理を働かせるという一般競争入札の趣旨を損なう結果となりかねない。

今後、最低制限価格の取扱について財政局とも協議の上、何らかの対応が必要と考える。予定価格に対する最低制限価格の設定率を毎年度変更することも一法である。また、低入札価格調査制度の適用範囲を拡大し当該制度を採用することも検討の余地がある。これは、予定価格とともにあらかじめ調査価格を定めておき、入札価格がこれを下回ったときは、契約が適正に履行されるかどうかを調査した上で相手方と契約するかどうかを判断する制度である。最低制限価格制度と低入札価格調査制度とは類似しているが、自動的に排除するか、調査した上で契約の可否を判断するかという点で異なる。低入札価格調査制度が、事務量の問題で全ての案件に適用することが困難であれば、案件を選別した上で適用することの検討も必要である。

12. 消火栓設置等負担金(警防活動事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

消火栓は消防法に定める消火施設であるものの、水道法に定める水道施設と一体に整備される。このため、水道事業及び工業用水道事業を所管する上下水道局と消防局との間で「消火栓の設置及び維持管理に関する協定書」を締結した上で、配水管への消火栓の設置や消火栓の補修及び撤去等の維持管理は、上下水道局が実施している。

地方公共団体の実施する水道事業及び工業用水道事業には地方公営企業法が適用され、本来的には自らの経営による受益者(水道を利用する市民等)からの収入をもってサー

ビスを提供するための経費に充てなければならないとする、所謂、独立採算の原則が適用されるが、公共の消防のための消火栓に要する経費や、その他水道を公共の消防のように供するために要する経費等については、その性質上地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費として、一般会計等が負担すべきものとされている。

消火栓設置負担金は、上記に基づき、消防局が上下水道局に対して、消火栓の設置及び維持管理に関する経費として支払う負担金である。

(地方公営企業法) (抜粋)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

(地方公営企業法施行令) (抜粋)

第八条の五 法第十七条の二第一項第一号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額をこえる部分)とする。

- 一 水道事業 公共の消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費及び公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費
- 二 工業用水道事業 公共の消防のための消火栓に要する経費その他工業用水道を公共の消防の用に供するための経費

② 事業費

表 135 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	173,642	173,366	170,276
決算額(千円)	173,642	172,802	168,146

表 136 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
負担金	168,146	消火栓設置費負担金、消火栓維持費負担金
合計	168,146	

表 137 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	168,146 千円	100%
その他	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見**【意見 6-17】 上下水道局から請求される負担金の内容確認の実施について**

ア. 消防局の負担する範囲

「消火栓の設置及び維持管理に関する協定書」及び「消火栓の設置及び維持管理に関する協定書の事務取扱に係る覚書」において、消防局が負担すべき公共の消防のための消火栓に要する経費を次のように定めており、上下水道局は、当該年度の前々年度の消火栓維持管理費等の実績に基づいて負担額を算出し、消防局に通知するものとされている。

【消防局が負担すべき経費】

- | |
|---|
| (1) 単口消火栓、空気単口消火栓及び双口消火栓の設置、修理及び撤去に係る経費 |
| (2) 消防用として使用された水の経費 |

イ. 消防局の負担する範囲

負担金の額は、前々年度の消火栓維持管理費等の実績に基づいて、上下水道局が算出し、支出の前年度に消防局に対して通知される。平成 26 年度の負担金の額は、平成 25 年 8 月 30 日付けに 170,274,896 円と通知されたが、平成 26 年 4 月 28 日付けにて、168,146,327 円に減額修正(2,128,569 円の減額)されている。

【経費の内訳】

区分	当初請求額	修正後請求額	差額
消火栓設置費	118,200,532 円	116,071,963 円	△2,128,569 円
償還維持費	52,074,364 円	52,074,364 円	0 円
合計	170,274,896 円	168,146,327 円	△2,128,569 円

修正内容は消火栓設置費の減額である。これは、消火栓設置費を構成する空気単口消火栓設置費は空気弁付消火栓の設置費用であるが、当該空気弁は水道管内の空気を抜くための弁であり、必ずしも消火栓に特有の設備ではないことから、本来は、設置費を消防局と

上下水道局とで按分すべきところ、当初、消防局に全額請求したことによるものである。その後、上下水道局より、請求額に誤りがあったものとして請求額の減額が通知されている。

例年、上下水道局からは年間の請求額が記載された通知書が送付されているが、この内訳書では上下水道局負担となる空気弁の金額が明確にされておらず、消防局も特段の検証なく支払っているものである。川崎市内部における一般会計と特別会計(上下水道局)との間の資金移動ではあるものの、予算統制の意義を減殺するものであり、地方公営企業の経営成績にも影響を与えるものであることから、今後、内訳書に上下水道局負担である空気弁の金額を記載するよう改善し、支出の根拠が明確になるよう見直しを図り、消防局として負担金支出額の妥当性を検証した上で支出することが望ましい。

13. 警防活動事業費(消火用具整備分)(警防活動事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

首都直下地震等、大震災が発生した場合等においては、川崎市内においても同時多発火災の発生が危惧されており、所謂「公助」だけでは対応が困難なことが想定される。これまで川崎市では液体消火器を配備してきたところであるが、経年劣化が進んでいるにも関わらず液剤の再充填が困難であること、各家庭への消火器の設置が進んできていること等を理由として、消火器の更新は行わないこととした。一方、地域住民による初期消火活動自体の重要性は高いことから、市民及び地域が有する「自助」力や「共助」力に対する働きかけ、地域防災力を向上させることを目的として、平成 26 年度から 3 ヶ年をかけて、市内 175 箇所の全避難所に「消火ホースキット」を配備することとしている。

消火ホースキットは、消火栓に接続して使用する消火用ホース(4 本)に、消火栓開閉器具等がセットされたものであり、概要は以下のとおりである。箱型の片開き式アルミ製ボックスに収納されており、車輪に載せて移動させることが可能な形態である。消火器が溶剤容量の関係上、消火活動に時間的な制約が生じるのに対して、消火栓の給水能力がある限りは、消火活動を実施することが可能である。また、消火ホースの口径が直径 40 ミリと消防隊が通常使う 65 ミリより細く、水を通した場合の重さも 1 本当たり 29 キロと通常の 71 キロの半分以下となっていることから、操作性が良く、昼間、在宅している高齢者や女性、中学生等でも容易に扱うことが可能なものと説明している。

【消火ホースキットの概要】

- ボックス寸法:高さ 1,350 mm 幅 665 mm 奥行 675 mm 程度
- 重量:50 kg 程度
- 消火用ホース(40 mm×20 ミリm 使用圧 1.3Mpa) 4 本

- 可変噴霧ノズル
- 消火栓開閉器具 等
- 1台あたり249,912円(税込:平成26年度実績)

【配備計画】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
配備避難所数	58箇所	59箇所	58箇所

② 事業費

表 138 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	—	—	20,772
決算額(千円)	—	—	18,216

表 139 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
委託料	1,722	消火器等廃棄委託料
備品購入費	16,494	消火用具購入費
合計	18,216	

表 140 事業費の財源

国	—	
県	5,498千円	30.2%
市町村	12,718千円	69.8%
その他	—	

(2) 監査の結果

【指摘事項6-3】避難訓練視察を踏まえての有効性の検証

大規模災害時には、通信網や交通網の寸断などで消防や警察などの公的機関が十分な対応ができなくなる恐れがある。そのため、いわゆる共助による活動が必要となるが、その中心となるのが自主防災組織である。この共助による災害時の活動で最も期待されているものの1つとして、初期消火があげられる。その意味において、全避難所に「消火ホースキット」を配備し、自主防災組織に活用を促す本事業は、共助において重要な役割を担っている。川崎市地震被害想定調査によると市内の火災焼失棟数は約17,000棟に上ると想定されていることから、自主防災組織等による自助・共助が重要になる。以上より、川崎市の全175避難所に「消火ホースキット」を配置するという本事業の潜在的な有効性は非常に高い。

但し、本事業が災害の現場で有効に機能するためには、「消火ホースキット」が配置される

だけでは十分ではなく、いざという時に有効に使用されなければならない。つまり、整備と運用がともに機能して初めて事業が有効になると思われる。

このような認識のもと、今回の包括外部監査においては、実際に防災訓練を視察し、「消火ホースキット」を使っの訓練の内容を確認した。

訓練名	主催	共催、参加者	実施期間	主な実施場所
幸区総合防災訓練	幸区自主防災連絡協議会、幸区	幸区自主防災組織及び関係機関約 250 名	9 月 1 2 日 (土)	河原町グラウンド体育館

視察の結果、「消火ホースキット」がいざという時に有効に使用されるためには、未だ課題が多いと認識した。まず、「消火ホースキット」はいくつかのパーツを組み立てて使用するが、実際の火災の場面で地域住民が容易に使用できるという心証が得られなかった。もちろん、防災訓練では、消防局指導のもと行われているため、スムーズに組み立て、放水が行われていたが、実際の現場ではこのようにはいかないことも十分に想定される。このような状況では、各避難所に「消火ホースキット」が配置されても、現状では運用面の課題は大きい、今後も訓練の継続が必要である。

但し、本事業は平成 26 年度に開始された事業であり、まず整備面を中心に実施することは理解できる。平成 28 年度には全避難所への整備が完了するので、今後如何に運用面の課題を解決し、事業の有効性を高めていくかが重要となる。

この点、9 月 12 日の視察後、各区に訪問し区担当者との意見交換等を行ったが、その際の意見(一部)は以下のとおりである。

- 自主防災組織の高齢化は「消火ホースキット」だけの問題ではないが、積極的に若手リーダー育成のための取組みを行う。そして、若手リーダー研修の実施などの際には、「消火ホースキット」も研修項目に加える。
- 避難所を運営する「避難所運営会議」のメンバーには、自主防災組織だけではなく学校等も含まれる。そこで、学校の生徒を積極的に活用する。また、学生ボランティアの活用も検討の余地がある。(なお、現在中学校等への訓練も実施している。)
- 「消火ホースキット」は備蓄倉庫内に配置されており、いざという時に鍵を開ける手間が生じる。また、「より身近な場所に置いて欲しい」という要望もあることから、(すでに配備しているものも含め)AED 装置のようにいざという時にすぐ使える場所への配置も進める。
- 自主防災組織のメンバーは常時入れ替わっているため、消防局による実地訓練や説明は 175 避難所に配備する段階で終わりではなく、常に継続しなければならない。これはかなりの労力を要することが予想される。この問題を解決するため、自主防災組織には、複数の団体が 1 つの訓練を行う連合訓練を積極的に推奨する。避難所ごとの訓練も同様である。

上記事項は消防局だけでは解決できない問題もあるが、いずれにしても市としては事業の重要性を考慮し、その有効性を高める工夫が必要である。

写真 13 消火ホースキット



写真 14 組み立て作業中の消火ホースキット



なお、初期消火活動のために「消火ホースキット」の潜在的な有効性が高く、今後の事業の展開が期待されることから、【指摘事項】としている。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 6-18】 自主防災組織への訓練指導の徹底及び支援策の検討について

消火ホースキットは、消火ホースキットを用いた防災訓練等により市民への普及啓発を行い、自主防災組織が市の防災資機材購入補助金制度を利用する等し、自主的に配備することで地域防災力の向上に資することが期待されている。仮に、本事業が消火ホースキットの普及啓発が主目的であれば全避難所に配備する必要性は薄く、受け入れ能力や意思のある自主防災組織等を中心に順次配備を進めることや、自主防災組織の訓練時に消防職員や消防団員が出向いて普及啓発を図っていくことが中心になると想定される。しかし、本事業の本質は、やはり市民への普及啓発だけではなく、実際の大規模災害等における火災発生時に、自主防災組織が活用するものであり、そのために全避難所に配備が進められていると考える。

当該ホースキットを実際に使用するのは、日頃から各種訓練に従事している消防職員ではなく、地域住民により構成される自主防災組織の構成員が想定される。これまでの消火器と異なり、消火栓の給水能力が継続する限りは消火活動を実施することが可能となり、消火能力自体は向上したとも言えるが、一方で、消火活動を行うためには、消火ホースを伸ばした上で消火栓に接続する必要があるとともに、水圧に耐えながらノズルを火元に向けることが求められる。このように、消火器と比べて格段に操作性に習熟することが求められるとともに、地域における消火栓の配置状況等の情報も必要となる。

消防局では、自主防災組織が消火ホースキットを使用した防災訓練等を実施する際には

指導面で協力していきたいとしており、平成26年度においては、訓練実施時に職員が出向く等し、指導を行っている。ただ、新たに配備するものであることから、1～2回の訓練指導では、自主防災組織の構成員がその使用方法を把握し習熟することは困難である。消火ホースキットを使用するのは自主防災組織であるが、市内全避難所に配備する以上、消防局は責任をもって指導訓練を行い、使用方法を含めた認知度や習熟度を向上させる必要がある。今後、平成28年度にかけて配備数は増加することになるが、大規模災害時において多少なりとも活用できるよう自主防災組織構成員への周知及び訓練指導を徹底することが必要である。

併せて、前掲のとおり、幅広く「消火ホースキット」を使える人材を養成するだけでなく、消火ホースキットを使えるコアとなる人材の養成も課題と考えられることから、消火ホースキットにかかる訓練指導の徹底と併せて、自主防災組織を支援する枠組みを構築することも必要である。消防局としても、例えば、機能別消防団員制度を活用することによる自主防災組織と消防団との協力関係を拡充する等、自主防災組織の人材面及び技術面等での向上を図り、支援する方策を検討することが必要である。

【平成26年度における消火ホースキットを使用した訓練実績等】

○ 自主防災組織訓練	30回
○ 避難所運営会議訓練	2回
○ 総合防災訓練	1回
○ 普及啓発活動	63回

(注) 消防団が指導及び参加したものを含む。

14. メディカルコントロール活動事業費(救急救命士養成事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

事業の目的は、救急救命処置の質を担保することでより多くの命を救うことである。救急隊員は従来から、患者の搬送中に緊急避難的に応急処置を行っていたところ、救急救命士は国家資格として救急救命処置を業として行うことが認められている。ただし、救急救命士の行う救急救命処置はあくまで「診療の補助」であり、原則として医師の指示に基づいて行われるべきものである。メディカルコントロールとは、救急患者を現場から医療機関へ搬送する間に医師以外の者(救急救命士を含む救急隊員)が医療行為を実施する場合、医師が必要な処置を指示あるいは指導して、それらの医療行為の質を保証することである。総務省消防庁及び厚生労働省医政局から発出された「メディカルコントロール体制の充実強化について」(平成15年3月26日付)において、都道府県及び市町村に対しメディカルコントロール体制の充実強化が要請されている。これに基づき川崎市メディカルコントロール協議会が設置され

ており、また、平成26年度、27年度の川崎市消防行政重点施策の一環をなしている。

(平成26年度川崎市消防行政重点施策)(抜粋)

3 救急体制の強化

(4) メディカルコントロール体制の下、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管研修や救急救命士の処置範囲拡大に伴う養成研修を行い、高度な救命措置ができる認定救急救命士の充実を図ります。

平成27年度川崎市消防行政重点施策(抜粋)

3 救急体制の強化

(4) メディカルコントロール体制の下、高度な救命処置(気管挿管・ビデオ喉頭鏡・薬剤投与・拡大2行為)が実施可能な認定救急救命士の充実を図ります。

メディカルコントロール体制は次のような要素から構成される。

- ①医師によるリアルタイムでの指示・指導・助言(電話や無線等を介して実施)
- ②事後検証
- ③事前研修、再教育

メディカルコントロール体制構築の具体的な内容として、消防局では市内の医療機関に下記のとおり業務委託している。

表 141 メディカルコントロール体制を支える市内医療機関

医療機関	所在地	備考
市立多摩病院	多摩区宿河原	学校法人聖マリアンナ医科大学が指定管理者となっている
独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院	中原区木月住吉町	—
学校法人聖マリアンナ医科大学	宮前区菅生	救命救急センターを有している
学校法人日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町	救命救急センターを有している
市病院局(市立川崎病院)	川崎区新川通	救命救急センターを有している

事業の成果としては、心肺機能停止傷病者一か月生存者数が増加していることがあげられる。

表 142 心肺機能停止傷病者一か月生存者数の推移

年度(平成)	一か月生存者数
平成 24 年度	59 人
平成 25 年度	60 人
平成 26 年度	78 人

(出典)消防年報

② 事業費

表 143 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	40,944	47,582	43,599
決算額(千円)	39,707	46,774	41,322

表 144 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	759	講師謝礼
旅費	1,367	研修旅費
需用費	12,557	AED パドル、バッテリー等消耗品
委託料	23,584	病院での実習等委託料
備品購入費	2,142	高度救急シミュレータ
負担金補助及び交付金	913	研修出席負担金
合計	41,322	

表 145 事業費の財源

国	—	—
県	—	—
市	41,322 千円	100%
その他	—	—

(2) 監査の結果

【指摘事項 6-4】 事業委託の見積と実績の乖離について

平成 26 年度における市内医療機関への業務委託は表 146 のとおりであった。このうち学校法人聖マリアンナ医科大学、独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院への業務委託について内容を検討した。

表 146 市内医療機関への業務委託

(単位:千円)

医療機関	平成 26 年度 委託金	主な業務委託内容
市立多摩病院	1,663	病院実習
独立行政法人労働者健康福祉機構 関東労災病院	1,944	病院実習
学校法人聖マリアンナ医科大学	7,093	指示・指導・助言、事後検証、病院実習等
学校法人日本医科大学武蔵小杉病院	7,037	指示・指導・助言、事後検証、病院実習等
市病院局(市立川崎病院)	5,847	指示・指導・助言、事後検証、病院実習等
合計	23,584	

業務委託金額は、実施項目の経費単価に件数を乗じ、その合計額として算定されている。経費単価については、神奈川県におけるメディカルコントロール体制推進方針(平成 15 年 8 月)に「消防(局)本部が負担する経費」として記載されている経費単価に基づいて設定されていた。件数については過去の実績や当年度の計画をもとに見積もられて決められていた。

委託先医療機関からは委託業務完了届が提出され、業務完了検査報告書で所管課による履行確認が行われたのち、契約額どおり支払われている。ただし、委託先からは実際の件数は報告されていない。

そこで、契約時に見積もられた件数と実際の件数を比較したところ、下記のとおり差異が生じていた。実際の件数は派遣者名簿等により所管課で把握している数値である。経費単価を用いて差異金額を算出した。

表 147 メディカルコントロール体制に関する業務委託における見積と実績の差異

委託先	聖マリアンナ医科大学			関東労災病院		
	見積書	実績値	差異金額 (円)	見積書	実績値	差異金額 (円)
救急隊員が行う応急処置に対する 指導、助言及び特定行為等の指 示委託料	728 件	下記を 参照		—	—	—
事後検証委託料	368 件	同上		—	—	—
救急救命士病院実習委託料	42 人× 4 日間	41 人× 4 日間	28,080	20 人× 4 日間	16 人× 4 日間	112,320
救急救命士就業前研修委託料	4 人× 20 日間	4 人× 20 日間	0	—	—	—
気管挿管実習病院研修委託料	2 人	2 人	0	2 人	2 人	0
ビデオ喉頭鏡病院実習委託料	2 人	2 人	0	2 人	2 人	0
再教育病院研修委託料	3 人×1 日間	0 人	21,060	—	—	—
差異金額合計			49,140			112,320

医療機関とは仕様書と市委託契約約款により契約を締結している。仕様書には、実施件数の見積と実績が一致しなかった場合についての取扱は記載されていない。一方、市委託契約約款(平成 26 年適用のもの)には下記のとおり、業務内容の変更等についての定め及び業務の報告又は調査についての定めがある。

(市委託契約約款)

第 9 条(業務内容の変更等) 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

第 12 条(業務の報告又は調査) 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

神奈川県メディカルコントロール協議会が経費単価を設定している趣旨は、消防(局)本部が負担する経費につき固定費的な取扱でなく実績に基づいて決定するということだと考えられる。表 147 において計算された差異金額は、いずれも実績のない部分について支出されたことになり、削減できたはずの冗費といえる。市は見積と実績が一致しているか委託契約約款に基づき調査し、一致しなかった場合には、変更を行うべきである。

(3) 監査対象に関する意見

特になし。

15. 消防救急無線デジタル化事業費(消防救急無線デジタル化事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

携帯電話及び無線 LAN の急速な普及等により電波需要は増加の一途をたどっており、限りある電波周波数資源の有効利用が求められているところであるが、一方で、消防救急活動を迅速に実施するためには、消防通信の高度化を図る必要性も高まっている。このような現状を踏まえて総務省は、平成 20 年 5 月 13 日に周波数割当計画を変更し、消防救急無線の周波数移行とアナログ方式からデジタル方式への変更を決定した。

これを受けて、川崎市においても、従前、消防救急用無線として使用していた 150MHz 帯アナログ無線を、その使用期限である平成 28 年 5 月 31 日までに、260MHz 帯デジタル無線に移行する必要があるため、所要の機器等にかかる取替工事を実施したものである。

② 事業費

表 148 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	96,192	400,103	1,464,259
決算額(千円)	120,869	385,528	1,393,555

表 149 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
旅費	2	
委託料	11,356	消防救急デジタル無線活動波(発電機)整備実施設計委託料
工事請負費	1,091,728	消防救急デジタル無線活動波整備工事費等
備品購入費	245,264	消防救急デジタル無線陸上移動局等
負担金	45,205	消防救急デジタル化共通波共同整備負担金
合計	1,393,555	

表 150 事業費の財源

国	—	
県	3,440 千円	0.3%
市町村	13,115 千円	0.9%
その他(市債)	1,377,000 千円	98.8%

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 6-19】 予定価格積算方法の改善について

ア. 消防救急デジタル無線活動波整備工事の概要

本件工事は、消防救急無線のデジタル化工事であり、消防救急デジタル無線機器及びネットワーク関係機器等の調達及び据付工事である。平成 24 年 6 月に総合評価一般競争入札（特別簡易型）が実施されたが、結果として 1 社のみのお札であり、落札価額も予定価格に近似したものであった。

【消防救急デジタル無線活動波整備工事契約の概要】

契約期間	契約金額	契約先	契約先選定方法
平成 24 年 10 月 9 日～ 平成 26 年 10 月 31 日	1,459,500,000 円	日本電気株式会社	総合評価一般競争入札（特別簡易型）

【工事概要】

- (1) 消防救急デジタル無線機器（機器据付・配管配線工事・試験調整等含む）
- (2) ネットワーク関係機器（機器据付・配管配線工事・試験調整等含む）
- (3) 電源関係機器（機器据付・配管配線工事・試験調整等含む）
- (4) その他（既設改修（切替作業等含む）
- (5) システム総合試運転調整
- (6) 既設機器撤去（既設配管等撤去含む）
- (7) 産業廃棄物処分

イ. 予定価格積算方法の改善の検討について

本件工事契約の予定価格を積算するにあたり、これまで類似の事案が無く、川崎市が独自に積算することが困難であるとして、関連する事業者から参考見積を徴し、これを査定することにより予定価格を積算する方法が採用されている。しかし、3 社に参考見積書の提出を求めたものの、結果として、これに応じたのはお札した 1 社のみであった。また、入手した参考見積書の金額についても、これを個別に査定する材料が無いとして、当該金額に一定割合を減じたものを予定価格として設定している。

確かに、消防救急無線機器の大規模なデジタル化工事は初めての事案であり、川崎市が独自に積算することは困難であったものと推測されるが、既存の消防関連システムを納品している事業者 1 社のみが参考見積書を提出している状況では、入札及び契約行為自体は法令等に反しない形で締結ができたとしても、契約額は事業者の見積額と近似する可能性が高いものと予想されたと推測される。

この点、平成26年11月の報道にて、消防救急デジタル無線の整備工事の入札に関して談合を繰り返した疑いで、公正取引委員会が、川崎市の落札業者を含む5社に談合調査に入った旨の報道がなされている。

既に納品及び代金の支払いまで完了した事案であり、実際の談合の有無については公正取引委員会の判断を待つことになるが、今後も、特にシステム関連機器の調達等に際しては類似の状況となる可能性もある。今回の事案を参考に、予定価格の積算方法の改善の要否をあらためて検討する必要がある。

16. 消防情報通信高度化事業費(消防指令体制の整備)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

消防指令システムは、年間約9万件にも及ぶ119番通報等を受信するとともに、市内の全消防及び救急用車両の運用管理を行っており、指令制御系、自動出動系、地図検索系、車載端末系、電源系及び無線系から構成されている。

川崎市消防局総合庁舎に設置されている指令センターでは、川崎市内で発生した火災、救急、その他の事故(救助、ガス漏れ等)等の災害に関する通報を受信すると、市内の全消防署(8署)、出張所(28所)及び航空隊から災害の種類や場所に最も適した車両等を選択し、一斉出場指令を行う。出場の後は、出場した車両等と無線で連絡をとり、災害情報を集約・共有化し、災害の状況に応じて消防隊を増強する等の出場指令を行うとともに、必要に応じて警察やガス・電力会社に連絡し出場要請を行う。この機能をシステム面で支えるのが消防指令システムである。また、各種のデータを管理する消防情報管理システムに対し、災害事案、救急事案及び車両活動状況等のデータを送信している。

現行のシステムは平成14年9月に運用を開始したものであるが、運用から10年以上が経過したことから、機器等の更新を予定している。平成26年度においては消防指令システム更新のための基本計画を策定しており、実際の更新は平成28年度以降に予定されている。

② 事業費

表 151 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	—	—	19,959
決算額(千円)	—	—	16,956

表 152 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
委託料	16,956	消防指令システム更新基本計画等策定業務委託料
合計	16,956	

表 153 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	16,959 千円	100.0%
その他(市債)	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 6-20】 入札時に競争性を発揮させるための手法等の検討について

ア. 消防指令システム更新基本計画等策定業務の概要

本件は、消防指令センターの基幹システムである消防指令システムの安定的かつ確実な運用を期するため、現システムの課題を抽出し、最新の IT 技術及び今後の動向並びに既存消防情報管理システムとの連携を考慮したシステムを構築するための基本計画を策定し、基本計画に基づく要件を十分に反映した調達仕様書案等を策定することを目的としたものである。

【消防指令システム更新基本計画策定業務の概要】

契約期間	契約金額	契約先	契約先選定方法
平成 26 年 5 月 9 日～ 平成 27 年 3 月 31 日	16,956,000 円	株式会社 三菱総合研究所	一般競争入札

イ. 入札時に競争性を発揮させるための手法等の検討について

消防指令システムのようなシステム関連機器の場合、一旦、特定の事業者から導入すると、その後、その一部の更新や改修工事等を行う際には、更新等の対象とならないシステムとの関係性が重視され、業者選定にあたり既存の事業者が有利となる。特に、消防指令システムのように、市民の安全を確保するためにシステム稼働の安定性がより慎重に求められる場合には、その傾向は強くなるものと推測される。

今回、平成 28 年度以降において消防指令システムの更新が予定されているが、関連する消防情報管理システムや今般導入した消防救急デジタル無線は更新されないことから、一定の有利性は否定するところではないが、少なくとも予定価格の積算や仕様書の作成にあた

っては、積極的な情報収集等により、システム機器の有効性(安定性)と効率性とを両立する調達方法を検討することが望ましい。

また、平成40年度頃において、関連するシステムの調達サイクルが一致すると想定されているが、その際には、既存の事業者に囚われずに調達が可能となるよう、仕様書等を作成し調達を実施することを期待する。

17. ヘリコプター定期整備事業費(航空関係業務)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

事業の目的は、消防航空隊が保有する2機のヘリコプターについて定期整備を行うことにより、常に災害に備えることである。

消防航空隊は東京ヘリポートに庁舎を置き、そこにそよかぜ1号機・そよかぜ2号機の2機のヘリコプターを配備している。1機が非常用であるため現有数は1機となる。

市内へは離陸後最長9分から10分で到着が可能である。市内災害、神奈川県航空機特別応援、緊急消防援助隊等で活躍している。

そよかぜ2号機は平成6年4月に運航を開始してから、平成27年7月には飛行時間4,800時間に達した。機体の老朽化・モデルチェンジによる交換部品の入手困難等の理由で十分な安全性を確保することが困難となることから、平成27年度に機体を更新した。そよかぜ1号機は川崎式BK117型C-2型、旧そよかぜ2号機は川崎式BK117型B-2型、新そよかぜ2号機はエアバス・ヘリコプターズ式AS365N3型で、川崎式BK117型B-2型よりも最大離陸重量が増えて安定性・安全性が向上し、かつ大型化したことで新しい装備の装着も可能となった。

写真 15 航空隊庁舎に格納されているヘリコプター(手前が新そよかぜ2号機、奥がそよかぜ1号機)



ヘリコプターは一定の飛行時間ごとに整備・点検が義務づけられている。また飛行前後に点検を実施し、資格ある整備士により安全で確実な航空活動を支えている。平成 26 年度はそよかぜ 1 号機について 2,250 時間定期整備を、そよかぜ 2 号機について 4,500 時間定期整備をそれぞれ実施した。

② 事業費

表 154 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	176,706	77,248	110,360
決算額(千円)	175,753	76,522	117,050

表 155 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
旅費	800	
委託料	116,250	ヘリコプター2機の定期整備委託
合計	117,050	

表 156 事業費の財源

国	—	—
県	—	—
市	117,050 千円	100.0%
その他	—	—

(2) 監査の結果

【指摘事項 6-5】 事業委託の履行確認について

そよかぜ1号機・そよかぜ2号機の定期整備は従前から、特命随意契約によりセントラルヘリコプターサービス株式会社に委託している。当該業者にはヘリコプターのメーカーである川崎重工工業株式会社から整備修理事業を移管されており、メーカーの定める技術水準に則った点検整備を継続的に行える国内唯一の業者であることが主な理由である。消防局指名選定委員会の審議を経て、指名選定されている。

契約の履行にあたり、航空隊が仕様書で提出を求めている書類とセントラルヘリコプターサービス株式会社から提出された書類とを照合したところ、提出されていないものがあった。未提出の書類とその理由について航空隊から受けた説明は以下のとおりである。

そよかぜ1号機・そよかぜ2号機	
未提出の書類	未提出の理由
(5)無線検査の受検に関する書類 エ 無線局検査手数料の納付に関する書類 (ウ) 領収証書	検査手数料は市からの委託料に含まれ、 (イ)検査手数料納付書・写 で代替できるため
(6) 航空法の事業場認定制度による耐空証明検査受検に関する書類 ア 耐空証明書の有効期間内に受検する場合 (ア) 申請予定機に関する通知・写	市として必要ないため、27年度は仕様書から削除している
(7)無線局登録点検事業者制度による無線検査受検に関する書類 ア 無線設備等の点検結果通史所 (イ) 飛行試験実施結果報告書	(2)検査成績表 カ 飛行試験記録 に含まれるため

仕様書で提出を求めている書類がもれなく正確に提出されているかどうかは、契約の履行を確認する上で重要である。未提出の理由は航空隊の側で不要ないし他の提出書類で代替可能と判断されたものである。しかし、予算執行の透明性を確保するためには、担当者の判断にとどめず、仕様書を作成する段階で真に必要なものを要求するよう、見直しを進める必要がある。

(3) 監査対象に関する意見

特になし。

18. ヘリコプター運航要員養成事業費(航空関係業務)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

事業の目的は、平成27年度に更新するそよかぜ2号機の運航、整備に係る、技能証明限定変更国家試験のための事業用操縦士限定変更訓練及び一等航空整備士限定変更訓練を実施することである

航空隊の操縦士は全員、事業用操縦士(川崎式BK117型)の資格を有しており、この資格がなければ航空法の規定により航空機の操縦はできない。そよかぜ2号機の更新機であるエアバス・ヘリコプターズ式 AS365N3 型についても、それにかかる型式限定資格を有しなければ操縦することができない。そこで、国土交通省航空局による技能証明の限定変更の国家試験を受験する必要がある。

(航空法)(抜粋)

(技能証明の限定)

第25条 国土交通大臣は、前条の定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、准定期運送用操縦士、航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、航空機の種類についての限定をするものとする。

2 国土交通大臣は、前項の技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、航空機の等級又は型式についての限定をすることができる。

3 国土交通大臣は、前条の航空工場整備士の資格についての技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、従事することができる業務の種類についての限定をすることができる。

(試験の実施)

第29条 国土交通大臣は、技能証明を行う場合には、申請者が、その申請に係る資格の技能証明を有する航空従事者として航空業務に従事するのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために、試験を行わなければならない。

2 試験は、学科試験及び実地試験とする。

(技能証明の限定の変更)

第29条の2 国土交通大臣は、第二十五条第二項又は第三項の限定に係る技能証明につき、その技能証明に係る航空従事者の申請により、その限定を変更することができる。

2 前条の規定は、前項の限定の変更を行う場合に準用する。

整備士についても同様に、航空隊の整備士は全員、一等航空整備士(川崎式 BK117 型)

の資格を有している。航空法により、航空機を整備した場合、有資格整備士がその耐空性について確認をしなければ、航空の用に供してはならない。

(航空法) (抜粋)

(耐空証明)

第 10 条 国土交通大臣は、申請により、航空機(国土交通省令で定める滑空機を除く。以下この章において同じ。)について耐空証明を行う。

- 2 前項の耐空証明は、日本の国籍を有する航空機でなければ、受けることができない。但し、政令で定める航空機については、この限りでない。
- 3 耐空証明は、航空機の用途及び国土交通省令で定める航空機の運用限界を指定して行う。
- 4 国土交通大臣は、第一項の申請があつたときは、当該航空機が次に掲げる基準に適合するかどうかを設計、製造過程及び現状について検査し、これらの基準に適合すると認めるときは、耐空証明をしなければならない。
 - 一 国土交通省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準
 - 二 航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機にあつては、国土交通省令で定める騒音の基準
 - 三 装備する発動機の種類及び出力の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機にあつては、国土交通省令で定める発動機の排出物の基準

(航空機の整備又は改造)

第 19 条 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備(国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次項及び次条において同じ。)又は改造をする場合(第十六条第一項の修理又は改造をする場合を除く。)には、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る整備又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認するのでなければ、これを航空の用に供してはならない。

- 2 前項の航空機以外の航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備又は改造をした場合(第十六条第一項の修理又は改造をした場合を除く。)には、当該航空機が第十条第四項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。

操縦士・整備士とも、更新機の導入前に資格を取得しておくため、訓練を外部委託する。具体的には、そよかぜ 2 号機のメーカーであるエアバス・ヘリコプターズ社の認定を受けた業

者への委託により、事業用操縦士 3 名、一等航空整備士 4 名の訓練を行った。

表 157 航空隊職員の保有する技能資格

区分	平成 26 年 4 月 1 日現在			平成 27 年 4 月 1 日現在		
	BK117 型	AS365 型	計	BK117 型	AS365 型	計
操縦士技能証明(飛行機)	機種限定なし		2	機種限定なし		2
事業用操縦士技能証明(回転翼)	6	0	6	6	3	9
計器飛行証明	機種限定なし		6	機種限定なし		6
航空整備士技能証明	5	0	5	5	3	9

(出典: 消防年報及び航空隊提供資料)

② 事業費

表 158 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	822	5,839	91,965
決算額(千円)	795	5,821	91,882

表 159 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
旅費	95	
委託料	91,787	操縦士、整備士の座学、実機訓練、試験
合計	91,882	

表 160 事業費の財源

国	—	—
県	—	—
市	91,882 千円	100%
その他	—	—

(2) 監査の結果

【指摘事項 6-6】 事業委託の有効性について

限定変更訓練の修了後、訓練対象者は平成 26 年度内に国家試験を受験した。

訓練名称	業務委託費(千円)	訓練対象者	国家試験合格者
事業用操縦士限定変更訓練	62,508	3名	3名
一等航空整備士限定変更訓練	29,279	4名	3名
合計	91,787		

航空整備士のうち1名については、訓練の結果合格が見込める水準に達しなかったことから、委託先であるエアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社から受験の延期を報告された。航空隊の判断でその後も監査日現在、受験は見送られている。限定変更訓練業務委託は、国家試験合格までを保証するものではないとはいえ、結果的にこの部分の事業費について支出の有効性が認められないと言わざるを得ない。

航空隊によると、合格しなくても整備の業務自体は行えるとのことである。しかし、航空機の耐空性について確認することができないので、限られた人数の中では整備業務の円滑に支障が出かねないと考えられる。

航空隊から、整備士は整備業務に従事するのみならず、消防ヘリコプターへの出場指令があった場合、ヘリコプターに搭乗し、災害出場していること、災害活動時に空中消火の作業補助や要救助者の救助作業の補助など現場で消防活動に従事しており、活動内容の性質上「消防吏員」であることが前提となること、また、状況により火災予防上の措置命令、現場での情報の要求、警戒区域の設定等、消火活動中の緊急措置権などの権限の行使も想定されるので、航空隊配置の職員は「消防吏員」としていることの説明を受けた。消防吏員であってさらに国家資格を保有しなければならないということは、人材育成上高いハードルといえる。航空隊の活動を安全確実に実施するために、確実に有資格者が確保できる取組の検討が必要と考えられる。

(3) 監査対象に関する意見

特になし。

第7 健康福祉局

1. 健康福祉局における防災事業と地域防災計画等

(1) 概要

① 健康福祉局における防災事業の内容

健康福祉局は、川崎市事務分掌条例において、保健衛生、社会福祉、社会保障に関する事務を分掌させるために置くとされている。

川崎市の行政機能がどのように分化され、その分化された機能がどのような組織単位により分担されているか、また、組織相互の関連がどのようにになっているかを一覧して理解できるよう図表により構成したものと、「川崎市の組織 平成27年4月1日現在」が川崎市総務局から公表されている。「川崎市の組織 平成27年4月1日現在」には、川崎市事務分掌規則その他の事務分掌関係規則、規程に基づいた各組織の分掌事項が記載されているが、健康福祉局については、地域福祉部地域福祉課（以下「地域福祉課」という。）及び医療政策推進室に「災害」に関する分掌事項が記載されている。

「川崎市の組織 平成27年4月1日現在」によると、地域福祉課は「災害救助その他援護事業」を分掌するとされており、医療政策推進室は「災害時医療」を分掌するとされている。また、「川崎市の組織 平成27年4月1日現在」には示されていないが、健康安全部生活衛生課、総務部庶務課、長寿社会部高齢者在宅サービス課において、「災害」に関連する事業が行われている。

以上の内容をまとめたものが次表である。

表 161 健康福祉局における防災事業の内容

事務事業名	小事業名	所属
水道衛生事業	災害時飲料水供給源対策事業費	健康安全部生活衛生課
	災害時飲料水供給源対策事業費(補助金分)	健康安全部生活衛生課
災害時医療救護対策事業	災害時医療救護対策事業費	医療政策推進室
	災害時病院等医療救護対策事業補助金	医療政策推進室
	救急医療・災害用薬品整備事業等補助金	医療政策推進室
	川崎 DMAT 編成事業費	医療政策推進室
	災害時医療体制検討委員会事業費	医療政策推進室
災害救助その他援護事業	社会福祉施設等災害時無線機器設置事業費	総務部庶務課
	災害時要援護者緊急対策事業費	地域福祉部地域福祉課

(出典) 健康福祉局より入手した資料に基づいて監査人が作成。

② 「川崎市地域医療計画」について

川崎市においては、健康、福祉、医療の分野において個別の計画が策定されており、「川崎市地域医療計画」(以下「地域医療計画」という。)や「第4期川崎市地域福祉計画」に災害に関する記載が見受けられる。

地域医療計画は、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」に基づき、「安全で快適に暮らすまちづくり」や「幸せな暮らしを共に支えるまちづくり」を推進するため、救急医療、災害時医療、さらに地域における医療供給体制の整備など、地域医療施策を展開するための総合的な計画で、平成25年度から平成29年度までの5か年を対象期間としている。

川崎市地域医療計画第3章1(4)災害時医療の【施策の方向】(P93)には、次の記載がある。

- A 災害時の医療救護体制をより実効性のあるものとするよう取組を進める。
- B 迅速な伝達の体制づくりを推進する(国・県との災害医療情報の共有化とともに、各区の危機管理体制の整合を図る)。
- C 被災者の避難所での生活における保健医療サービスや医薬品の補給などに対応する(災害時の医療救護活動に関する協定について、関係団体と協議し、見直しと充実強化を図る)。
- D 医薬品等の災害備蓄について、休日急患診療所や市立病院において行うとともに、市内の医療機関を支援する。市内医薬品卸会社等、流通ルートからの医薬品等の確保に努める。
- E 市内の医療機関に対して、災害発生時の在宅療養患者のケアなどを要請するとともに、災害時要援護者について、診療の可否などの情報収集に努める。在宅呼吸管理、在宅酸素療法などの事業者から危機管理情報の収集に努め、災害時医療支援体制づくりを推進する。
- F 川崎 DMAT の隊員訓練・育成研修を実施し、指定病院を支援する。

③ 「第4期地域福祉計画」について

「第4期川崎市地域福祉計画」(以下「地域福祉計画」という。)は、地域づくりや支え合い活動を実践するための「仕組み」をつくり、公的な福祉サービスと地域の力を結び付けて、さらに暮らしやすい地域をつくるための計画で、平成26年度から28年度までの3か年を計画期間としている。

この地域福祉計画にも「災害」に備えるため等の記載が見受けられる。たとえば、地域福祉計画は3つの基本目標を掲げているが、その一つである「1. サービス利用者の意向を尊重した施策の充実」において、災害時要援護者対策として、「災害時要援護者避難支援制度」の充実や、二次避難所(福祉避難所)の運営体制の整備を図るなどの記載がみられる。

④ 地域防災計画と地域医療計画、地域福祉計画との関係

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。(災害対策基本法第42条第1項)。

この規定に基づいて、川崎市は「川崎市地域防災計画」を作成しているが、健康福祉局が分掌する保健衛生、社会福祉、社会保障に関しても、川崎市地域防災計画が防災行政を進める上での指針となる必要がある。

健康、福祉、医療の分野においては個別に計画が策定されているが、これらの計画のうち防災や災害に関するものは、川崎市地域防災計画との整合性が保たれている必要がある。

表 161 に記載した事業について、地域医療計画もしくは地域福祉計画及び地域防災計画との関係は次表のとおりである。

表 162 地域医療計画との関係

小事業名	地域医療計画の該当箇所
災害時飲料水供給源対策事業費	該当箇所なし
災害時飲料水供給源対策事業費(補助金分)	該当箇所なし
災害時医療救護対策事業費	「休日急患診療所や市立病院における医薬品等の災害備蓄を行う」(93 ページ【施策の方向】4 項)
災害時病院等医療救護対策事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市医師会、川崎市病院協会等の医療関係団体との連携を図り、・・・(中略)・・・体制を確保します」(92 ページ【現状・課題】②1 項表中) ・「これらの活動を円滑に実施するため、・・・(中略)・・・川崎市看護協会、・・・(中略)・・・との間で、災害時の医療救護活動に関する協定を締結しています」(92 ページ【現状・課題】②2 項) ※【施策の方向】には直接的な記載はない。
救急医療・災害用薬品整備事業等補助金	「市内の医療機関の災害備蓄を支援します」(93 ページ【施策の方向】4 項)
川崎 DMAT 編成事業費	「都市災害の発生に備え、川崎DMATの隊員訓練・育成研修を実施し、一層のスキルの向上を図るとともに、指定病院を支援します」(93 ページ【施策の方向】6 項)
災害時医療体制検討委員会事業費	「東日本大震災で明らかになった課題を踏まえ、県や災害拠点病院との連携を図り、川崎市地域防災計画の検証を通じて、災害時の医療救護体制をより実効性のあるものとするよう取組を進めます」(93 ページ【施策の方向】1 項)
社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費	該当箇所なし
災害時要援護者緊急対策事業費	該当箇所なし

(出典)健康福祉局より入手した資料に基づいて監査人が作成。

表 163 地域福祉計画との関係

小事業名	地域福祉計画の該当箇所
災害時飲料水供給源対策事業費	該当箇所なし
災害時飲料水供給源対策事業費(補助金分)	該当箇所なし
災害時医療救護対策事業費	該当箇所なし
災害時病院等医療救護対策事業補助金	該当箇所なし
救急医療・災害用薬品整備事業等補助金	該当箇所なし
川崎 DMAT 編成事業費	該当箇所なし
災害時医療体制検討委員会事業費	該当箇所なし
社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費	該当箇所なし
災害時要援護者緊急対策事業費	○ 第4期川崎市地域福祉計画 P43 (3) ①災害時要援護者避難支援制度

(出典)健康福祉局より入手した資料に基づいて監査人が作成。

表 164 地域防災計画との関係

小事業名	地域防災計画の該当箇所
災害時飲料水供給源対策事業費	○ 川崎市地域防災計画震災対策編 P204 3 生活用水等の確保 区長は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図る。 ○ 川崎市地域防災計画都市災害対策編 P80 3 生活用水等の確保 区長は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図る。 ○ 川崎市地域防災計画震災対策編 P132 4 生活用水等の確保 区長は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図る。 ○ 川崎市地域防災計画資料編 P3-120 3 災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱
災害時飲料水供給源対策事業費(補助金分)	川崎市地域防災計画資料編 P3-122 4 川崎市災害用選定井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱
災害時医療救護対策事業費	「2 健康福祉局 医薬品及び医療救護用資機材、食料・生活必需品等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。」(震災対策編 64 ページ、第2部第7章第4節【各局の備蓄業務】)
災害時病院等医療救護対策事業補助金	「川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、・・・(中略)・・・体制を確立する」(震災対策編 139 ページ、第4部第4章第1節【医療救護活動体制の整備】) ※協力要請については同節に、医療救護班の編成、出動等については同第2節に記載 ※補助についての直接的な記載はない

(出典)健康福祉局より入手した資料に基づいて監査人が作成。

表 165 地域防災計画との関係(続き)

小事業名	地域防災計画の該当箇所
救急医療・災害用薬品整備事業等補助金	「川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、・・・(中略)・・・体制を確立する」(震災対策編 139 ページ、第 4 部第 4 章第 1 節【医療救護活動体制の整備】) ※補助についての直接的な記載はない
川崎 DMAT 編成事業費	「川崎DMATによる医療救護活動を中心とした災害時医療体制の整備を推進する」(都市災害対策編 72 ページ、第 3 部第 9 章第 1 節【医療救護活動体制の整備】) ※出場要請については同第 2 節に記載
災害時医療体制検討委員会事業費	現地域防災計画に記載なし ※災害医療コーディネーターについては次期計画に記載予定。
社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費	該当箇所なし
災害時要援護者緊急対策事業費	1 要援護者 【風水害対策編】 第2部 予防計画 第8章 災害時要援護者対策 第2節 地域と連携した共助体制の確保(49 ページ) 【都市災害対策編】 第2部 予防計画 第3章 防災力の向上 第3節 地域と連携した共助体制の確保(26 ページ) 【震災対策編】 第1章 防災都市づくり 第12章 災害時要援護者対策 第3節 迅速な避難支援体制の整備(80 ページ) 2 二次避難所 【風水害対策編】 第2部 予防計画 第8章 災害時要援護者対策 第5節 避難施設の対策(52 ページ) 第4部 応急対策計画 第14章 社会福祉施設等の応急対策 第4節 災害時要援護者の二次避難所(146 ページ) 【震災対策編】 第4部 応急対策計画 第6章 避難対策 第3節 被災者の受入れ(160 ページ)

(出典)健康福祉局より入手した資料に基づいて監査人が作成。

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 7-1】 各事業と地域防災計画の連動性

健康福祉局における防災事業の内容は、地域防災計画において医療救護の章に医療救護活動体制の整備等に記載されている。そして、災害発生時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画(川崎市災害時医療救護活動マニュアル)を策定し、応急医療救護活動の万全を期するとしている。そこで、川崎市災害時医療救護活動マニュアル改訂版(平成 27 年 4 月)が策定されている。同マニュアルは、川崎市災害医療コーディネーターの追加があるものの、平成 28 年度の地域防災計画の修正に併せてさらに内容の修正が見込まれている状況にある。

事務事業名の災害時医療救護対策事業のうち、災害時医療救護対策事業、救急医療・災害用薬品整備事業等補助金、災害時医療体制検討委員会事業費、災害救助その他援護事業のうち社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費は、地域防災計画及び川崎市災害時医療救護活動マニュアルに記載がない。地域防災計画、川崎市災害時医療救護活動マニュアルと事務事業との整合性をとる必要がある。

【意見 7-2】 地域医療計画との関係

地域医療計画では、防災に関連する事業すなわち災害時医療救護対策事業費、救急医療・災害用薬品整備事業等補助金、川崎 DMAT 編成事業費、災害時医療体制検討委員会事業費が【施策の方向】の中に各防災の位置づけを記載されている。

しかし、災害時病院等医療救護対策事業補助金、社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費、災害時要援護者緊急対策事業費、ひとり暮らし等高齢者見守り事業費は地域医療計画に記載はない。地域医療計画の中で各防災に関連する事業として各防災の位置づけを明確にする必要がある。

2. 災害時医療救護対策事業費(災害時医療救護対策事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

事務事業としての災害時医療救護対策事業(以下「広義の災害時医療救護対策事業」という。)は、大規模災害発生時において、医療救護活動を迅速かつ適切に実施するための事業である。

広義の災害時医療救護対策事業に含まれる小事業の一つである災害時医療救護対策事業費(以下「狭義の災害時医療救護対策事業費」という。)は、災害時における医療救護を迅速かつ適切に実施できるよう、医療救護所として想定する市立の医療施設(市立病院、休日急患診療所、区役所保健福祉センター)に医療救護資材の備蓄を行うものである。

1)災害用救急医療セットの更新及び滅菌業務委託

狭義の災害時医療救護対策事業費の業務は、外部への委託(「災害用救急医療セットの更新及び滅菌業務委託」)で行われている。

同委託契約の概要は表 166 のとおりである。

表 166 災害用救急医療セットの更新及び滅菌業務委託の概要

項目	内容
件名	災害用救急医療セットの更新及び滅菌業務委託
履行場所	川崎市内 11 カ所
契約金額	5,940,000 円(消費税込)
期間	着手期限 平成 26 年 7 月 23 日 履行期限 平成 26 年 10 月 31 日
契約の相手先	サンコー薬品株式会社

表 167 品名と履行場所及び購入年度

品名等	履行場所	購入年度
7 点セット	市立井田病院	平成 5 年
	宮前区保健福祉センター	平成 7 年
	多摩区保健福祉センター	平成 7 年
	麻生区保健福祉センター	平成 7 年
EM-2	日吉健康ステーション	平成 6 年
	宮前区保健福祉センター	平成 6 年
	麻生区保健福祉センター	平成 6 年
	宮前休日急患診療所	平成 9 年
	多摩休日夜間急患診療所	平成 9 年
	麻生休日急患診療所	平成 9 年
	市立多摩病院	平成 9 年

この業務は、表 167 に示した各施設に保管されているセット品について、保管場所から引

き取り、内容物を確認し、入れ替えまたは滅菌処理を行い、当該保管施設の検収を受け、指示した保管場所に同一のセット品を配置するものである。

備蓄している医療救護資材は、災害時に施設の職員・区職員が持ち出して使用することを想定している。備蓄している内容は医療救護所のレベルごとに異なっており、概ね 2 年程度で入れ替えを行っている。各年度、北部地域の医療救護所と南部の医療救護所の入れ替えを交互に行っており、その商品代と作業料を委託料として受託者に支払っている。

受託者の選定は一般競争入札で行っているが、一者応札となっており、受託者の変更は行われていない。

2) 医療救護所と医療救護資材

川崎市では、災害の状況により医療救護所を各区に設置するとしている。

医療救護所では、応急的な治療を行うほか、適切な医療施設の案内も行うこととしており、軽症の場合には自分で最寄りの医療救護所に行くことを推奨している。

医療救護所は、区役所保健福祉センター及び地区健康福祉ステーション、休日急患診療所、歯科医師会館及び歯科保健センター及び地域防災拠点(市立中学校及び南部防災センター)に設置するとしているが、すべての医療救護所に医療救護資材を備蓄しているわけではなく、特定の医療救護所に備蓄している。

3) 事業の成果

表 168 目標・実績に関する情報

項目	内容					
平成 26 年度の取組内容 ・目標	○医療救護マニュアル改訂等、実効性のある災害時医療体制の整備及び確保 (川崎市災害時医療体制検討委員会の設置・開催。医療救護所の位置付けや市内病院の役割の明確化) ○川崎 DMAT 隊員養成研修の実施 ○備蓄医薬品の更新・管理					
平成 26 年度の目標の達成状況	ほぼ目標どおり					
実績等(目標との差異や次期への方向性等)	目標どおり達成 (医療救護マニュアルは、医療救護所の位置付けや市内病院の役割の明確化等を盛り込んだ内容に改訂している)					
数値で把握することが可能な事業	種類	数値指標の内容		H25	H26	H27
	活動指標	川崎市災害時医療体制検討委員会の開催(注 1)	実績値		4 回	
	活動指標	川崎 DMAT 隊員養成研修の開催(注 2)	実績値	1 回	1 回	

(出典)「2014 年度 事務事業進行管理シート」より監査人が作成

(注 1)「II 5 災害時医療体制検討委員会事業費」参照

(注 2)「II 4 川崎 DMAT 編成事業費」参照

広義の災害時医療救護対策事業には活動指標が設定されているが、広義の災害時医療救護対策事業に含まれている小事業の一つである災害時医療救護対策事業には、特定の活動指標は設定されていない。表 168 は広義の災害時医療救護対策事業の目標・実績(活動指標を含む)に関する情報である。

② 事業費

表 169 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	7,230	6,620	6,272
決算額(千円)	6,867	6,360	5,940

表 170 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
委託料	5,940	災害用救急医療セットの更新及び滅菌業務委託
合計	5,940	

表 171 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	5,940 千円	100%
その他	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 7-3】 事業内容の市民への説明について

川崎市地域防災計画では「医薬品及び医療救護用資機材、食料・生活必需品等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。」(震災対策編 64 ページ、第 2 部第 7 章第 4 節【各局の備蓄業務】2 健康福祉局)として、また、地域医療計画では「休日急患診療所や市立病院における医薬品等の災害備蓄を行う」(93 ページ【施策の方向】4 項)としている。また、川崎市地域防災計画では、災害発生時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画(川崎市災害時医療救護活動マニュアル)を策定し、応急医療救護活動の万全を期するものとする(都市災害対策編 P72)としている。しかし、川崎市災害時医療救護活動マニュアル(平成27年4月)において、災害時に医療救護班が使用する医薬品及び医療救護用

資機材の備蓄内容を記載していない。同マニュアルに記載することによって市民等により具体的に明示すべきである。

3. 災害時病院等医療救護対策事業補助金(災害時医療救護対策事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

川崎市は、災害の程度に応じて市が設置する医療救護所に対応する看護師について、川崎市看護協会に出動要請することとしている。災害時病院等医療救護対策事業補助金(以下「医療救護対策事業補助金」という。)は、公益社団法人川崎市看護協会(以下「看護協会」という。)が実施する災害時医療救護活動研修事業の経費に対して補助を行うもので、平成 26 年度の交付額は 118 千円である。

1) 医療救護対策事業補助金

医療救護対策事業補助金については「看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)が定められている。同交付要綱の主な内容は次のとおりである。

表 172 医療救護対策事業補助金の概要

項目	内容
目的	看護協会に補助金を交付することによって、災害時の医療救護の充実強化を図ることを目的とする。
補助の対象経費	補助の対象となる経費は、看護協会が行う災害時の医療救護活動に資するための事業(以下「補助事業」という。)に係る経費とする。
補助金の額	補助金の額は、前条に規定する補助の対象となる経費と予算の範囲内で別途定める額とを比較して、いずれか低い額とする。
実績報告	看護協会は、補助事業の完了後 30 日以内に、看護協会災害時医療救護活動事業 実績報告書に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2) 平成 26 年度災害時医療救護活動事業

交付要綱では、看護協会は、補助事業の完了後 30 日以内に、看護協会災害時医療救護活動事業 実績報告書に関係書類を添付し、市長に提出しなければならないとされている。同規定に基づく実績報告による看護協会の平成 26 年度の災害時医療救護活動事業の概要は次のとおりである。

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	備考
1 災害時医療救護活動事業補助金額	118,000	118,000	0	
2 研修受講料等収入	23,000	23,000	0	受講者 会員@1,000 円×13 名 非会員@2,000 円×5 名
収入合計	141,000	141,000	0	

支出の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	備考
1 災害時看護研修会	56,000	60,212	△4,212	消耗品費 18,306 (事務用品代等) 通信運搬費 8,495 (送料等) 講師謝礼等(1名) 33,411
2 災害時救護員装備品整備費	65,000	57,528	7,472	トリアージタグ 19,278 レスキューウェストバッグ 5 個 28,500 アネロイド血圧計 2 個 9,750
3 委員会費	20,000	23,260	△3,260	災害対策等打ち合わせ会
支出合計	141,000	141,000	0	

3)事業の成果

広義の災害時医療救護対策事業については活動指標が設定されているが、広義の災害時医療救護対策事業に含まれている小事業の一つである災害時病院等医療救護対策事業補助金については、特定の活動指標は設定されていない。

② 事業費

表 173 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	137	123	118
決算額(千円)	137	123	118

表 174 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
負担金補助及び交付金	118	災害時医療救護活動事業補助金
合計	118	

表 175 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	118 千円	100%
その他	—	

③ 看護協会について

看護協会は、川崎市民が安心して健康的な生活を送り、生きがいのもてる日常生活がおくれるように、保健師・助産師・看護師・准看護師の職能団体として、看護職の地位向上、人材確保・定着、看護の質的向上に関する事業の推進や関係機関や行政との連携等を行っている組織で、その主な活動内容は次のとおりである。

表 176 看護協会の主な活動内容

項目	内容
1 市民への看護サービス	健康・介護・子育て相談・両親学級などの子育て支援
2 看護の専門性の向上と安全な看護の提供	看護基礎技術研修・現任教育研修・看護研究研修・研究発表会等の実施
3 看護職の支援	看護なんでも相談・再就職相談や研修・進路進学相談など
4 保健医療福祉の看護施策提言	看護の質と地位向上に向けての提言など
5 救護活動	市民祭り等の救護活動など
6 地域における住宅ケアの推進	①住宅医療と在宅看護の連携推進 ②市内訪問看護ステーションの活動支援
7 看護の普及啓発・広報活動	看護協会ニュース「ナーシングかわさき」の発行、かわさき看護フェスティバル開催など
8 会員相互の交流	施設見学交流会・新春交流会など

(出典)看護協会ホームページより監査人が作成。

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 7-4】 協定内容について

川崎市地域防災計画では「川崎市看護協会は、医療救護班の派遣に協力し、傷病者等に対し救急看護を提供するとともに、看護ボランティアの派遣調整を行う。」(震災対策編 141 ページ、第4部第4章第1節【医療救護活動体制の整備】)としている。また、市は川崎市看護協会と「川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定」に基づき協力を要請している。

「川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定」では、協力の内容については傷病者及びその家族に対する救急看護の提供、その他、医療救護所の医師の指示による医療救護に必要な業務としており(第2条)、費用の弁償等についてはこの協定に基づく救護活動に川崎市看護協会が要した費用を弁償するものとして、具体的には救護活動の派遣に要する人件費及び諸経費及び救護活動に従事した者が負傷し、疾病にか

かり又は死亡した場合の扶助費(第3条)としている。また、川崎市が行う防災訓練に対する協力を行うものとするとしている(第4条)。

平成26年度の災害時医療救護活動事業補助金は、災害時看護研修会60千円及び災害時救護員装備品整備費57千円、委員会費23千円に支出している。これらは、看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付要綱の補助の対象経費として定める「看護協会が行う災害時の医療救護活動に資するための事業」には該当している。しかし、川崎市地域防災計画及び「協定」に記載している内容ではない。「協定」は災害時の救護活動に関して限定して規定しているのに対して、看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付要綱は災害時の医療救護活動に資するための事業として広く規定している。看護協会が行う災害時医療救護活動に合わせて両者の整合がとれるように見直しを行う必要がある。

4. 救急医療・災害用医薬品整備事業等補助金(災害時医療救護対策事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

救急医療・災害用医薬品整備事業等補助金には、救急医療等設備整備事業補助金(以下「整備補助金」という。)と救急災害用医薬品等備蓄事業補助金(以下「備蓄補助金」という。)が含まれている。

整備補助金は、災害と直接関係のない救急医療に関する補助であり、今回の監査では備蓄補助金を監査対象としている。

備蓄補助金は、災害時においては、医療救護所では対応できない患者は病院での治療が必要となることを踏まえ、公益社団法人川崎市病院協会(以下「病院協会」という。)が実施する救急災害薬品等整備事業に対して補助を行うもので、平成26年度の補助金交付額は3,931千円である。なお、整備補助金の交付額は8,303千円で、備蓄補助金との合計額が12,234千円となる。

1) 備蓄補助金の概要

備蓄補助金については「救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)が定められている。

同交付要綱の主な内容は表177のとおりである。平成26年度の病院協会への補助金交付額は3,931千円である。病院協会は、この補助金を病院協会に属している33病院に配賦している。

表 177 備蓄補助金の概要

項目	内容
目的	市民医療確保の一環として、病院協会が行う災害時用の医薬品及び衛生材料等を備蓄する事業(以下「補助事業」という。)に対し補助金を交付し、災害時における罹災患者の応急医療を確保することを目的とする。
補助の対象経費等	補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、医薬品及び衛生材料の購入費とする。ただし、労働福祉事業団及び川崎市長が開設者となっている病院に備蓄するための経費は、補助の対象としない。
補助金の額	補助金の額は、前項に規定する補助の対象となる経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

補助金額 3,931 千円の算出過程は次のとおりである。

表 178 補助金申請額

補助事業費 (A)	対象経費の支出 予定額(B)	算出額 (C) C=B×1/2	病院協会 配分額	実績配分額	限度額	市補助額
27,455,890 円	27,455,890 円	13,727,945 円	3,935,698 円	3,935,698 円	3,931,000 円	3,931,000 円

上表の補助事業費 27,455 千円は、病院協会に属している 33 病院の平成 26 年度の医薬品及び衛生材料の購入費である。

病院協会は、33 病院の医薬品及び衛生材料の購入費合計より補助金申請額を算出し、市から交付された補助金を、病床数を基準として 33 病院に配賦している。

2) 備蓄補助金の配賦額

33 病院の平成 26 年度の医薬品及び衛生材料の購入費及び備蓄補助金の配賦額は表 179 のとおりである。

この表をみると、医薬品及び衛生材料の購入費に対する補助金配賦額の割合にかなりのばらつきがみられるが、そのことは、病床数を基準として配賦していることや、病院の性格により、補助事業費となる医薬品及び衛生材料の購入費に差が生じること等が原因となっている。

たとえば、総合川崎臨港病院(No.4)は、外科病院であり、特に災害用の備蓄をしなくても、普段から医薬品及び衛生材料が多く常備されており、補助事業費が小さくなる。

表 179 備蓄補助金の病院別配賦額

No	病院名	医薬品及び衛生材料の購入費 (円) (A)	補助金配賦額 (円) (B)	B/A
1	太田総合病院	2,300,115	127,960	5.6%
2	川崎協同病院	184,051	130,120	70.7%
3	川崎南部病院	2,647,760	144,880	5.5%
4	総合川崎臨港病院	90,000	88,720	98.6%
5	総合新川橋病院	1,582,000	108,880	6.9%
6	第一病院	540,000	53,800	10.0%
7	中島中央病院	829,631	46,960	5.7%
8	にじのまち病院	60,000	53,440	89.1%
9	日本鋼管病院	362,610	176,200	48.6%
10	馬嶋病院	181,336	64,600	35.6%
11	宮川病院	900,000	97,000	10.8%
12	鹿島田病院	117,148	69,280	59.1%
13	川崎幸病院	1,540,081	151,360	9.8%
14	栗田病院	4,170,630	106,000	2.5%
15	田村外科病院	43,658	43,658	100.0%
16	聖マリアンナ医科大学東横病院	543,961	83,680	15.4%
17	日本医科大学武蔵小杉病院	1,365,476	167,920	12.3%
18	京浜総合病院	147,170	100,240	68.1%
19	帝京大学医学部附属溝口病院	419,580	178,000	42.4%
20	片倉病院	195,722	44,080	22.5%
21	総合高津中央病院	212,362	127,600	60.1%
22	虎の門病院分院	167,962	142,000	84.5%
23	ハートフル川崎病院	5,400,060	149,200	2.8%
24	生田病院	169,670	142,000	83.7%
25	武田病院	902,104	84,400	9.4%
26	聖マリアンナ医科大学病院	541,817	468,880	86.5%
27	有馬病院	924,251	58,840	6.4%
28	東横恵愛病院	147,465	140,920	95.6%
29	麻生総合病院	123,379	105,640	85.6%
30	麻生リハビリ総合病院	100,971	98,800	97.8%
31	柿生記念病院	215,564	131,200	60.9%
32	川崎田園都市病院	210,864	143,800	68.2%
33	たま日吉台病院	118,492	105,640	89.2%
	合計	27,455,890	3,935,698	14.3%

一方、その性格上、医薬品及び衛生材料を普段から常備していない病院は、補助事業費となる購入費は多額となる。ただし、病院協会からの補助金は、いずれの病院も病床数を基準として配賦されることから、医薬品及び衛生材料の購入費に対する補助金配賦額の割合はばらつきが生じることになる。

3)事業の成果

広義の災害時医療救護対策事業には活動指標が設定されているが、広義の災害時医療救護対策事業に含まれている小事業の一つである救急災害用医薬品等備蓄補助金には、特定の活動指標は設定されていない。

② 事業費

表 180 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	14,159	12,744	12,234
決算額(千円)	14,159	12,744	12,234

表 181 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
負担金補助及び交付金	12,234	救急災害用医薬品等備蓄補助金、救急医療等 設備整備事業補助金
合計	12,234	

表 182 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	12,234 千円	100%
その他	—	

③ 病院協会について

病院協会は、川崎市における医療環境に対応し、病院機能の向上を図り、関係諸機関との協調の下に、市民の健康管理と福祉の増進に寄与することを目的としている。

病院協会の主な事業は次表のとおりである。

表 183 病院協会の主な事業

項目	内容
公益目的事業	(1) 地域医療活動等に関する事項 (2) 救急医療に関する事項 (3) 病院災害対策に関する事項 (4) 学術の向上及び教育研修に関する事項 (5) 調査及び統計に関する事項 (6) 職員の確保対策に関する事項 (7) 情報及び広報活動に関する事項 (8) 行政機関その他関係諸団体との協力及び連携に関する事項 (9) 病院相互の協調及び連携に関する事項 (10) その他、公益目的を達成するために必要な事項

項目	内容
その他の事業(注1)	(1) 福利厚生及び表彰に関する事項 (2) その他前号に定める事項に関連する事項

(出典) 病院協会ホームページより監査人が作成。

(注1) 公益目的事業の推進に資するために行う事業

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 7-5】 病院に配分される補助金の配賦根拠について

病院協会は病床数を基準として各病院(33 病院)に備蓄補助金を配賦している。

前述したように、病院協会からの補助金は、いずれの病院も病床数を基準として配賦されることから、医薬品及び衛生材料の購入費に対する補助金配賦額の割合はばらつきが生じている。

各病院(33 病院)への備蓄補助金の配賦基準は病床数ではなく医薬品及び衛生材料の購入費等の基準によるように指導することが望まれる。

【意見 7-6】 備蓄医薬品及び衛生材料の確認について

市は病院協会が行う災害時用の医薬品及び衛生材料等を備蓄する事業に対し補助金を交付している。このため、市は病院協会より事業計画書と事業実績報告書の提出を受けている。

事業計画書では「救急災害用薬品等備蓄金額一覧表」に各病院の備蓄されている医薬品及び衛生材料の金額が示されている。しかし、事業実績報告書では「救急災害用薬品等備蓄金額一覧表」に各病院の医薬品及び衛生材料の購入額及び補助金配賦額が示されているのみであり、各病院の備蓄されている医薬品及び衛生材料の金額は報告されていない。

市は病院協会より各病院の備蓄されている医薬品及び衛生材料の金額の報告を受け、前年度(及び前前年度)との増減比較による説明を受けることによって各病院に備蓄医薬品及び衛生材料が確保されていることを確かめる必要がある。

5. 川崎 DMAT 編成事業費(災害時医療救護対策事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

川崎市は、自然災害や大規模交通事故等の都市型災害の現場で救命処置等を行う「災害医療派遣チーム(DMAT)」を市内 3 箇所の指定病院で編成している。

川崎 DMAT 編成事業費は、DMAT 隊員の研修や指定病院に対する機材等の整備に対する補助を行うものである。

1)川崎 DMAT について

平成 13 年度厚生科学特別研究「日本における災害時派遣医療チーム(DMAT)の標準化に関する研究」報告書において、DMAT とは、「災害急性期に活動できる機動性を持った トレーニングを受けた医療チーム」と定義されている。

DMAT は、災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字を略したもので、医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期(おおむね 48 時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。

川崎 DMAT は、川崎市独自の医療チームで、その概要は次表のとおりである。

表 184 川崎 DMAT の概要

項目	内容
目的	川崎市内において、自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害が発生した場合に、川崎市長の要請に応じて、災害現場において被災者の救命処置等を行うことを目的として、川崎市内の病院に災害医療派遣チームである川崎 DMAT を設置している。
設置年月日	平成 21 年 7 月 7 日 正午から運用開始
設置病院	川崎 DMAT の第 1 番目の設置病院として川崎市立川崎病院を指定。 平成 22 年に日本医科大学武蔵小杉病院、平成 23 年に聖マリアンナ医科大学病院を指定し、現在の指定病院は 3 病院。
チームの構成	川崎 DMAT の隊員は、当該病院に所属し、川崎 DMAT 隊員養成研修を修了した者であり、出場にあたっては、原則として医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の 4 名で 1 隊を編成し出場する。
出場基準	川崎 DMAT は、消防局と連携し、災害現場に赴いて、被災者の救命処置等を行うものであり、市内で発生した災害等で、重傷者が 2 名以上、又は中等症者 10 名以上の負傷者が発生し、若しくは発生が見込まれる場合で、迅速に医療機関に搬送ができない場合、或いは川崎 DMAT による対応が効果的であると消防局において判断した場合に、市長からの要請に基づいて出場する。

川崎 DMAT は、原則として、災害発生の連絡を受けた消防の指令センターが、災害全体の規模等を踏まえて、指定病院に出動を要請する。出動要請を受けた指定病院は、自病院

の川崎 DMAT を派遣し、派遣された川崎 DMAT は、災害現場では消防の統制下で活動する。

2)川崎 DMAT 医療用資機材整備負担金

平成 26 年度の川崎 DMAT 編成事業費 4,393 千円のうち 2,694 千円は、川崎 DMAT 医療用資機材整備負担金の支出となっている。

川崎 DMAT 医療用資機材整備負担金は、川崎 DMAT を設置している 3 病院(川崎市立川崎病院、日本医科大学武蔵小杉病院、聖マリアンナ医科大学病院)に対して、川崎 DMAT の装備品の整備に関する要領第 6 条の規定に基づき、医療用資機材の整備に係る経費について、川崎市が負担金を交付するものである。

負担金の交付対象となる医療用資機材は、診療するための器具で、日本 DMAT が示している DMAT 標準医療資機材を参考に川崎市があらかじめ 3 病院に示しており、3 病院は、示されたもののなかから、病院の判断で購入する医療用資機材を選択する。

3 病院は、それぞれ、「川崎 DMAT 医療用資機材整備負担金交付申請書」により、購入予定の医療用資機材を川崎市に示し、川崎市がその内容を確認して特段の問題がなければ負担金を交付する。ただし、負担金の上限は 100 万円とされており、100 万円を超える部分は各病院の自己負担となる。

平成 26 年度の負担金交付申請額と交付額は次表のとおりである。

表 185 平成 26 年度の負担金の交付状況

病院名	負担金申請額	負担金交付額	差額
川崎市立川崎病院	1,000,000 円	1,000,000 円	0 円
日本医科大学武蔵小杉病院	999,980 円	999,980 円	0 円
聖マリアンナ医科大学病院	(注 1)694,121 円	694,121 円	0 円

(注 1) 当初申請額は 710,656 円

各病院の負担金申請額は上表の通り異なっている。川崎市立川崎病院は 100 万円超の支出を予定しており、上限額の 100 万円を申請している一方、聖マリアンナ医科大学病院の申請額は上限額まで達していない。

3)事業の成果

川崎 DMAT 編成事業費については、「2014 年度 事務事業進行管理シート」において、川崎 DMAT 隊員養成研修の開催回数を活動指標としている。

表 186 目標・実績に関する情報

項目	内容					
	種類	数値指標の内容		H25	H26	H27
数値で把握することが可能な事業	活動指標	川崎 DMAT 隊員養成研修の開催	実績値	1回	1回	

(出典)「2014 年度 事務事業進行管理シート」より監査人が作成

平成 26 年度の川崎 DMAT の出動実績は 5 件で、主に交通事故が対象となっている。

平成 27 年 5 月に発生した川崎市川崎区日進町の簡易宿泊所の火災の際にも出動している。

② 事業費

表 187 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	5,610	4,622	5,134
決算額(千円)	4,329	3,767	4,393

表 188 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
職員手当	69	隊員養成研修用
旅費	4	研修、訓練用
需用費	1,340	隊員ユニホーム等
役務費	286	隊員傷害保険料等
負担金補助及び交付金	2,694	川崎 DMAT 医療用資機材整備負担金
合計	4,393	

表 189 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	4,393 千円	100%
その他	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 7-7】川崎 DMAT 医療用資機材の整備のあり方について

川崎 DMAT は 3 病院に設置しており、指定年度、出動経験も異なっている。川崎 DMAT 医療用資機材の整備では、市は毎年度 100 万円を上限として各病院から申請を受け確認後

負担金を交付している。市は整備の全容及び整備の計画を3病院に委ねていることから、整備のあり方を再検討する必要があると考える。例えば、必要な資機材を各病院にリストアップしてもらい、計画期間(複数事業年度)を定めて、計画期間で順次整備していくなどの方法も考えられる。

6. 災害時医療体制検討委員会事業費(災害時医療救護対策事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

東日本大震災で明らかになった課題をもとに、より実効性のある災害時医療体制を再構築するため、災害医療コーディネーターを設置し、平常時から体制の検証・検討を行い、大規模災害発生時には医療資源の需給調整について助言を行うものである。

1)災害時医療体制検討委員会について

川崎市は、東日本大震災で明らかになった課題を踏まえ、地域防災計画の見直しをはじめとした様々な取組を行ってきたなかで、災害時の医療体制についてもより効果的なものとなるよう検討を進めてきた。

災害時には、医療の需要と供給のアンバランスが生じるため、限られた医療資源を有効に活用できるよう調整することが求められている。しかしながら、これまでは、そのことを誰がどのように行うのが明確ではなかったため、この役目を担う災害医療コーディネーターを新たに設置している。

災害医療コーディネーターは、市内の地域医療、救命救急の専門家の中で、災害医療に詳しく、日本DMATインストラクターや、日本集団災害医学会評議員など、この分野で実績を有する医師6名に委嘱している。

災害医療コーディネーターは、災害時の調整業務だけではなく、平常時から地域の実情を踏まえた、より効果的な医療体制を構築するための検討に当たり、専門的なアドバイスも行うこととしている。この災害医療体制の再構築の議論をおこなうのが災害時医療体制検討委員会で、平成26年度は5月13日に第1回目の委員会が開催され、年間で4回開催されている。

2)事業の成果

災害時医療体制検討委員会事業費については、「2014年度事務事業進行管理シート」において、川崎市災害時医療体制検討委員会の開催回数を活動指標としている。

表 190 目標・実績に関する情報

項目	内容					
	種類	数値指標の内容		H25	H26	H27
数値で把握することが可能な事業	活動指標	川崎市災害時医療体制検討委員会の開催	実績値		4回	

(出典)「2014年度 事務事業進行管理シート」より監査人が作成

② 事業費

表 191 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	—	—	210
決算額(千円)	—	—	225

表 192 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
報償費	210	災害医療コーディネーター報償費
需用費	10	委員会資料用
役務費	5	委員会通知用
合計	225	

表 193 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	225千円	100%
その他	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見7-8】現状の体制について

災害時医療体制検討委員会の平成26年度の検討結果は、「災害時医療救護活動マニュアル改訂版」(川崎市健康福祉局 平成27年4月)に反映している。このマニュアルでは川崎市災害医療コーディネーターについて記載されており、「川崎市災害医療コーディネーターは、災害対策本部健康福祉部において、効果的な医療救護体制を整備するために、収集された情報の整理、神奈川県医療救護本部や関係機関との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行う。」(「災害時医療救護活動マニュアル改訂版」第2章 医療救護活動の実

施(3)川崎市災害医療コーディネーターによる調整)としている。なお、平成 28 年度の川崎市地域防災計画の修正に併せてさらに内容の修正が見込まれているとの説明を受けた。

災害時医療体制検討委員会は、川崎市地域防災計画及び災害時医療救護活動マニュアル改訂版の修正を行うと共により積極的な助言を行うために、現状の体制(年間の開催日数や川崎市災害医療コーディネーターの人数等)を見直し増大させる必要があると考える。

7. 災害時要援護者緊急対策事業費(災害救助その他援護事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

災害時要援護者となる可能性のある方に対して、ダイレクトメールにより、災害時要援護者避難支援制度の広報及び登録勧奨を行うものである。

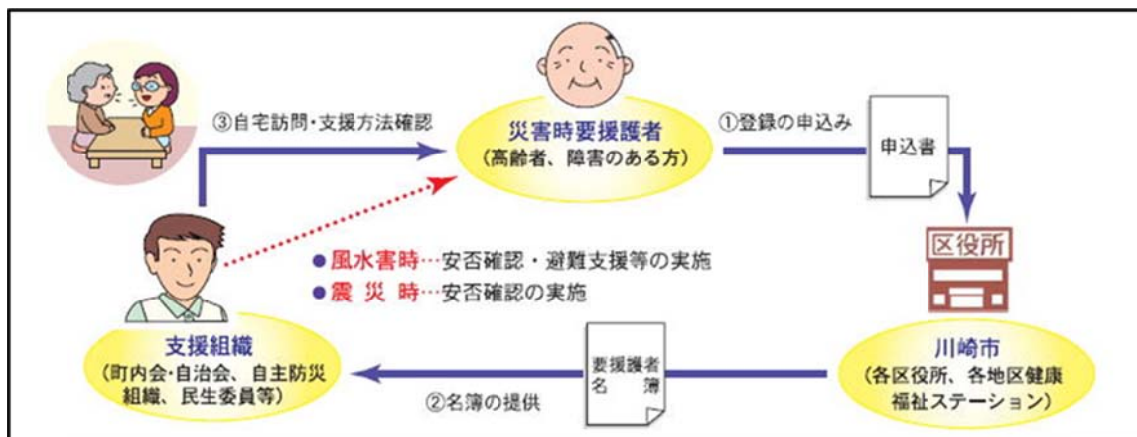
また、市の要請により開設した二次避難所で発生した経費のうち、災害救助法により規定された範囲において費用弁償を行う事業も含まれるが、平成 26 年度はこの事業に係る経費は発生していない。

災害時要援護者避難支援制度は、風水害等の災害が起きた時に、自力で避難することが困難な高齢者や障害のある災害時要援護者を対象とした、地域における「共助」による避難支援体制づくりを進めていく制度である。

災害時要援護者本人が区役所に登録の申し込みを行い、その情報を元に区役所が名簿を作成し、その名簿を地域の支援組織(町内会・自治会、自主防災組織及び民生委員児童委員)に提供して支援組織が情報を共有することにより、災害時に避難誘導や安否確認等の支援を行うことを目的としている。

登録申込みが可能なのは、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害がある方で、在宅で生活している方、かつ、支援組織への個人情報の提供に同意する方となっており、本事業では特に重点的に登録を勧奨するものとして、新たに要介護3から要介護5に認定された方、もしくは1～3級の身体障害者手帳を所持された方で在宅で生活している方を対象としている。

災害時要援護者避難支援制度は平成19年度から始まっており、平成20年度以降は上記重点対象者を抽出してダイレクトメールを送っており、平成25年度には未登録の重点勧奨対象者全員に登録勧奨を行っている。



(出典) 川崎市ホームページより

さらに平成 26 年度には、次の目的により、川崎市災害時要援護者避難支援制度に関する登録勧奨及び調査等業務を外部に委託している。

- 災害時に自力で避難することが困難であり支援を必要とすると考えられる方々に制度を周知し、制度を必要とする方々の登録を促す。
- 登録申込みをした方と対面により情報を得ることで、登録者の情報の正確性の向上を図る。
- 登録申込みをしない方について、その理由を回答いただくことで、実態を把握する。

委託業務の内容は、災害時要援護者避難支援制度の案内書及び同制度に関する意向調査票等の発送、登録申込者への訪問調査業務、登録申込みをしない方の意向調査票の集計、調査結果レポートの作成・納品等である。

委託先はアシスト株式会社で、契約金額は 4,870,800 円(税込)、契約期間は平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとなっている。

同委託業務においては、調査対象者に「災害時要援護者避難支援制度の名簿登録のご案内」を郵送し、名簿登録の希望の有無を確認し、名簿登録を希望する方には同封した「災害時要援護者避難支援制度登録申込書」を返送いただき、希望しない方には「災害時要援護者避難支援制度に関する意向調査票」を返送いただいている。

調査対象者	平成 25 年 7 月 1 日以降に要介護 3～要介護 5 と認定された方、及び、1 級～3 級の身体障害者手帳を所持した方で、名簿登録をしていない方 (平成 26 年 8 月 31 日現在のデータに基づく)		
調査方法	郵送による配付、回収		
実施期間	平成 26 年 10 月 10 日～平成 26 年 11 月 30 日		
回収状況	配付数	希望しない方	希望する方
	4,780 件	1,056 件	918 件

登録勧奨の対象となる要介護 3～要介護 5 と認定された方、及び、1 級～3 級の身体障害者手帳を所持した方は約 2 万人でそのうちの約 7 千人が名簿登録を行っている。

名簿登録を行っていない方が 1 万人強いるが、名簿登録を希望しない理由については、前述した災害時要援護者避難支援制度に関する意向調査票の集計によると、「同居している(近くに住んでいる)家族に助けてもらえるから必要としない」が 37.9%で最も多く、次いで「施設に入居しているから該当しない」が 24.3%、「長期入院しているから該当しない」が 14.2%となっている。

なお、要介護 3～要介護 5 と認定された方、及び、1 級～3 級の身体障害者手帳を所持した方で、災害時要援護者避難支援制度における名簿に登録をしていない方については、川崎市が別途名簿を作成している。これらの名簿は平常時には非公開となっており、各区役所に置かれ、災害時に安否確認等で活用することとされている。

回答	割合
施設に入居しているから該当しない	24.3%
長期入院しているから該当しない	14.2%
同居している(近くに住んでいる)家族に助けてもらえるから必要としない	37.9%
近所の人に助けてもらえるから必要としない	0.9%
自力で避難ができるから必要としない	6.7%
個人情報(プライバシー)を他人に知られたくないから希望しない	1.9%
支援組織の人をよく知らないから希望しない	1.1%
制度の内容や申込み方法がよくわからないから希望しない	0.3%
その他	3.2%
無回答	9.5%

② 国の制度との関係

災害時要援護者緊急対策事業による名簿の作成及び自主防災組織等への名簿情報の提供は、国が示したガイドラインに沿って川崎市が従前から取り組んできた事業であるが、平成 25 年の災害対策基本法の改正により明確に規定(法律上は「避難行動要支援者名簿」という。)された(災害対策基本法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 まで)。

この改正においては、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、

- 1) 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- 2) 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- 3) 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること

4) 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずることなどが定められた。

③ 事業費

表 194 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	2,285	5,799	9,057
決算額(千円)	796	3,760	5,176

表 195 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
賃金	175	要援護者データ入力等に係る臨時職員賃金
需用費	130	事業用パンフレット等印刷
委託料	4,871	制度の登録勧奨及び調査業務委託
合計	5,176	

表 196 事業費の財源

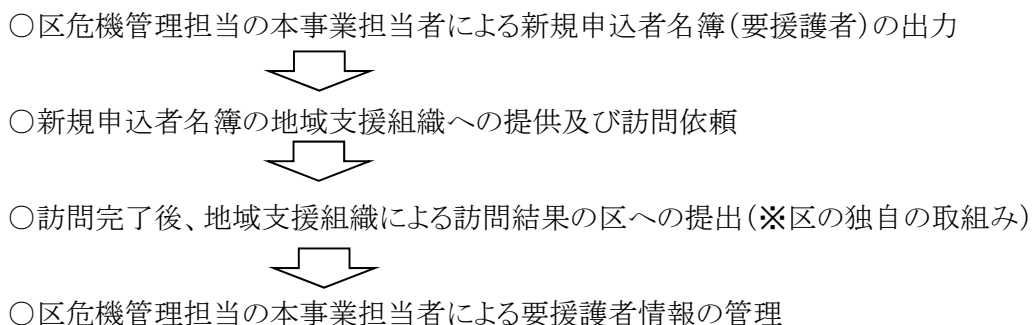
国	—	
県	—	
市町村	5,176 千円	100%
その他	—	

(2) 監査の結果

【指摘事項 7-1】 事業の有効性の確認について

災害時要援護者避難支援制度は、風水害等の災害が起きた時に、自力で避難することが困難な高齢者や障害のある災害時要援護者を対象とした、地域における「共助」による避難支援体制づくりを進めていく制度である。具体的には、災害時要援護者本人が区役所に登録の申し込みを行い、その情報を元に区役所が名簿を作成し、その名簿を地域の支援組織に提供して支援組織が情報を共有することにより、災害時に避難誘導や安否確認等の支援を行うことを目的としている。

以上より、本事業は健康福祉局所管ではあるが、本制度自体は総務局危機管理室との共管であり、区役所が主要な業務を実施していることから、今回の監査においては全 7 区に訪問した際に、災害時要援護者避難支援制度の実施状況を確認した。各区の業務の流れは概ね以下のとおりである。



監査の結果、どの区も概ね問題なく業務を行っていた。但し、平成23年度に市全体で支援組織へ行ったアンケートで初回訪問の状況は把握し、区によっては独自にアンケートを行って把握しているものの、一部の区においてはその後地域支援組織に提供した新規申込者の内、地域支援組織が実際に訪問して支援方法を相互で確認した申込者の割合を具体的に把握していなかった。また、区独自の制度として支援組織が訪問結果を区に提出する仕組みを導入している区があることは事業の有効性を判断するための取組みとして大変評価できるが、各区ともに回収した訪問結果の内容や訪問結果の回収率を集約していない。これでは、どの程度要援護者を訪問し支援組織と要援護者の連携関係が構築されているかを把握することができない。

事業の目的は、地域支援組織に新規申込者情報を提供することではなく、新規申込者情報を提供することによって地域における「共助」による避難支援体制づくりを進めていくことである。よって、事業の有効性は、地域支援組織が実際に要援護者へ訪問し、「共助」の関係を深めることである。市としては、地域支援組織による要援護者への訪問の実績を確認することによって、現状の事業の有効性の程度を測り、その結果を今後に活かすよう努める必要がある。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 7-9】地域支援組織への理解の促進について

【指摘事項 7-1】で記載したとおり、各区とも訪問結果の集約を行ってはいないが、今回の監査でのヒアリングの結果、訪問結果の提出を求めている区においても地域支援組織から区への訪問結果の提出割合は決して高くないことがわかった。市としては、川崎市自主防災組織連絡協議会等の場で、自主防災組織等の地域支援組織に対して本事業の説明を行い、理解を高める努力を行っている。しかし、町内会に入会していない要援護者への訪問など課題も多々あることから、区は地域支援組織に強く訪問を依頼できないなどにより対策に苦慮している。

本事業は、地域における「共助」による避難支援体制づくりを進めていく制度なので、市としては、今後も支援組織への理解の促進を進めることが必要である。

【意見 7-10】「災害時要援護者避難支援制度に関する意向調査票」の実効性について

「災害時要援護者避難支援制度に関する意向調査票」は、調査対象者に「災害時要援護者避難支援制度の名簿登録のご案内」と共に郵送して、名簿登録を希望しない方に返送いただく資料であり、集計結果を集計報告書として作成している。すなわち、名簿登録を希望しない方の要件の該当状況や希望しない理由について集計したものである。

集計報告書によれば配布数 4,780 票、有効回答数 1,056 票、このほか「登録を希望する方」による申込書の返送が 918 件あり、これを含めた合計 1,974 件の配布数に対する回収率の割合は 41.3%となっている。今後も同様の調査の際には、回収率の向上に努めることが必要である。

【意見 7-11】災害時要援護者名簿登録の拡大の可能性について

災害時要援護者を把握するために、現状の範囲は十分か改めて検討する必要がある。「災害時要援護者緊急対策事業費」では、制度登録の重点勧奨対象者の範囲を要介護度 3 から 5 もしくは、1 級から 3 級の身体障害者手帳保有者としているが、この条件で災害時要援護者をカバーしきれていないのではないかと考えられるからである。

8. 社会福祉施設等災害時用無線機器設置事業費(災害救助その他援護事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容

東日本大震災時に、高齢者福祉施設や障害者福祉施設等に安否確認を行った際、電話回線の混雑により連絡に時間を要した教訓から、回線混雑の影響を受けず、災害時に強い「デジタル MCA 業務用防災無線機」を導入し、社会福祉施設(入所施設等)や地域包括支援センター等への貸与、市役所及び区役所等の各所管課にも設置し、災害時のネットワーク強化を図るものである。

「デジタル MCA 業務用防災無線機」(以下「MCA 無線機」という。)は、複数の通信チャンネルを多くの利用者が共用する法人向け業務用無線で、陸上移動業務における周波数の効率的利用を目的に、昭和 57 年 10 月からサービスが開始されている。一般財団法人移動無線センターが中継局を運用してサービスを提供しており、自治体の防災行政用、公益事業や民間企業の危機管理用として利用されている。

なお、一般財団法人移動無線センターは、平成 21 年 4 月 1 日に、財団法人北海道移動無線センター、財団法人東北移動無線センター、財団法人移動無線センター、財団法人信

越移動無線センター、財団法人東海移動無線センター、財団法人近畿移動無線センター、財団法人中国移動無線センター及び財団法人九州移動無線センターの 8 財団が合併して財団法人移動無線センターとして発足し、同財団法人が、平成 24 年 4 月 1 日に一般財団法人化したものである。陸上移動通信の効率的利用を促進し、もってその健全な発達をはかり、電波利用による公共の福祉を増進することを目的とする法人である。

川崎市健康福祉局における MCA 無線機の導入数及び MCA 無線機の概要は、表 197、表 198 のとおりである。

表 197 MCA 無線機の導入数

対象施設	施設数 (平成 25 年 4 月 1 日)	施設数 (平成 26 年 4 月 1 日)	施設数 (平成 27 年 4 月 1 日)
特別養護老人ホーム	45	45	50
養護老人ホーム	1	1	1
介護老人保健施設	18	18	18
障害者入所施設	7	7	7
救護施設	0	1	1
地域包括支援センター	49	49	49
基幹支援センター	0	7	7
行政・社協	20	20	20
合計	140	148	153

表 198 MCA 無線機の概要

災害に強いシステム	中継局は、停電時のバックアップのために発動発電機を備えるなど十分な耐災害性を確保している。また、携帯電話のような災害時の発信規制がなく通信が確保される。
通信規制・輻輳の心配がない	共同利用のシステムだが通信時限を持つため利用者に公平な通信を確保できる。また、各中継局の収容局数は逐次管理され、通話路の増設にて対応を行う。
機関相互の通信が可能	社内通信だけでなく、同じグループコードを持つすべての無線局と、一斉通報、個別通信が可能でグループ企業、関連機関との情報交換を行うことで、より多くの情報収集が可能。
コストの削減が可能	一般財団法人移動無線センターが設置運用する中継局を利用するため、無線局の設備管理が不要。運用に必要な設備は、移動局型無線機のみで、初期事業費維持管理費が大幅に削減できる。
免許申請手続きが簡単	包括免許のため、無線局数に関係なく一式で申請が可能。検査は不要で無線従事者の資格も不要。

② 事業費

表 199 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	36,608	5,440	5,049
決算額(千円)	25,837	4,923	3,926

表 200 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
役務費	3,171	無線基本利用料
備品購入費	755	デジタル業務用無線器購入費
合計	3,926	

表 201 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	3,926 千円	100%
その他	—	

③ 平成26年度防災用無線の一斉通信試験

MCA 無線機について、平成27年3月13日に一斉通信試験を行っている。

試験の内容は、MCA 無線機を災害時に効果的に運用を行えるよう、訓練実施時の実態を把握する内容の通信試験を行い、MCA 無線機を設置している施設からは、「当日の利用者数」を、地域包括支援センター・基幹相談支援センターからは「当日の職員数」を報告するものである。

主な通信経路は、健康福祉局高齢者事業推進課(一斉通信)⇒各施設・各包括(グループ通信)⇒各区・地区高齢・障害課(個別通信)⇒健康福祉局高齢者事業推進課の流れとなっている。

今回の一斉通信試験について市は、次のように総括している。

- 高齢者事業推進課からの一斉通信に対してグループ通信を開始したため、施設からの返信が全局に聞こえてしまったケースがあった。
- 前回通信試験と比べて受信感度が改善された機器があった一方で、改善が必要と考えられる機器が新たに発見された。また、行政機関に設置した機器についても、改善が必要と考えられる事例が発見された。
- グループ通信を行う際の「グループモード」の選び方(機器操作)についての質問が多かったため、再度、機器操作マニュアルの周知を図るとともに、今後も定期的な通信試験を行う必要がある。

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 7-12】 事業の有効性について(試験の立会結果)

① 試験への立会について

今回の包括外部監査の一環として、市が実施した通信試験に立ち会った。試験の概要は以下のとおりである。

(試験概要)

1 実施日

平成27年11月5日(木)14:00から(地域包括支援センターは15:30から)

2 試験の内容

防災用無線機を災害時に効果的に運用を行えるよう、訓練実施時の実態を把握する内容の通信試験を行うものとし、施設からは「当日の利用者数」を、地域包括支援センター・基幹相談支援センターからは「当日の職員数」を報告する。

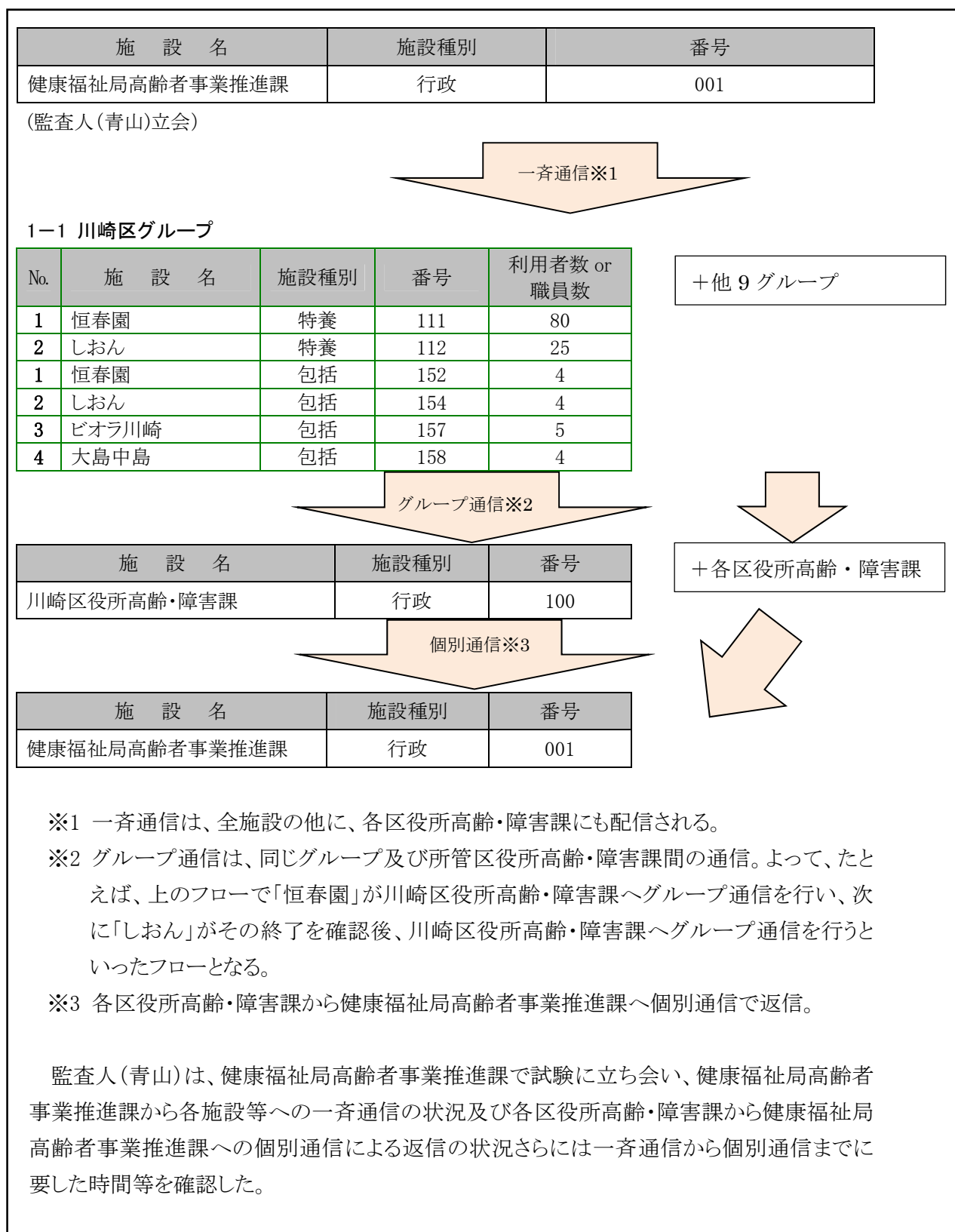
3 主な通信経路

健康福祉局高齢者事業推進課(一斉通信)→各施設・各包括(グループ通信)→各区・地区高齢・障害課(個別通信)→健康福祉局高齢者事業推進課

4 所要時間

	開始時間	高齢者事業推進課への最終報告時間帯
施設	14:00	14:20～15:20
包括	15:30	15:39～16:25

図 11 通信試験の概要フロー



② 総括

健康福祉局高齢者事業推進課は、通信試験の総括として以下の3点をまとめた。

- 前回通信試験と比べて受信感度が改善された機器があった一方で、改善が必要と考えられる機器が新たに発見された。また、行政機関に設置した機器についても、改善が必要と考えられる事例が発見された。
- 通信試験を行うにあたり、グループ通信を行う際の「グループモード」の選び方(機器操作)についての質問がいくつかあったため、再度、機器操作マニュアルの周知を図るとともに、今後も定期的な通信試験を行う必要がある。
- 「グループモード」を選択しなかったため、通信先の誤りが散見されたほか、無線機本体の電源が入っていない、通信試験の実施日を忘れていた等の理由により対応できなかった局があった。

③ 監査意見総括(事業の有効性について)

本事業に限らず、設備の配備等に関する事業の有効性は、設備を配備しただけでは十分ではない。設備を配備に加え、当該設備を十分に使いこなせるようにしなければならない。この点、通信試験の実施は意義のあるものである。ただし、試験の結果、今後への課題も残されていると考えられる。健康福祉局高齢者事業推進課が総括で上げた上記3点の内、通信先の誤りについては試験の周知の問題であり相対的に重要性は低いが、受信感度といった設備そのものの問題や操作方法といった運用上の問題については、引き続き解決への努力が必要である。

参考までに、立ち会った際に監査人が把握した主な問題は以下のとおり。

- 最後まで通信が通じなかった施設⇒6(特養2、老健1、障害1、包括1)※1
- 個別通信が通じなかった区役所等⇒1(田島地区健康福祉ステーション)
- 個別通信の感度が悪かった区役所等⇒1(中原区役所高齢・障害課)
- 操作方法の問題で高齢者事業推進課へ通信が来た施設⇒約5回

※1 その後のフォローで、通信不可の施設の原因は、無線機本体の電源が入っていない、通信試験の実施日を忘れていたなどの理由であった。電源が入っていない施設については、災害が発生した際にも電源が切れている可能性が高い。通常電源をどのようにしておくかについては、各施設に徹底する必要がある。

【意見 7-13】 保管管理方法の明確化について

防災用無線の一斉通信試験の中で通信状況や機器操作の確認を行っているが、機器操作マニュアル以外の防災用無線機の日常の管理・保管方法(破損、更新等のメンテナンス方法を含む)について、ルールを明文化したマニュアル等は定められていないことから作成周知が望まれる。

9. ひとり暮らし等高齢者見守り事業**(1) 概要****① 事業の目的、内容及び成果**

ひとり暮らし等高齢者実態調査を通じて、ひとり暮らし等高齢者の日常生活の実態を把握することにより、見守り対象者の選定及び今後のひとり暮らし等高齢者に対する事業検討の基礎資料を得ることを目的とする事業である。

ひとり暮らし等高齢者実態調査は、川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課を主体として、平成 26 年 9 月から 12 月にかけて、民生委員の協力により調査対象者宅を訪問し、聞き取り等により行われている。

調査対象者は、川崎市内在住、住民基本台帳記載の 75 歳以上の介護保険サービス等を受けていないひとり暮らし等高齢者としているが、実際には、住民基本台帳と生活実態が異なる場合があるため、調査対象外の高齢者を調査している場合もある。

調査対象者件数は 46,746 件、調査票の回収件数は 44,593 件、回収件数のうち有効回答数は 36,144 件で、うち 243 件(名)が見守り対象者に選定されている。

調査の際には調査票を作成しているが、川崎市が行った実態調査に調査票について、調査項目の入力、集計および分析を行い、その結果としての報告書の作成を外部に委託している。委託先は株式会社サーベイリサーチセンター営業部で、委託料は 1,998 千円(税込)、報告書の提出期限は平成 27 年 3 月 31 日となっている。

また、調査を行うにあたって、訪問お知らせ文等を調査対象者に発送しているが、訪問お知らせ文等の封入封緘及び宛名バイナリーシート、切手の貼付、チラシ封入業務も外務に委託している。委託先は特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会、単価契約となっており、単価は、ひとり暮らし等高齢者実態調査封入封緘業務委託契約書に添付されている契約単価一覧表に基づいている。

② 事業費

表 202 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	9,709	9,518	15,050
決算額(千円)	7,628	7,278	13,224

表 203 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
賃金	3,835	事務補助
需用費	2,398	調査用物品、調査票等印刷費
役務費	4,509	郵送料
委託料	2,482	封入封緘業務、報告書作成費
合計	13,224	

表 204 事業費の財源

国	7,530 千円	56.9%
県	—	
市町村	5,694 千円	43.1%
その他	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 7-14】 調査結果の有効活用について

ひとり暮らし等高齢者実態調査は、ひとり暮らし等高齢者の日常生活の実態を把握することにより、見守り対象者の選定及び今後のひとり暮らし等高齢者に対する事業検討の基礎資料を得ることを目的としている。

調査対象者件数は 46,746 件、調査票の回収件数は 44,593 件、回収件数のうち有効回答数は 36,144 件で、うち 243 件(名)が見守り対象者に選定されている。回収率(回収件数/調査対象者件数)は 95.3%と高い。民生委員児童委員の協力により対象者宅を訪問し、聞き取り等による調査をしているためと考えられる。また、見守り対象者は選定者が 243 件(名)と少なくなっているが、本人の同意が必要であることから人数が少なくなっていることは止むを得ないとも言える。しかし、未回収者は 2,153 件、未回収率(未回収件数/調査対象者件数)は 5.0%であり、僅少な件数ではない。今後、未回収者を減らすように追加調査を行うことが必要であろう。また、住民票を川崎市に移していない介護保険未利用者は調査漏れとなって

いるので十分な対応を図る必要がある。

ひとり暮らし等高齢者実態調査に係る調査結果の利用方法については、区役所高齢・障害課のみが調査結果にアクセス・利用できる状況となっている。事業対象者（見守り対象者）243 名に、現状では防災の視点で何等かの対応を行う計画はないが、このような方々を如何に援護するかは重要なので、防災の視点での検討も必要である。つまり、事業が有効かどうかは、調査結果を如何に活用するかである。

【意見 7-15】「災害時要援護者緊急対策事業費」と「ひとり暮らし等高齢者実態調査」について

「ひとり暮らし等高齢者実態調査」では、川崎市内在住、住民基本台帳記載の 75 歳以上の介護保険サービス等を受けていない人を調査対象者として、見守り対象者 243 名が選定されている。

ここで前述の「災害時要援護者緊急対策事業費」と「ひとり暮らし等高齢者実態調査」の調査対象者は重複していないことも多い。見守り対象者には、災害時要援護者避難支援制度の名簿登録をしていないのであれば、登録条件に該当する場合は、名簿登録への本人の同意を求めていく必要がある。少なくとも、現状では「ひとり暮らし等高齢者実態調査」には防災の視点がないことから、防災の点からも調査結果を活用する必要がある。

第8 まちづくり局

1. 高層集合住宅震災対策指導事業費(高層集合住宅の震災対策施設整備推進事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

この事業は、震災によりライフラインが停止した場合においても、高層階に居住する市民が安心して暮らすことができる住環境を形成することを目的としている。

そこで、高層集合住宅の震災対策として有効な施設の整備等に関し必要な事項を「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」に規定している。具体的には、高層階に残留した居住者が利用できるよう、生活必需品や避難等に必要な用具の備蓄を行うためのスペース(防災備蓄スペース)の設置や、電気系統を介さない水道管直結給水方式又はその他停電時に使用可能な設備等を有するトイレ(防災対応トイレ)の設置を促しており、整備基準に適合していると認められた場合には、「整備基準適合証」が交付される。

なお、要綱の対象となる高層集合住宅とは、地階を除く階数が10以上の建築物のうち、共同住宅の用途に供するもの(共同住宅以外の用途を併用する場合を含む。)である。

② 事業費

表 205 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	—	180	117
決算額(千円)	—	155	89

表 206 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
需用費	89	整備基準適合証の作成
役務費	0	
合計	89	

表 207 事業費の財源

国	—	
県	—	
市一般財源	89千円	100%
その他	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 8-1】 整備基準適合証の交付実績について

整備基準適合証の交付は、平成 24 年 7 月 1 日から開始された事業である。平成 27 年 9 月 18 日現在の整備基準適合証の交付実績は下表のとおりである。

表 208 整備基準適合証の交付実績の推移

	平成 24 年度 (7 月 1 日～)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (9 月 18 日現在)	合計 (9 月 18 日現在)
交付枚数	1	2	13	6	22
うち既存分	1	2	2	0	5
うち新築分	0	0	11	6	17

要綱の対象となる高層集合住宅の総数からすると、現時点の実績 22 枚は低い。

既存建築物については、「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」第 11 条に規定されている既存の建築物に対する特例によって適合証の交付を受けることは可能であるが、消防が把握している 10 階以上の共同住宅 570 棟がその総数であり、現時点において交付実績は 0.9% (5 棟 / 570 棟) となっている。一方、新築建築物については、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の事業概要書または川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例の標識設置届の提出時に、要綱に定める事前協議書を提出するよう指導することから、事業者には制度が周知される。平成 24 年度から平成 26 年度における対象となる川崎市の新築住宅 (10 階以上の共同住宅) 94 件の内、事前協議書提出は 76 件、さらにその内適合案件は 39 件となっている。よって、新築住宅の内適合案件率は 41.5% (39 件 / 94 件) となる。

震災によりライフラインが停止した場合においても、高層階に居住する市民が安心して暮らすことができる住環境を形成するために、防災備蓄スペースと防災対応トイレの設置を促すことの有用性はあると考えられることから、今後、以上の現状を踏まえ震災対策用施設の設置を誘導する取組が必要である。

確かに、既存建築物については、新たに防災備蓄スペースと防災対応トイレを設置することは、スペースの問題から困難であることも理解できる。しかしながら、防災備蓄スペースだけでも設置できれば、ライフラインが停止した場合における安心な住環境の形成には寄与すると思われる。したがって、既存建築物については、防災備蓄スペースか防災対応トイレのどちらかだけでも設置するよう誘導するなどの、弾力的な対応を検討することも考えられる。

一方、新築建築物については、防災備蓄スペースと防災対応トイレを設置することが、事業者にとってメリットにつながることを理解してもらう取り組みが必要である。確かに、防災備蓄スペースと防災対応トイレを設置することにより、事業者にとっては住戸部分の販売面積が減

少することとなる。しかし、「建築基準法施行令第2条第3項第2号の規定」または「建築基準法第52条第14項第1号の規定に基づく許可制度」を活用し、容積率の緩和を受けることが可能となるメリットもある。また、近年の防災意識の高まりから、整備基準に適合した高層集合住宅であることが付加価値となり、資産価値の向上につながると考えられる。さらに今後は、防災備蓄スペースと防災対応トイレの設置は、高層集合住宅の標準スペックとなることも考えられる。したがって、新築建築物については、容積率の緩和についてだけでなく、資産価値向上の可能性のあることを、事業者等にアピールするなど、理解を深めていく必要がある。

【意見 8-2】 整備基準適合証の在庫管理について

整備基準適合証の在庫数の推移は、表 209 のとおりである。

表 209 整備基準適合証の在庫数の推移

年度	作成	使用	在庫
平成 25 年度	36	3(注 1)	33
平成 26 年度	45	13	65
平成 27 年度(注 2)	0	6	59
合計	81	22	—

(注 1) 平成 24 年度の適合物件 1 件を含む。

(注 2) 平成 27 年 10 月 22 日現在。

平成 27 年 10 月 22 日現在の累積使用数は 22 枚であるが、現在の在庫数は 59 枚となっており、在庫過剰といえる。また、平成 25 年度末時点の在庫数は 33 枚で、累積使用枚数 22 枚を賄える計算となる。

一度に多くの枚数を作成することにより、作成に係る費用を抑えることができるため、今後は、在庫数を加味しながら、整備基準適合証を作成するなど、在庫管理を適切に行う必要がある。

2. 密集住宅市街地整備促進事業補助金(密集住宅市街地整備促進事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

この事業は、重点密集市街地の改善を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的としている。重点密集市街地とは、密集市街地(老朽化した木造の建築物が密集し、地震等の災害時における火災の延焼被害等のおそれが高い市街地)の中でも、住宅密集度、倒壊危険性、延焼危険性及び避難、消火等の困難性という基準によって抽出された地区のうち、地震等の災害時において大規模な火災の可能性があり、他の地区よりも燃え広がりやすく、防災上特に危険な地区をいう。川崎市では、幸区幸町3丁目地区(3.7ha)、川崎市小田2・3丁目地区(25.8ha)の2地区を重点密集市街地と位置付けている。

そこで、市では、幸町3丁目及び小田2・3丁目地区における「防災まちづくりプラン」を平成19年度末に策定し、重点密集市街地の改善を推進している。防災まちづくりプランには、地震による建築物の倒壊や延焼を防ぐための「建築物の不燃化促進」、避難道路や緊急車両の進入経路を確保するための「道路の拡幅促進」、災害時に火災の燃え広がりを防ぐための「空地の確保」を方針として掲げている。この3つの方針に基づき、次の4つの補助制度を設けている。

表 210 密集市街地関連補助制度

1. 密集住宅市街地整備促進事業	
事業内容	老朽建築物から耐火・準耐火建築物である共同住宅等へと建替える事業に対し、「川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助要綱」に基づきその調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費の一部を補助
補助対象条件	既存建築物が老朽化していること等 (川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助要綱に規定する「建替えを促進すべき建築物」)。
補助金額	別表により、建替えの種類に応じ、予算の範囲内において補助(補助対象額の3分の2を限度)
2. 住宅不燃化促進事業	
事業内容	耐火・準耐火建築物である住宅を建築する事業に対し、「川崎市住宅不燃化促進事業補助金交付要綱」に基づきその費用の一部を補助 ただし、平成28年度までに着工する事業に限る。
補助対象条件	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火・準耐火建築物であること。 ・一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅とし、その他の用途を含む場合は延べ床面積の2分の1以上が住宅の用途であること。 ・台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。 ・敷地面積が100平方メートル以上であること。ただし、従前の敷地面積が100平方メートル未満である場合はこの限りではない。 ・1事業につき、年度末に工事を完了すること
補助金額	市の予算の範囲内において別表の金額を補助

3. 区画道路拡幅促進事業	
事業内容	防災まちづくりプランに位置付けた拡幅促進路線において、土地所有者等がセットバックする場合に塀・垣柵等を除却して新たな塀・垣柵等を新設する事業に対し、「川崎市区画道路拡幅整備事業助成金交付要綱」に基づきその費用の一部を助成
補助対象条件	拡幅促進路線において、セットバックに関連して塀・垣柵等を除却して道路状に整備すること(除却すべき物件が存在しない場合には対象とならない)
補助金額	市の予算の範囲内において別表の金額を助成 なお、除却、新設に係る助成金額の上限は各 30 万円

4. 区画道路寄附促進事業	
事業内容	防災まちづくりプランに位置付けた寄附促進路線において、セットバックにより道路状に整備した私有地部分をその土地所有者等が川崎市に寄附申請する事業に対し、「川崎市区画道路拡幅整備事業助成金交付要綱」に基づき奨励金を交付するとともに、分筆測量に要する費用を助成 ただし、平成 28 年度までに着手する事業に限る。
補助対象条件	<ul style="list-style-type: none"> ・公道部分の土地境界が確定していること。 ・寄附に係る土地の範囲が確定しているとともに、当該部分に関わる土地に抵当権等の所有権以外の権利がないこと ・「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」第 4 条第 3 項に基づく「後退用地寄附申出書(公道用)」により後退用地の市管理道路への編入が可能な物件であること ・1 事業につき、年度末に工事を完了すること
補助金額	奨励金額については、寄附に係る土地の国税庁路線価の価額の 40%に当該寄附に係る土地の面積を乗じた金額を交付 寄附に係る土地の分筆測量に要する費用については、その実費について 1 件あたり 45 万円を上限に助成

市では、これらの補助制度を実施することなどにより、不燃領域率を向上させて重点密集市街地の改善を図っている。

不燃領域率とは、まちの火災に対する安全性を表す指標であり、不燃領域率が上がると、焼失率(まち全体の建物のうち、焼失する建物棟数の割合)は低下し、火災が起きた場合の燃え広がりや勢いが緩やかになるため、避難のための時間や避難経路の確保につながる。不燃領域率は 40%前後を境に、焼失率が急激に低下するとされており、災害時の安全性が高まることから、市では、重点密集市街地の不燃領域率を 40%以上とすることを目標としている。

表 211 過去の成果

成果指標名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
不燃領域率 (幸町 3 丁目地区)	%	34.4	34.6	34.9
不燃領域率 (小田 2・3 丁目地区)	%	36.8	37.2	38.0

② 事業費

表 212 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	7,500	8,400	8,400
決算額(千円)	7,436	2,960	7,100

表 213 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
負担金補助及び交付金	7,100	住宅不燃化促進事業、区画道路拡幅促進事業
合計	7,100	

表 214 事業費の財源

国	3,550 千円	50%
県	—	
市町村	3,550 千円	50%
その他	—	

(2) 監査の結果

【指摘事項 8-1】 補助金交付の申請期限について

「川崎市住宅不燃化促進事業補助金交付要綱取扱基準」及び「川崎市区画道路拡幅整備事業助成金交付要綱取扱基準」では、補助金交付の申請について、以下のとおり規定している。

これらの規定によると、住宅不燃化促進事業、区画道路拡幅促進事業、区画道路寄附促進事業に係る補助金の交付申請は、11月末日までに行わなければならない。

「川崎市住宅不燃化促進事業補助金交付要綱取扱基準」より抜粋

(補助金交付の申請)

第6条 施行者は、住宅不燃化促進事業に係る補助金の交付を申請しようとするときは、要綱第8条に定める書類に係る書類を添えて、毎年度11月末日までに市長に提出しなければならない。

「川崎市区画道路拡幅整備事業助成金交付要綱取扱基準」より抜粋

(助成金交付の申請)

第11条 施行者は、拡幅促進事業又は寄附促進事業に係る助成金の交付を申請しようとする

きは、要綱第 8 条に定める書類に關係書類を添えて、毎年度 11 月末日までに市長に提出しなければならない。

しかし、交付申請期限後に申請が行われているものが 3 件あった。具体的には、住宅不燃化促進事業補助金については、平成 26 年 12 月 11 日と平成 27 年 1 月 8 日に各 1 件申請されている。区画道路拡幅促進事業助成金については、平成 27 年 1 月 8 日に 1 件申請されている。

事務手続き上、交付の申請期限を設けることは理解できる。一方で、予算の執行状況等を考慮した上で、申請期限後も申請を認める取り扱いとすることも理解できる。しかしながら、交付要綱取扱基準に交付の申請期限を明記している以上は、当該規定に従うべきである。よって、期限を守るか、期限を設けないかを整理して、基準を整備するべきである。申請期限を知っていた市民が、期限経過により申請をあきらめたケースもあった可能性もある。

なお、4 つの補助事業(密集住宅市街地整備促進事業、住宅不燃化促進事業、区画道路拡幅促進事業、区画道路寄附促進事業)を紹介した「川崎市重点密集市街地における支援内容のご案内」(パンフレット)においても、「補助申請はその年度の 11 月末で締め切りになります。」との記載がある。このうち、密集住宅市街地整備促進事業補助金に係る要綱等においては、交付の申請期限についての規定がない。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 8-3】 補助金の交付実績について

密集住宅市街地整備促進事業、住宅不燃化促進事業、区画道路拡幅促進事業、区画道路寄附促進事業における補助金の交付実績は下表のとおりである。

表 215 密集市街地関連補助の交付実績の推移

補助事業名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
密集住宅市街地整備促進事業	2	4,176,000	0	0	0	0
住宅不燃化促進事業	4	3,260,000	3	2,960,000	7	6,880,000
区画道路拡幅促進事業	0	0	0	0	1	220,000
区画道路寄附促進事業	0	0	0	0	0	0

このとおり、事業によっては交付実績がない年度もあるなど交付実績が著しく低い。平成 27 年 1 月時点の建物棟数をみると、幸町 3 丁目地区が 221 棟、小田 2・3 丁目地区が 1,443 棟であるが、このうち平成 24 年度から 26 年度の 3 ヶ年での建替件数 64 棟と比較すると、交付実績が低いと言える。つまり、重点密集市街地の改善を推進するために補助制度を設けたものの、交付実績が低く補助効果である重点密集市街地の改善に十分に結びついていな

い。

なお、住宅不燃化促進事業については、毎年度交付実績があるものの、概要で述べたとおり、平成28年度末をもって補助制度の見直しをすることになっている。また、区画道路寄附促進事業についても、平成28年度末をもって補助制度の見直しをすることになっている。

したがって、補助制度の見直しを契機として、今後の重点密集市街地の改善を推進するための取り組みについては、根本的な見直しが必要である。（詳細は、「【意見8-4】今後の密集市街地の改善に向けて」を参照。）

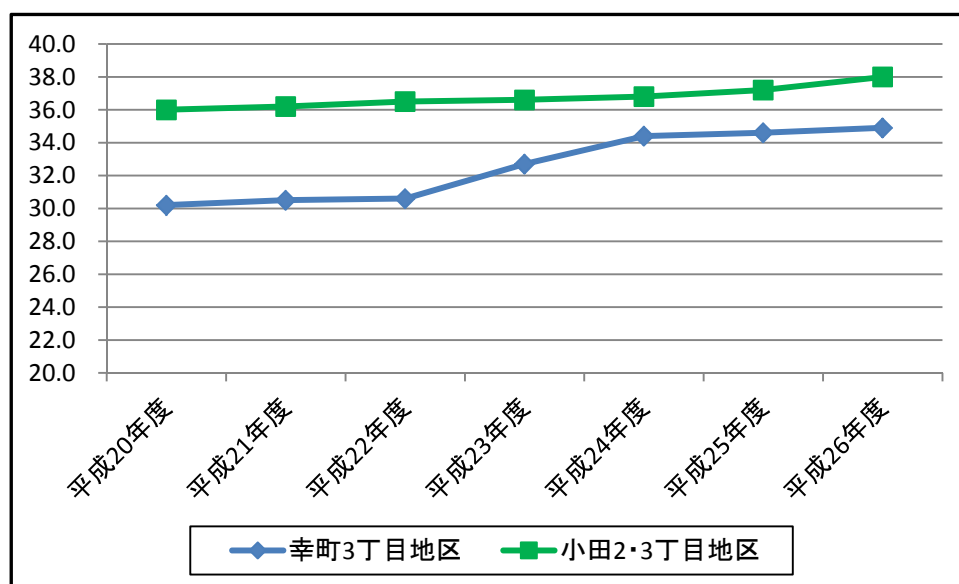
【意見8-4】今後の密集市街地の改善に向けて

概要で述べたとおり、市では、重点密集市街地の改善の指標として、不燃領域率を40%以上とすることを目標としてきたが、平成26年度末時点で、幸町3丁目地区が34.9%、小田2・3丁目地区が38.0%であり、40%に満たない。

つまり、地震時などの災害に対して防災上の課題が残ったままであり、引き続き改善に向けて取り組んでいく必要がある。しかし、平成20年度以降の不燃領域率の推移は、下記グラフのとおりであり、補完法による単純計算によっても、不燃領域率40%以上となるのに、あと7年以上要することとなる。これでは、効果的な取り組みとはいえない。

したがって、今後の密集市街地の改善に向けては、これまでの取り組みを根本的に見直し、新たな密集市街地の改善施策を検討していく必要がある。なお、重点密集市街地以外にも、火災の延焼危険性の高い地域が存在すると思われることから、対象地区についても、改めて選定する必要がある。

図12 対象地域の不燃領域率の推移



新たな密集市街地の改善施策を検討するにあたっては、横浜市の事例が参考になると思

われる。

横浜市は、平成 26 年 12 月 26 日に「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」を制定し、平成 27 年 2 月 25 日に条例に基づく、不燃化推進地域(約 1,140ha)を指定した。そして、平成 27 年 7 月 1 日に条例が施行され、新たな防火規制を開始した。具体的には、不燃化推進地域における 7 月 1 日以降着工の建築物に対して、耐火性能の高い「準耐火建築物」以上とすることを義務付けた規制である。なお、新たな規制にあわせて、老朽建築物等の除却や耐火性能強化設計・工事を対象に実施していた「建築物不燃化推進事業補助」の補助率等を拡充している。川崎市においても、横浜市の事例のように、「新たな防火規制の導入等」により、建築物の不燃化を推進することも含めて、密集市街地の改善に向けた新たな取り組みを検討する必要がある。

3. 民間マンション耐震対策事業費(民間マンション耐震対策事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

この事業は、地震による分譲マンションの倒壊などを防止し、災害に強い安全なまちづくりを推進することを目的としている。

そこで、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認通知書等の交付を受けている旧耐震基準の分譲マンションの耐震化を支援するため、市が委託により予備診断を実施するほか、マンション管理組合が耐震診断、耐震改修設計又は耐震改修工事を行う場合にその費用の一部を助成している。なお、予備診断とは、設計図書や修繕等の管理履歴、目視による劣化状況の確認等を行ない、耐震診断の必要性の有無、診断方法、診断費用等を算出するものである。

対象となる分譲マンション、助成金の額等は、以下のとおりである。

表 216 民間マンション耐震対策に係る制度

1. マンション耐震診断に係る予備診断事業	
対象となる分譲マンション	(1)昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認通知書等の交付を受けていること (2)地階を除く階数が 3 以上で鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のもの (3)複合用途マンションの場合、住宅部分の床面積の合計が、全床面積の 3 分の 2 以上のもの (4)異なる区分所有者の住宅の戸数が、原則として 6 以上のもの (5)川崎市マンション管理組合登録制度に管理組合が登録されているもの (6)理事会若しくは総会で予備診断を実施することが、決議されているもの
診断費用	対象となる分譲マンションの管理組合に代わり、川崎市が診断に要する費用を負担するため、無料で予備診断が受けられる。

2. マンション耐震診断事業費用助成制度	
対象となる分譲マンション	(1)昭和56年5月31日以前に建築確認通知書等の交付を受け、かつ検査済証の交付を受けていること (2)階数が3以上で、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のもの (3)複合用途のマンションの場合、住宅部分の床面積の合計が、全床面積の3分の2以上のもの (4)異なる区分所有者の住宅の戸数が、原則として6以上のもの (5)予備診断の結果、現行の耐震設計法等で設計されてなく、かつ耐震診断が必要と判断されたもの (6)川崎市マンション管理組合登録制度に管理組合が登録されているもの (7)総会で診断を実施することが決議されていること
助成金の額	・耐震診断は、耐震診断に要する費用及び耐震判定委員会等の判定に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を合算した額の3分の2以下 ・耐震診断に要する費用は、1住戸当たり3万円を限度 ・耐震判定委員会等の判定に要する費用は、1申請あたり60万円を限度

3. マンション耐震改修工事等事業助成制度	
対象となる分譲マンション	(1)昭和56年5月31日以前に建築確認通知書等の交付を受け、かつ検査済証の交付を受けていること。 (2)階数が3以上で、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のもの。 (3)異なる区分所有者の住宅の戸数が、原則として6以上のもの。 (4)複合用途のマンションの場合、住宅部分の床面積の合計が、専有部分全体の床面積の合計の3分の2以上であること。 (5)川崎市マンション管理組合登録制度に管理組合が登録されているもの (6)総会で耐震改修工事等を実施することが、決議されているもの (7)建築計画設計は、適切な診断方法による耐震診断を実施した結果、地震に対して安全でないと判断されていること (8)耐震改修工事は、耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく認定を受けた計画に基づく耐震化工事であること
助成金の額	・建築計画設計は、費用の3分の2以下 ・耐震改修工事は、費用の15.2%以下で、かつ、1住戸当たり30万円を限度

② 事業費

表 217 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	43,000	105,500	205,842
決算額(千円)	22,915	63,348	134,817

表 218 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
委託料	2,762	マンション耐震診断に係る予備診断事業実施委託
負担金補助及び交付金	132,055	マンション耐震診断費用補助金、マンション耐震改修費用助成金
合計	134,817	

表 219 事業費の財源

国	67,408 千円	50%
県	—	
市町村	67,409 千円	50%
その他	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 8-5】 予備診断等の実績について

マンション耐震診断に係る予備診断事業、マンション耐震診断事業費用助成制度、マンション耐震改修工事等事業助成制度(改修設計、改修工事)の実績は下表のとおりである。

表 220 予備診断等の実績の推移

(単位:千円)

年度	予備診断			耐震診断		
	棟数	戸数	委託費	棟数	戸数	助成額
平成 24 年度	81	2,684	7,288	10	512	15,627
平成 25 年度	130	3,685	11,698	19	595	22,050
平成 26 年度	29	992	2,762	3	136	5,680
累計(H12～)	357	12,367	(注 1)	70	3,649	112,524
年度	改修設計			改修工事		
	棟数	戸数	助成額	棟数	戸数	助成額
平成 24 年度	0	0	0	0	0	0
平成 25 年度	6	736	29,600	0	0	0
平成 26 年度	0	0	0	0(注 2)	0(注 2)	126,375
累計(H19～)	13	1,120	42,438	5	222	144,364

(注 1) 予備診断については、平成 23 年 7 月より助成制度から市全額負担(業務委託)に変更している。

(注 2) 平成 26 年度～27 年度の 2 か年工事のため、棟数、戸数は 0 となっている。

「平成 25 年度川崎市分譲マンション実態調査」によると、旧耐震基準の分譲マンションの総数は 647 棟、24,948 戸である。平成 26 年度末における予備診断の実績累計 357 棟、12,367 戸をこの分譲マンション総数と単純に比較すると、棟数で 55.2%、戸数で 49.6%の割

合(≡予備診断の実施率)となる。

平成23年7月に予備診断を無料としてから、予備診断棟数は急増しており、また、平成24年度以降一般診断の件数も増加していることから、予備診断が一般診断の実施に大きく寄与しているが、このとおり、予備診断の実施率は半分程度となっており、更なる予備診断の実施につながる取組みを進めていく必要がある。

したがって、地震による分譲マンションの倒壊などを防止し、災害に強い安全なまちづくりを推進するためには、市は、予備診断等の実績を向上させる必要があり、これまで以上に、地震に対する建築物の安全性に関する意識の向上を図るとともに耐震改修の推進を図る必要がある。

4. 木造住宅耐震改修助成金(建築物防災対策事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

この事業は、地震による木造住宅の倒壊などを防止し、災害に強い安全なまちづくりを推進することを目的としている。

そこで、昭和56年5月31日以前に建築確認済証等の交付を受けている旧耐震基準の木造住宅の耐震化を支援するため、木造住宅の所有者が耐震改修工事を実施する際、市が費用の一部を助成している。

対象となる木造住宅、助成金の額等は、以下のとおりである。

表 221 木造住宅耐震改修助成金の制度概要

木造住宅耐震改修助成金	
対象となる木造住宅	(1)昭和56年5月31日以前に建築工事に着手したもの (2)木造2階建て以下のもの(一部鉄骨造等の混構造は対象外) (3)住宅(一戸建て住宅、共同住宅、長屋、店舗併用住宅(店舗等がある場合は全体の2分の1以下)) (4)木造在来工法のもの(ツーバイフォー工法・パネル工法は対象外) なお、過半の所有が法人であるものと明らかに建築基準法に適合しないものは除く
助成の対象者	(1)対象建築物の所有者又は当該対象建築物を所有かつ居住する者と同居している配偶者若しくは1親等の親族 (2)固定資産税及び市民税の滞納がない者

助成金の額(非課税世帯)	補助率	限度額
耐震改修計画	3/4	225,000 円
補強工事	3/4	2,775,000 円
一部補強工事	3/4	1,388,000 円
追加補強工事	3/4	1,387,000 円
助成金の額(一般世帯)	補助率	限度額
耐震改修計画	1/2	150,000 円
補強工事	1/2	1,850,000 円
一部補強工事	1/2	925,000 円
追加補強工事	1/2	925,000 円

② 事業費

表 222 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	139,750	297,990	232,855
決算額(千円)	157,545	220,669	113,256

表 223 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
委託料	3,902	木造住宅耐震改修完了報告者審査業務委託等
負担金補助及び交付金	109,354	木造住宅耐震改修助成金
合計	113,256	

表 224 事業費の財源

国	43,350 千円	39%
県	14,908 千円	13%
市町村	54,998 千円	48%
その他	—	

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 8-6】 完了報告書の記載の徹底について

概要で述べたとおり、助成金の額が、非課税世帯と一般世帯(非課税世帯以外の世帯)とで異なっている。そのため、申請区分(非課税または一般)により、助成金交付申請書に添付する書類が異なっている。

申請区分が非課税の場合には、助成の対象建築物に居住するすべての者の過去 2 年分の市民税の非課税証明書を提出することとされており、非課税世帯であることを適切に確認

するようにしている。

さらに、市は、完了の報告時においても、第6号様式により、非課税世帯であることを確認するようにしている。この取り扱いは、過去2年分だけでなく当年度においても非課税世帯であることを求めており、申請区分の違いにより、助成金額が異なることに配慮したものであるといえ、公平性の観点から適切な対応であると言える。

平成26年度木造住宅耐震改修工事助成金の対象全78件のうち、非課税世帯が11件あった。非課税世帯11件のうち、任意の3件について、完了報告書（第6号様式）を確認したところ、2件について（非課税世帯であることに申請時と相違ありません）の欄にチェックが入っていなかった。このチェック欄は適切な対応であるのだから、今後はもれなくチェック欄の記載の徹底を図る必要がある。

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱より抜粋

（申請手続）

第8条

2 前項の申請は、第1号様式により行うものとする。

（第1号様式 裏面）

[添付書類]

(2)世帯の課税区分が非課税の方

イ 助成の対象建築物に居住するすべての者の過去2年分の市民税の非課税証明書

（完了の報告）

第12条

4 前3項の報告は、第6号様式により行うものとする。

（第6号様式）

3 申請区分

非課税（非課税世帯であることに申請時と相違ありません）

一般

5. 狭あい道路対策事業費(狭あい道路対策事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

この事業は、地域の生活環境の改善と安全で住みよいまちづくりを促進することを目的としている。そこで、「狭あい道路拡幅整備要綱」に基づき、建築主等の理解と協力の下に、狭あい道路の拡幅整備を行っている。

狭あい道路とは、建築基準法第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道又はこれに準ずる道をいう。狭あい道路に面している敷地に建築物を建てるには、はじめに、建築を行う場合の通常の手続きのほかに、狭あい道路を拡幅整備するための協議を行う必要がある。狭あい道路は、その中心線から両側へ2m後退した線が道路の境界線とみなされるため、建物等は、その線から出ないように建築しなければならない。拡幅整備の対象は、現在の道幅が4m未満の狭あい道路である。

協議が整うと、道路の中心線及び後退線の位置を明示する杭を支給し、後退用地の舗装整備を行い、後退表示板を設置する。なお、後退用地の固定資産税及び都市計画税は、非課税の取扱いとなる。

② 事業費

表 225 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	18,100	17,120	13,400
決算額(千円)	12,294	14,990	13,008

表 226 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
需用費	358	狭あい道路に設置する杭・釘等
委託料	2,909	狭あい道路の舗装整備工事監理業務委託
工事請負費	9,741	狭あい道路の舗装整備工事
合計	13,008	

表 227 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	—	
その他	13,008 千円※	100%

※建築物許可申請手数料

(2) 監査の結果

【指摘事項 8-2】 委任状について

平成 26 年度の狭あい道路舗装整備工事は、指名競争入札により工事請負業者が選定されている。このうち、狭あい道路舗装整備 1 号工事の入札手続きにおいて、入札書及び委任状の記載に不備のあるものが 1 件あった。

委任状は、代表者以外の者が代理で入札に参加する場合に必要となるものである(川崎市契約規則第 17 条)。その場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名・押印が必要となり、代理人の印鑑は委任状に押印したものと同一印鑑を使用しなければならない。しかし、1 件については、入札書に代理人氏名・押印がなく、委任状にも代理人の押印がなかった。

「入札情報 かわさき」の共通ダウンロードファイル一覧にある「委任状の記入例」にもその旨が示されていることから、入札書及び委任状の記載に不備がないように徹底する必要がある。

なお、応札した業者は、当該委任状を提出した業者とは異なるため、入札手続き自体に瑕疵があるものではない。

川崎市契約規則より抜粋

(競争入札に関する規定の準用)

第 24 条 第 2 条、第 4 条、第 6 条から第 8 条まで、第 10 条から第 17 条まで及び第 19 条から第 21 条までの規定は、指名競争の場合にこれを準用する。

(代理入札)

第 17 条 代理人をもって入札をする場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。ただし、郵便をもって入札をする場合は、前条第 3 項の規定にかかわらず、入札書にこれを添付しなければならない。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 8-7】 未着手の舗装整備工事の解消について

狭あい道路舗装整備工事は、建築主等からの申請により行うものであり、原則として、申請を受け付けた案件から順番に工事を行っている。しかし、現状は予算の都合上、申請を受け付けてから工事着手に至るまでに 2 年～3 年かかっている状況である。

平成 27 年 10 月 22 日時点における未着手の舗装整備工事は 82 件あり、このうち、平成 25 年度に申請を受け付けたものが 12 件、平成 26 年度に申請を受け付けたものが 55 件である。過去 3 年間の舗装整備工事の実績からしても、過年度に申請を受け付けた工事になかなか着手できないことが想定される。

表 228 過去 3 年間の舗装整備工事の実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
工事実施件数(件)	57	66	51
工事延長(m)	880	933	695

狭あい道路の解消は、災害時の避難や火災時の消火活動等に支障がないようにするための、防災上早急に対応すべき課題であると考えます。したがって、未着手の狭あい道路舗装整備工事をできる限り早期に解消する必要がある。少なくとも、2 年以上前の申請の工事が無いようにするなど、未着手の期間を短縮する取り組みを検討する必要があります。

【意見 8-8】要綱上の位置づけについて

狭あい道路拡幅整備は、事業説明パンフレットにも記載があるとおり、災害時の避難や火災時の消火活動における支障を取り除くことも重要な事業目的としている。

一方、「狭あい道路拡幅整備要綱」においては、下記のとおり、防災目的が明確化されていない。

狭あい道路拡幅整備要綱より抜粋

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築主等の理解と協力のもとに、狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な事項を定め、地域の生活環境の改善と、安全で住みよいまちづくりを促進することを目的とする。

狭あい道路の拡幅整備は、清掃車のごみ収集や日常の交通安全といった、生活環境の改善は勿論であるが、近年の防災意識の高まりから、災害時の避難等といった防災面における取り組みがより求められていると思われる。

したがって、要綱上においても、防災面の目的をより明確化することが望ましい。

6. 狭あい道路拡幅整備助成金(狭あい道路対策事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

この事業は、狭あい道路対策事業費と同様に、地域の生活環境の改善と安全で住みよいまちづくりを促進することを目的としている。

そこで、狭あい道路の後退用地が市に寄付される場合において、後退用地の整備を行う

上で支障となる門、塀、樹木及び擁壁など、整備支障物件の除却等に対し、その費用の一部を助成している。

「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」のほか、「川崎市狭あい道路拡幅整備助成金交付要領」により、助成金の交付等について必要な事項を定めている。

「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」より抜粋

(整備支障物件除却費の助成)

第9条 市長は、第4条第3項に規定する後退用地寄附申出書(公道用)に基づいて後退用地が市に寄附される場合は、後退用地の整備を行ううえで支障となる整備支障物件の除却等に対して、その費用の一部を助成するものとする。

2 前項に規定する助成の対象及び助成額等に関し必要な事項は、別に市長が定める。

「川崎市狭あい道路拡幅整備助成金交付要領」より抜粋

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、別表に掲げる整備支障物件の区分に応じ、算出した工事費の合計額の2分の1とする。ただし、市長が特に理由があると認めた場合はこの限りでない。

2 前項の助成金の額は、300,000円を限度とする。

3 第1項の規定により算出した額に、100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

② 事業費

表 229 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	1,500	1,500	1,500
決算額(千円)	18	0	405

表 230 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
負担金補助及び交付金	405	狭あい道路拡幅整備助成金
合計	405	

表 231 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	—	
その他	405千円※	100%

※建築物確認申請手数料

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 8-9】 未交付の助成金の解消について

狭あい道路拡幅整備助成金は、整備支障物件の除却工事が完了したことを確認したうえで、交付決定される。

狭あい道路拡幅整備助成金交付要領より抜粋

(工事完了届)

第 5 条 申請者は、除却工事等が完了したときは、速やかに除却工事等完了届(第 2 号様式)により市長に届け出るものとする。

(助成金の交付決定等)

第 6 条 市長は、当該整備支障物件の除却工事等が完了したことを確認し助成金の交付を決定したときは、狭あい道路拡幅整備助成金交付決定通知書(第 3 号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

過去 3 年間の拡幅整備助成金の交付実績は、表 232 のとおりであり、その実績は著しく低い。

表 232 過去 3 年間の拡幅整備助成金の実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
未交付件数(4/1 時点)	17	21	25
申請件数	5	4	7
助成件数(件)	1	0	2
助成額(千円)	18	0	405

除却工事が完了したことを確認するのに、事務手続き上時間を要していることが、実績が著しく低い理由である。

必要な事務手続きとしては、除却工事等完了届の精査のほか、後退用地寄附申出書の精査、境界確定のための測量、書類不備の訂正などがある。

平成 27 年 10 月 22 日現在、未交付となっている助成金の状況は、下表のとおりである。

表 233 未交付助成金の状況

未交付理由	件数
除却工事完了届の提出待ち	22
寄附手続き完了の確認の遅れ	2
書類不備の訂正待ち	4
寄附範囲不明確	1
抵当権抹消待ち	1
合計	30

未交付となっている理由としては、除却工事完了届の提出待ちが最も多く22件となっている。交付申請から除却工事完了までには期間を要するため、22件全件について事務手続きが滞っているとは限らないが、中には平成21年度に交付申請を受けた案件も含まれている。書類不備の訂正待ちについては、平成18年度の案件もある。このように、書類の提出待ちにより、事務の進捗が滞っている場合においても、市から申請者に対して、状況を確認したり、提出を促したりすることは行っていない。

したがって、市は、書類提出をただ待つのではなく、申請者に直接問い合わせるなどして、状況を確認し、書類提出を促すことが必要である。また同様に、建設緑政局の事務手続きをただ待つのではなく、互いに連絡を取り合って、状況を確認し、事務が滞らないように努める必要がある。そのほか、他の業務で現場近くに赴く機会を利用して、現地の状況を把握することも一つの方法である。

7. ハザードマップ製作事業費(宅地防災対策事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

ハザードマップ製作事業とは、警戒避難を確保する上で必要な事項について住民へ周知を行うことを目的として、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて土砂災害ハザードマップの作成・印刷・配布を行う事業である。幸区・中原区版、高津区版、宮前区版、多摩区版、麻生区A版、麻生区B版の地図面とその裏に啓発面が作成されている。

このハザードマップは、土砂災害警戒区域に指定されている全ての地域住民に個別配布(ポスティング)されている他、土砂災害警戒区域に指定されていない地域の住民に対しても広く配布している。

② 事業費

表 234 過去 3 年間の事業費の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額(千円)	—	—	6,852
決算額(千円)	—	—	3,014

表 235 事業費の主な内訳

費目	平成 26 年度 決算額(千円)	主な内容
委託料	3,014	土砂災害ハザードマップの更新・印刷・配布
合計	3,014	

表 236 事業費の財源

国	—	
県	—	
市町村	—	
その他	3,014※	100%

※開発行為許可申請等手数料

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 8-10】 有効性ある土砂災害ハザードマップに関する説明会の実施について

全国の土砂災害は、平成 26 年で 1,184 件(土石流 338、地すべり 77、がけ崩れ 769)に及んでいる。その中には、8 月 20 日に発生した広島県広島市安佐南区、安佐北区での大規模災害(死者 73 名、負傷者 39 名、人家全壊 123 戸など)も含まれている。

一方、川崎市では、土石流または地すべりの分類で土砂災害警戒区域に指定された区域はなく、全ての区域ががけ崩れ(急傾斜地の崩壊)を対象として指定がされており、市内においては、平成 26 年度では土砂災害は 3 件あり警戒区域内外で発生しており、平成 27 年度は土砂災害の発生はない。また、過去 10 年において 17 件のがけ崩れ(生命の危険はなし)が発生しているが、重大な被害とはなっていない。

このように、過去の実績を踏まえると、川崎市における過去の施策は有効に機能しているともいえる。ただし、今後も大規模災害が発生しないという保障はない。よって、引き続き土砂災害による被害を未然に防ぎ、また土砂災害が発生した際にも被害を最小限に抑えるためには、本事業の有効性も高いものであることが望ましい。ここで、本事業の有効性の程度は、土砂災害ハザードマップを多く製作することで決まるのではなく、土砂災害ハザードマップをツールとして、土砂災害への理解を深めること、すなわち土砂災害への備え等に関する周知

の程度で測ることができる。その意味において、土砂災害ハザードマップの製作・配布、説明会等を通じ、土砂災害ハザードマップの内容等についての市民の理解などが総合的に達成されて、始めて事業の有効性が高まったといえることができる。

以下、事業の有効性に影響を与える説明会の実施状況について検討する。平成 27 年度においては、土砂災害警戒区域に指定された区域がない川崎区を除く 6 区において計 6 回「土砂災害ハザードマップに関する説明会」が開催された。

表 237 「土砂災害ハザードマップに関する説明会」の開催状況(平成 27 年度)

	開催日時	開催場所	定員	参加者数	その他
1	10月22日 19時～20時半	中原区役所	100名	12名	
2	10月27日 19時～20時半	麻生区役所	150名	88名	
3	10月30日 19時～20時半	高津区役所	100名	27名	
4	11月5日 19時～20時半	宮前区役所	100名	37名	青山(監査人)傍聴
5	11月9日 19時～20時半	日吉出張所(幸区)	80名	30名	
6	11月11日 19時～20時半	多摩区役所	100名	59名	
		合計	630名	253名	

包括外部監査においては、11月5日に実施された説明会を傍聴した。説明会では、1)土砂災害の実態と傾向、2)土砂災害ハザードマップの見方、活用方法、3)災害時の避難体制等、4)日頃からの備え、市の制度の紹介などが説明された。また、市職員の説明後には、複数者からの質問等もあり、有意義な説明会であると感じた。なお、今後の課題としては次の点があげられる。

まず、避難区域の数や区域内の世帯数との比較によると、参加者数はまだまだ少ない。

表 238 各区における参加者数と土砂災害警戒区域の世帯数との関係

	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
参加者数 a	30名	12名	27名	37名	59名	88名
世帯数(注1)b	568世帯	494世帯	8,867世帯	12,409世帯	12,887世帯	15,127世帯
土砂災害警戒区域数	7区域	8区域	97区域	166区域	179区域	302区域
a/b(注2)	5.3%	2.4%	0.3%	0.3%	0.5%	0.6%

(出典) 市から提供を受けたデータをもとに監査人が作成。

(注1) 土砂災害警戒区域に指定されている地域住民を対象に実施した個別配布(ポスティング)数。当該数値が、土砂災害警戒区域に指定された区域の世帯数と同じと仮定している。

(注2) 各世帯が1名説明会に参加したと仮定した場合の、土砂災害警戒区域に指定された区域の世帯数に対する説明会へ参加した世帯の割合。

この表のとおり、説明会への参加者は土砂災害警戒区域に指定された区域の世帯数と比べるとまだまだ少ない。説明会の開催は平成 27 年度で 2 年目であるが、事業を今以上に有

効にするためにも、今後も説明会を継続するとともに、今以上に説明会での参加者を増やす努力が必要である。(意見その1)

次に、川崎市では、平成 27 年度において発生した台風時に、土砂災害警戒区域を対象に避難勧告が出され対象地域の避難所が開設された。説明会においても、生きた事例として、平成 27 年度の台風等の状況について具体的な説明が行われることも意義があったと思われる。(意見その2)

川崎市では、2 年連続土砂災害警戒情報が発表(都道府県と気象庁が共同で発表)されるとともに、平成 27 年度の台風では避難勧告が発令され、当該地域において避難所が開設された。

避難所の開設は、市民が災害によって被害を受けた際だけではなく(主に震災等を想定)、今回のように受けるおそれのある場合(主に洪水土砂災害を想定)も必要である。その意味で、災害の可能性にいち早く対応して避難所を開設することは意義がある。しかしながら、一方で「避難所開設→被害なし」といった状況が繰り返されると、災害に対する市民意識は低下するおそれもある。本事業は、災害に対する市民意識の向上に寄与することを目的としているが、市としては、市民のモチベーションを下げないためにも、土砂災害ハザードマップを製作し、今以上に市民に周知させることは重要である。

第9 建設緑政局

1. 総論

(1) 概要

① 建設緑政局における防災事業の内容

建設緑政局は、川崎市事務分掌条例において、緑の保全、緑化、公園及び緑地に関する事務、道路、河川その他土木に関する事務、用地に関する事務を分掌させるために置くとされる。

平成 26 年度の川崎市建設緑政局の防災事業は、公園防災機能向上事業、耐震対策等橋りょう整備事業、五反田川放水路整備事業である。五反田川放水路整備事業については川崎市事務分掌規則において河川課に水防、雨水流出抑制、水路事業の総括に関する分掌事項が記載されている。川崎市事務分掌規則にはないが、みどりの保全整備課及び道路整備課においても防災に関連する事業が行われている。

以上の内容をまとめたものが次表である。

表 239 建設緑政局における防災事業の内容

事務事業名	小事業名称	所属
大小公園整備事業	公園防災機能向上事業費	緑政部みどりの保全整備課
耐震対策等橋りょう整備事業	耐震対策等橋りょう整備事業費	道路河川整備部道路整備課
五反田川放水路整備事業	五反田川放水路整備事業費	道路河川整備部河川課 北部都市基盤整備事務所

② 「2014 年川崎市建設緑政局事業概要」について

建設緑政局の作成した「2014 年川崎市建設緑政局事業概要」(以下、「事業概要」という。)では、緑と公園、道路、河川に分類し、その中に「防災」に関する記載がある。具体的には、「Ⅱ. 緑と公園」において、公園緑地の整備として、災害発生時には避難地、救護活動拠点となり得る公園緑地を増やすことや、機能の充実が求められているとし(19 項)、「Ⅳ. 河川」においては洪水ハザードマップ及び浸水実績図の公表、五反田川放水路の整備に関する記載がある。また、橋りょう等の耐震対策については直接的な記載はないが、事業概要Ⅲ. 「道路事業」において、効率的・効果的な道路整備を推進するため、「新たな道路整備プログラム」についての記載があり、その道路整備プログラムの中に防災に関する記載がある。

③ 「川崎市の道路整備プログラム」について

川崎市における道路整備は、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」(平成 20 年 3 月

策定)における交通体系整備の方向性である「再生・活力」「安全・安心」「環境」の 3 つの基本的視点を踏まえながら、客観的な指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定することで整備箇所の重点化を図るとともに、整備路線やその決定方法、整備効果などを「川崎市の道路整備プログラム」において公表している。その中で、防災については、成果指標 2 安全・安心・快適な交通環境の整備の視点から、防災機能を整備するとし、緊急輸送路整備・地域防災拠点アクセスや高度医療施設アクセス整備路線を評価指標としている。

④ 川崎市地域防災計画と「2014 年川崎市建設緑政局事業概要」「川崎市の道路整備プログラム」との関係

川崎市が平成 26 年度に実施した防災事業と、川崎市地域防災計画、「2014 年川崎市建設緑政局事業概要」及び「川崎市の道路整備プログラム」との関係は以下のとおりである。

小事業名	地域防災計画
公園防災機能向上事業費	【震災対策編】 第 2 部 予防計画 第 1 章 防災都市づくり 第 5 節 オープンスペースの確保
耐震対策等橋りょう整備事業費	【震災対策編】 第 2 部 予防計画 第 2 章 公共施設等の安全対策 第 1 節 道路・橋りょう施設の安全対策
五反田川放水路整備事業費	【風水害対策編】 第 2 部 予防計画 第 2 章 河川の対策 第 2 節 河川の整備(31 ページ)

小事業名	事業概要
公園防災機能向上事業費	Ⅱ. 緑と公園 公園緑地の整備(19 ページ)
耐震対策等橋りょう整備事業費	該当箇所なし
五反田川放水路整備事業費	Ⅳ. 河川 49 ページ 洪水ハザードマップ 浸水実績図 五反田川放水路の整備

小事業名	川崎市の道路整備プログラム
耐震対策等橋りょう整備事業費	川崎市の道路整備プログラム 成果指標 2 安全・安心・快適な交通環境の整備 2-3 緊急輸送路の整備を推進します 2-4「橋りょうの耐震対策を推進します」

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 9-1】 事業概要における防災対策の位置付けについて

「2014 年川崎市建設緑政局事業概要」において、市は、公園緑地について「災害発生時には避難地、救護活動地点となりうり公園緑地を増やすことや機能の充実が求められている」と記載している。実際に市は大師公園や中原平和公園等複数の公園で公園防災機能向上のための事業を実施している。また、道路事業に関して、「新たな道路整備プログラムを新たに策定」と記載しているが当該プログラムは平成 19 年度に策定されさらに平成 23 年度に見直されており、市は当該プログラムに沿って橋りょう等の耐震対策を実施している。このため、事業概要は実施した事業について記載するにも関わらず実施した事業が明確になっておらず、地域防災計画と関係付けが明確になっていない。よって市は地域防災計画や道路整備プログラムとの関連付けを事業概要において明確にする必要がある。

【意見 9-2】 個別防災計画の策定の必要性

川崎市地域防災計画では、各災害対策編の第 1 部において、「この計画で業務を定められた防災関連機関等は、業務大綱に基づく防災計画の策定に努めるものとする」としている。建設緑政局は防災関連機関等に該当するため、中期計画等において、個別防災計画に代わる計画を策定することが望まれる。

2. 耐震対策等橋りょう整備事業費(耐震対策等橋りょう整備事業)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

市は、阪神・淡路大震災以降、首都圏直下型地震など大規模な地震を想定し、順次耐震補強を進めている。震災時に、迅速に交通機能を回復し、円滑な応急活動を行うため、橋りょうの倒壊や落橋を防止する耐震対策が必要である。そこで、市は、緊急輸送路に架かる橋りょうや落橋により二次災害の恐れのある跨線橋など、優先順位の高い橋梁から耐震対策を推進している。

平成 26 年度末での実績は以下のとおりである。また、耐震対策済橋りょう数のうち、完了していないものは鹿島田跨線橋と本村橋の 2 橋であり、平成 26 年度において耐震工事は着手済である。

		平成19年度末	平成21年度末	平成26年度 の実績	平成26年度 の目標
緊急輸送路の整備率	緊急輸送路に指定された都市計画道路の計画延長(202km)に対する整備済延長の割合	79%	81%	84%	86%
耐震対策済み橋りょう数	橋脚の補強や落橋防止装置の設置など耐震対策を実施した橋りょう数	46橋 (37%)	73橋 (59%)	122橋 (98%)	124橋 (100%)

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見9-3】 鹿島田跨線橋橋梁耐震工事に関する平成26年度協定

鹿島田跨線橋橋梁耐震工事に関する平成26年度協定はJR新川崎駅の線路に架かる鹿島田跨線橋の耐震補強工事である。川崎市は当該事業の実施にあたり、線路等を管理する日本貨物鉄道株式会社に工事を依頼している。当該工事の負担額については、日本貨物鉄道株式会社の提示した金額を協定価格とし、工事終了後に事業者から工事費精算額調書を受取って清算している。しかしながら市が日本貨物鉄道株式会社から知らされる協定価格の内訳は下請け業者毎に支払う工事代金の総額と日本貨物鉄道株式会社の管理手数料のみとなっており、市は協定額や精算額がどのように計算されているのか把握していない。このため、あらかじめ合意された工事単価により協定額や精算額を算定する必要がある。そのうえで、日本貨物鉄道株式会社の使用する工事単価や一般管理費等について市の使用している工事単価との差を把握し、内容を検証し、市の使用する工事費用の計算の乖離率を把握し、市民に説明できるようにしておく必要がある。

(単位:円)

工事種別	当初協定額	変更後協定額	精算額	差額
P2 橋脚補強工事	50,500,000	32,810,000	32,802,986	7,014
P3 橋脚補強工事	106,880,000	80,320,000	70,692,749	9,627,251
施工管理費	9,000,000	11,450,000	10,880,000	570,000
土木設備支障移転工	7,000,000	0	0	0
管理費	6,000,000	6,000,000	5,962,222	37,778
消費税及び地方消費税相当額	8,619,000	6,529,000	6,016,897	512,103
合計	187,999,000	137,109,000	126,354,854	10,754,146

第10 港湾局

1. 総論

(1) 概要

① 港湾局における防災事業の内容

港湾局では、港湾の防災・減災対策として、緊急物資の取扱い・輸送、浸水対策、帰宅困難者対策等の事業を進めている。

このうち、緊急物資の輸送としては、岸壁整備、船舶の確保、災害時の荷捌き地の確保、港湾から市内への輸送路の確保等を進めている。浸水対策としては、通常の風水害のほか、地震に伴う津波被害に向けた対策を進めている。災害時に港湾地区に取り残された帰宅困難者についても対策を進めている。

港湾における岸壁整備については、港湾法において、国との役割分担が定められているものもあるため、必要に応じて国との関わりを考慮して事業が進められることとなる。

② 地域防災計画と港湾局

地域防災計画では、震災対策編の「第2部予防計画、第2章公共施設等の安全対策、第3節港湾施設の安全対策」及び、「第2部予防計画、第14章津波対策、第2節予防対策」に、港湾局が関係する計画として次の記載がある。

地域防災計画 港湾施設の安全対策

- | |
|---|
| <p>1. 公共岸壁の耐震性強化</p> <p>(1) 東扇島耐震強化岸壁公共バース(-12m)及び(-7.5m)の2バース(現在整備済み)</p> <p>(2) 千鳥町耐震強化岸壁公共バース(-10m)1バース(現在整備中)</p> <p>(3) 東扇島外貿コンテナ耐震強化岸壁1バース(計画)</p> <p>2. 緊急輸送等の安全性確保</p> <p>海上から搬入された救援物資の市街地への速やかな輸送を確保するため、緊急輸送道路等を対象に液状化対策を進めるとともに、川崎港海底トンネルの耐震性・止水性向上等、安全性の強化を図る。</p> <p>また、東扇島からの避難路や緊急物資輸送路の代替手段の確保につながる、臨港道路東扇島水江町線の整備を進める。</p> <p>3. 港湾BCP協働体制の確立</p> <p>大規模地震発生時に、早期の機能回復を行い、海上から円滑に救援物資の受入れができるよう川崎港連絡協議会を開催し、港湾関係者との連携協働体制を確立する。</p> |
|---|

地域防災計画 予防対策

1. 海岸保全施設の点検・整備

(1) 防潮堤

防潮堤については、老朽化による機能不全を防ぐため、計画的に維持管理をし、老朽化した施設の改修、補修を行う。

(2) 防潮扉

年数回、防潮扉の開閉作業を実施し、その異常の有無を点検し所要の措置をとることと併せ、常備器具の保管状況も点検する。また、防潮扉の閉鎖までの時間を短縮するため、順次、角落し式から引き戸式の防潮扉への改修をすすめるとともに、開閉作業について企業との連携を強化し、迅速確実な作業体制を確保する。

4. 情報伝達体制の整備

インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティーFM(かわさきFM)、Twitter等を活用するとともに、臨海部の公園施設利用者等に的確に津波警報等を伝達するため、海岸部に同報系防災行政無線屋外受信機の整備を図る。

またこの他にも震災対策編では、「第2部予防計画、第2章、第7節災害時交通ネットワークの形成」、「第4部応急対策計画、第3章交通対策、第1節道路の啓開活動」、「第4部、第6章避難対策」、「第4部、第7章混乱防止及び帰宅困難者対策」、「第4部、第8章輸送計画、第2節救援物資等の集積場所・輸送拠点」、「第4部、第8章輸送計画、第3節基幹的広域防災拠点(東扇島地区)との連携」、「第4部、第9章飲料水・食料・生活必需品の供給、第2節食料の供給」、「第4部、第16章公共施設等の応急対策、第5節港湾施設応急対策」等に港湾局が関係する計画としての記載がある。

風水害対策編では、「第4部応急対策計画、第7章輸送計画、第2節輸送の実施」、「第4部、第7章、第4節救援物資等の集積場所及び輸送拠点」、「第4部、第8章障害物の除去等」、「第4部、第9章大雪・降灰の除去など」等に港湾局が関係する計画としての記載がある。

③神奈川県石油コンビナート等防災計画と港湾局

神奈川県石油コンビナートについては、県が管理する施設であるため、川崎市地域防災計画では、都市災害対策編に参考資料として、「神奈川県石油コンビナート等防災計画(抜粋)」を収録している。

A 県の役割

同計画の「第1編総則、第4章防災関係機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱、第1節防災関係機関の実施責任」には、県の役割として、「県は、関係市を包括する広域的自治体として、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、石災法その他災害の防止に関する法令及びこの計画に基づいて、防災活動を実施し、関係市等の防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行うことにより、特別防災区域

に係る防災体制の整備強化を図る。」としている。

B 市の役割

また、市の役割として、同節で、「関係市は、基礎的な自治体として、当該市の特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。」としている。

C 県の処理すべき事務または業務

同計画の「第1編総則、第4章、第2節防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」には、県の処理すべき事務または業務として、次の事項を定めている。

神奈川県石油コンビナート等防災計画 第1編第4章第2節

1 県

- (1)石油コンビナート等防災本部の運営及び災害対策本部室等が被災した場合に備えた防災本部の代替機能の充実
- (2)防災組織の整備
- (3)関係市等の防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (4)防災訓練の実施
- (5)特定事務所に対する立入検査
- (6)危険物、高圧ガス及び毒劇物関係施設の保安管理の指導監督
- (7)防災施設の整備
- (8)防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (9)防災に関する調査、研究及び教育
- (10)初動対応の基本方針及び初動対応マニュアルの作成
- (11)神奈川県石油コンビナート等現地防災本部(以下「現地本部」という。)の設置
- (12)災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (13)緊急輸送の確保
- (14)交通規制、その他社会秩序の維持、避難の指示及び誘導
- (15)保健衛生
- (16)関係市が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (17)災害救助法に基づく被災者の救助
- (18)緊急消防援助隊の派遣要請
- (19)広域緊急援助隊の派遣要請
- (20)関係市に対する災害防ぎよに関する指示

- (21)自衛隊の派遣要請
- (22)被災施設の復旧
- (23)その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

D 市の処理すべき事務または業務

また、市の処理すべき事務または業務として、同節に次の事項を定めている。

神奈川県石油コンビナート等防災計画 第1編第4章第2節

2 関係市

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災訓練の実施及び指導
- (3) 特定事業所に対する立入検査
- (4) 自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の育成指導
- (5) 危険物施設、設備等の保安管理の指導、監督
- (6) 特定防災施設及び防災資機材等の整備強化に関する指導、監督
- (7) 防災施設の整備
- (8) 防災に必要な物資及び資機材等の備蓄、整備
- (9) 防災に関する調査、研究及び教育
- (10) 現地本部の運営
- (11) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (12) 消防活動、その他応急措置
- (13) 避難の指示、勧告及び誘導その他の避難対策
- (14) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (15) 保健衛生
- (16) 被災施設の復旧
- (17) 災害による被害状況調査、災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- (18) その他の災害応急対策
- (19) その他災害の発生の防ぎよ及び拡散防止のための措置

上記のとおり、市の処理すべき事務または業務として、(10) 現地本部(神奈川県石油コンビナート等現地防災本部)の運営等、定めている。また、「現地本部長は、現地本部を設置した市の市長とする。」と定めている(第5編、第1章、第2節石油コンビナート等現地防災本部 2組織(1))。

E 港湾局

港湾局が関係する事項としては、「第7章、第1節、2 物資受入れ港の確保、(2)川崎市港湾局」

として、次の事項を定めている。

第7章、第1節、2 物資受入れ港の確保

2 物資受入れ港の確保

物資受入れ港の管理者は、災害時の海上輸送を円滑に行うため、物資受入れ港としての機能を確保する。

(2) 川崎市港湾局

川崎港においては、全域が特別防災区域に指定されており、応急復旧についても港湾施設を保有する特定事業者及びその他の事業者等の協力を得て実施する。

港湾施設は、救援物資の受入れ、復旧資機材の搬入のための海上輸送基地となるため、その拠点確保を図るため次のことを実施する。

ア 情報収集

港湾施設の被災状況、在港船状況を確認し、関係機関と協議のうえ、利用可能施設を確保する。

イ 接岸船舶の移動

利用可能施設を確保するため、必要なときは、関係機関と協議のうえ係留船舶を移動させ、必要により入港規制措置をとる。

ウ 応急復旧

関係機関の協力を得て、拠点施設の応急復旧措置を実施する。

上記のとおり、港湾局には、物資受入れ港の確保を定めている。港湾局では、基本的対応として、上記の定められたとおりの対応をとるとのことであった。

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 10-1】各事業と地域防災計画の連動性

今回監査で具体的な事業として抽出した契約案件は、全て地域防災計画に連動したものであった。港湾整備は広範に及ぶため、優先順位、予算額の制約、国との関係が重要となる。特に岸壁については、岸壁の性能により国の直轄事業となるものもあるため、市の方針だけでは整備が進められないものもあることから、長期的な計画に沿って事業を進めていくことが必要となる。また、市全体で進めている地域防災計画について、実際の事業との間に不整合や進捗に差が生じている場合には、事業の優先順位への配慮と、地域防災計画の見直し等への働きかけなど、地域防災計画と実際の事業との連動性への配慮が重要となる。

今後とも、長期的な事業計画と、実際の事業の進捗状況、地域防災計画との連動性に配慮した事務を実施されたい。

2. 港湾改修事業(国際戦略港湾)費

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

本事業は、防災対策や施設の改修を目的として、港湾の整備を行うものであるが、過年度より主として岸壁工事、陸閘(りっこう)改良工事にかかる事業費が集計される費目である。

岸壁については、国直轄事業と同様の成果が得られることとなる。また、陸閘については、従来の角落とし式は開閉に時間と人手がかかっていたが、引き戸式に改良することにより、比較的容易に閉鎖できることとなり、利便性が向上した。安全性については、従来型と同様の効果が発現するものと市では考えている。

② 事業費

表 240 過去3年間の事業費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額(千円)	866,690	821,734	747,765
決算額(千円)	518,467	754,985	626,856

表 241 事業費の主な内訳

費目	平成26年度 決算額(千円)	主な内容
委託料	97,008	設計委託等
工事請負費	527,835	岸壁改修工事等
その他	2,013	職員手当等
合計	626,856	

③ 抽出した件名

平成26年の事業費のうち、下記8件の防災・減災に係る件名を抽出し検討した。抽出した件名の支出合計は119百万円である。

抽出した事業以外の事業で、本事業費に含まれているものには岸壁改良工事(千鳥町2号係船岸壁改良その5工事(決算額416,194千円))等がある。

抽出した件名

(単位:千円)

項目	件名	平成26年度	
		決算額	予算額
A	千鳥町7号岸壁詳細設計委託(千鳥町7号岸壁耐震化実施設計委託)	28,316	—
B	千鳥町7号岸壁付帯施設整備工事(未契約)	未契約	41,590
C	緊急物資等輸送路液状化対策基本設計委託(臨港地区緊急物資等輸送路液状化対策設計委託)	3,863	10,404
	緊急物資等輸送路液状化対策詳細設計委託(臨港地区緊急物資等輸送路液状化対策設計委託)	1,649	7,720

項目	件名	平成 26 年度	
		決算額	予算額
D	海岸保全施設堤体改良設計委託(夜光町地区 18 号陸開ほか堤防化改良設計)	3,747	22,500
E	海岸保全施設改良設計委託(夜光町地区 23 号陸開ほか改良設計)	10,659	20,000
F	海岸保全施設改良工事(夜光町地区 22 号陸開改良工事)	29,305	30,000
G	海岸保全施設改良工事(夜光町地区 10 号陸開ほか改良工事)	41,537	—

(注) A 及び G については、平成 25 年度からの繰越事業である。A の当初予算は 38,100 千円、G の当初予算は 50,000 千円であった。

④ 小事業の概要

A 千鳥町7号岸壁詳細設計委託(千鳥町7号岸壁耐震化実施設計委託)(平成 26 年度決算額 28,316 千円)

災害時における緊急支援物資の受け入れを行う係留施設を確保するために耐震強化岸壁の整備を行うものである。平成 26 年度は護岸・岸壁の構造比較検討、細部設計、実施設計を行っている。実際の工事は平成 27 年から平成 32 年にかけて行う予定である。

契約は一般競争入札により 7 者により入札が行われた。

係留施設周辺の地上面は災害時の荷捌き地として活用予定であり、自衛隊等が緊急支援物資を搬入する際に使用することも可能なように整備するものである。

B 千鳥町7号岸壁付帯施設整備工事(未契約)

上記千鳥町 7 号岸壁を整備する際には、同工事実施に支障となっている検潮所を移設する必要があり、これを行う事業である。

平成 27 年 10 月時点では未契約となっている。これは、検潮所内に設置されている設備の移設等に特段の配慮をする必要があることから、積算・設計に反映させたものの入札が過去 2 回不調となっている(平成 26 年 12 月、平成 27 年 1 月)ことによる。なお、この移設が完了しないことには千鳥町 7 号岸壁の改修工事(既設岸壁の撤去・新築)が行えない状況にある。

改修工事(既設岸壁の撤去)は平成 28 年度下期に開始する予定であるため、岸壁工事を予定通り開始するには、移設を速やかに完了する必要がある。

C 緊急物資等輸送路液状化対策基本設計委託(臨港地区緊急物資等輸送路液状化対策設計委託) 及び、緊急物資等輸送路液状化対策詳細設計委託(臨港地区緊急物資等輸送路液状化対策設計委託)(平成 26 年度決算額 3,863 千円、1,649 千円)

災害時における緊急支援物資の輸送路を確保するため、液状化により埋設管付近に段差が生じるのを抑制する工事である。

道路地下には各種の管が埋設してあるが、管を支持するために、管の下に杭を打ち、強度を増している箇所がある。通常時には管の寿命を延ばす効果があるが、災害時の液状化による地盤変化がおこると、杭が打ってある箇所と周囲とで地盤強度が異なるため、段差が生じる事例が報告されている。このため、段差が生じるおそれが高いと判断される箇所について、それを抑制する

工事を行うものである。

本事業は基本設計、詳細設計を委託したものである。実際の工事は平成 30 年度までに完了する予定である。

契約は一般競争入札により 3 者により入札が行われた。

D 海岸保全施設堤体改良設計委託(夜光町地区 18 号陸閘ほか堤防化改良設計) (平成 26 年度決算額 3,747 千円)

市には海岸保全施設として陸閘が 45 基整備されているが、構造上も通用の便宜を考慮しても、陸閘開口部を防潮堤と統合しスロープを設置可能なものがあり、平成 26 年度にスロープへ改良するための設計を行ったものである。

これにより、実際の工事は平成 27、28 年度にかけて行う予定である。

E 海岸保全施設改良設計委託(夜光町地区 23 号陸閘ほか改良設計) (平成 26 年度決算額 10,659 千円)

陸閘とは、堤防を通常時は通行出来るよう途切れさせてあるものを、高潮時にはそれをゲート等により塞いで堤防の役割を果たす目的で設置された施設であるが、陸閘のうち両側の柱に縦溝を刻み、その溝に角材や木板を積み重ねてはめ込んで堰としたものを、特に角落し式陸閘という。一方、引き戸式陸閘とは、陸閘に引き戸式のゲートを設置し、通常時はゲートを開けて通行できるようにするものである。

陸閘は高潮警戒時に、陸閘使用者である民間企業に陸閘の閉鎖を依頼し、閉鎖を行うこととなるが、高潮警戒時のたびに、人手によって閉鎖を行うことから、負担を伴うものである。従来の角落とし式では、閉鎖は 2～3 名程度の作業員により概ね 20 分程度を要していたが、引き戸式の場合には 1 名の作業員により 2 分程度で完了可能となり、負担が軽減されることとなる。

また、安全性については、詳細設計委託業務により計画高潮位、津波波力、水密性等を考慮して引き戸式陸閘の構造を検討し設計しているため、高潮に対する安全性については、従来の角落とし式と同様の効果を発現するものと市では考えている。

市では、作業員の負担を軽減させ、また、高潮警戒時の機動性向上のために、順次引き戸式に変更する工事を行っており、本事業もその一環の事業である。

契約は一般競争入札により 2 者により入札が行われた。

F 海岸保全施設改良工事(夜光町地区 22 号陸閘改良工事) (平成 26 年度決算額 29,305 千円)

従来の角落とし式陸閘を引き戸式陸閘に変更する工事である。

契約は一般競争入札により 2 者により入札が行われた。

G 海岸保全施設改良工事(夜光町地区 10 号陸閘ほか改良工事)(平成 26 年度決算額 41,537 千円)

従来の角落とし式陸閘を引き戸式陸閘に変更する工事である。

契約は一般競争入札により 2 者により入札が行われた。

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 10-2】 検潮所移設工事

千鳥町 7 号岸壁附帯施設整備工事については、同岸壁の耐震強化実施に支障となっている検潮所の移設を行うものであるが、平成 27 年 10 月時点では未契約となっている。これは、検潮所内に設置されている潮位観測設備の移設等に特段の配慮をする必要があることから、積算・設計に反映させたものの、入札が過去 2 回不調となっている(平成 26 年 12 月、平成 27 年 1 月)ことによるものであるが、この移設が完了しないことには千鳥町 7 号岸壁の改修工事(既設岸壁の撤去・新築)が行えない状況にある。

改修工事(既設岸壁の撤去)は平成 28 年度下期に開始する予定であるため、岸壁工事を予定通り開始するには、移設を速やかに完了する必要がある。

【意見 10-3】 陸閘整備と防潮堤統合スロープ整備

陸閘は高潮警戒時に、陸閘使用者である民間企業に陸閘の閉鎖を依頼し、角落とし式あるいは引き戸式により閉鎖を行い、内陸部への浸水を防護するものであるが、高潮警戒時のたびに、人手によって閉鎖を行うことから、負担を伴うものである。このため、平成 26 年度の事業の中には、従来の角落とし式から負担の少ない引き戸式に変更を行う委託を 1 件と工事を 2 件行っているが、それぞれ 10 百万円、29 百万円、41 百万円が支出されている。

一方で、構造上も通用の便宜を考慮しても、陸閘開口部を防潮堤と統合しスロープを設置可能なものがあり、平成 26 年度にスロープへ改良するための設計を行った事例がある。支出額は 3 百万円であった。

市の負担額からも、陸閘使用者の負担軽減面からも、構造上、あるいは通用の便宜を考慮しても、陸閘開口部を防潮堤と統合しスロープを設置可能な箇所については、スロープ設置に変更していくことが望ましい。

第11 教育委員会

1. 総論

(1) 概要

①教育委員会における防災事業の内容

平成 26 年度に川崎市教育委員会が実施した防災事業は、教育委員会事務局教育環境整備推進室による学校施設の維持管理事業及び安全で快適な教育環境整備事業があり、学校教育部健康教育課においては学校安全事業がある。

川崎市では、川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第4条において、川崎市教育委員会の事務局の事務分掌を定めている。教育環境整備推進室においては、「学校施設及び学校設備の営修繕に関すること」、学校教育部健康教育課においては、「保健教育、安全教育及び給食指導に係る調査及び企画立案に関すること」「児童等の通学等に係る安全対策に関すること」と定めており、また学校教育部指導課では、「学校の運営に関すること」と定められており、その中に防災に関する事業が含まれている。

以上の内容をまとめたものが次表である。

表 242 教育委員会における防災事業の内容

事務事業名	小事業名称	所属
学校施設の維持管理事業	消防設備等改修事業費	教育委員会事務局教育環境整備推進室
安全で快適な教育環境整備事業	学校防災機能整備事業費	教育委員会事務局教育環境整備推進室
学校安全事業	災害用備蓄整備事業費	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
	学校防災教育実施事業費	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
	児童生徒安全情報配信事業費	教育委員会事務局学校教育部指導課

②教育委員会事務局防災対策マニュアルについて

教育委員会事務局防災対策マニュアルは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の教訓や新たな地震被害想定調査結果などを踏まえ修正が行われた「川崎市地域防災計画 震災対策編」等に基づき、教育委員会事務局の防災対策に係る部分をまとめたものである。

③川崎市立学校防災対策委員会について

教育委員会では、川崎市地震対策条例の規定に基づき、「東海地震に関する情報」が発せられた場合及び大規模な地震に対し、川崎市立学校の防災体制及び対策の充実を図り、

発災時における迅速かつ適切な防災活動が行えるように、川崎市立学校防災対策委員会を設置している。同委員会の役割は、以下の 4 点について、調査検討し、学校に対して有用な情報を提供し、具体的な対策及び実施について指導し、災害時において臨機に対応できる体制の確立を図ることである。

- 1) 幼児、児童及び生徒の避難体制に関すること
- 2) 火災その他二次災害を防ぐための対策に関すること
- 3) 関係機関との連絡及び協力体制に関すること
- 4) その他防災に関すること

川崎市立学校防災対策委員会では、上記役割を効果的に行うため、委員会に総務部会、避難安全部会、情報部会及び施設設備部会を置いている。

④教育委員会防災対策連絡調整会議

市は教育委員会防災対策連絡調整会議を設置して、教育委員会における防災対策の施策に関する情報や課題を共有し、各課が連携を図りながら総合的に推進している。連絡会議の事務は以下の事項としており、会議にあたっては、情報共有のため、教育委員会各課の担当者だけではなく、総務局危機管理室の担当者も出席している。

- 1) 本市防災対策の施策に関する情報共有
- 2) 各課(室)所管の防災対策の情報共有
- 3) 各課(室)所管の防災対策における課題の共有化及び課題解決に向けた協議
- 4) その他教育委員会の防災対策推進に関し必要な事項

⑤「川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」について

「かわさき教育プラン」は、市の教育に関する基本計画であり、教育基本法第 17 条第 2 項に定める教育振興基本計画として位置付けられている。第 1 次のかわさき教育プランは、平成 17 年度から平成 26 年度までを計画期間とし、プランと関係する計画との整合性を図りながら計画を推進している。その中で重点施策 5「安全・安心で快適な教育環境を創る」の「展開する事業の主な取組」の中で、学校施設の効率的マネジメント④体育館・格技室の天井等落下防止対策等の非構造部材の耐震化、体育館への灯油式発電機の設置等による非常用電源の確保策などの推進をあげている。

⑥川崎市地域防災計画と、「川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」との関係

川崎市が平成 26 年度に実施した防災事業と川崎市地域防災計画、「川崎市教育振興基

本計画「かわさき教育プラン」との関係は以下のとおりである。

表 243 地域防災計画との関係

小事業名	川崎市地域防災計画
消防設備等改修事業費	【震災対策編】第4部 応急対策計画 第14章 文教対策【教育委員会、こども本部】 第1節 学校施設の応急対策
学校防災機能整備事業費	【震災対策編】第4部 応急対策計画 第14章 文教対策【教育委員会、こども本部】 第1節 学校施設の応急対策
災害用備蓄整備事業費	【震災対策編】第4部 応急対策計画 第14章 文教対策【教育委員会、こども本部】 第2節 児童・生徒の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法【教育委員会】（209項） 【風水害対策編】 第4部 応急対策計画 第14章 文教対策【教育委員会、こども本部】 第2節 児童・生徒の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法【教育委員会】（142項）
学校防災教育実施事業費	該当箇所無し
児童生徒安全情報配信事業費	該当箇所無し

表 244 川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」との関係

小事業名	川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン
消防設備等改修事業費	該当箇所なし
学校防災機能整備事業費	重点施策5 安全・安心で快適な教育環境を創る ①学校施設の効率的マネジメント ○体育館への灯油式発電機設置 ○体育館・格技室の天井等落下防止対策
災害用備蓄整備事業費	重点施策5 安全・安心で快適な教育環境を創る ⑤災害安全の推進 ○防災備蓄物資の整備
学校防災教育実施事業費	重点施策5 安全・安心で快適な教育環境を創る ⑤災害安全の推進 ○防災関係資料の充実（「防災学習テキスト」及び「防災リーフレット」の配布）
児童生徒安全情報配信事業費	該当箇所なし

⑦平成 26 年度に開設した避難所

各区では、平成 26 年度の台風 19 号及び平成 27 年の台風 18 号に関連して、市内の小学校を避難所として開設した。その後の対応として、初めての避難所開設にあたり、教育委員会では、避難所となった学校から問題点、課題を聞き取り、危機管理室と情報共有を図っている。

(2) 監査の結果

【指摘事項 11-1】 避難所開設における区職員と学校関係者との連携

平成 26 年の台風 19 号では、川崎市では初めて 86 か所の避難所が開設された。また、平成 27 年の台風 18 号では、79 か所の避難所が開設された。そして、開設された多くが小学校又は中学校施設である。

今回の監査においては、10 月 6 日(火)の幸区から 11 月 30 日(月)の多摩区まで、川崎市の 7 区全てに訪問し関係者とヒアリングを行った。そのヒアリングにおいては、確認項目の 1 つとして、2 つの台風の総括及び避難所開設や職員の動員の経験を踏まえ、避難所運営その他においての課題を確認している。

結果、課題の 1 つとして、複数の区において区職員と学校関係者との連携があげられた。具体的には、区職員と学校関係者との協力によりスムーズな避難所運営ができた施設がある一方、その逆の状況が生じ、区職員が対応に苦慮したケースがあった。このような事態が生じた原因は、総務局危機管理室、区および学校(教育委員会)との連携が不明確であることや、本質的な問題として県費負担職員である学校関係者は動員対象外であり、避難所運営に対しての強制力がない点も挙げられる。

区職員と学校関係者の連携が十分に取れる関係維持を検討する必要がある。

なお、この問題は本来【意見】とするべきものとするが、避難所運営の重要性に鑑み【指摘事項】としている。

(3) 監査対象に関する意見

特になし。

2. 児童生徒安全情報配信事業費(学校安全事業)

(1)概要

① 事業の目的、内容及び成果

教育委員会では児童・生徒の安全に関わる情報を電子メールにより迅速に配信することを目的として、児童生徒の安全にかかわる情報配信システムを導入している。配信の最小単位は学級単位で、保護者は、児童生徒ひとりあたり100円で教育委員会から配信する児童生徒の安全情報に加え、学校独自の連絡事項を受け取ることができる。平成 26 年度末時点で 82,511 件の登録がある。

表 245 年間登録数の推移

成果指標名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間登録数	件	77,118	77,228	82,511
うち保護者の登録件数	件	71,510	71,470	75,400

(注 1) 保護者以外の登録者については、関係局や学校教職員及び学校関係者である。

(2)監査の結果

特になし。

(3)監査対象に関する意見

【意見 11-1】 契約価格の決定方法について

児童生徒安全情報配信事業費については特命随意契約により契約を締結している。市は、契約価格の決定にあたり、事業者の親会社が提示した見積価格をそのまま契約価格としている。特命随意契約については特にその理由の明確性が求められるため、契約の理由が明確になっているか改めて検討が必要である。

第12 上下水道局

1. 総論

(1) 概要

① 上下水道局における防災事業の内容

上下水道局は、川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第2条において、生活用水その他の浄水を市民に供給するために水道事業、工業用水として原水を供給するために工業用水道事業、市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し併せて公共用水域の水質の保全に資するために下水道事業を設置するとしている。

川崎市上下水道局事務分掌規程では、防災に関する記載はないが、総務部庶務課、水道部水道計画課、下水道部下水道計画課に危機管理に関する記載がある他、下水道部管路課及び下水道部施設課においても防災に関連する事業が行われている。

平成 26 年度の川崎市上下水道局の防災事業は、施設の整備・再構築事業や応急給水訓練等があげられる。施設の再整備・再構築事業は耐震補強工事のように防災を直接目的とするものの他、老朽化した施設の更新に当たり耐震性を高める施設にするなどの間接的なものがある。

以上の内容をまとめたものが表 246 である。

表 246 上下水道局における防災事業の内容

事務事業名	所属
水道事業の危機管理対策	総務部庶務課
工業用水道事業の危機管理対策	総務部庶務課
下水道事業の危機管理対策	総務部庶務課
水道施設の整備・再構築事業	水道部水道計画課
工業用水道施設の整備・再構築事業	水道部水道計画課
下水管きょ施設の整備・再整備事業	下水道部管路課
水処理センター・ポンプ場施設の整備・再構築事業	下水道部施設課

② 「上下水道局防災計画」について

上下水道局防災計画は、川崎市地域防災計画において求められている「個別防災計画の策定等」の規定に基づき上下水道局が策定する防災計画の根幹となるものである。また川崎市災害対策本部における上下水道部として、予防対策、初動対策、応急対策等の諸活動を迅速かつ的確に行うことができるようにするものである。上下水道局防災計画は川崎市地域防災計画と整合性をとり、震災対策編、風水害対策編、都市災害対策編に分かれている。表 246 に記載した事業について、上下水道局防災計画との主な関係は以下のとおりであ

る。

事務事業名	上下水道局防災計画
水道事業の危機管理対策	震災対策編 第2章予防対策 第3節訓練の実施、第6節資機材の備蓄
工業用水道事業の危機管理対策	震災対策編 第2章予防対策 第3節訓練の実施、第6節資機材の備蓄
下水道事業の危機管理対策	震災対策編 第2章予防対策 第3節訓練の実施、第6節資機材の備蓄
水道施設の整備・再構築事業	震災対策編 第2章予防対策 第4節 施設の耐震化 1 水道施設の耐震化
工業用水道施設の整備・再構築事業	震災対策編 第2章予防対策 第4節 施設の耐震化 2 工業用水道施設の耐震化
下水管きょ施設の整備・再整備事業	震災対策編 第2章予防対策 第4節施設の耐震化 3 下水道施設の耐震化 風水害対策編 第2章予防対策 第4節浸水対策
水処理センター・ポンプ場施設の整備・再構築事業	震災対策編 第2章予防対策 第4節施設の耐震化 3 下水道施設の耐震化 風水害対策編 第2章予防対策 第4節浸水対策

③ 「上下水道局業務継続計画(震災対策編)」について

上下水道局は、震災時においても、水道、工業用水道及び下水道事業を継続するため、通常業務に加え新たな災害対応業務を行うことが義務付けられている。大規模な地震発生時においては、被災により水道、工業用水道及び下水道事業の継続に必要な職員等も震災による被害で制限を受け、水道、工業用水道及び下水道施設の復旧に大きな支障をきたすことが予想される。そこで、上下水道局では、川崎市地域防災計画、川崎市業務継続計画との整合性を図りながら、上下水道局防災計画と連携し、震災による諸々の制約を想定したうえで速やかな上下水道機能の回復を目的として、上下水道局業務継続計画(震災対策編)を策定している。

上下水道局業務継続計画では、市民、職員、関係者の安全確保を最優先としながら、水道、工業用水道及び下水道事業の業務の継続・早期復旧を図るための想定される津波や地震などの発災から 30 日間の上下水道局における業務継続フローについて定めている。また、上下水道局業務継続計画を踏まえた「各所管別防災マニュアル」を策定し、発災時の行動マニュアルを職員に定着させ、市民サービスの早期回復を目標としている。

④ 「川崎市水道事業中期計画(2014～2016)」について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、地震動や地盤の液状化などによる施設の損壊や管路の破断が広範囲に発生したことを踏まえ、川崎市では鷺沼配水池の早期耐震化や、自家発電設備対象施設の拡大、管路の耐震化、再生可能エネルギーの導入などを積極的に進めている。こうした取り組みを計画的かつ着実に継続するため、市は川崎市水道事業中期計画をとりまとめている。「川崎市水道事業中期計画(2014～2016)」では、安心して暮らせるまちづくりとして強靱な水道施設の構築を目的として基幹施設や管路の耐震化等の震災対策及び応急給水の充実等の危機管理対策を実施している。

⑤ 「川崎市下水道事業中期計画(2014～2016)」について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の地盤の液状化によるマンホールや管きよの浮上といった被害や、近年の気候変動に起因すると思われるゲリラ豪雨への対応や今後急増する老朽化した施設への対応などの喫緊の課題を受けて、川崎市では大規模災害時においても必要な下水道機能を確保し、浸水対策・ゲリラ豪雨対策、老朽化対策等への取り組みを体系立てて確実に進めることを目的として川崎市下水道事業中期計画が策定されている。

⑥ 川崎市地域防災計画と平成 26 年度に実施した防災事業との関係

川崎市上下水道局が平成 26 年度に実施した防災事業と川崎市地域防災計画との主な関係は以下のとおりである。

事務事業名	地域防災計画
水道事業の危機管理対策	【震災対策編】第4部応急対策計画 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給 第1節 飲料水の供給(168 ページ)
水道施設の整備・再構築事業	【震災対策編】第2部予防計画 第2章 公共施設等の安全対策 第5節 上下水道施設の安全対策(44 ページ)
工業用水道施設の整備・再構築事業	【震災対策編】第2部予防計画 第2章 公共施設等の安全対策 第5節 上下水道施設の安全対策(44 ページ)
下水管きょ施設の整備・再整備事業	【震災対策編】第2部予防計画 第2章 公共施設等の安全対策 第5節 上下水道施設の安全対策(44 ページ) 【風水害対策編】第2部 予防計画 第3章 下水道施設の整備 第1節 下水道(雨水管きょ等)の整備(35 ページ)
水処理センター・ポンプ場施設の整備・再構築事業	【震災対策編】第2部予防計画 第2章 公共施設等の安全対策 第5節 上下水道施設の安全対策(44 ページ) 【風水害対策編】第2部 予防計画 第3章 下水道施設の整備 第2節 ポンプ場の機能(35 ページ)

川崎市が平成 26 年度に実施した防災事業と川崎市水道事業中期計画及び川崎市下水道事業中期計画との主な関係は以下のとおりである。

事務事業名	川崎市水道事業中期計画及び川崎市下水道事業中期計画の該当箇所
水道事業の危機管理対策	川崎市水道事業中期計画 施策目標 I-2 安心に暮らせるまちづくり I-2-(2) 危機管理対策
工業用水道事業の危機管理対策	川崎市工業用水道事業中期計画 施策目標 I-2 安心に暮らせるまちづくり I-2-(2) 危機管理対策
下水道事業の危機管理対策	川崎市下水道事業中期計画 施策目標 I-1 安心・安全に暮らせるまちづくり I-1-(3) 強靱な下水道の構築
水道施設の整備・再構築事業	川崎市水道事業中期計画 施策目標 I-2 安心に暮らせるまちづくり I-2-(1) 震災対策
工業用水道施設の整備・再構築事業	川崎市工業用水道事業中期計画 施策目標 I-2 安心に暮らせるまちづくり I-2-(1) 震災対策

事務事業名	川崎市水道事業中期計画及び川崎市下水道事業中期計画の該当箇所
下水管きよ施設の整備・再整備事業	川崎市下水道事業中期計画 施策目標 I-1 安心・安全に暮らせるまちづくり I-1-(1) 地震への備え I-1-(1)-①地震対策 I-1-(2) 水害への備え I-1-(2)-①浸水対策・ゲリラ豪雨対策
水処理センター・ポンプ場施設の整備・再構築事業	川崎市下水道事業中期計画 施策目標 I-1 安心・安全に暮らせるまちづくり I-1-(1) 地震への備え I-1-(1)-①地震対策 I-1-(1)-②津波対策

⑦ 平成 26 年度末における川崎市上下水道局中期計画の実績

平成 26 年度末における川崎市水道事業中期計画及び川崎市下水道事業中期計画の計画と実績は以下のとおりである。

指標	計画	平成 26 年度末における実績値	平成 28 年度末における目標値
指標 1	浄水施設の耐震化率	41.2%	100%
指標 2	配水池、配水塔の耐震化率	32.8%	66.1%
指標 3	応急給水拠点数	152 か所	—
指標 4	川崎駅以南の重要な管きよの耐震化率	33.5%	65.1%
指標 5	浸水対策実施率	22.6%	57.8%
指標 6	合流改善率	57.1%	57.1%

2. 水道事業の危機管理対策(水道事業の危機管理対策)

(1) 概要

① 事業の目的、内容及び成果

1) 事業の目的及び内容

市は、川崎市上下水道局指定業者の組合である川崎市管工事業協同組合に応急給水訓練等を委託している。当該事業は、災害に備えて応急給水の訓練の他、市民による非常時の給水拠点を開設するための研修を実施するものである。また、市は 74,000 個を目安に応急給水袋の備蓄を計画しており、平成 26 年度末の備蓄数は 74,550 個であった。なお、市は

平成27年度に応急給水袋の必要計画個数を104,000個に増加させている。使用期限の近くなった応急給水袋については、応急給水訓練等の実施時に配布している。

2) 事業の成果

平成26年度までの応急給水訓練等の実施状況は以下のとおりである。

表 247 応急給水訓練等の実施状況

成果指標名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
応急給水訓練	17回	15回	14回
組立て給水研修	12回	15回	9回
合計	29回	30回	23回

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 12-1】 一般競争入札の必要性

災害対策用応急袋(10リットル)平成26年度購入分の契約にあたっては、市内事業者による指名競争入札が実施されている。災害対策用応急袋は規格製品に川崎市のマークを印刷したものである。特に多くの市内事業者に参加の機会を与える必要がある案件については、一般競争入札による執行が望まれる。

【意見 12-2】 応急給水訓練等の推進について

市は、応急給水訓練等について、地域の自主防災組織や避難所運営会議などで当該事業のPRを行っており、平成26年度の実施回数は23回となっている。当該事業の実施は各団体の意向によるところが多いが、地域住民へ応急給水拠点の認知度を高め、災害時の給水活動への協力を促進するためにも、さらに積極的にPRを推進し、市として、より多くの応急給水訓練等が実施されることが望まれる。

第 13 区役所

1. 防災事業に関する区の役割

(1) 平時の役割

川崎市では、各区の危機管理担当が各地域の防災事務を担っている。危機管理担当の事務は、地域防災関係（地域防災計画の修正、区本部の災害対策拠点機能の充実、自主防災組織の活性化など関係各所との連携による地域防災力の向上）と地域安全関係（交通安全対策、防犯対策及び路上喫煙防止対策）に分けられる。職員の配置としては、区によって若干の差があるが、概ね危機管理担当課長のもと、地域防災関係 2 名、地域安全関係 2 名の体制となっている。

地域防災関係については、危機管理担当は、区独自の地域防災に関する推進事業を実施するほか、市各局の防災に関する事業の実施部門としての役割も有している。たとえば、総務局危機管理室の「備蓄倉庫整備事業」では、総務局危機管理室が備蓄倉庫の整備、備蓄物資の調達・配置・備蓄物資一覧の管理が主な役割であるのに対し、区の危機管理担当は備蓄物資の棚卸確認、学校・地域住民からの問い合わせ対応などが主な任務となっている。この関係は、基本的に他の局と区危機管理担当についても同じである。このことから、事業の成功の鍵は、局から区へ適時に事業に関する情報が伝達され、また区から局に対し現場での現状や課題が伝えられているかである。

総務局危機管理室と区危機管理担当の役割分担、連携の状況は次のとおりである。

表 248 総務局危機管理室と区危機管理担当の役割分担(事務分掌)

	総務局危機管理室	区危機管理担当
事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機に係る調査、計画及び調整 ・ 防災会議 ・ 地域防災計画 ・ 災害対策本部 ・ 防災行政無線等 ・ 危機に係る訓練及び意識の啓発 ・ 国土強靱化に関する計画 <p>(国民保護関係は省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の危機管理に係る計画、調整、訓練及び意識の啓発 <p>(交通安全、防犯等は省略)</p>

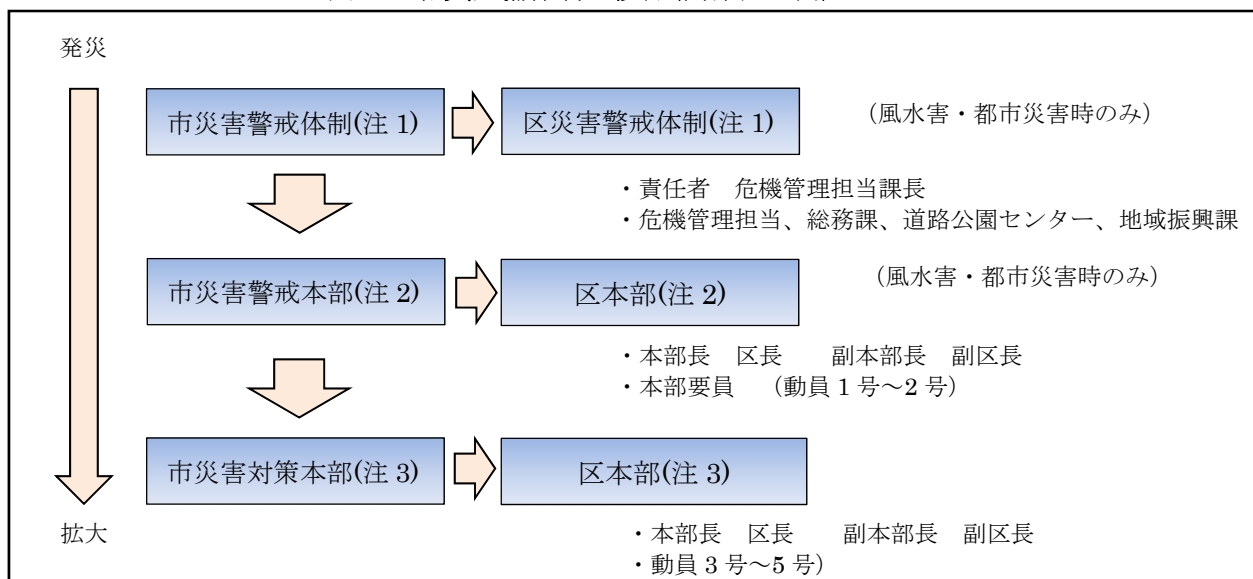
表 249 総務局危機管理室と区危機管理担当の役割分担(平時の主な業務内容)

	総務局危機管理室	区危機管理担当
主な業務内容	【平時】 ・市地域防災計画等の見直し	【平時】 ・区地域防災計画等の見直し
	・防災に関する各機関、自治体等との連携	・防災に関する地域ネットワークの構築
	・市総合防災訓練、防災啓発の実施	・防災訓練の実施及び地域への支援、防災啓発の実施
	・防災情報通信システムの整備・運用	・防災情報システムの利用
	・帰宅困難者対策（全般・共通）	・帰宅困難者対策（各主要駅毎）
	・備蓄倉庫の整備、備蓄物資の調達・配置、備蓄物資一覧の管理、区への情報提供	・備蓄物資の棚卸確認、学校・地域住民からの問い合わせ対応
	・自主防災組織に関する制度、各区との情報共有、活動支援	・自主防災組織の認定、個別の自主防災組織への活動支援
	・自主防災組織への補助金事務の制度、各区との情報共有	・自主防災組織への補助金事務の受付、補助金支出
	・市自主防災組織避難所連絡協議会の事務局	・区自主防災組織連絡協議会の事務局
	・避難所運営会議の開催状況の取りまとめ、避難所運営における課題の共有	・個別の避難所運営会議の開催支援、調整
	・その他	・その他（災害避難者の相談、罹災証明書の発行、その他行政防災に関する業務）
○各種会議、打合せによる協議、情報共有等 ・危機管理推進会議（幹事会）（年3～4回）、国土強靱化策定推進会議（幹事会）（年3～4回） ・区危機管理担当課長会議（年5回）、区危機管理担当者会議（年5～6回） ・災害対策に関する検討会 ・防災情報通信システムによる気象情報、地震情報、被害状況等の共有 ・その他、必要に応じてメール、電話等による情報共有等の実施 ○区地域協議会への参加（区の依頼に基づく危機管理室担当者の参加）		

(2)災害時の役割

災害時には、局区が一体となって被害の発生や拡大を防止するための体制を予め整え、警戒にあたることが重要となる。川崎市においては、災害時の職員の配備体制は3段階に分かれており、総務局危機管理室は市災害対策本部等の運営にあたり、区危機管理担当は区本部等の運営にあたることになる。

図 13 職員配備体制の移行(高津区の例)



(出典) 高津区役所災害対策本部作成「川崎市地域防災計画に基づく職員行動マニュアル」より

- (注1) 台風の接近や大雨等により、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害警戒本部を設置するに至らない場合は、災害警戒体制を確立し事案に対応する。
- (注2) 市長は、台風、集中豪雨等に伴う洪水・高潮、浸水等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、水防活動その他応急対策活動の円滑化を図るため、「川崎市災害警戒本部設置要綱」に基づき市災害警戒本部及び区本部を設置する。平成26年度の台風19号では警戒体制強化のため災害警戒本部が設置され、平成27年度の台風18号では土砂災害警戒情報の発表を受けて、災害警戒本部及び区本部が設置されている。
- (注3) 市長は、市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の規定により、市災害対策本部を設置する。市本部長は、災害の規模及び被害の程度等により、総合的な応急対策が必要と認める区に区本部を置く。

2. 過去の災害(ふりかえりと今後の課題)

(1)概要

平成 26 年 10 月の台風 19 号、平成 27 年 9 月の台風 18 号の概況は前述したが、川崎市総括と各区の状況は以下のとおりである。

1)平成 26 年 10 月の台風 19 号

○最大総雨量 麻生区(黒川第一) 114 mm

○時間最大雨量 麻生区(黒川第一) 38 mm(13 日 23 時 00 分～14 日 00 時 00 分)

○被害概要 人的被害なし、住家被害なし、非住家被害なし、その他なし

○警報・注意報(気象報)発表

・強風・波浪注意報	13 日 4 時 50 分～
・大雨・雷・強風・波浪・洪水注意報	13 日 12 時 49 分～
・大雨(浸水害)・洪水・暴風・波浪警報、雷注意報	13 日 17 時 01 分～
・神奈川県竜巻注意情報	13 日 23 時 36 分～14 日 0 時 50 分
・大雨(土砂災害、浸水害)・洪水・暴風・波浪警報、雷注意報	14 日 0 時 13 分～
・大雨(土砂災害)・暴風・波浪警報、雷・洪水注意報	14 日 2 時 37 分～
・大雨・強風・波浪注意報	14 日 5 時 02 分
・強風注意報	14 日 9 時 10 分～15 日 4 時 52 分

○体制 災害警戒本部 警戒体制の強化のための設置

(設置日時:平成 26 年 10 月 13 日 18 時 00 分、廃止日時:平成 26 年 10 月 14 日 5 時 30 分)

○各区の状況

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
最大総雨量	大師支所 56 mm	幸建設 56 mm	中原建設 井田消防 40 mm	久地消防 36 mm	菅生消防 45 mm	多摩建設 65 mm	黒川第一 114 mm
最大時間雨量	川崎市役所 13 日 19:40 ～20:40 19 mm	幸建設 13 日 19:40 ～20:40 20 mm	井田消防 13 日 23:10 ～00:10 14 mm	高津建設 13 日 19:50 ～20:50 11 mm	菅生消防 13 日 23:20 ～00:20 嶋田人道橋 13 日 23:10 ～00:10 11 mm	多摩建設 13 日 23:10 ～00:10 16 mm	黒川第一 13 日 23:00 ～00:00 38 mm
避難所開設	—	2 箇所	1 箇所	19 箇所	22 箇所	19 箇所	23 箇所
動員数	61 名	48 名	46 名	135 名	83 名	113 名	100 名

2)平成 27 年 9 月の台風 18 号

- 最大総雨量 幸区 334 mm
- 時間最大雨量 高津区 47 mm(9 日 15 時 00 分～16 時 00 分)
- 被害概要 人的被害なし、住家被害 床上浸水 1 棟、非住家被害 浸水 6 棟、その他なし
- 警報・注意報(気象報)発表

・大雨・雷・強風注意報	8 日 04 時 59 分～
・大雨(土砂災害)警報、雷・強風・洪水注意報	8 日 16 時 06 分～
・大雨(土砂災害、浸水害)・洪水警報、雷・強風・波浪注意報	8 日 23 時 15 分～
・土砂災害警報情報	9 日 14 時 55 分
・大雨(土砂災害、浸水害)・洪水警報、雷注意報	9 日 17 時 16 分
・大雨(土砂災害)警報、雷・洪水注意報	9 日 22 時 47 分
・土砂災害警戒情報解除	10 日 15 時 38 分
・大雨(土砂災害)警報、雷注意報	10 日 16 時 53 分～
・大雨注意報	10 日 21 時 20 分～11 日 04 時 48 分

○体制

- ・災害警戒本部 土砂災害警戒情報の発表を受けて、災害警戒本部及び区本部を設置
(設置日時:平成 27 年 9 月 9 日 14 時 55 分、廃止日時:平成 27 年 9 月 10 日 16 時 30 分)

・動員指示

- 8 日 16 時 30 分:2 号動員(大雨)発令
- 9 日 16 時 15 分:3 号動員(大雨)発令
- 10 日 16 時 30 分:2 号動員に縮小
- 10 日 21 時 30 分:解除

○避難勧告 平成 27 年 9 月 9 日 17 時に発令、10 日 16 時 30 分に解除

○各区の状況

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
最大総雨量	川崎市役所 296 mm	平間消防 334 mm	中原区役所 292 mm	新作消防 231 mm	野川 211 mm	科学館 181 mm	百合丘消防 170 mm
最大時間雨量	南部防災 9 日 15:30 ～16:30 35 mm	幸建設 9 日 15:30 ～16:30 39 mm	中原区役所 9 日 17:10 ～18:10 33 mm	西ヶ崎橋 9 日 15:00 ～16:00 47 mm	野川 9 日 14:50 ～15:50 33 mm	長尾橋 9 日 14:40 ～15:40 27.5 mm	黒川第一 9 日 14:10 ～15:10 42 mm
避難勧告発令	—	7081 世帯 15,408 人	5,971 世帯 11,925 人	56,373 世帯 119,383 人	93,883 世帯 213,941 人	48,903 世帯 102,017 人	72,253 世帯 163,431 人
避難所開設	—	2 箇所	1 箇所	20 箇所	21 箇所	13 箇所	22 箇所
避難者数(注 1)	—	0 世帯 0 名	2 世帯 5 名	21 世帯 58 名	4 世帯 6 名	13 世帯 22 名	2 世帯 5 名
動員数(注 2)	31 名	28 名	22 名	81 名	71 名	54 名	65 名

(注 1) 9 日 22 時 00 分時点(ピーク時)

(注 2) 9 日 23 時時点

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 13-1】 避難所運営マニュアルの整備

避難所は、避難勧告・指示の対象となる者などが避難するところであり、川崎市では 175 の避難所が指定されている。各避難所では、開設に備えるため避難所ごとに避難所運営マニュアルを整備することになる。川崎市では、平成 25 年度に「避難所運営マニュアル～地震災害対策編～」を改定し、これを一般様式として避難所毎にその避難所に合ったマニュアルの整備を進めてきた。

避難所は、地震被害による家屋の倒壊、焼失などの被害を受けた者だけではなく、被害を受けるおそれのある者が避難するところでもある。前者は主に地震災害を想定しており、後者は主に洪水土砂災害を想定している。川崎市では、平成 26 年度、平成 27 年度にいずれも避難所が開設されたが、いずれも後者に対応したものであり、洪水土砂災害によって被害を受けるおそれのある者が、災害が発生した場合に被害を最小限に抑えるために避難する場所となっていた。避難所運営において、前者と後者は共通する部分もあるが、避難所開設期間が前者は中長期間、後者は短期間を想定しているなど違う面も多々ある。

よって、本来、避難所運営マニュアルは、地震災害対策と洪水土砂災害とは違うものとする必要がある。この点を考慮し、川崎市では、平成 27 年 3 月に総務局危機管理室より「洪水・土砂災害用 避難所運営マニュアル作成指針」を新たに作成し、洪水土砂被害に対応するため各避難所に作成を促している。

今回各区に訪問しマニュアルの整備状況を確認したが、洪水土砂災害に即したマニュアルの整備は進んでいないことがわかった。平成 27 年 9 月の台風の際には、洪水・土砂災害用 避難所運営マニュアルの様式例をもとに「避難所日記」を作成している避難所もあったが、多くは地震災害対策編の様式を代用し「被災世帯登録カード」などを作成していた。

3 月にマニュアル作成指示、9 月に台風による避難所開設であり、今後早急に避難所ごとの洪水土砂災害用のマニュアルの整備が求められるところである。

なお、地震災害と洪水土砂災害では開設の手順が異なるため 2 種類のマニュアルの整備を進めているが、これは、避難所を運営している避難所運営会議に過度の負担を強いる可能性があることも事実である。マニュアル作成にあたっては市による十分なサポートが必要である。

【意見 13-2】 動員配備基準の変更について

平成 27 年度の台風 18 号では、9 月 8 日 16 時 30 分に 2 号動員発令、9 日 16 時 15 分に

3号動員発令、10日16時30分に2動員に縮小(3号動員解除)、10日21時30分に動員が解除という時系列的な流れとなった。

従来、実際の配備については、2号動員、3号動員といった動員の種別ごとに定量的な配備基準が設けられていた。たとえば、区役所では2号動員であれば5～10%、3号動員であれば10～50%といった具合である。平成27年度当初に動員配備基準が変更され、種別ごとに何%といった定量的な基準がなくなった。しかしながら、半年程度経過しても当該変更については市民に公表されていない。本来であれば、地域防災計画の更新・公表に時間がかかるのであれば、重要な変更箇所だけでも取り上げて適時に変更部分を公表することが望ましい。なお、区の地域防災計画は平成27年3月の更新が最新であり、ホームページ上で公表されているのもこのバージョンである。

また、各区の災害対策本部が作成している「職員行動マニュアル」も配備基準の変更は更新されていないので、早急な修正が必要である。

【意見 13-3】 動員発令と実際の動員について

【意見 13-2】で述べたとおり、実際の動員体制については、平成27年度から区の状況に応じて区が判断でき、動員配備基準が定性的な内容に変更されることが決まっている。実際の災害対応については、区の状況によっても異なるのでこの変更は評価できるものである。

この動員配備基準の内容の変更については、各区で概ね認識されていたが、今回のヒアリングを通じて、総務局危機管理室と区、あるいは区間で「区の判断」の意味について温度差があるのではないかとの印象を持った。また、区に判断を委ねられることの結果責任の所在の不明確さも感じた。危機管理室や各区との間で「区の判断」についての認識をできるだけ統一させるとともに、訓練や動員の実施を積み重ねて「区の判断」が自信を持って行えるようにする必要がある。

また、動員体制に係る経費は、危機管理室の予算となるが、実際の動員については区の状況に応じて区が判断できることから、執行責任が危機管理室にあるのか又は区にあるのかが不明確であるとも感じた。危機管理室としては、より現場に近い各区に動員体制の判断を任せることとしており、各区は災害対応時に制約なく職員を動員できる代わりに事後的に説明責任を果たす必要があり、危機管理室は災害対応についての過去の災害の振り返りと各区へのフィードバックを、責任を持って行う必要がある。

【意見 13-4】 避難勧告・避難指示と避難所開設の時期について

平成26年度の広島土砂災害では、避難勧告発令と避難所開設を同時に行わなければならないという決まりがあった。よって、すでに避難勧告発令は決定していたが避難所開設の準備が整っていなかったため、避難所開設準備が整うのを待った上で避難勧告をした。このため、避難勧告発令が遅れ被害が拡大したのではないかと指摘がなされた。

この教訓を活かし、避難勧告の発令と避難所の開設は分けることとしているが、これについて全区での認識が統一されていなかった。

改めて、避難勧告発令と避難所開設のタイミングについて周知することが必要である。

【意見 13-5】 避難勧告の時期について

川崎市では、気象庁が公表している「土砂災害警戒判定メッシュ情報」に基づいて、予報で土砂災害警戒情報の基準に到達したメッシュ内の土砂災害警戒区域に避難勧告・避難指示を発令している。平成 26 年度の台風 19 号では避難勧告、避難指示ともに発令されなかったが、平成 27 年度の台風 18 号では 9 月 9 日(水)の 17 時に避難勧告が発令された。

避難勧告が発令された 17 時では、麻生区、多摩区、宮前区といった北部エリアではすでに雨は上がっており晴れ間も見えていたという情報もある。実際に雨量のピークは、麻生区が 14 時 10 分～15 時 10 分、多摩区が 14 時 40 分～15 時 40 分、宮前区が 14 時 50 分～15 時 50 分であったことから、このことは推測できる。その結果、多摩区や麻生区では 17 時の避難勧告の発令の際のサイレンや防災行政無線の意味がわからず、区への問い合わせが多くあった。

今回の場合、北部より南部エリアの総雨量が多いことから、避難勧告を発令した時点では市の北部では雨量のピークが過ぎていた、今後このような事態を避けるためにも適時の発令や発令単位の適正化などを検討する必要がある。

【意見 13-6】 避難所の運営について

川崎市は、区ごとに地域的特性があり、土砂災害については主に北部エリアが危険区域となっている。そのため、今回の台風においても避難所開設は北部エリアに集中している。このことから、この地域の区において各避難所の開設に多くの職員が動員された。今回は数日で避難所が閉鎖されたが、今後避難所開設期間が長期に及ぶことも考えられるため、配置方針を明確に決めておくことも検討の余地がある。なお、この点、麻生区では課ごとに避難所を割り当てた「麻生区避難所割り当てマップ」を作成しているがこれは混乱を避ける一つの方法と考える。

また、風水害の場合の避難所開設は、今回の場合のように原則区の職員が行っており、震災の場合に区の職員が対応できない場合は自主防災組織等が開設することもある。風水害の場合の避難所開設は実例が出てきているが震災の場合の実例はこれまでにない。自主防災組織ではマニュアルの整備や訓練を実施しているが、実際に行った経験がない。

今後、毎年度起きる可能性のある風水害の場合でも避難所開設に自主防災組織を関与させ、震災時にも慌てずに開設できるようにしておくといった考え方も検討の余地があると考えられる。自主防災組織等の経験と風水害時の職員の負担の軽減の両方のメリットが生じる可能性がある。

3. 要援護者支援制度

(1) 概要

要援護者支援制度は各区が窓口となり事業を推進している。事業の概要等は 208 ページに記載している。

(2) 監査の結果

「【指摘事項 7-1】事業の有効性の確認について」(211 ページ)及び「【意見 7-9】地域支援組織への理解の促進について」(212 ページ)に記載。

4. 各区が実施している防災訓練

(1) 概要

川崎市では、危機管理室等主催の防災訓練だけではなく、各区の予算の範囲内で区主催の防災訓練等を実施している。平成 27 年度の状況は以下のとおりである。なお、は、今回の包括外部監査で現場視察を行った防災訓練である。また、この他にも、各区は各避難所運営会議が主催する訓練にも参加している。

表 250 平成 27 年度の防災訓練の実施実績及び予定

担当	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
実施数	10	7	5	7	6	8	5	48

(注 1) 2 区合同実施訓練(川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会)が 1 つあるので、実際の訓練数は 47。

(注 2) 実績(予定含む)は、調査時点(平成 27 年 9 月 13 日)のものである。

表 251 区が主催の防災訓練等(川崎区)

No	訓練名 (職員研修を含む)	主催	共催、参加者	実施期間	主な実施場所
1	川崎区職員研修	川崎区	川崎区役所職員、川崎区内教職員、危機管理室等	7月23日(木) 17:45~19:45	川崎区役所 7 階第 1 ~ 第 3 会議室
2	川崎区メール配信訓練	川崎区	川崎区職員	9月1日(火)	各職員対応
3	川崎区災害用伝言ダイヤル、災害用掲示板体験訓練	川崎区	川崎区職員	8月30日(日)~ 9月5日(土)	各職員対応
4	川崎区防災行政無線操作訓練	川崎区	川崎区職員	9月下旬以降	川崎区役所
5	川崎区職員研修(総合防災情報システム操作訓練)	川崎区	川崎区職員	9月下旬以降	調整中

No	訓練名 (職員研修を含む)	主催	共催、参加者	実施期間	主な実施場所
6	外国人市民向け防災講座・体験学習	川崎区、川崎市ふれあい館など	区内の外国人市民(平成26年度は80人程度参加)	10月18日(日)	カトリック貝塚教会、貝塚公園
7	川崎区職員参集訓練	川崎区	川崎区職員	10月以降	各職員対応
8	川崎区本部訓練	川崎区	川崎区職員	10月以降	川崎区役所
9	川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練	川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会	交通事業者、一時滞在施設、商業施設、民間事業者、警察、市及び区など	11月18日(水)	川崎駅周辺
10	津波避難訓練	川崎区、危機管理室	地域住民(池上新町地区等)、自主防、消防、市及び区等	11月29日(日)	市立桜本中学校

表 252 区が主催の防災訓練等(幸区)

No	訓練名 (職員研修を含む)	主催	共催、参加者	実施期間	主な実施場所
1	新川崎・鹿島田駅周辺帰宅困難者対策訓練	幸区	幸区災害対策協議会帰宅困難者部会	9月7日(月)	新川崎駅及び新川崎スクエア内ジェクサー・フィットネス&スパ新川崎
2	幸区総合防災訓練	幸区自主防災連絡協議会、幸区	幸区自主防災組織及び関係機関約250名	9月12日(土)	河原町グラウンド・体育館
3	幸区本部設置訓練	幸区	幸区職員(まちづくり推進部)	10月28日(水)	幸区役所
4	川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練	川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会	交通事業者、一時滞在施設、商業施設、民間事業者、警察、市及び区など	11月18日(水)	川崎駅周辺
5	国道1号線帰宅困難者対策訓練	幸区	幸区災害対策協議会帰宅困難者部会	2月	国道1号線
6	幸区春の防災訓練	幸区自主防災連絡協議会、幸区	幸区自主防災組織及び関係機関約350名予定	2月	市立塚越中学校
7	幸区本部設置訓練	幸区	幸区職員	時期未定	幸区役所

表 253 区が主催の防災訓練等(中原区)

No	訓練名 (職員研修を含む)	主催	共催、参加者	実施期間	主な実施場所
1	土砂災害避難訓練	井田共和会 第2・第 3・第4町 会、中原区、 危機管理室	自主防、消防団、消防 署、警察署、危機管理 室、中原区、水道局 等	6月7日(日)	市立井田小学校 等
2	中原区職員図上訓練	中原区	中原区職員	8月下旬～9月上旬	中原区役所
3	震災時の電車安全 サポーター育成研修	中原区、 JR 東日本	区内高校生、 川崎市職員	9月1日(火)	中原電車区
4	中原区帰宅困難者等対 策訓練	中原区、帰 宅困難者一 時滞在施設	帰宅困難者一時滞在施 設職員、中原区職員(危 機管理担当)	11月18日(水)	中原区役所、帰宅 困難者一時滞在施 設
5	中原区帰宅困難者等対 策訓練	武蔵小杉駅 周辺地域帰 宅困難者対 策協議会	駅、警察、一時滞在施 設、大型商業施設など	2月上旬	武蔵小杉駅周辺

表 254 区が主催の防災訓練等(高津区)

No	訓練名 (職員研修を含む)	主催	共催、参加者	実施期間	主な実施場所
1	高津区交通事業者・帰宅 困難者一時滞在施設定 例通信訓練	高津区	JR 武蔵溝ノ口駅、東 急溝の口駅、一時滞在 施設(9施設)、高津 区職員	原則として毎月第 1水曜日	J R 武蔵溝ノ口 駅、東急溝の口駅、 一時滞在施設、高 津区役所
2	高津区災害対応訓練(情 報伝達訓練)	高津区	高津区職員	7月23日(木)	高津区役所
3	高津区災害対応訓練(参 集シミュレーション訓 練)	高津区	高津区職員	7月23日(木)～ 31日(金)	高津区役所
4	高津地区防災訓練	高津地区自 主防災組織 連絡協議会	自主防災組織、関係機 関等 805 名	11月7日(土)	久地小学校
5	橘地区防災訓練	橘地区自主 防災組織連 絡協議会	自主防災組織、関係機 関等 800 名(予定)	平成 28 年 3 月 6 日(日)(予定)	橘小学校
6	高津区二次避難所開 設・運営訓練	高津区	恵楽園ほか二次避難 所、高津区職員	11月10日(火)	恵楽園
7	高津区帰宅困難者等対 策訓練・区本部訓練	高津区	JR 武蔵溝ノ口駅、東 急溝の口駅、一時滞在 施設(9施設)、高津 区職員	11月18日(水)	J R 武蔵溝ノ口 駅、東急溝の口駅、 高津市民館及び他 の一時滞在施設、 高津区役所

表 255 区が主催の防災訓練等(宮前区)

No	訓練名 (職員研修を含む)	主催	共催、参加者	実施期間	主な実施場所
1	宮前区防災推進員養成研修	宮前区	自主防災組織・学校からの推薦者等	6月20日(土)	宮前区役所4階大会議室
2	宮前区帰宅困難者等対策訓練	宮前区	鷺沼駅、帰宅困難者一時滞在施設職員、宮前区職員	7月17日(金)・11月18日(水)	宮前区役所、鷺沼駅、帰宅困難者一時滞在施設
3	宮前区本部設置訓練	宮前区	宮前区職員(区本部活動班 班長・副班長)	12月～平成28年1月	宮前区役所4階大会議室
4	宮前区防災推進員フォロー研修	宮前区	防災推進員	平成28年1月	宮前区役所4階大会議室
5	宮前区職員参集訓練	宮前区	宮前区職員	平成28年1月～2月	宮前区役所
6	宮前区自主防災組織研修会	宮前区自主防災組織連絡協議会、宮前区	宮前区自主防災組織代表者	2月	宮前区役所4階大会議室

表 256 区が主催の防災訓練等(多摩区)

No	訓練名 (職員研修を含む)	主催	共催、参加者	実施期間	主な実施場所
1	多摩区情報伝達訓練	多摩区	多摩区職員	9月1日(火)	職員自宅
2	多摩区職員参集訓練	多摩区	多摩区職員	9月中	多摩区役所
3	多摩区帰宅困難者等対策訓練・区本部訓練	多摩区	多摩区職員・JR登戸駅・小田急登戸駅・京王電鉄・小田急バス・京王バス・川崎市営バス・川崎交通産業・多摩市民館・多摩警察署・多摩消防署・多摩区町会連合会・多摩区自主防災組織・多摩区商店街連合会・災害時帰宅支援ステーション(サンクス)・地域事業者・明治大学・専修大学・日本女子大学・県立百合丘高校・カリタス学園	11月18日(水)	多摩区役所・JR登戸駅・小田急登戸駅・多摩市民館
4	多摩区帰宅困難者対策通信訓練	多摩区	JR登戸駅・小田急登戸駅・多摩市民館	毎月15日	JR登戸駅・小田急登戸駅・多摩市民館
5	中学生向け災害図上訓練(DIG)	多摩区	多摩消防署	9月15日(火)	枳形中学校
6	多摩区本部訓練	多摩区	区役所職員	平成28年1月15日(金)	多摩区役所
7	土砂災害避難訓練	飯室谷町会 多摩区役所	まちづくり局、地域住民	11月8日(日)	飯室谷町会会館
8	多摩区避難所運営訓練(HUG)	多摩区	区役所職員	11月6日(金)、12月11日(金)	多摩区役所

表 257 区が主催の防災訓練等(麻生区)

No	訓練名 (職員研修を含む)	主催	共催、参加者	実施期間	主な実施場所
1	麻生区役所災害時初動 対応職員研修	麻生区	麻生区職員（初動対応 職員）	7月27日(月)	麻生区役所第1会 議室
2	麻生区災害時エスノグ ラフイー研修（第1回）	麻生区職員 防災プロジ ェクトチー ム	麻生区職員防災プロジ ェクトチーム	9月下旬	麻生区役所会議室
3	麻生区避難所宿泊訓練	麻生区	川崎市立南百合丘小学 校を避難所とする地域 住民、南百合丘小学校 職員、麻生区職員（危 機管理担当）	10月17日(土) ～18日(日)	市立南百合丘小学 校
4	麻生区帰宅困難者等対 策訓練	麻生区災害 対策連絡協 議会帰宅困 難者等支援 部会	支援部会参加団体、麻 生区職員（防災プロジ ェクトチーム、危機管 理担当）	11月18日(水)	新百合ヶ丘駅及び 帰宅困難者一時滞 在施設
5	麻生区災害時エスノグ ラフイー研修（第2回）	麻生区職員 防災プロジ ェクトチー ム	麻生区職員	3月初旬	麻生区役所会議室

各区の防災訓練の特徴は以下のとおりである。

- 川崎区は、職員研修が中心であるが、「川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練」「津波避難訓練」など比較的規模が大きく特徴のある避難訓練も実施している。
- 幸区は、自主防災組織が参加する「総合防災訓練」、「帰宅困難者対策訓練」等を実施している。また、防災コンサルタントと契約した上で、「避難所開設・運営訓練」を企画させるなど特徴のある訓練を実施している。
- 中原区は、「土砂災害訓練」など特徴のある訓練を実施している。
- 高津区は、区役所における訓練など職員向けの訓練が中心となっている。
- 宮前区は、会議室での研修が中心となっている。
- 多摩区は、職員研修が中心となっている。
- 麻生区は、コンサルタントに委託した上で「麻生区避難所宿泊訓練」を実施している。また、各所属から「麻生区職員防災プロジェクトチーム」のメンバーを募集し、メンバーが中心となって職員の防災意識の向上を図るための訓練を行うなど特徴のある訓練を実施している。

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 13-7】 防災訓練に関する区間での情報共有

各区によって特徴ある防災訓練を実施していることは意義のあることであり評価ができる。しかしながら、今回の監査で、他区でどのような訓練が実施されているかについてあまり認識されていないことがわかった。区の訓練情報について積極的に情報共有を図り、場合によっては有効な訓練については他の区へも導入も検討するなどの姿勢も必要である。

たとえば、コンサルタントを活用しての幸区の訓練の実施や、同じくコンサルタントを活用しての麻生区の宿泊訓練、さらには中原区の土砂災害避難訓練は、特徴のある訓練であり他の区も参考になるものと思われる。

【意見 13-8】 幸区総合防災訓練

1) 概要

○平成 27 年 9 月 12 日(土) 9:00～11:30

○川崎市幸区河原町グラウンド及び体育館

幸区自主防災連絡協議会主催のもと、幸消防団、河原町避難所運営会議、幸区民生委員児童委員協議会、幸区赤十字奉仕団、救護赤十字奉仕団、クロスハート幸・川崎、幸区社会福祉協議会、幸警察署、幸消防署、幸区役所が関係機関として、河原町地区各自治会それぞれ 20 名程度が参加し行われた。

2) 意見

幸区では、年 2 回、幸区自主防災連絡協議会が中心となり総合訓練を実施しているが、これは区内 5 地区の輪番制となっており、概ね 3 年に一度は全ての組織で訓練を実施する仕組みとなっている。この仕組みは、自主防災組織を網羅的に訓練に参加させるものであり評価できる。他の区においても参考にできるものと思われる。

表 258 幸区の訓練(予定)

	幸区総合防災訓練	春の防災訓練
平成 27 年度	河原町地区隊	御幸西地区隊
平成 28 年度	南河原地区隊	日吉地区隊
平成 29 年度	御幸東地区隊	河原町地区隊
平成 30 年度	御幸西地区隊	南河原地区隊
平成 31 年度	日吉地区隊	御幸東地区隊

なお、消火ホースキットを使つての訓練については、【指摘事項 6-3】避難訓練視察を踏まえての有効性の検証(167 ページ)で、意見を記載している。

写真 16 幸区総合防災訓練の様子



【意見 13-9】川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練について

1) 概要

(情報受伝達訓練)

○日時:平成27年11月18日(水) 8:30~10:00

○場所:第3庁舎7階災害対策本部事務局室、各区役所

○内容:各種情報手段を通じた市本部と区本部及び関係機関等との情報受伝達

(各主要駅における実動訓練(川崎駅、武蔵溝ノ口駅・溝の口駅、登戸駅、新百合ヶ丘駅))

(以下、視察した川崎駅について概要を記載する。)

○日時:平成27年11月18日(水) 8:50~10:00

○場所:JR川崎駅東西自由通路、京急川崎駅西口改札前広場(ヨドバシアウトレット前)

○一時滞在施設:川崎アゼリア、ラゾーナ川崎プラザ、教育文化会館

○情報受発信拠点:川崎区役所

○内容(各主要駅共通)

- ・ 駅前滞留者の避難誘導
- ・ 簡易無線機等を使用した駅・区役所・一時滞在施設の連携
- ・ 一時滞在施設の開設運営

市では、大地震発生時の市内各主要駅周辺における帰宅困難者による混乱の抑制に向けて、交通事業者、一時滞在施設、周辺施設の関係者と連携し、帰宅困難者対策を推進している。帰宅困難者対策訓練については、これまで各主要駅ごとに実施してきたが、今回の訓練では全市一斉の情報受伝達訓練及び各主要駅における実動訓練を同時に実施した。

写真 17 帰宅困難者対策訓練の様子



2) 意見

今回、JR川崎駅における改札出口前広場において行われた帰宅困難者に対する交通事業者による説明と、情報受発信、市職員、警察官による一時滞在施設（川崎アゼリア）への帰宅困難者の誘導、一時滞在施設担当者による説明と、情報受発信、備蓄品の帰宅困難者への受け渡しを視察したが、帰宅困難者役の参加者への情報伝達が少なく、帰宅困難者役参加者が手持ち無沙汰な状況にあった。

このような場合、帰宅困難者には情報を求める者、静粛を求める者等様々な要望が出ることとなると思われるが、混乱防止のためには、情報伝達には電気を使用しないホワイトボード等を使用した情報掲示板の設置、電気を使用する無線情報受信と帰宅困難者への通知、特定エリアでテレビラジオ等の公共放送視聴機会提供等が考えられる。なお今回、ホワイトボードについては、交通事業者による運行状況の通知に用いられていた。

市営バスの臨時運行や臨時水上輸送等、市で対応可能な輸送手段についても、帰宅困難者の解消につながることを期待できるため、想定準備と情報収集体制を確認しておくことが望ましい。

【意見 13-10】津波避難訓練について

1) 概要

○実施日:平成 27 年 11 月 29 日(日)9:30~11:00

○場所:市立桜本中学校

○内容:

市では地域防災計画の実行計画的な位置づけとして、川崎市津波避難計画を定めている。この津波避難計画の検証を行うため、また、市民や事業所の防災意識の向上を図るため、平成 24 年度から行われている訓練である。

臨海部への津波到達に備え、市では津波避難施設を指定しているが、市立桜本中学校も津波避難施設に指定されており、市民の校舎屋上への避難訓練が実施された。屋上訓練後は体育館での、津波とコンビナートの防災講座、及び、運動場での煙体験、消火体験、AED 体験、ホースキット訓練が実施された。

2) 意見

本訓練は、平成 24 年度から実施しており、平成 27 年度で 4 回目となる。訓練自体は、実際の避難経路の周知等意義のあるものとなっている。但し、一回の訓練での対象範囲は狭い。従って、今後も継続して実施することにより、訓練実施エリアの拡大を図っていくことが必要である。場合によっては、1年間に複数のエリアの津波避難訓練も検討の余地がある。

写真 18 津波避難訓練の様子



5. 自主防災組織推進事業(自主防災組織活動助成金)

(1)概要

本事業は、市及び各区自主防災組織連絡協議会の地域防災活動を促進し、自主防災組織及び避難所運営会議等の連携・強化を図るものである。詳細は、「第5総務局危機管理室 14. 地域防災推進事業費(自主防災組織活動助成金)(地域防災推進事業)」(127 ページ以降)に記載している。

主に、自主防災組織が防災資器材の購入時に市の補助対象となる品目について市に補助申請を行った場合に市が支出するもの(自主防災組織防災資器材購入補助金)、自主防災組織が防災訓練を実施した際に助成金申請が行われた場合に市が支出するもの(自主防災組織活動助成金)、及び、自主防災組織連絡協議会の運営費助成金(地域防災活動促進助成金)で構成されている。

これらについては、平成 25 年度包括外部監査(テーマ:協働によるまちづくりに関する事業についての事務)でも区ごとに取り上げられており、またその後措置も公表されている。そこで、平成 25 年度包括外部監査とその後の措置及び現在の状況について記載する。

○自主防災組織防災資器材購入補助金(状況調査について)

区	平成 25 年度包括外部監査の結果	その後の措置の状況等
川崎区	現状、区では資器材の購入状況の把握にとどまり、各組織の防災資器材の整備状況把握が徹底されていない。本庁総務局危機管理室では5年に1度の現物調査の実施を求めており、最低限その要求に基づき現物調査を実施した上で、各組織における必要な資器材の整備状況を把握し、整備の助言を行うことや、資器材の購入・整備が進んでいない団体に対しては、区から補助制度の利用を促すといった働きかけを行うなどの取組が望まれるとしている。	各自主防災組織の防災資器材整備状況把握のため、平成 26 年 4 月開催の川崎区自主防災組織連絡協議会役員会や 5 月開催の総会において資器材の保有状況調査の実施について説明の上、平成 26 年 6 月 1 日現在の整備状況を確認したとの措置が出された。
幸区	(意見なし)	—
中原区	現状では、区では補助金申請時に「防災資器材整備計画書」の提出を求め、当該計画書に資器材整備状況について記載する欄が設けられており、防災組織が保有する資器材の状況について確認ができています。しかし、この方法では補助金申請をしない	各団体にて財政負担が生じることを踏まえると、防災資器材の購入補助金を申請しない団体に対して、区から改めて積極的に申請するよう求めることは困難である。このため、年間を通じて開催される各避難所運営会議にて、資器材の購入・整備が進んでいる

区	平成 25 年度包括外部監査の結果	その後の措置の状況等
	組織の資器材整備状況については確認ができないことになる。本庁総務局危機管理室では5年に1度の整備状況調査を実施し、その結果は区でも把握を行っている。区では、その調査結果に基づき、各組織における必要な資器材の整備状況を把握し、整備の助言を行うことや、資器材の購入・整備が進んでいない団体に対しては、区から補助制度の利用を促すといった働きかけを行うなどの取組が望まれる。	団体の取組状況を紹介することで補助事業の活用促進につなげるとの措置が出された。 また、平成 26 年 7 月に開催した危機管理担当課長会議での各区の調査結果によると、中原区では、区独自の防災資器材保有状況調査は実施していない。
高津区	(意見なし)	—
宮前区	現状では、区では資器材の購入状況の把握にとどまり、各組織の防災資器材の整備状況を把握していない。本庁総務局危機管理室では5年に1度の現物調査の実施を求めているところであり、最低限その要求に基づき現物調査を実施すべきである。そして、その調査結果に基づき、各組織における必要な資器材の整備状況を把握し、整備の助言を行うことや、資器材の購入・整備が進んでいない団体に対しては、区から補助制度の利用を促すといった働きかけを行うなどの取組が望まれる。	防災資器材の整備状況の把握のため、5年に1度の現物調査を行うとともに、団体における資器材の充実が図られるよう、平成 26 年度 6 月の自主防災組織の協議会総会の場合などにおいて、資器材の整備についての助言や補助制度の活用について働きかけを行った。また、防災資器材の整備状況の把握のため、平成 26 年 12 月に各団体の防災資器材保有状況調査を実施しましたので、その結果を踏まえ、資器材の整備が進んでいない団体に対して整備の助言等を行っていくとの措置が出された。
多摩区	(意見なし)	平成 26 年 7 月に開催した危機管理担当課長会議での各区の調査結果によると、多摩区では、区独自の防災資器材保有状況調査は実施していない。
麻生区	(意見なし)	—

○自主防災組織活動助成金(防災訓練について)

区	平成 25 年度包括外部監査の結果	その後の措置の状況等
川崎区	川崎区の自主防災組織の中には1年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1年間訓練を実施していない団体もある。活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要であ	平成 26 年 4 月開催の川崎区自主防災組織連絡協議会役員会や 5 月開催の総会において、訓練の積極的な実施と助成金の活用について呼びかけを行い、また、昨年度から取組を進めている避難所開設訓練への協力

区	平成 25 年度包括外部監査の結果	その後の措置の状況等
	る。	依頼も併せて行い、単一組織での訓練が難しい場合は避難所運営会議等、複数組織による横のつながりを活かした訓練の実施も考えられる旨案内を行ったとしている。
幸区	自主防災組織の中には1年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1年間訓練を実施していない団体もあるのが現状である。この防災組織はあくまでも自主的な取組であり、強制するものではないが、活動に消極的な団体に対して、防災活動の実施を促すといった働きかけを行うことも必要である。その際には、他組織のベストプラクティスの紹介や合同実施の提案などの働きかけを行っていくことが重要である。	自主防災組織における防災訓練については、避難所開設・運営訓練の実施を支援する取組を強化しており、平成27年2月までに区内7か所で専門コンサルタントを活用した訓練を実施し、また、幸区自主防災連絡協議会が年2回実施する訓練は、区内5地区の輪番制となっており、概ね3年に1度は全ての組織で訓練を実施する仕組みとなっている。また、自主防災組織及び避難所運営会議の代表者等で組織する「幸区災害対策協議会地域防災連携部会（年3回開催）」にて、自主防災組織の訓練、避難所運営会議の取組等に関する先進的・模範的事例を紹介し、全ての自主防災組織に対して、活動促進に向けた働きかけを行ったとしているとの措置が出された。
中原区	(幸区と同様の意見)	他の防災組織におけるベストプラクティスの紹介については、年度ごとに上半期の訓練を12月、下半期の訓練を翌年度6月を目途に事例としてまとめ、区ホームページに掲載して紹介し、また、年間を通じて開催される各避難所運営会議にて、参加する各自主防災組織に対しても、他の組織における訓練を紹介するとともに、合同での訓練実施の呼びかけを引き続き実施するとの措置が出された。
高津区	(幸区と同様の意見)	平成26年度から自主防災組織の協議会、総会の場などにおいて、防災活動の事例紹介を行った上で、未実施団体に対し、防災活動を実施するよう働きかけを行ったとの措置が出された。
宮前区	(幸区と同様の意見)	(高津区と同様の意見)
多摩区	(幸区と同様の意見)	平成26年9月に開催された自主防

区	平成 25 年度包括外部監査の結果	その後の措置の状況等
		災組織連絡協議会役員会において、各自主防災組織の活動を紹介するとともに、自主防災組織相互の連携・協力による訓練の実施を提案したとの措置が出された。
麻生区	意見なし	—

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 13-11】 自主防災組織による防災資器材の購入について

東日本大震災のような未曾有の災害では、自治体による援助、つまり公助が無力化する可能性がある。このような災害では、自分の命は自分で守る(自助)、地域の安全は地域で守る(共助)ことが如何に重要であるかが再認識されることとなった。その意味において、自主防災組織が購入する防災資器材に補助金を交付する本事業は、共助の強化のために重要な事業となる。しかしながら、今後の課題も多いものと認識した。まず、平成 25 年度の包括外部監査の意見にもかかわらず、各区は自主防災組織の防災資器材の現況を十分に把握し切れていない。現在、各区では年度初めに自主防災組織の人員の編成の状況などを提出させているが、合わせて「保有防災資器材一覧表」も提出されている。但し、自主防災組織の中には当該一覧表を提出しない場合や、最新の現況に更新せず提出する場合も多い。これは、各区による説明にもかかわらず、自主防災組織が「保有防災資器材一覧表」の意味を十分理解していないことや、自主防災組織自身の共助としての役割の意識不足などによるものと考えられる。

今後の対応として、各区は各区の自主防災組織連絡協議会の各種会議において、今以上に自主防災組織の役割と本事業の意義の周知を図った上で、現況調査を徹底する必要がある。

【意見 13-12】 自主防災組織による防災訓練について

今回の監査において、過去数年の自主防災組織による防災訓練数を確認したが、訓練数は増えていない。また、自主防災組織の中には 1 年で複数回の訓練を実施する積極的な団体もあれば、1 年間訓練を実施していない団体もあるという状況も変化はない。平成 25 年度包括外部監査の意見を受け、各区は平成 26 年 4 月開催の自主防災組織連絡協議会役員会や総会の場などで防災訓練の重要性の説明を行っているが、平成 26 年度についてはす

で年間予定が決まっているため数値の伸びに反映されていない面もある。

但し、1 年間訓練を実施していない団体が多いという状況は変わっていないことから、引き続き、区としては自主防災組織に対して防災訓練の必要性を説明していくことが望まれる。

また、1 年間訓練を実施していない団体に対して、すでに防災訓練を実施している団体との共同での開催を推進することや、幸区が実施しているような年 2 回の総合防災訓練において、単独開催していない自主防災組織への参加を促し、訓練の内容等を習得してもらう試みについては他区も参考になるものと思われる。

6. その他

(1) 監査の結果

【指摘事項 13-1】^り罹災証明の発行について

平成 25 年の災害対策基本法の改正で、罹災証明書の発行に関する規定が新たに加わった。

(罹災証明書の交付)

第 90 条の 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。

本規定の趣旨は、罹災証明書を遅滞なく交付することを市町村長の義務として位置付けるとともに、これを実効あるものとするため、住家被害の調査に従事する職員の育成や他の自治体との連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努めることを促進するためとなっている。

川崎市では、各区の危機管理担当及び区民センター庶務係が罹災証明書の発行事務を行っており、区長名で発行している。但し、災害対策基本法では、市町村長が交付することとなっていることから、他区自治体の状況も確認しながら、正しい発行事務の検討を行う必要がある。

(2) 監査対象に関する意見

【意見 13-13】区役所における同報系防災行政無線の放送の訓練実施について

同報系防災行政無線は統制局が市役所第3庁舎に設置され、屋外受信機や戸別受信機

等を通じて放送を行っているが、統制局が運用不可となった場合は多摩区役所内の代行局に切り替えて運用することができる。また、各区役所からも各管轄区内に対して放送することが可能である。

今回、2区(多摩区と高津区)で確認したところ、総務局危機管理室の職員が区職員を対象として各区役所で操作研修を毎年行っているが、区の担当としては同報系防災行政無線の実施訓練を行ったことがないとのことであった。

統制局からも各区に向けた放送が可能であり、また、統制局から職員が移動することにより直接操作することもできるが、統制局で対応できない状況や職員が容易に移動できないような事態も想定しておく必要がある。

各区の担当者が非常時に操作できるように、訓練を実施しておくことが望ましい。

【意見 13-14】 自主防災組織の活性化について

自主防災組織では高齢化が進んでおり、組織の活性化は重要な問題である。このことは、各区に訪問し担当者とのヒアリングによっても再認識した。

この問題に関して、新規のマンション建設を契機に自主防災組織ができるように取組みも行われている。また、マンションの自主防災組織では地区防災計画的なものを策定している例もあるとのことである。自主防災組織の組織化率の向上や地区防災計画の策定の推進のため、既存のマンションに対しても自主防災組織の組成を働きかけていくことなどは検討の余地がある。

第14 公益財団法人川崎市消防防災指導公社

1. 監査の視点

本年度の包括外部監査のテーマは、「防災に関する事業についての事務」である。従って、公益財団法人川崎市消防防災指導公社(以下、「公社」と言う。)の監査を実施するに当たっては、公社が実施する防災事業についての法規等準拠性や経済性、効率性、有効性の観点での監査が中心となる。

但し、火災その他の災害による生命及び被害の軽減を図り、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とする公社を監査するに当たっては、公社そのものの存続が、市の防災戦略にとって重要であることから、公社の事業に加え公社の組織自体についても監査の対象とする。具体的には、i)市の人的関与も含めた組織体制は適正か、ii)法人全体の事業の効率化の推進、ガバナンス(組織統治)の在り方など法人の経営そのものが適正に行われているか、iii)法人の会計処理は妥当かなどを検証している。

2. 公社の概要

(1)目的・事業概要

公社は、消防行政施策を支援する団体として平成4年12月に設立され、都市防災のための普及啓発活動や各種講習会及び消防用設備等の点検等の事業を実施している。概要は以下のとおりである。

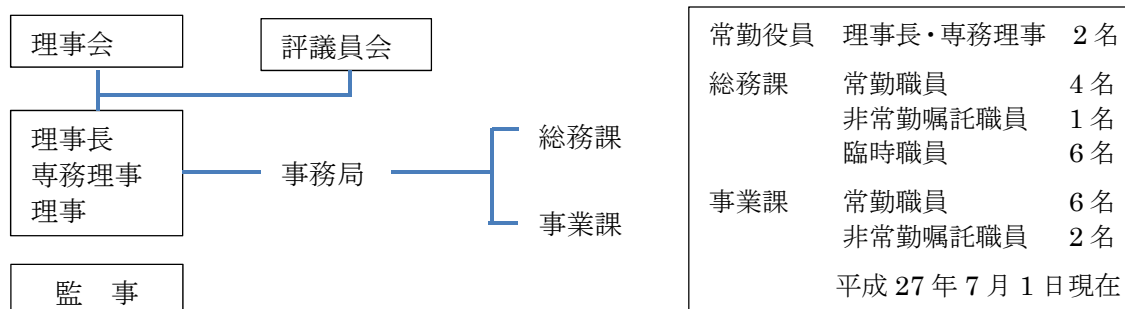
① 設立年月日

平成25年4月1日(公益財団法人移行時)(旧財団の設立年月日は、平成4年12月1日)

② 基本財団

100,000千円(平成26年3月31日現在)(川崎市の出損は100,000千円で100%)

③ 機構図



③ 事業内容

1) 消防防災に関する普及啓発事業

消防防災に関する普及啓発業務として、以下の業務がある。

- ア. 地震体験車による防災意識の普及
- イ. 防火ポスター、チラシ、パンフレット等の作成配布
- ウ. 普及啓発物品の作製配布
- エ. 消防協力団体等に対する支援事業
- オ. 防火相談事業
- カ. 消防防災に関する調査研究事業
- キ. その他

2) 消防用設備等の点検と防火診断

消防用設備等の点検と防火診断業務として、以下の業務がある。平成 26 年度の消防用設備等法定点検受託業務収入は 43,075 千円であり、主たるものは川崎市関連施設(川崎市立小学校Bブロック)11,448 千円、川崎市営住宅 11,448 千円である。

このうち、川崎市立小学校Bブロックの点検業務は 11,448 千円の受託に対して 8,972 千円の再委託と再委託率(約 78%)が高くなっている。これは、学校関係施設の点検総数が 56 件と多く、点検時期は夏休み期間に集中することから、職員だけでは対応することができないため、民間事業者に再委託をしているものである。

- ア. 川崎市関連施設の消防用設備等法定点検受託業務
- イ. 川崎市営住宅の防火管理業務補助
- ウ. その他

3) 各種講習会の実施

各種講習会の実施業務として、以下の業務がある。公社としては、今後の主力事業にする方向性を打ち出しており、防火講習事業を強化する戦略や体制について経営改善計画を作成している。平成 26 年度は 58 回受講者 3,763 人の実績(平成 26 年度計画 60 回受講者 4,000 人、平成 25 年度実績 66 回受講者 4,385 人)がある。

- ア. 防火管理講習
- イ. 防災管理講習
- ウ. 自衛消防業務講習
- エ. 防火防災各種資格講習
- オ. その他

4) アクアライン消防活動支援事業

消防活動支援事業として、以下の業務がある。

- ア. 東京湾アクアライン専用の消防活動用車両及び搭載資機材の管理
- イ. トンネル防災設備等の施設研修者に対する施設の概要等の説明
- ウ. 施設研修者を対象としたパンフレットの作成

(2) 財務内容

(単位:千円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益	229,621	118,984	114,783	122,753	120,136
経常損益 (当期経常増減額)	94,028	8,315	13,349	△5,054	△3,211
当期損益 (当期一般正味財産増減額)	66,270	217,202	10,067	△5,142	△3,281
総資産	792,878	821,995	910,790	921,848	938,410
総負債	880,021	7,832	8,471	7,605	11,255
(うち有利子負債)	—	—	—	—	—
正味財産	△87,142	814,162	902,319	914,242	927,155
正味財産増減額	66,270	901,305	88,156	11,923	12,912
基本財産	103,300	104,862	106,351	100,000	100,000
累積損益	△190,442	709,300	795,968	814,242	827,155

(注) 平成 23 年 4 月 1 日に財産区分変更の処理を行っている。詳細はⅡ アクアライン消防活動支援事業 (3) 監査の結果 ② 公益法人移行時の会計処理を参照されたい。

(3) 市の財政支出

(単位:千円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金	—	—	—	—	—
委託料	41,220	21,384	6,153	26,286	24,572
指定管理料	—	—	—	—	—
貸付金(年度末残高)	—	—	—	—	—
出損金(年度末状況)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
(市出損率)	(96.8%)	(95.3%)	(94.0%)	(100.0%)	(100.0%)

3. アクアライン消防活動支援事業

(1) 事業の概要

公社は、公益事業の1つとして平成9年度よりアクアライン消防活動支援事業、すなわち、東京湾アクアライン消防活動用車両・搭載資機材の整備及び保守管理事業(以下、保守等管理事業という。)を行っている。その経緯は以下のとおり。

表 259 アクアライン消防活動支援事業の経緯

年月	事業に関する事項	摘要
平成6年5月	日本道路公団(現)東日本高速道路株式会社(以下、「道路公団」という。)からアクアラインの防災資機材の管理提案	「東京湾横断道路トンネル防災システム検討会」の報告書を受け、走路管理者の責務とされる防災上の監理を第三者機関に委ねる管理受託方法を明示
平成7年2月	公社への一括管理を決定	消防庁、川崎市消防局、木更津市消防本部の会議で、資機材等の整備及び維持管理の一切の業務を公社に有償で委ねることを決定
平成7年3月	「東京湾横断道路の消防活動に係る資機材に関する覚書」締結	川崎市消防局、木更津市消防本部、道路公団で費用について道路公団が負担し、公社に一括支払いを明記
平成7年6月～平成9年2月	事業内容、管理費用、協定書の策定及び締結時期等について協議	消防庁、川崎市消防局、道路公団、公社で検討する一方、公社は寄付行為の変更手続きを行い、道路公団との協定に基づき、公社事業として行うことについて理事会の承認を受ける。
平成9年3月	「東京湾アクアラインの消防活動に係る資機材に関する協定書」締結	公社が実施する資機材の整備及び維持管理に要する30年分の経費967百万円を道路公団が公社に一括支払い
平成9年12月	「東京湾アクアラインの消防活動に係る資機材に関する協定書の一部を変更する協定書」締結	東京湾アクアラインの通行料金の引下げ及び償還期間10年延長に伴い、維持管理期間を30年から40年に変更するとともに、維持管理経費を156百万円増額して1,123百万円に変更

公社は、道路管理者である道路公団の責務である保守等管理事業の業務について、東京湾横断道路トンネル防災システム検討会の報告書に基づき、床板下専用消防活動車両(資機材を含む)の管理について、道路公団から一括負担金で委ねる打診を受けた。公社としても、川崎市の出資法人として消防業務を補完する立場から、この事業を積極的に導入することが有益かつ重要と判断し、寄附行為を変更して道路公団及び川崎市との協定に基づき、公社事業として位置付けることとなった。

具体的な保守管理業務の内容としては、公社が消防活動用車両6台(浮島側に3台、海ほたる側3台の計6台)を保有し、それぞれ救急活動車、救助活動車、消火活動車としての役割を果たすべく、日々の点検を実施している。また、6台の消防車両に付随して消防活動に必要な救急資機材、救助資機材、消火資機材を整備しており、川崎人工島(風の塔)、木更津人工島(海ほたる)、浮島車庫に必要数を配置し管理している。

公社は、消防活動用車両及び搭載資機材を毎日点検しており、点検日誌に消防車両及

び資機材の実数や保管状況を記録し、週単位で報告している。

(2) 当該事業について特に実施した監査手続

① 会計処理の検証

公社が実施する搭載資機材の整備及び維持管理に要する 40 年分の経費を道路公団が公社に一括で支払っているが、当該経費について、公社の受入時及びその後の会計処理の妥当性について検証した。

② 過去の事故の検証

アクアライン消防活動支援事業の有効性を確認するため、アクアラインにおける過去の事故の状況を確認した。

③ 資機材の保守管理の状況の確認

公社が管理し、毎日点検している消防活動用車両及び搭載資機材の状況を確認するため、木更津人工島(海ほたる)に訪問し、管理の状況を確認し、サンプルでリストと現物の突合を行った。

(3) 監査の結果

特になし。

(4) 監査対象に関する意見

【意見 14-1】 協定書に基づく受入金の財産区分

① アクアライン消防活動支援事業の経緯と会計処理

公社は、上記の覚書及び協定書に基づき、保守等管理事業資金を道路公団から前受負担金(長期前受金)として一括受領し、長期の資金運用を図りつつその果実を含めて事業運営に充てることにした。長期の資金運用については、できるだけ効率的な資金運用を図る観点から仕組債を中心とした投資を行い、当初は計画以上の利息収入を獲得していた。しかし、リーマンショック後の為替市場の急激な円高ドル安や市場の暴落に伴い、多額の含み損を抱えるようになった。公益法人会計基準では、満期保有目的以外の債券については時価評価する必要があるため、当該含み損が顕在化し、これを評価損として計上したことにより一般正味財産がマイナスとなった。この結果、平成 22 年度までは債務超過が継続する状況であった。

なお、公社の資金運用管理規定は、仕組債への投資後の平成 21 年 2 月に作成されたが、その後平成 24 年 8 月に改正され、現在では仕組債は購入できないこととなっている。

② 公益法人移行時の会計処理

公社は、公益法人制度改革に伴い、事業の公益性から公益認定を目指すことを決定し、その準備を進めていたが、上記の債務超過が懸案事項となった。この債務超過を解消しなければ公益認定を受けることができないため、公認会計士や弁護士などの意見も踏まえ、関係者の協議が行われた結果、以下のスキームが検討され実行された。

- ア. 道路公団からの一括負担金は返還を要せず、特定の事業に使用することを指定された資金であり、これ以外の目的に使用することが出来ないものであることから、これを前受負担金(長期前受金)ではなく、指定正味財産として整理することがむしろ公益法人会計基準に合致している。
- イ. 東日本高速道路株式会社に対して、一括負担金を指定正味財産として整理することを説明し、同社に支障のないことを口頭で確認した。
- ウ. 公益財団法人への移行に向けた会計処理方法の変更について理事会、評議員会に提出し、平成 23 年 3 月 23 日に承認を受けた。
- エ. 公益法人移行の手続きを行い認定を受けた。

これにより、下記のとおり長期前受金及び評価損を指定正味財産に振替えた結果、平成 23 年度の決算において債務超過が解消されることになり、現在に至っている。

表 260 会計処理の変更の内容

(単位:円)

科目	変更前	変更後	②-①差額
長期前受金	874,290,113	—	△874,290,113
指定正味財産	—	874,290,113	874,290,113
指定正味財産	—	△210,845,491	△210,845,491
一般正味財産	△200,409,416	10,436,075	210,845,491

③ 問題の所在について

公社が行った公益法人移行時の会計処理については、公社が保守等管理事業の業務を実施するに至った経緯の実態を明らかにしなければならない。何故なら、公社が当該事業を実施することについて、公益法人移行時の前後で何ら事業の実態の変化は発生していないからである。これについては以下の項目を検討した。

ア. 保守等管理事業の実施主体と経営責任を負う者は誰であるか？

1) 公社の主張について

○保守等管理事業の実施主体について

道路にトンネルを設ける場合、道路法等において道路管理者は非常用施設を設置することとされていることから、公社保有の消防活動用車両及び搭載資機材は道路管理者の管理対象にはならないものとする。

○経営責任について

公社が保有する消防活動用車両と搭載資機材は、東京湾アクアライン・トンネル部床板下でのみ使用する特殊なものであったため、川崎市と木更津市の常備消防が使用する消防活動用車両及び搭載資機材ではあるが、道路建設に起因する費用として東京湾アクアライン建設費から負担したものである。したがって、道路公団は当初から将来に至るまでの消防活動用車両及び搭載資機材を保守管理する意思はないものと考えている。また、東日本高速道路株式会社と独立行政法人日本高速道路保有・返済機構との間で定めた「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する維持、修繕その他の管理の仕様書」においても、当該消防活動用車両の点検、整備、装備(搭載資機材)の維持管理について記述がない。以上のことから、現在の東日本高速道路株式会社は当該消防活動用車両及び搭載資機材の保守等管理事業の経営主体としての認識はないものとする。

2) 公社の主張に対する監査人の考え

上記のとおり、公社は道路公団との間で協定書の締結を行ったことをもって、保守等管理事業の実施主体は公社であると主張している。しかしながら、公社が保守等管理事業を行う経緯は、前述のとおり、当時道路公団から有償で委ねる決定に基づき、当初はなかった事業を寄附行為の変更により公社の費用負担で実施するものである。

アクアライン消防活動支援事業では、道路管理者である道路公団が大規模なトンネル事故災害が発生した場合の迅速な消防活動に備えて、床板下専用の消防活動車両・資機材の整備及び保守を行う義務があるとする。現に、東日本高速道路株式会社は災害対策基本法第39条第1項に基づき防災業務計画を策定している。その計画では、災害予防や災害発生時の災害応急対策として資機材の備蓄・調達体制の整備に努める旨、記載している(第6条4項、第21条)。川崎市及び公社が行政機関として道路公団と協定してアクアライン消防活動を行うのは当然としても、第一義的には道路公団が道路管理者としての責務を負っていると見るのが相当とする。

この点、道路公団と公社との間では業務委託契約はない。協定書では、保守等管理事業で取得した資産の所有権は公社にあり、また、公社事業として実施しているため、道路公団への報告は特段していない。だが、保守等管理事業の実施主体は道路管理者としての道路

公団であると考え、その費用は道路公団が負担しているとすべきことになる。

以上より、当該事業の経営責任を負っている道路公団が、公社に保守等管理事業を委託したと見るのが経済的実体であると考え。

イ. 公益法人会計基準注解 6 の解釈の趣旨は何か？

公益法人会計基準注解 6 は、指定正味財産の区分について規定したものである。具体的には、「寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。」とある。この注解の趣旨は、寄付者は寄付先に対価を求めず資金等を寄贈するが、寄付によって寄付者等の意思に沿った使い方に制約を課すことがある。その場合、受入れた資産は用途の制限を受けており、他の目的に使用出来ないことから、指定正味財産、すなわち、負債ではなく純資産に計上することを示したものである。また、注解 13 では、国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、その受入額は指定正味財産に計上する旨、規定されている。

これに関して、公社は道路公団からの一括負担金が返還を要せず、特定の事業である保守等管理事業に使用することを指定された資金であるとして、公益法人会計基準注解 6 又は注解 13 を適用して、長期前受金から指定正味財産に振替えている。しかしながら、このような考え方には以下の事項についての疑義がある。

1) 道路公団からの一括負担金は会計上、寄付金や補助金等の性格を有するか？

道路公団からの一括負担金は、道路公団の保守等管理事業を公社に委ねた資金であり、当該事業を委託した対価として道路公団が負担するものである。ただ、通常の委託金と異なるのは、当該事業の実施期間を 40 年と定め、当該期間にかかる費用について資金運用を考慮して積算されたものである。つまり、資金運用を考慮した 40 年間分の費用分を前払いするので、その資金を基礎に公社の裁量で業務を実施されたいとする意図が含まれている。そして、この一括負担金について、双方が合意して協定書を締結したと言える。

したがって、この資金を特定の事業である保守等管理事業に使用することを指定するというよりは、委ねられた事業を実施するために用途を特定していると解するのが経済的実体を反映しているものと考え。協定書では一括負担金の返還の要否について特段の記載はないが、仮に一括負担金の返還を要しないとしても、当該事業を実施する義務は負っていると解される。

2) 道路公団からの一括負担金は公益法人会計基準注解 6 の要件を満たすか？

公益法人会計基準注解 6 及び 13 は、通常、寄付金や補助金等の受入を前提としている。寄附金であれば寄附金要綱等に基づき寄附申込みの手続きがあり、補助金等であれば補助

金要綱等に基づき補助金等の申請手続が存在する。しかしながら、保守等管理事業について協定書は存在するものの、寄付金や補助金等の一連の受入手続はしていない。そもそも道路公団は寄付者や補助金交付団体という位置付けではなく、公社との協定書が寄附金要綱等に基づく書類と同じ意味合いを持つとは言い難い。また、一括負担金を指定正味財産として整理することについて、道路公団から支障のないことを口頭で確認したとしているが、寄付金であることや寄付手続に関して正式な文書は取り交わしていない。このことから、一括負担金の受入れについて、寄付金や補助金等の受入れの類推適用を行うことは難しいのではないか。

3) 公益法人会計基準注解 6 が公表された平成 16 年の公益法人会計基準改正時に、何故会計処理を変更しなかったか？

公益法人会計基準注解 6 は、平成 18 年 4 月に改正された平成 16 年基準で公表されている(平成 16 年改正当時は注解5)。しかし、平成 16 年改正基準の公表時に指定正味財産の区分の要否を検討した形跡はない。公益認定申請の際に、債務超過を解消する手法として検討されているに過ぎないと考える。

④ 結論

以上の検討をした結果、道路公団からの一括負担金は経済的実態からして会計上、寄付金や補助金等の性格を有しておらず、また、寄付等に必要の手続は実施していないことから、公益法人会計基準注解 6 の要件を満たしていないと考える。

当該事象は、会計処理を伴う大きな問題である。今回の監査結果としては、実質的には当該事業は道路公団からの委託であると考えられるため、寄附金を根拠とする振替処理は理論的に無理があると考えられる。よって、本来指定正味財産から負債へ戻す必要がある。

また、今後も公益法人制度改革への対応に当たって会計処理の適正化が必要だったとして現状の会計処理を維持するのであれば、現協定書での「資機材等の整備及び維持管理等に要する費用は道路公団が負担」し、一括して公社に支払うという内容を改め、改めて寄付等の手続を締結し、保守等管理事業について、事実上、道路公団つまり現在の東日本高速道路株式会社の責任から離れたことを合意するなどの手続をすることにより、形式と実質を一致させることが必要と考える。

いずれにしても、公社は公益財団法人移行時の前後で公社の事業に何ら変動はないにもかかわらず当該処理を行ったものであるのだから、当該会計処理を行った必要性和、会計処理を行った時期の適時性について、再度整理する必要がある。

【意見 14-2】 消防用車両資機材の日々点検の問題点

今回の監査で棚卸リストと現物を確認したところ、酸素呼吸器 5 基(実際は 3 基)、酸素予備ボンベ 10 本(実際は3本)などいくつかの資機材で不突合が見受けられた。その原因の一つとして、棚卸リストは場所別に記載されておらず、どこに何があるかが直ちにわからない状況にあること、現物確認を記録した証跡(チェックマーク)を残していないため後で確認することが困難なことなどが挙げられる。消防活動用車両及び搭載資機材の現物管理は最重要事項であることから、日々の管理業務はもちろんのこと、決算時点での棚卸手続を正確に実施する必要がある。

写真 19 「海ほたる」にある消防車庫(9月17日監査人撮影)



訪問時に、車両、救急資機材、救助資機材、消火資機材の管理状況を確認し、サンプルで現物チェックを行った。

テーマ 防災に関する事業についての事務

(参考) 修正後の平成 27 年 4 月現在の棚卸明細表

	機 材 名	数 量	仕 様 ・ 型 式 ・ 規 格
車 両	1 ①号車(救急活動車)	各1台	ワゴン車(定員15名) 5045×1710×2285H
	2 ②号車(救助活動車)	各1台	3t車・総重量5t 5140×1920×2360H
	3 ③号車(消火活動車)	各1台	3t車・総重量5t 5140×1920×2360H
救 急 資 機 材	1 酸素吸入器(固定)	1式	付属装置付き
	2 担架	6台	四つ折り式×4、布×2
	3 毛布	18枚	金属鏡面加工
	4 救急セット	1式	50人用
	5 簡易呼吸器	10基	パラートC
	6 応急救護テント	1基	拠点配備
	7 ハンドマイク	1台	警報音内臓
	8 強力ライト	1台	
	9 AED	1台	ハートスター(拠点配備)
救 助 資 機 材	1 ボルトクリッパー	1丁	切断容量8mm
	2 可搬ウインチ	2式	能力3000kg ワイヤー16mm×10m
	3 ワイヤーロープ	8本	6.5t・12mm、11.9t・16mm×5m、10m、20m各1
	4 マット型空気ジャッキ	1式	10、20、30、40t。ミニタイプセット付
	5 同上空気ポンベ	8本	8型
	6 油圧スプレッダー	2式	レスキューツール(付属品付)
	7 油圧切断機	2式	同上
	8 発動機付油圧ポンプ	2式	同上
	9 エンジンカッター	1台	空冷2サイクル82cc 替刃×20
	10 空気鋸	1式	工具 200型 スペアー付
	11 空気呼吸器	5基	300型陽圧式(ポンベ含む)
	12 同上予備ポンベ	17本	
	13 酸素呼吸器	3基	圧縮酸素型循環式 公称2時間(ポンベ3本含む)
	14 同上予備ポンベ	3本	
	15 発電投光器	2台	ポータブル(不具合発生交換予定で浮島保管)
	16 万能斧	1本	弁慶
	17 サルベージシート	2枚	2.7m×4.4m
	18 角材	4本	50cm×3本、楔1本
	19 滑車	3個	引張力3000kg
	20 かけなわ	6本	6mm×2m、8mm×3m、10mm×2m 各2
	21 ハンドマイク	1台	警報音内臓
	22 強力ライト	1台	
	23 フルスケッドストレッチャー	1セット	SK-200-OR 210cm×91cm
消 火 資 機 材	1 ホース	60本	65mm×20m
	2 可変ノズル	4本	2段切替
	3 泡ノズル	4本	ピックアップ式
	4 台車	4台	折畳式
	5 消火薬剤	72缶	20ℓポリ容器(耐アルコール3%原液)
	6 乾燥砂・油吸着材	74袋	車両積載各3、予備は拠点配備
	7 CAFS	1セット	薬液20ℓ付
	8 ハンドマイク	1台	警報音内臓
	9 強力ライト	1台	

【意見 14-3】 管理の在り方

公社は、40 年間にわたり、消防活動用車両及び搭載資機材の維持管理を実施することになる。このため、消防活動用車両及び搭載資機材の更新投資を計画的効率的に実施することが求められる。この点、消防活動用車両は台数が少なく日々の点検でどの時期に更新するかはある程度見込める。しかしながら、搭載資機材については種類や数量も相当数あり、破損したらその都度補修又は取り替えているに過ぎず、計画的な更新投資計画はない。現状では消防活動用車両、搭載機材等の管理が不十分と言わざるを得ず、資産管理と更新投資の可視化を行う必要がある。

【意見 14-4】 過去の事件を検証することによる有効性の検証

平成 9 年に協定が締結された以降、公社が管理、点検を行っている消防活動用車両及び搭載資機材が稼働した事故は、平成 25 年 11 月 26 日に発生した事故の 1 件のみであった。この事故は、アクアラインのトンネル内で大型トラックにジープタイプの車両が追突炎上し、直近を走行していた車両の数人が側壁の避難口（下記の写真参照）から床板下緊急通路に避難した。この避難した人達を公社管理の人員搬送車（上に掲載した写真の右端の車両）により地上へ搬送したというものである。

この事故においては、人員搬送車は何ら問題なく稼働しており、アクアライン消防活動支援事業の有効性が確認できる事例となっている。

なお、公社内において、当該事故の顛末を記載した文書は残されていないが、保守等管理事業そのものの有効性を検証する有用な事例なので、今後事故が発生した場合には文書で残すと共に、場合によってはその後の管理の在り方に活かす姿勢が必要である。

写真 20 トンネル側壁からの脱出口（9 月 17 日監査人撮影）



4. その他の事業

(1) 事業の内容

公社は、アクアライン消防活動支援事業(公益目的事業)以外に、公益目的事業である消防防災に関する普及啓発事業及び各種講習会・研修会に関する事業、公益目的事業以外の事業である消防用設備等の点検と防火診断事業を行っている。

(2) 監査の結果

特になし。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 14-5】 防火講習事業の普及

公社は、各種講習事業のうち、一般財団法人日本防火・防災協会(以下、防災協会という)と連携して、防火及び防災管理講習事業を積極的に推進する意向を持っている。防火及び防災管理講習事業は、防火及び防災管理者として必要な資格を取得するため、消防法施行規則第2条の3又は第51条の7に基づき、当該講習を実施するものである。

前述のとおり、各種講習会全体の開催数、受講者数ともに前年実績及び当年度の計画を下回っている。これに関して、具体的な自主事業としての収益性を向上させる収支計画や行動計画(数値目標含む)について確認したところ、現状では当該計画は作成されていない。また、防火講習対象者に関する情報を保有している関係機関との連携も適時適正に行っている状況ではなく、特段の情報共有ができていない。

公社が防火及び防災管理講習事業を強化するのであれば、戦略のひとつとして積極的な情報収集により潜在的な受講者がどれくらいおり、どの受講者を対象にするかなど、防災協会や消防局と情報連携して受講者を市場に見立てたマーケティングを実施することが必要と考える。

また、公社のホームページでは、防火対象物点検資格者講習会の本講習、再講習とも平成27年度の情報が更新されていないなど、ホームページ情報を速やかに改善する必要がある。

今後、防火及び防災管理講習事業を主たる自主事業として位置付けるのであれば、公社自ら積極的な情報発信とマーケティングを実施するとともに、収益性を向上させる具体的な中期計画を策定する必要がある。

【意見 14-6】 消防用設備等の点検と防火診断事業の縮小に合わせた職員の転用

川崎市では、市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや出資法人の自立的な経営に向けた取組を推進するため、「出資法人の経営改善指針(改訂版)」(平成 27 年 4 月)を公表している。その中においては「民間でできることは民間で」「(出資法人の経営改善指針(改訂版))3 ページ」という原則に基づき、出資法人が実施している事業の必要性(市民ニーズ)はあるのか、事業の必要性はあっても行政関与の必要性はあるのかなどの視点から検証を行い、法律などで実施が義務づけられている場合や民間部門より効果的にサービス提供ができる場合以外は公共部門が直接サービス提供を担うことはしないこととしている。

消防用設備等点検業務は公募により入札手続が行われており、民間事業者と競合する状況にある。このため、公社は当該業務を撤退することを決定しており、平成 27 年度は平成 26 年度の 50%程度の実施に留め、平成 28 年度は完全に撤退することとしている。

このような事業縮小の中で、これまで事業課の職員のうち消防用設備等点検業務に従事していた一定人数は、当該事業縮小に併せて主たる事業となる防火及び防災管理講習事業や防災コンサルティングなどの事業に配置転換を含めた業務の転用を検討する必要がある。

【意見 14-7】 消防用設備等の点検と防火診断における再委託

前述のとおり、川崎市立小学校Bブロックの点検業務は 11,448 千円の受託に対して 8,972 千円が再委託であり、再委託率(約 78%)が高くなっている。

川崎市委託契約書及び川崎市委託契約約款によると、「受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。」と記載されているが、本件の場合、契約上の「一括」又は「大部分」の委託には該当しないと思われる。また、民間事業者に再委託をする理由が明確となってもいる。但し、再委託率(約 78%)が高くなっているのは事実であり、一括又は大部分を第三者に委託していないとしても、市としては、契約当事者として、どの程度の再委託が発生しているかについては把握しておく必要がある。

なお、点検業務自体は、平成28年度から完全撤退することとなっているが、点検業務に限らず今後市と公社との契約の際には、留意が必要である。

5. 役員、職員の状況

(1) 公社における役員、職員の特徴

公社の組織人員及び業務の実施体制は、平成 27 年7月1日現在、以下のとおりである。

表 261 役員・職員の状況

	常勤			非常勤		
	合計	(内市派遣)	(内市OB)	合計	(内市派遣)	(内市OB)
役員数	2名	0名	2名	9名	0名	0名
職員数	10名	0名	10名	3名	0名	0名
常勤役員平均年齢	63歳		常勤職員平均年齢	62歳		

役員は常勤、職員は常勤非常勤共にほとんど市のOBであり、プロパー職員はゼロとなっている。採用計画については、公社の設立当初からプロパー職員を採用していないこと、新たにプロパー職員を採用するには財源を必要とすることから、「川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき、「川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会」からの人材情報を活用して求人依頼をしている。

一方、監事は2名とも税理士で、このうち、1名は平成 22 年度に就任しており、業務監査を重点的に実施している。監事2名とも年1回の監査のみで役員報酬を支払っているとのことである。他方、決算と税務申告は会計事務所に依頼しており、公社は経理経験のある職員が月次決算のデータ入力のための経理業務をしているとのことである。

(2) 監査の結果

【指摘事項 14-1】組織体制の見直し

公社は典型的な市のOBの受け皿法人である。市のOBは人事ローテーションで数年しかいないため、組織上のノウハウが蓄積しないという構造的な問題を抱えている。公社の事業の特殊性からして短期的にはやむを得ないとしても、法人の事業継続を考えると市職員の再雇用のみでは限界がある。川崎市の出資法人の経営改善指針(改訂版)によれば、民間経営ノウハウを持った人材の活用を求めている。今後、消防用設備等点検業務を縮小し、防火及び防災管理講習事業や防災コンサルティングなどの事業に注力する観点からは、中長期的な法人の組織人員体制の見直しを行うとともに、組織上のノウハウを維持・継続するため、プロパーの雇用や、それが難しい場合には職員の研修や人材の確保等について検討する必要がある。

(3) 監査対象に関する意見

【意見 14-8】 監事について

監事監査は会計監査と業務監査をするため、現状の税理士2名の構成を再検討する必要がある。確かに、税理士でも業務に精通する経験があれば対応は可能と考えるが、監査は年1回決算時のみとなっており、業務経験のない場合は業務監査の実施への影響が危惧されることから会計監査と業務監査の実施体制と頻度を見直す必要がある。

【意見 14-9】 主体性のある決算書の作成及び報告

現状においては、決算書作成業務を外部に委託している。この点、他の多くの財団・社団法人においても、決算書作成業務を外部に委託しているという事実もある。また、本公社の場合、事務局長が最終的に決算内容を理解した上で、決算報告を行っているということから、結果的に特に問題となっていない。

但し、今後事務局長の交代等があった場合、必ずしも決算業務が引き継がれない可能性もある。この点、前述の「【指摘事項 14-1】 組織体制の見直しについて」でも指摘したことはあるが、決算業務に関してもプロパーの雇用により対応することも検討の余地がある。

6. その他

(1) セキュリティ体制等

公社は、約 2 年前からパーソナルコンピューターに不具合が生じており、その原因を調査したところ、公社のシステムにウィルスが侵入していることが判明した。これは、新規事業の推進に係るパーソナルコンピューターでの e・ラーニングのシステム構築の際にウィルス感染が発覚したものであるが、個人情報の漏洩等には至っていなかった。なお、会計情報を扱うパーソナルコンピューターは別のシステムで運用していることから、ウィルス感染の問題は発生していない。

(2) 監査の結果

【指摘事項 14-2】 セキュリティ体制の不備

約 2 年前からパーソナルコンピューターに不具合が生じているにもかかわらず、すぐに対応できなかったのはセキュリティの体制に不備があると言わざるを得ない。現状では、情報公開の規程があるだけで、セキュリティの体制が不十分である。今後はセキュリティ対策の方針のみならず、その実施体制や実施手順を詳細に記載した規程を整備するとともに、その方針を理事会等で決定し、運用するなど組織的な対応が求められる。

この点、公社では、今後の法人情報開示の仕方やセキュリティ対策について、専門事業者と業務契約に向けて折衝中とのことである。外部事業者との協議もさることながら、対内的にも迅速な行動を起こす必要がある。

【指摘事項 14-3】 情報公開について

公社の情報公開や開示が不十分である。現に、公社のホームページを見ると、財務情報が平成 25 年度までしかなかったり、当該年度(例:平成 25 年度は事業計画書のみ公表されている)でもすべての財務情報が揃っていなかったりしている。

これに関して、ウィルス感染の問題に端を発して情報開示が遅れているとのことであるが、情報発信の重要性と迅速性は法人の情報に対する姿勢の問題である。速やかに各種媒体を活用した積極的な情報提供をする必要がある。

(4) 監査対象に関する意見

特になし。

以上